

令和5年度 学位論文

変貌する滞日フィリピン人社会

トランスナショナルコミュニティからメタ・コミュニティへ

日本大学大学院

国際関係研究科博士課程後期課程

酒見 薫

## 目次

|   |    |
|---|----|
| 序論                                      | 1  |
| 第1章 グローバルな国際移民時代の到来                     | 5  |
| はじめに                                    | 5  |
| (1) 近年の国際人口移動の流れ                        | 5  |
| (2) 国際移民と国際人口移動                         | 7  |
| 1) 国際移民の定義と形態                           |    |
| 2) 国際人口移動の定義と形態                         |    |
| (3) 国際人口移動の諸相                           | 11 |
| 1) 時代と地域の変遷と移民形態の変化                     |    |
| 2) 20世紀後半の国際人口移動の特徴                     |    |
| 3) 第二次世界大戦後の国際人口移動と新たな経済移民の誕生           |    |
| (4) 国際人口移動のグローバル化と新たな移民の出現              | 16 |
| 1) 難民                                   |    |
| 2) 非合法移民                                |    |
| 3) 高技能移民                                |    |
| (5) 新たな時代の国際移民—ディアスポラ                   | 21 |
| 1) ディアスポラ研究の発展                          |    |
| 2) ディアスポラの主要類型                          |    |
| 3) ディアスポラの共通の特徴                         |    |
| (6) 近年の国際人口移動の進展—グローバル移民の挑戦             | 27 |
| 1) 移住送出国と移住受け入れ国の時代的・地域的変遷              |    |
| 2) 国際移民時代における移民の挑戦                      |    |
| 3) 移民集団の滞在の長期化：家族呼び寄せ：家族合流・結合への願い       |    |
| 4) 女性の再生産領域への進出や特別な在留資格による出稼ぎ           |    |
| (7) トランスナショナルな視角とトランスナショナルコミュニティ<br>の出現 | 34 |
| 1) トランスナショナルな移民の越境的社会空間の形成過程            |    |
| 2) トランスナショナルな社会的空間の形成の影響                |    |
| 3) トランスナショナリズムの展開とその未来                  |    |
| (8) 近年の国際移民の動向とその特徴—まとめ                 | 38 |
| 1) 移民のグローバル化                            |    |

- 2) 移民の加速化
- 3) 移民の多様化
- 4) 移民の女性化
- 5) 移民の政治化
- 6) 移民過程変遷の普及

|   |           |
|---|-----------|
| <b>第2章 アジアにおける国際移民の動向</b> .....                               | <b>41</b> |
| はじめに .....  | 41        |
| (1) 世界における国際移民政策の変化とアジア移民の増大 .....                            | 41        |
| (2) アジアからの国際移民—三つの流れ .....                                    | 41        |
| 1) 北米・オーストラリアへの定住移動   |           |
| 2) 西アジアへの循環移動   |           |
| 3) アジア地域内移動   |           |
| (3) アジアからの国際移民—異なる地域への拡散の実情 .....                             | 43        |
| 1) アジアからの国際移民—南北間の定住移動  |           |
| 2) アジアからの国際移民—中東産油国への一時契約労働者の出稼ぎ                              |           |
| 3) アジアからの国際移民—アジア地域内の移動                                       |           |
| (4) 東南アジアにおける国際移民の増大—1970年代以降 .....                           | 49        |
| 1) 国際人口移動をもたらすグローバルな要因  |           |
| 2) 国際人口移動を促す東南アジア特有の事情  |           |
| (5) 東南アジアにおける難民の人口移動 .....                                    | 50        |
| (6) 東南アジアにおける海外契約労働者 (Overseas Contract Workers -OCW) の移動 ... | 52        |
| 1) 主要な出身国と行き先   |           |
| 2) 二つの労働移住システム  |           |
| 3) 女性労働者の増加   |           |
| 4) 結婚による女性の国境を越えた移動   |           |
| (7) 非正規 (非合法) 移民の増加と移民産業の隆盛 .....                             | 55        |
| (8) 学生の移動と専門技術者としての定住・帰還 .....                                | 56        |
| (9) 北から南への国際人口移動—高技能移民の帰還 .....                               | 56        |
| (10) 東南アジアにおける国際移住の現状と展望 .....                                | 58        |
| 1) 政府の移民政策への関与増大—送り出し国の期待と対応                                  |           |
| 2) 国際移住における女性の役割の増大と地位向上                                      |           |

|   |            |
|---|------------|
| 3) 国際移民のホスト社会への影響と移民たちの生活<br>おわりに .....       | 60         |
| <b>第3章 日本における国際移民—大移民時代を迎える日本 .....</b>       | <b>63</b>  |
| はじめに .....                                    | 63         |
| (1) 日本に入国するさまざまな国際移民 .....                    | 63         |
| 1) 現在の日本における移民 (外国人) 人口とその推移                  |            |
| 2) 日本の移民受け入れ方針の堅持と受け入れ国への転換                   |            |
| (2) 日本に入国した国際移民—移民受け入れ国への本格的な方向転換 .....       | 67         |
| 1) 専門職移民 (高度外国人材) としての受け入れ                    |            |
| 2) 単純労働者としての移民の受け入れ                           |            |
| 3) 福祉国家の担い手としての移民                             |            |
| 4) 難民—外部要因で移動を余儀なくされた人々                       |            |
| (3) 日本における国際移民の地域的分布と地域社会への影響 .....           | 94         |
| 1) 都道府県別・在留資格別在留外国人の推移                        |            |
| 2) 日本における外国人移民の地理的分布の研究                       |            |
| おわりに .....                                    | 99         |
| <b>第4章 フィリピン人の国際人口 (労働) 移動—日本を目指して .....</b>  | <b>105</b> |
| はじめに .....                                    | 105        |
| (1) フィリピン人の国際人口移動—その1) 世界への拡散 .....           | 105        |
| 1) 海外をめざすフィリピン人と国家移民政策                        |            |
| 2) 海外フィリピン人 (Overseas Filipino—OP) の滞在形態とその分布 |            |
| 3) 海外フィリピン人の世界への展開                            |            |
| (2) 海外フィリピン労働者の諸相 .....                       | 108        |
| 1) 海外フィリピン人労働者の年間雇用数・派遣数の推移と雇用先               |            |
| 2) 海外フィリピン労働者の資格                              |            |
| 3) 海外フィリピン労働者の職業の推移と性差 (労働の女性化)               |            |
| (3) 政府による海外フィリピン人の雇用に対する政策的展開 .....           | 110        |
| 1) 海外雇用促進政策の誕生の背景と目的                          |            |
| 2) 海外フィリピン労働者 (OFW) の送り出しに係る行政機関              |            |
| (4) 海外フィリピン人の送金の増加と経済効果 .....                 | 112        |
| (5) 海外フィリピン人の保護の問題 .....                      | 113        |

|  |            |
|--|------------|
| (6) フィリピン人の国際人口移動—その2) 日本への出稼ぎと定住 .....                            | 113        |
| 1) 1970年代以降の日本におけるフィリピン人移民の歴史と特徴                                   |            |
| 2) なぜ日本に行くフィリピン人は女性が多いのか   |            |
| 3) 近年の在日フィリピン人の滞在形態—近隣諸国との比較から                                     |            |
| 4) 在日フィリピン人の地域的分布  |            |
| (7) 日本に移動・就労するフィリピン人女性たち .....                                     | 122        |
| 1) エンターテイナー (フィリピン人女性興行労働者) の移動と就労                                 |            |
| 2) 介護労働に従事するフィリピン人女性の移動と就労   |            |
| 3) 東アジアで増える結婚移民  |            |
| (8) 定住・永住・トランスナショナル化する在日フィリピン人—日本への人口移動<br>の新展開.....               | 145        |
| 1) フィリピンから日本への新たな人口移動の背景 (法的要因)                                    |            |
| 2) 定住・永住化する在日フィリピン人の5類型  |            |
| 3) 在日フィリピン人の人口動態の変化  |            |
| 4) 在日フィリピン人の高齢化と高齢家族の夢と生活  |            |
| 5) 新日系フィリピン人母子家族の語り  |            |
| 6) 高齢化を迎えた結婚移民と多世代居住の日系人のトランスナショナルな<br>生き方                         |            |
| 7) 高齢化する結婚移民と日系人の日本社会への関わり方: どこに自らの軸足を<br>置くか                      |            |
| おわりに .....   | 155        |
| <br>   |            |
| <b>第5章 在日フィリピン人社会の移民研究とトランスナショナルを志向する人類学的<br/>        研究 .....</b> | <b>159</b> |
| はじめに .....   | 159        |
| (1) 在日フィリピン人社会の先行研究—移民研究を中心として .....                               | 159        |
| 1) 在日フィリピン人研究史—1990年代を中心に  |            |
| 2) 在日フィリピン人研究史—2000年代を中心に  |            |
| 3) 在日フィリピン人研究史—2010年代を中心に  |            |
| (2) 近年のトランスナショナリズムを内包する移民研究と文化人類学的<br>研究 .....                     | 168        |
| 1) トランスナショナリズムの概念と人類学の移民研究への適用                                     |            |

|  |     |
|--|-----|
| 2) 越境し続けるネットワーク：新しい世代のトランスナショナル・フィリピン人のライフスタイル |     |
| 3) フィリピン系ニューカマーに見られるトランスナショナルな家族の形成と教育意識       |     |
| おわりに   | 178 |

|  |            |
|--|------------|
| <b>第6章 滞日フィリピン人移民社会の人類学的研究—トランスナショナリズム的視点から</b>          | <b>179</b> |
| はじめに   | 179        |
| (1) 調査地の概要   | 179        |
| 1) 調査地の位置、人口、産業  |            |
| 2) 調査地の在留外国人人口と就労者                                       |            |
| 3) 現地調査期間と調査対象者  |            |
| (2) 調査地 X 市のフィリピン人社会                                     | 181        |
| 1) 人口、年齢、性別、就労の状態  |            |
| 2) X 市 X 教会におけるフィリピン人出身者                                 |            |
| 3) X 市 X 教会のフィリピン人出身者の就労状況と特徴                            |            |
| (3) フィリピン人調査対象者の日常生活の事例                                  | 184        |
| 1) アントワネットさんの事例：見合い結婚、食品工場勤務、熱心な教会活動                     |            |
| 2) スティシーさんの事例：エンターテイナー、夫のパブ経営、姉たちの呼び寄せ、フィリピン人コミュニティの中心人物 |            |
| 3) ジョバンナさんの事例：大学卒、フィリピンで結婚、夫の死去、同棲、工場勤務                  |            |
| 4) ルラさんの事例：見合い結婚、ミンダナオ島出身、病気療養中、専業主婦                     |            |
| 5) マドンナさんの事例：大学卒、エンターテイナー、離婚後マニラで再婚、夫と教会活動               |            |
| 6) アニータさんの事例：エンターテイナー、夫の実家はプロテスタント教会、熱心なカトリック信徒、食品工場勤務   |            |
| (4) フィリピン人コミュニティを求めて—フィールドワーカーの実践                        | 189        |
| (5) フランス人神父からみたフィリピン出身者の特性と忠告                            | 191        |
| (6) X 教会で最初に出会ったフィリピン人女性たち                               | 194        |
| 1) デイジーさんとの出会い—初めて話しかけてくれた 70 代の女性                       |            |
| 2) ジョバンナさんとの出会い—日本人しかいない職場で働く                            |            |
| 3) マリリンさんとの出会い—Z 市から来た 60 代の女性、まとまりのある X 教会              |            |

|   |            |
|---|------------|
| (7) アスラン神父が受け持つQ教会での出来事 .....                             | 196        |
| 1) Q教会でのミサと外国人参加者   |            |
| 2) マリアンヌさんの告白—差別と貧困と出稼ぎの連鎖                                |            |
| (8) 日比アラカルトなお葬式—フィリピン人の葬式にみる宗教対立 .....                    | 200        |
| (9) 滞日フィリピン人とトランスナショナルコミュニティの形成 .....                     | 202        |
| 1) フィリピン人教会メンバーのミサ後の交流空間と交流活動                             |            |
| 2) 限定的に出現する「カリンデリア」という社会空間                                |            |
| 3) デイジーさんの帰国大騒動—越境しているフィリピン人コミュニティの存在                     |            |
| 4) フィリピン人コミュニティに距離をもつ—仲間意識の抑制                             |            |
| 5) 卓越した日本語能力、バランスの取れた付き合い、トランスナショナルな兄弟をもつジョバンナさん          |            |
| 6) 国境を越えた見合い結婚、カトリック教会への信頼、老後のケアのために帰国を望むルラさん             |            |
| 7) ステイシーさんの姪ジュディーさんの国境を越えた高いビジネス志向                        |            |
| おわりに .....  | 215        |
| <b>理論分析 .....</b>   | <b>217</b> |
| (1) 増大する在留フィリピン人と定住・永住化 .....                             | 217        |
| (2) トランスナショナル化する滞日フィリピン人社会の研究 .....                       | 218        |
| 1) トランスナショナリズムの概念を利用した移民社会の人類学的研究                         |            |
| 2) トランスナショナリズムの視点に基づく滞日フィリピン人移民社会の現地調査                    |            |
| (3) X教会を中心とした滞日フィリピン人が作り出す、カリンデリアという社会空間とクラウド上の社会空間 ..... | 219        |
| 1) 教会のミサ後の参加者の交流の在り方                                      |            |
| 2) 中国人・韓国人と異なるフィリピン人のコミュニティ形態                             |            |
| 3) 限定的に作り出される「カリンデリア」という社会空間                              |            |
| 4) 永続的に存在する「メタ・コミュニティ」というクラウド上の社会空間                       |            |
| (4) X市における滞日フィリピン人コミュニティの研究課題 .....                       | 222        |
| (5) X市における現地調査について .....                                  | 222        |
| <b>在日フィリピン人社会研究と移民研究 主要参考文献 .....</b>                     | <b>223</b> |
| <b>謝 辞 .....</b>  | <b>246</b> |

## 序 論

### 本論文の背景

有史以来、人類は起源地とされるアフリカから、生存のために、またさまざまな影響を受けて、世界各地の拡散してきた。その後も、人々は絶えず国境や大陸を越えた、大規模な移動（国際人口移動）を繰り返してきた。

近年、世界のいたるところで故郷を離れ、また新たな職や仕事、安全な場所を求めて、国境を越えて移動する人々が増大している。彼らはこれまでの移民たちとは異なり、移民受け入れ国と送出国を相互に移動し、行く先々の地の経済と社会の構造を変革し、「トランスナショナルな社会」を形成するようになっている。それは新たな『国際移民時代』の到来を示すものである（カースルズ&ミラー 2011）。

日本においても、1990年代以降、新来外国人が次々と流入してきている。時代のグローバル化や同時に衛星放送やインターネットによって、飛躍的に情報化が進んだことにより、国際移動が迅速かつ容易になったことが挙げられる。多い順に、中国、ベトナム、フィリピン、韓国、アメリカ、インドネシア、タイ、ネパール、ブラジルなどからの流入が活発化している。移民研究者の宮島喬は、このような新たな移民を「グローバル移民」と称している（宮島 2022:100）。

### 本論文の研究対象と研究目的—トランスナショナルな在日フィリピン人

本論文で研究対象とするのは、グローバル移民の中でも日本において増大する、在日のフィリピン人である。彼らはさまざまな在留資格で就労する出稼ぎ労働者（中長期在留者）および長期的に滞在する定住・永住化しているフィリピン人からなる。

2019年の日本における在留外国人は約293万人であるが、フィリピン人は構成比9.6%で、28万2,798人を占める。2012年が20万2,985人なので顕著な増加を示している（在留外国人統計 2020）。

研究対象としたフィリピン人の多くは、日本人との結婚を経て、日本の各地に定着し、様々な職業に就き、生活し、コミュニティを形成、定住化している人たちである（第4章 40-41）。

これらの在日フィリピン人は、主に国際移民研究、国際社会学、文化人類学の研究対象であり、彼らが抱えるさまざまな問題が明らかにされてきた（第4章、第5章）。特に、国際社会学や文化人類学では、近年の理論的動向を踏まえて、フィリピン人コミュニティを「トランスナショナルな視角」からとらえる研究が生まれてきた。本論文もこのような流れの中で在日フィリピン人社会を取り上げる（第1章、第4章、第5章）。

## 研究方法—移民現象の動向の把握と在日フィリピン人コミュニティのフィールドワーク

フィールドワークの対象とした滞日するフィリピン人の移動・就労・生活を調査する以前に、第1章から第3章において、フィリピン人が世界に移民として拡散する背景を文献調査によって明らかにした。特に、世界、アジア、日本での移民の移動と就労の動向を整理したのち、第4章、第5章にて、日本に向かうフィリピン人の就労と定住化の問題を取り上げた。これらの既存の移民研究を踏まえて、第6章では滞日フィリピン人コミュニティの現地調査の実施を記述している。

現地調査の対象とした滞日フィリピン人コミュニティは、群馬県の一地方に存在している。現地には、2021年12月より、週末に頻繁に訪問し、滞在することで、人類学的現地調査を行った。現地のフィリピン人居住者はどのような目的を持って来日し、現在どのような生活を送っているのか、現地での参与観察やインフォーマルなインタビューを通じて明らかにしようとした。

とりわけ、フィリピン人居住者が、どのような宗教的・親族的・民族的ネットワークを形成し、日本人社会の中で生活を築いているのか。また、出身地や他の地域に住むフィリピン人と日常的にどのような関係を維持しているのか。結果として「トランスナショナルな社会的空間（コミュニティ）」が構築されているのかを把握することが主たる研究目的である。

## 本論文の構成

本論文は、「序論」、「目次」、「第1章～第6章」、「理論分析」、「参考文献」から構成されている。第6章の現地調査を踏まえ、第1章から第3章までは、世界の移民現象の歴史的背景と動向を、世界、アジア、日本から検討した。第4章では、世界的規模で拡散しているフィリピン人移民に的を絞って、背景、移民に関する制度、移民を志向する経済と文化ならびに近年の日本への就労・出稼ぎ・定住化状況を明らかにした。第5章では在日フィリピン人社会の先行研究のレビューと新たなトランスナショナルな視角に立った研究を検討した。第6章では、群馬県X市において、現地調査に基づき、滞日フィリピン人の境界を越えたトランスナショナルな社会空間の形成を記述している。

第1章の「グローバルな国際移民時代の到来」では、近年の国際人口移動に見られる主たる流れ、国際移民と国際人口移動の定義と形態、移民の時代的変遷と移民形態の変化、20世紀後半の国際人口移動の特徴と経済移民の誕生、難民などの新たな移民の出現、移民からディアスポラへ、グローバル化時代の移民の新たな挑戦、トランスナショナルな視角と空間の形成などを扱った。

第2章の「アジアにおける国際移民の動向」では、アジアからの世界への国際移民の三つの流れ（北米・オーストラリア、西アジア、アジア地域内）とそれぞれの特徴、アジア

地域内、特に東南アジアにおけるさまざまな形態の国際移民の増大（難民、女性労働者、非正規労働者、学生、高技能移民）、東南アジアにおける国際移住の現状と展望（政府の関与と期待、移住における女性の増大、ホスト社会への影響）などを取り上げる。

第3章の「日本における国際移民—大移民時代を迎える日本」では、移民受入の需要の増大に伴う移民受入国への転換、専門職移民の受け入れ促進、単純労働者へのニーズと3つの窓口（定住者と技能実習制度と不法滞在者・非正規滞在者）の活用、福祉国家の担い手としての新たな制度の創設（外国人看護師・介護福祉士候補生、新たなケア労働者の獲得のための制度変更、外国人家事労働者）、外部的要因で余儀なくされた難民受け入れ、国際移民の地域的分布とその社会的影響、移民受入社会が考えるべきことなどを論議した。

第4章の「フィリピン人の国際人口（労働）移動—日本を目指して」は、世界への拡散と日本への出稼ぎと定住の2部構成である。

第一部ではフィリピン国家の海外移民政策と移民の世界への展開、海外フィリピン人労働者の資格・雇用方法・職業・技能・性による区分、海外雇用政策と各種行政機関の設置による海外労働者の保護と管理などが取り上げられた。

第二部ではフィリピン人の日本への出稼ぎと定住が主要課題である。増大するフィリピン人移民の増大とその特徴、圧倒的な女性の多さと若さ、興行ビザから日本人の配偶者等（結婚移民）の在留資格への変化、フィリピン人の滞在形態の近隣諸国との比較、フィリピン人の居住の地域的分布の特徴（地方都市への分散居住など）、日本で就労・定住化するフィリピン人の動向（エンターテイナーの隆盛と衰退、介護労働者への転換、介護労働者の類型と専門化、介護労働者の就労実態—結婚移民とEPA候補者）、アジアや日本で増える結婚移民、定住・永住・トランスナショナル化する在日フィリピン人の5つの類型（結婚移民、在日フィリピン人1.5世代、在日フィリピン人2世、日系フィリピン人、新日系フィリピン人）、在日フィリピン人の人口動態の変化（高齢化とその事例、困窮化する母子家庭の事例）、高齢化した結婚移民と高齢者を支える多世代居住の日系人のトランスナショナルな生き方などを取り上げた。

第5章の「在日フィリピン人社会の移民研究とトランスナショナルを志向する人類学的研究」において、前半部では、移民を中心とした在日フィリピン人社会の先行研究を、1990年代、2000年代、2010年代に分けて、主要なトピックと研究者の研究を取り上げた。1990年代はまだ研究は萌芽的状态で、在日フィリピン人社会に関心をもつ者は少なかった。2000年代になると、多文化共生概念への批判、国勢調査データに基づく量的分析から、フィリピン人が在日外国人のなかで、経済的に貧困な状態が明らかにされた。

質的研究では、エスニックコミュニティの内部が明らかとなり、子育てや教育の問題も取り上げられるようになった。2010年代からは、高畑幸が結婚移民と新日系人の婚外子とその母親たちによる介護の研究を行ってきた。また他のさまざまな課題にも取り組んでいる。小ヶ谷千穂は国際労働における女性化の問題を取り上げており、長坂や永田は親族や宗教のネットワークが人々の移動や生活の中で重要な役割を果たしていることを研究している。

後半部の、「トランスナショナルリズムを内包する移民研究と文化人類学的研究」では研究の一端を検討した。1990年代半ば以降は、グローバルな人口移動の研究にトランスナショナルリズムの概念が用いられるようになり、上杉はトランスナショナルリズムに関する複数の定義を整理し、「複数の国の国境を越え、長期間継続して頻繁に見られる、移民の多元的帰属ないし多元的ネットワークをめぐる諸現象」と再定義した。

永田は新しい世代のフィリピン人が、越境するネットワークの形成を通じて、日本とフィリピンを往復し、家族を呼び寄せ、子どもを本国の親に預ける、また、フィリピンの学校に入れるなど、国境を越えた新しいトランスナショナルなライフスタイルを送っている家族の事例を報告している。

額賀は、家族中心主義の共通の価値観によって結ばれたトランスナショナルな家族の形成が、「母国送金」、「母国訪問」、「情報技術（インターネット・SNS など）による紐帯の強化」を通じて維持されている様子を報告している。

第6章の「在日フィリピン人移民社会の人類学的研究—トランスナショナルリズム的視点から」において、群馬県X市の1年半におよぶ現地調査から、在日フィリピン人を数量的に把握したほか、彼らの語りや彼らの行動の直接観察を通じて、宗教的、親族的、社会的な相互扶助ネットワークの形成の在り方を探った。

具体的には、フィリピン人調査対象者のライフヒストリー、カトリック教会でのミサの後の交流と活動、教会を主宰する神父の語り、宗教的対立を内包した葬儀の事例、“カリンデリア”と称されるフィリピン人メンバーの境界を越えた社会空間における交流の在り方などである。また、所属する教会や日本国内での居住地、国などの枠組みを越えた、彼ら独自の社会空間がソーシャルメディアやチャット等のテクノロジー化によって新たなコミュニティが形成されているかを明らかにしようとする。

## 第1章 グローバルな国際移民時代の到来

### はじめに

有史以来、人類は起源地とされるアフリカから、生存のために、またさまざまな影響を受け世界各地に拡散してきた。その後も人々は絶えず国境や大陸を越えた、大規模な移動（国際人口移動）を繰り返してきた（注1-1）。

第二次世界大戦後、世界的に移民の累計数は1960年の7,700万人から、2020年には2億8,000万人まで増えた。中でも今日最も大規模な人口移動は、全体として、開発の進んでいない国（途上国）から、開発の進んでいる国（先進国）への移動が主で、貧困層の人口爆発や富裕国との所得格差の拡大を背景に加速してきた（産経新聞 2023年8月27日）。

2005年から2010年の間は、毎年270万人が貧しい国から豊かな国に移動している。ヨーロッパの移民受入国のほとんどと、北米、オーストラリアでは、移民は人口の5-24%を占めている。湾岸諸国ではその率はより高く、カタールでは87%にも及ぶ（キング 2010:38）。

グローバルな視点で、国際移民の男女比率をみると、ほとんどの国において、出移民も入移民も男女の比率がほぼ半数を占める。しかし、ヨーロッパの国のいくつかでは（イタリア、ギリシャなどの南ヨーロッパや東ヨーロッパやロシアなど）では、女性の移入民が大多数を占めるが、中東産油国のいくつかでは男性の比率が高い（キング 2010:39）。

### （1）近年の国際人口移動の流れ

第二次世界大戦後、移民が織りなす世界的な人口移動流の主なものをみると、1）東欧、北アフリカから西欧諸国へ向かう流れ、2）南アジア、東南アジアなどから石油産出国へ向かう流れ、3）東南アジアなどから日本、オーストラリアなどへ向かう流れ、4）中南米や東南アジアなどから、アメリカ、カナダへ向かう流れがある。

労働者の多くは、貧しい開発途上国などから豊かな先進国などへ移住している（大塚友美 2002:114）。

そのうち最も顕著な国際人口移動は、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなど4つの伝統的な入移民国への流れである。そのうち最大の受入国であるアメリカは、1976年から80年には約260万、1981年から85年にかけて、約290万人を受け入れている。上記4つの国への移民は、1970年から2000年の間、1,590万から3,500万人へと増加した（大塚友美 2002, 河野稠果 2006:8-10）。

南北アメリカやオーストラリアへの移民は、長きにわたりヨーロッパやアジアからの移民志望者の憧れの地であったが、1970年前半の第一次石油危機以降、家族結ばないし

合流による移民が人道的観点から許可され、増大した。家族合流はEUに流入する非ヨーロッパ移民の60%にあたり、米国に流入する移民の70%に相当する。

多くの高所得国は、移民の家族に対して、最終的に居住を認めるようになったが、この政策はまだ普遍的なものではない。例えば、東南アジア諸国では家族結合は一般に許可されておらず、専門職ではなく、国籍を有しない移民は実際在留期間が長くても、一時滞在とみなされている（キング 2010:44-45）。

1990年代以降、次に顕著な国際移民の流れは、東アジアや東南アジアへの移動である。今まで、日本への入移民は比較的少なかったが、1990年前後、法制が改定になり、外国人労働者の流入は急上昇した。これまで、韓国、マレーシアは出移民の国であったが、入移民の国にもなった。近年の国際人口移動が、一方通交ではなく、両面通交の様相を見せるようになってきている（河野 2006:9-10）。

ヨーロッパは1970年以前、移民の送出国であったが、以後完全に移民受入国になった。やってくるのは、地中海の向こう側の途上国からの移民が多い。ドイツは1980年代から旧ソ連圏諸国に広がるドイツ系移民を迎え入れ、1990から94年には毎年50万人を受け入れ、1990年代には約200万人の難民申請者を受け入れている（河野 2006:10）。

ヨーロッパでは、1980年以来それまで出移民であった、イタリア、スペイン、ギリシャが入移民国となった。また東西の壁がなくなり、多くの移民が東ヨーロッパから西ヨーロッパへ移動した（河野 2006:10）。

全体として近年の移民の動向の特徴は、第一に、女性の参加に著しい増加であり、現在の国際人口移動の49%が女性である。第二に、移動後にそこへ恒久的に住み着くというより、一時的に滞在するタイプの形態が現れている。すなわち、他国に移動したが、母国に頻繁に帰国するという、行ったり来たり形の移動が増加している。アメリカの場合、年間120万を越える入移民があるが、同時に毎年20万人の出移民者がいる。このような移動の在り方はグローバリゼーションの影響を受け、これまでの国境を隔てる障壁が、明らかに低くなっていることを示すものである（河野 2006:10）。

近年、数百万もの人々が、生まれた場所を捨てて、職や新たな家や安全に暮らせる場所を海外に求めて移動する過程で生ずる大幅な移民の増加は、移民受入国と移民送出国双方の社会と経済と政治構造にグローバルな変化をもたらしている。彼らはこれまでにない、国境を越えた場所に、あらたなトランスナショナルな社会を形成させ、新しい「国際移民の時代」を作り出していることを示しているようだ（カールズ&ミラー2011）。

国際移民時代とは何か。なぜ人々は国境を越えて移動を繰り返すのか。何を作り出そうとしているのだろうか。

## (2) 国際移民と国際人口移動

本書では、理由や目的にとらわれずに、様々な領域をこえて移住行動を行う人々を、「国際移民 (International Migrants)」とよび、二つの地域間に発生する住居を伴う移動を「国際人口移動 (International Migration)」とみなす (大友 2002:673)。

現在、国連では、国際移民を、「居住国から少なくとも一年間離れて暮らす人」と定義している (コーザー 2021:6) (注 1-2)。『移住・移民の世界地図』において、キングは「ひとびとはある土地や国から他の土地や国へと移動し、そこに長く滞在することで移住者・移民とみなされるようになる」点で、単純な概念のようにみえる。だがその背後に、非常に多くのバリエーションと複雑さが存在する。それは空間的パターン、時間的経過による変化、移動のタイプと形態、原因や結果があると指摘し、それらを地図化した (キング 2010:11)。

このような複雑な国際移民を理解するためには、改めて国際移民がどのような地域と時代に生まれ、どのような形態の移民として存在したのか、彼らの国際人口移動はどのように促進され、また制限を受けたのか、政治的、経済的、社会的、気候学的要因を考慮しながら、近年の国際移民研究や国際社会学や人口学の動向を踏まえながら検討していく。

### 1) 国際移民の定義と形態

コーザー (2021)、キーラー (2010)、瀬戸 (2010)、キング (2010) 大塚 (2002) などの研究から、国際移民の形態について検討する。

#### ①コーザー二元論的移民の分類

コーザーは『移民をどう考えるか』(2021:20-21)において、移民をおおまかに3つに区分し、国際移民の特徴を二元論的にとらえる。

##### a) 「自発的な移民」と「強制的な移民」

移民個人の自発的意思か、外部的な要因によるかの区分である。戦争や迫害などの政治的事由や干ばつや飢饉などの環境的事由があげられる。緊急な事態が生じてから移動することが多いという。

##### b) 「政治的な理由による移民」と「経済的な理由による移民」

政治的理由であれば、通常難民であり、政治的迫害や紛争によって国外へ出国せざるを得なかった人々をさす。経済的理由の場合は、通常労働移民と呼ばれており、雇用機会をえるために、より良い労働条件を求めて移動する人々をさす。

c) 「合法移民」と「不法移民」

不法移民は、非正規移民という呼び方が定着している。彼らは旅券や査証を持たず、偽造文書によって移動する人々をさす。合法的に入国したが、就労許可等が切れたあとも滞在し続ける人々をもさす。

そのほかに移民の研究には、持続的/永続的、国内移動/国外移動、熟練的/非熟練的などの二元論があるが、実際これらの二元論はしばしば不鮮明になる。たとえば、飢えや貧困によって移動を余儀なくされた個人、帰国をつねに引き伸ばしている一時的移民、行政的手続きに遅れたために滞在許可の更新ができず非合法となった合法的移民、のちに国外にでることになった国内移民などは分類が不可能になる。

## ②大塚友美による社会的経済的国際移民の分類

人口学者の大塚は、国際人口移動として、以下の6つの形態とその区分の要因と背景を論じている（2002）。

- a) 定住移民（家族呼び寄せを含む・第二次世界大戦後、アメリカ、カナダ、オーストラリアなど伝統的移民国へ移住した人々）
- b) 契約労働者（一時的契約労働者・一時的専門労働者）
- c) 非合法労働者
- d) 政治難民（政治的理由から、迫害を受ける恐れがあるため、他国に逃れた人々、日本では亡命者、しかし今日では戦乱や人権侵害などを逃れて、他国に庇護を求める人たちも含まれるようになってきた。）
- e) 経済難民（経済的理由などから自国を見限り、外国へ脱出する人々）
- f) 環境難民（環境悪化によって、居住地を離れざるをえなくなった人々）

大塚は上記のような形態の移民が生まれる要因やそれが生まれる経済的・社会的背景を簡略に説明した。また一般に経済的要因によって生まれる移民より、民族的対立や戦争や内紛によって生じた難民・避難民、経済的な困窮などから逃れるために難民を偽装する経済難民、干ばつや原発事故など、すでに生じてきた環境難民、地球温暖化によって生じる新たな環境難民に焦点を当てて紹介している（2002:144-147）。

国際人口移動は、通常、先進国と発展途上国の間の社会経済の発展の度合いによって、進展する。すなわち、豊かな移民受け入れ国（労働力不足）のプル要因と、貧しい移民送出国（労働力過剰）プッシュの要因が絡み合うところに国際人口移動が増大する。a)～c)の形態の移民はそのような状況の中で生まれた。

これらの国際移動現象に影響を与える要因は、第二次世界大戦から今日まで、「自由貿易」の拡大にあった。戦前の世界不況や国際紛争を防ぐために、各国に経済的繁栄をもたらす自由貿易が積極的に推し進められてきたのである。

発展途上国も自らの経済発展のために、国をあげて「労働力の輸出」を有望な経済政策と見做し推進した。出稼ぎ労働者からの送金が、消費を刺激し、「国民経済の活性化」をもたらすと考えた。こういった要因が絡まって、第二次世界大戦から第一次石油ショック（1973年）まで、先進諸国も比較的開放的な対応をしてきた。しかし、オイルショック後の低成長は移民に対して、これまで以上に閉鎖的な対応をとるようになった。

このような西欧諸国の対応は、問題を複雑化した。経済的には、労働力を輸入した側も、輸出した側も利益を得たかもしれないが、政治的・社会的意味において、生身の人間が移動することから生じる、多岐にわたる複雑な問題に双方が直面するようになる。

d)からf)のタイプの移民、難民は別の理由や背景から生じている。これについては、難民項で扱う。

### ③ブライアン・キーリーの国際移民の多様の分類

ブライアン・キーリーは、『よくわかる国際移民』（2010:26）において、今日の国際移民がより多様なカテゴリーをもつことをあげている。それぞれの国際移民の形態をそれに伴う移住の理由をともなうものして分類している。

#### a) 一時的労働移民

—一定期間のみ移住する労働者

#### b) 長期間滞在する低技能移民

—一般に受入国は低技能移民には一時的な滞在を期待するが、西ヨーロッパの出稼ぎ外国労働者のように、一時的な滞在で終わることがない。（主に肉体労働者で、難民と同様に排除や差別の対象となりやすい。）

#### c) 高技能移民・企業移民

—多国籍企業や国際労働市場で雇用される者。一部先進国にとって主要な焦点となりつつある。

#### d) 非正規移民

—ビザなし移民、不法移民として知られる。

#### e) 難民

—母国以外の国に居住し、「迫害を受ける恐れが十分にある」ため、母国に帰還できない者、ないし帰還を望まない者。

#### f) 亡命希望者

—受け入れ国到着時に、難民として保護を求める。却下されることが多い。

g) 強制移民

— 難民や亡命希望者のほか、飢餓や自然災害から逃れてくる者。(難民の中に入れる場合もある)

h) 家族移民 (家族再統合と家族の形成)

— すでに外国に居住している家族と合流する人々、外国居住者と結婚したり、その予定のある者。

i) 帰還移民

— 一定期間海外に居住した後、出身国に戻る人々。異なったライフスタイルを求める。

これらの分類は、キングの『移住・地図の世界地図』(2010)でもほぼ同様にとりあげられている。本論文では、国際移民を検討する際には、これらの形態を中心にとりあげ、その後の国際移動の進展のなかで生まれた、新たな形態をこれらに付け加えながら、検討していく。

#### ④ 渡戸一郎の国際移民の空間的分類

渡戸一郎(2010:882-883)は、国際移動における移民の定義と、国際移民に新たに生まれつつあるトランスナショナルな移民の特徴を紹介している。渡戸は、国際移民を、「国境を越えて生業の本拠地を移動させる人々とその家族を指す」と定義している。具体的に、移民が移入民と移出民に大別されるが、先進国における現代移民の主な類型を以下のように挙げる。

a) 労働移民

b) 労働移民とともに入国する家族

c) 家族呼び寄せ

d) 人道上の移民とその家族

e) 血統に基づく移民(帰還する日系人)、年金生活者、旧植民地出身者、経済共同体の市民など

日本では e) が多く、b) と d) が少ないという特徴をあげている。これらの近年の国際移民の特徴は、従来の定住移民とは異なり、交通通信手段システムの高度化に支えられて、出身社会と移住社会との間に双方向的移動と持続的な関係がみられる、「トランスナショナルな社会空間」を構築し、常時、ヒト、モノ、カネ、情報・技術などを交流させている点にあるとする。特にエスニックな起業家や高度人材にとって、この空間は資本や情報・技術が交差する重要な空間を提供しているという(注1-3)。

世界中で生じているこのようなグローバル化の波は、多国籍企業の活動や経済的リベラリズムを活発化させ、人々を自由に世界中に拡散させているにもかかわらず、人間が国境を越えて移動することを制限したり、困難となっている矛盾も生じていることを付けくわえておく（キング 2010:12）。

## 2) 国際人口移動の定義と形態

国際人口移動とは、文字通り国境を越えて移動する行為である。そこには時間的要素と空間的要素が含まれる。国連は、国際人口移動を長期移動と短期移動とに分け、長期移動の期間を、自国ないし常住地を出て、少なくとも1年以上滞在数ケースと定めている。

国際人口移動は、近代国家が成立し、国境が確定した17世紀以降の移動を指す。何よりも境界を越えて移住する人間の空間的活動である。当時世界を制覇したヨーロッパ人は卓越した文明の力を利用して、第二次世界大戦まで、南北アメリカやオセアニアに移住し、植民地を経営した。アフリカの黒人労働者はサハラ以南から南北アメリカに奴隷として移住させられたことは、国際人口移動の厳しい歴史を物語っている。

第二次大戦後に起きた国際人口移動は、発展途上国から先進国へ、あるいは先進国のなかでも比較的貧しい国から富める国へ、途上国のなかでもインドや東南アジアの国々や石油を産出しない国々から、富める産油国と向かった（河野稠果 2006:1-3）。このような状況は、国際人口移動の主たる原因は労働移動であるといえる（大塚友美 2002:669）。

人口の地域的移動は、住居の変更を伴う移動と伴わない移動、国内人口移動と国際人口移動などに大別される。近代国家の成立にともない、国境を越える行動に制約が生まれ、住居変更が自由な国内人口移動と国際人口移動が区別されるようになった。

国際人口移動に伴い、国境を越えて移動する人間は異なった扱いを受ける。入国目的によって、一時的契約労働者、一時的専門労働者、政治的庇護希望者、難民など滞在形態が異なる。入国先の居住形態からみると、国際人口移動は、定住移民、一時的滞在者、非合法滞在者等に分類されて居住を許可されている（大塚友美 前掲書 2002:669）。

国際人口移動は、発展途上国にとって、とりわけ、本論文で研究対象とするフィリピンのように、外貨の獲得、失業問題の軽減、国民経済の活性化などといった国家目標の実現に貢献している。

### (3) 国際人口移動の諸相

#### 1) 時代と地域の変遷と移民形態の変化

国際人口移動（旅行・遊牧などの移動は除く）は、19世紀後半から20世紀前半の国際人口移動から20世紀後半の国際人口移動へとその特徴に時代的変遷がみられ、また南北アメリカ、ヨーロッパ、アフリカ、中東・アジア、オセアニアへ地球規模で広がる国際人口移動の流れにみられるように、時代と地域の政治経済状況の変化によって、異なった形態の国際人口移動や異なった種類の国際移民が生み出されてきた。

19世紀後半から20世紀にかけての国際人口移動をハマーは、移動者に対して行われた入出国の観点から、次のような4つの段階に分類される (Hammer 1990, 大友 2002:674-675)。

- ①開放期：1860－1914年（自由な入国と出国の拡大）
- ②閉鎖期：1914－1945年（入国制限と外国人の規制）
- ③開放期：1945－1974年
- ④閉鎖期：1974－1980年（入国の厳格な規制）

ウィークスは、1500－1950年における地球規模の国際人口移動の流を以下のように整理している。

- ①ヨーロッパ各地から北アメリカへの流れ
- ②南ヨーロッパから中央アメリカや南アメリカへの流れ
- ③イギリスからアフリカとオーストラリアへの流れ
- ④アフリカからアメリカへの黒人奴隷の流れ
- ⑤中国とインドからの海外諸国への流れ
- ⑥合衆国内部の東海岸から西部への流れ
- ⑦ロシア中央部からシベリア地方への流れ

第二次世界大戦前における国際人口移動の主要な流れは、ヨーロッパやアフリカの人口稠密地域から、北アメリカ、南アメリカ、オセアニアに向けて、人口希薄な地域への流れがみられた (Weeks 1992, 大友 2002:675)。

本章では、20世紀後半以降の国際人口移動の特質と歴史をさぐりながら、グローバル化した現代の人口移動の動向と国際移民の形態を探る。

## 2) 20世紀後半の国際人口移動の特徴

20世紀後半の国際人口移動の動向について述べるにあたり、国際人口移動の理論として広く知られている「プッシュプル理論」を押さえておく。これは、国際人口移動が、国家間の経済的格差、あるいは政治的な自由度の違い等によって、国境のこちら側と向こう側の間に格差が生まれることによって生じるものとみなす。国際人口移動は、人口を送り出すプッシュ要因と人口を引き寄せるプル要因が効率的に作用することで発生するという理論である。時代によりプル要因が強い場合と、プッシュ要因が強い場合の国際人口移動がみられる。

具体的事例として、受入国のプル要因が強かったのは、15世紀から18世紀の南北アメリカ大陸とヨーロッパ大陸ないし、アフリカ大陸間の国際人口移動で、大西洋を挟んで、大量の移民が農業部門や工業部門における労働力不足を充足する目的で行われた。また第二次世界大戦後の先進諸国において、主にヨーロッパを中心に高度成長によって発生した労働力不足を外国人労働者の受け入れによって緩和しようとした人口移動政策もプル要因を利用したものであった。しかし、ドイツやフランスではローテーションシステムや回転ドア政策は、移民を永住的ではなく、一時的なものとして制限しようとしていた（吉田良生 2002:702-703）。

国際人口移動の歴史は長く、かつ永続的である。さまざまな規制が設けられてきたが、伝統的な移民国家であるアメリカ合衆国、オーストラリア、カナダへの永住目的の人口移動は19世紀半ばより継続している。国連の統計によれば、外国生まれの人口が、アメリカ合衆国で2,100万人、オーストラリアとカナダが400万人と続く（United Nations 1994, 吉田 2002:703）。しかしながら、20世紀後半の支配的な国際人口移動は、非自発的な移動ないし一時的な移動である。一つは、政治的混乱から発生する難民や庇護による国際人口移動であり、もう一つは、国際労働力移動を通じた国際人口移動である。

#### ①政治的要因による国際人口移動

旧ユーゴスラビアでの戦争、パレスチナ問題、アフガニスタンの紛争、ベトナムのボートピープル、ルワンダ問題等々、世界各地で多くの戦争や紛争が起きるたびに、安全な生活ができる場所を求めて、大変な数の難民や庇護者が国境を越えた移動した。

##### a) 難民と庇護—受け入れと規制

1995年版の『世界難民白書』では、世界の難民や庇護の状況が把握できる。国連の保護を受けている難民は年々増加し、1975年には240万人、1993年には1,820万人、1994年には1,640万人、1995年には1,440万人と推移している。

1995年の難民の発生数を地域別にみると、アフリカ675万人、アジア502万人、ヨーロッパ188万人、ラテンアメリカ10万人、北米68万人、オセアニアが5万人である。

庇護を求める人の数は、1993年以降急増し、1995年には世界で1,300万人に達している。先進工業地域に限ると、1983年から1994年までの合計では約490万人である。その内訳をみると、オーストラリア約3万、カナダ約29万、米国約78万、西ヨーロッパ約378万である。しかし、庇護受け入れに積極的であったドイツが、1983年以降庇護申請を厳しくチェックし始め、1994年には約12万人へと

激減した。この事実は難民や庇護を受け入れてきた、ヨーロッパの国々が押し寄せる難民や庇護を受け入れる余裕がなくなり、彼らの流入を阻止するようになったことを示している（吉田 2002:703-704）。

#### b) 旧ソビエト連邦の崩壊と人口の再配置

政治的要因で生じた国際人口移動のもう一つの流れは、1989年の「ベルリンの壁」の崩壊によって生じた民族の再配置である。1993年現在、それぞれの国の外国人数が示さされているが、ロシアの2,720万、ウクライナの1,410万、カザフスタンの993万など、外国人居住者が多い国の上位10か国をみると、ドイツとフランスを除くと、残り8か国はいずれも旧ソビエト連邦に属する国家である。人口の再配置が旧ソ連邦国内で大量に発生していることが伺える（吉田 2002:704）。

#### ②経済的要因による国際人口移動—労働力の移動

国際労働力の移動を通じた国際人口移動において、20世紀後半に特質すべき地域は、西ヨーロッパ、中東、および東・東南アジアである。中東と東・東南アジアにおける国際労働力の移動は、次章で扱うので、ここでは西ヨーロッパ地域を対象として取り上げる。

##### 西ヨーロッパ地域の国際労働力移動

西ヨーロッパにみられる人口移動政策は、すでに述べたように、「ローテーション政策」とか「回転政策」とよばれてきたものであるが、この政策の特徴は外国人労働者を受け入れるが、一時的なもので、永住や家族の合流は認めていない。外国人労働者は一定期間が過ぎると帰国させ、新たな労働者を招き入れることで、総量をコントロールする点にある。言い換えれば景気の調整弁としての役割を果たしている政策であった。

しかしこのような政策はいくつかの問題点を引き起こした。一つは受入国の意図に反して、外国人の滞在が長期化したことである。発展途上国からくる労働者は、帰国しても職はないので、できるだけ長く滞在しようとする。受け入れ企業も慣れ親しんだ外国人労働者を継続して利用することを望んでいたからである。

1973年の第一次石油ショックを契機に受入国が長期の不況に陥り、多くの国が外国人の受け入れを停止した。さらに帰国を奨励さえもした。しかし、移民たちの帰国は思うようにいかず、社会的摩擦を軽減することを目的として、彼らの定住を認め、ヨーロッパ社会への統合する政策をとるように変更した。その結果、移民の家族の合流が認められるようになった（吉田 2002:704-705）。

20世紀も後半に入ると、先進自由諸国は自国の経済発展と豊かな生活の維持のために、さまざまな分野で労働力不足に見舞われていた。企業の多国籍化、グローバル化によって、専門技能労働者や管理者、熟練工、科学者などの需要が高まり、積極的な受け入れ政策が展開している。また未熟練労働力も、経済発展にともない自国の労働者が3Kの仕

事に就かないので、外国人労働者に依存するようになっていく。一方、人口過剰や経済面での停滞が続く発展途上国の人々は、政治的自由や経済的な利益を求めて国境を越えて豊かな国へと移動している。政治的不安定から発生した難民や庇護民には安住の地は残されていない（吉田 2002:705-706）。

### 3) 第二次世界大戦後の国際人口移動と新たな経済移民の誕生

第二次世界大戦後、植民地の独立、世界平和と経済復興の進展、交通手段の飛躍的発達によって、これまでなかったような大規模な国際移民が、ヨーロッパやアジアの全域に拡散した。その主役は、経済的動機に基づく**経済移民**と言われる労働者である（樽本 2009:36-39, カースルズ&ミラー2011:125-160, 国際人口問題審議会・厚生省人口問題研究所編 1993:8-14, 吉田良生 2005:702-706, 大友 2002:673-678）。

1970年代初期までに、発展途上国の経済状況に不満を抱いた人々は、より良い仕事や収入を求めて、工業化したヨーロッパ先進諸国や、移民を積極的に受け入れるオセアニアや北米へ向かった。彼らは受け入れ地域や制度によって、異なったタイプの移民となった。

①第一のタイプの移民は、1945年から74年にかけて生まれた、西ヨーロッパへの労働移民ないし経済移民である。ハマーの第三期（開放期）にあたる。この時期は相対的に自由な移動と戦後の好景気によって、外国人労働者が直接雇用できた時期である（大友 2002:675）。

西ドイツ、オランダ、フランス、ベルギー、ルクセンブルク、スウェーデンなどの西側先進諸国は、送り出し国と受入国との二国間協定によって結ばれた短期的な労働雇用制度（ローテーション政策）に基づき、南ヨーロッパやアフリカ、中近東から**ゲストワーカー**と呼ばれる労働者を受け入れた。その数は、1973年には260万にも及んだという（樽本 2009:16-17, 大友 2002:675）。雇用者にとっては一種の労働予備軍となり、好景気時には労働力となり、不景気時には帰ってもらうという好都合な制度であった（キング 2010:40-41）。

政府にとって、予想外だったのは、かなりの比率の移民が滞在し、結婚し、家族を形成し、永住者となり、最後には受け入れ国の市民となったことである。例を挙げると、ドイツにおける移住マイノリティは、トルコ人、イタリア人、ユーゴスラビア人およびギリシャ人であり、フランスにおいては北アフリカやポルトガルの人たちである（キング 2010:40）。

②第二のタイプの移民は、旧植民地から宗主国のイギリス、フランス、オランダ、ポルトガルへ向かった**大量の帰還移民・旧植民地移民**である（大友 2002:675, 樽本 2009:38）。

ヨーロッパ列強による少なくとも500年におよぶ植民地支配は、何百万という人間を移動させた。植民地の人々に対して与えた影響は様々であるが、移動先の経済や社会、民族構成に多大な影響を与えてきた。一方、植民地の終焉とともに、逆向きの人口移動が生じたのである（キング 2010:32）。

イギリスはアイルランドや新英連邦諸国（カリブ海諸国やインド亜大陸）や東アフリカ諸国から、フランスはアルジェリア人などの北アフリカ、セネガルなどの西アフリカやカリブ海地域から、オランダは現インドネシアやカリブ海のスリナムからの帰還移民を受け入れた（樽本 2009:38）。

これら帰還移民たちは、単純労働に従事し、劣悪な住居環境で生活したこともあり、さらに人種差別や不平等な処遇によって、移民受け入れ社会に緊張をもたらすようになった（樽本 2009:39）（注 1-4）。

③第三のタイプの移民は、北米やオセアニアに向かった**永住移民**である。アメリカは、ヨーロッパやアジアやラテンアメリカ地域から、すでに16世紀から永住移民を受け入れ続けている。カナダは、当初イギリス、イタリア、旧西ドイツ、オランダなどのヨーロッパ系の移民を受け入れていたが、その後東ヨーロッパ、南ヨーロッパ、さらにはアジアからの移民に門戸を開いていった。

オーストラリア、ニュージーランド、南アメリカなども、永住移民の枠を徐々に広げ続けてきた。人口問題を抱えたオーストラリアは、当初イギリスからの移民を求めたが、その枠を北ヨーロッパや南ヨーロッパにも広げていった。さらに白豪主義が徐々に緩和され、ヨーロッパ以外からの移民も認められるようになった。その結果、1945年から1964年まで、200万人以上の労働移民を受け入れるようになった（樽本 2009:38-39, カールズ&ミラー2011:125-160, キング 2011:32-33）（注 1-5）。

#### （4）国際人口移動のグローバル化と新たな移民の出現

1980年代後半から1990年代にかけ、国際移民のグローバル化がさらに進行し、新たなタイプの国際移民がいくつか出現した。今日の国際人口移動を理解するには避けて通れない現象である。

##### 1) 難民

人類の歴史が始まって以来、他国に庇護を求めて移動する難民は常に存在した。しかし、近年の難民はそれ以前の難民とは異なり、その規模、多様性、解決の困難さの点で国際的課題となっている。

大規模な難民が生じ、その対応に迫られたのは、多くの国を巻き込んだ20世紀に起きた二つの世界大戦以後のことである。1951年と1967年に、国際連合によっていわゆる「難民条約」が制定され、さらに難民を扱う国際機関が設立されたことは、難民の存在が国際的に解決しなければならない大きな課題として世界で注目を浴びることになった(樽本 2009:42)。

1980年代後半から1990年代にかけ、国際移民のグローバル化がさらに進行し、新たなタイプの国際移民がいくつか出現した。今日の国際人口移動を理解するには避けて通れない現象である。

これらの国際移民のなかで、難民は1980年代末ごろから世界各地で急増し始め、大きな問題となってきた。いわゆる「難民条約」(1951・1967)によれば、「難民とは人種・宗教・政治的意見などで、自国では迫害を受ける恐れがあるために他国に逃げた者」をさす(The UN Refugee Agency. 日本 [unhcr.org/jp/refugee-treaty](http://unhcr.org/jp/refugee-treaty) 2023:7.3)。

難民がグローバルな関心を集めているのは、難民の主要な出身国と移住先が散貧国であるからだ。1980年代以降、アフガニスタンは最大の難民排出国であり、アフリカはもっとも深刻な影響を受けた大陸である。それらの難民を最も多く、長期に受け入れているのは、先進工業国のヨーロッパや北米ではなく、実際はパキスタンとイランであるのは興味深い(キング 2010:60-61)。

1996年の国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) によると、世界の難民の総数は1,300万人に達する。さらに今日では「戦乱や人権侵害などを逃れて他国に庇護を求めた人々」避難民の存在がある。避難民を含めると、同年のUNHCRの援助対象者は難民総数の2倍ともなる(大塚 2002:145、国連難民高等弁務官事務所 2000『世界難民白書人道行動の50年史』)。

このような難民や避難民が生じる主たる要因は、外国との戦争ではなく、国内における民族対立などに起因する紛争や内戦である。第二次世界大戦後、アジアやアフリカの植民地が独立して生まれた国民国家の構成が多民族であり、それら民族の亀裂が原因にあった(大塚 2002:145-146)。

比較的近年になって出現した新たな難民は、「経済難民」と「環境難民」である。

「経済難民」は、その動機からすると、労働移民と似通っているが、「移民として認められるために庇護を申請」している点が異なる。彼らは経済的困窮などから逃れるために難民を装って外国へ脱出する、いわゆる偽装難民である。その代表例として、ベトナムを逃れたボートピープルがいる。しかし、この意味での難民と経済難民を区別することは、実際は難しい(大塚 2002:146)。

「環境難民」はすでに発生している環境難民と、近い将来発生する可能性のある環境難民に区別されるという。1980年代半ばのアフリカで発生した干ばつで1,000万人もの農民が環境難民化した。1986年に起きたソビエトのチェルノブイリ原発事故で、発電所周辺に住む十数万人の住民が避難した例がある。

今後、温暖化現象、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯雨林の現象、砂漠化などによって、世界規模の環境破壊の危機がもたらされ、人間の職・住・健康を脅かされる可能性がある。これらによる被害が深刻化すれば、人々は越境行動をせざるを得ず、文字通りの難民が大量に生み出されることになる（大塚 2002:146-147）。

## 2) 非合法移民

1990年代以降の国際移民のグローバル化のなかには、ホスト社会の法律に反して入国したり、滞在したりする「非合法移民」が存在する。彼らは、「不法入国者」、「非正規移民」、「超過滞在者」、「非公認移民」、「登録外移民」などとも呼ばれているが、同じものではない。「非合法移民」や「不法入国者」は、公式の入国審査なしに国境線を通過して入国したものであり、入国査証が得られない限り、「非公認移民」または「登録外移民」である。一方、「非公認移民」または「登録外移民」のなかには、公式に入国査証を得て、入国したが、査証の期限切れ後、帰国せず、そのまま滞在している者も含まれる。彼らは一括して「不法滞在者」と呼ばれる（大友篤 2002:686）。

彼らの多くは通常の犯罪をした者というより、移民管理の法律に違反した人々である。彼らの主たる非合法行為には、不法入国（必要とされる手続きを経ないで入国）、超過滞在（許可された滞在期間を過ぎても滞在）、資格外労働（労働許可をへずに就労）などがある（キング 2011:72）。

彼らが存在できたのは、安価な労働賃金で、非熟練労働に従事して、ホスト社会の需要を満たす効用があったからである。そのため、各国政府は移民規制を厳格化しても、さまざまな非合法な手段（偽装結婚、偽装難民）で、また密入国斡旋業者に多額の手数料を支払ってまで、違法に国境を越え、滞在を続ける人々が存在することも事実である。超国家的犯罪組織は、移民希望者に、複雑なルートで国際旅行を手配するのと引き換えに、移民を働かせて巨額の手数料を回収したりする。このような支援の多くは強制的で、詐欺行為であり、大抵密航か人身取引をしているとみなされている（キング 2011:72-73）。

### ① 非合法的な国際人口移動—ドイツの非合法労働者の事例

ドイツで非合法的な人口移動が問題視されるようになった最初は19世紀にさかのぼる。政府は、大土地所有者が季節出稼ぎ労働者に限って、ロシア国籍のポーランド人の流入を許可した。このような制度の整備は、同時に非合法的な人口移動を促すことになった。

第二次世界大戦後、戦後の経済成長期、鉱工業の発展のため、政府は労働者不足を補充する目的で、相対的に開放的な労働政策をとった。イタリア、ギリシャ、スペイン、ユーゴスラビア、トルコなどと2国間協定を結び、ガストアルバイターの受け入れを開始した。しかし、1973年末以降の経済不況に陥ったドイツは、ドイツ人の雇用確保のため、新たな外国人労働者の入国を認めなくなった。その結果、1980年代以降、西ドイツでは、非合法的な人口移動が問題となった。

1970年代後半に入ると、庇護請求者の流入が激化するという問題が生じた。西ドイツは憲法によって、政治的に迫害される人々は庇護権を行使し、西ドイツに入国できたからである。そのため、トルコ、アフガニスタン、イラン、ガーナ、レバノン、スリランカ、ポーランドからの庇護請求者が増大した。政府は、名目的に流入した外国人に労働を許可しない方針や就労禁止期間の延長や、国境管理の強化など、庇護請求権を厳格化する様々な政策で対応することになった。

1990年代、東欧諸国からの非合法的な労働者の流入が目立つようになった。政府は不法就労を防ぐために、ドイツの労働市場の一部を出稼ぎに限り開放するようにした。工場契約労働、季節労働、越境通勤、新しい客員従業員、看護婦などの分野においてである（山本健児 2002:682-686）。

ドイツでは、どの時代でも、法の抜け穴を通して、生活の場を確保しようとする不法移民たちの人口移動が継続しており、政府はその対応に常に追われている。

## ② 非合法的な国際人口移動—米国における不法滞在者の事例から

米国は、国内における政治的、社会的、経済的な事情に対応させながら、外国からの入国者に関する法的規制を、1980年、1986年、1990年、1996年とたびたび変更してきた（大友篤 2002:686）。ここでは、米国における外国人出生数と不法滞在者数を対比することから、非合法的な人口移動が増加していること、とくにメキシコからの移動と不法滞在者が半数を占めている状況を明らかにする。

米国の外国生まれの人口は、1970年の973万人から1980年には1,414万人を記録し、この10年間に450万人増加した。この傾向はその後も続き、1990年には1,977万人へと増加した。この20年におよぶ外国生まれの人口の増大傾向の原因は非合法的な人口移動である。1970年には0と記録されているが、1979年に172万、1986年には316万と増大した。その後も200万を維持している（大友 2002:686-687）。

1960年から83年までの全期間、外国人出生者数と不法滞在者数の総数をみると、前者は1,777万人であるが、後者は353万人で、この期間に入国した外国人出生者の中に占める不法滞在者の割合はかなり高いことがわかる（同 687）。

米国の南の国境線は、歴史的に隣国のメキシコから公認ないし非公認の通過者を受け入れてきた。1960年から83年までの期間、メキシコからの入国者の総数は、512万人で、外国出生者の総数の29%を占める。この期間の不法滞在者に占めるメキシコ人の割合は69%に上っている。したがって、この期間に見られる不法滞在者の大半はメキシコ人である（同 687）。今日も、メキシコ南部から「死の荒野」を越えて、米国への不法入国者はあつと立たず、それを取り締まる米国政府との闘いが続いている（BS1スペシャル 「“死の荒野”にて～テキサス不法入国の現場」2023/7/13）。

非合法移民は、生まれ育った国で生存できないという困難な状況、滞在国での法律違反、経済的有用性、福祉資源の利用、反移民感情、普遍的人権、安全保障など様々な側面が絡み合った状況の中で、解決しがたい問題を生み出し続けている（樽本 2002:46-49）。

### 3) 高技能移民

入国管理統計では、「技能をもつ人」すなわち、高等教育を受けた人々は、非熟練の移民とは別の移民カテゴリーとして認められている。通常、特定の職務要件を満たす技術者や管理職や専門職に位置付けられ、収入の額や仕事の自律性の面で、優遇されている労働移民を高技能移民とみなされている（キング 2011:84, 樽本 2009:50）。

彼らは1990年代以降、工業化した先進諸国では欠かすことのできない労働力となった。特にIT産業の発展を背景として、国家も出入国や滞在期間などの面で支援するようになっていたため、高技能移民への需要が拡大した。彼らは、よりたやすく受け入れ国の社会に適応しており、また未熟練の移民と比べて、受入国の人々に肯定的に受け入れられている（キング 2011:84）。

全世界的にみると、移民総数の中では、高技能移民は少数であるが、その数は増大している。毎年、米国やヨーロッパに流入する移民のうち、高技能移民の割合は、1990年代に著しく増大した。彼らは、先進経済を進める国や中国、インド、メキシコ、フィリピンのような比較的少数の中間所得層の途上国から発生する（キング 2011:84）。

高技能移民の多くは、通常開発途上国で教育を受け、米国、カナダ、欧州などの先進国に移住することが多い。交通や通信手段の発展に伴い、他国の労働市場における賃金水準や労働条件を意識するようになり、より高い賃金やより有利な労働条件を求めて、海外の先進国で職場を得ようとする動きが加速している。このように、学歴が高く、専門の技術や知識を持っている高技能労働者が、母国の労働市場から流出し、移民となって他国の労働市場で生産活動を行う現象は、「頭脳流出」と呼ばれる。このような頭脳流出が先進国と開発国の経済発展に大きな影響や格差をもたらすことが注目されている（中室牧子 2012:121）。

高技能移民が求められる職場は、多国籍企業や国連などの国際組織である。これらの企業や組織はビジネスの国際化のために、自由に移動することができ、高度な技能をもつ管理職や専門職が必要であった。先進国の大学などの高等教育機関で学ぶ留学生も、多国籍企業や国際機関に就職を希望する者が多いので、この種の労働移民の予備軍である。

先進諸国は、IT産業やバイオ産業の急速な成長を見越して、高技能移民の囲い込みをすすめた。1990年、アメリカは3年を上限とする短期滞在専門職のビザを用意し、インドからコンピューター産業に従事する専門技能労働者を大量に受け入れた（小井土 2005:10-12）。移民受け入れに消極的であった日本でも、2004年、高技能移民を3年間滞在することを認め、期限後も永住権の資格が取得できるように入国管理制度を転換している（樽本 2009:51）。

先進諸国には、高技能労働者の自前調達、技術革新のサイクルの加速化によって追い付かず、他国から調達せざるを得ないという社会構造的な状況に置かれているため、高技能移民の国際的移動をますます促進させている（樽本 2009:50-51, キング 2011:84-85）。

近年の急速なグローバル化や IT・通信技術の発達、高技能労働者の送り出し国側で、さまざまな現象を引き起こしている。中室は、二つの現象を取り上げる。

一つは交通や通信手段の発達によって、母国とのつながりを保ちつつ、国家間を移動する高技能労働者が増加し、ある時点では、母国を離れて移住した高技能労働者がいる程度の期間を経て、母国に戻り、移住先の国で得た新しい技術、知識、人的ネットワークなどを活用して、高付加価値かつ生産性の高い産業での労働に従事するケースがみられる。もう一つは高度技術者が、移住先で得た資金の一部を、母国に残された家族や親せきに送金することが増えていることである（中室 2012:122）。

高技能移民の送り出し国にみられるこれらの現象は、頭脳流出という負の側面だけではなく、一度移住した高技能労働者が母国に帰国して母国の市場に参入したり、移民労働者が母国に送金したりする「頭脳獲得」とも呼べる現象であり、頭脳流出がもたらす負の開発効果を相殺する可能性があることを示唆している（中室 2012:122-123）。

中室は送り出し国側に大きな打撃をあたえらるゝと考えられる医療従事者の頭脳流出や、高技能労働者が受け入れ国側で学歴や自脳に見合わない職業にしか就けない「頭脳浪費」の実証的研究から、頭脳獲得の可能性にも注目している（中室 2012:123）。

### （5）新たな時代の国際移民—ディアスポラ

今日の国際人口移動の研究は、ディアスポラと呼ばれる新たな時代の国際移民に注目し、その移動動向の特性や国際社会への影響について考察している。ディアスポラは、国際的空間への離散、故郷・祖国への志向、エスニシティや言語や宗教によって維持される強い共通アイデンティティを持ち続ける国際移民である（キング 2011:34）。元来ギリシャ語で離散を意味するディアスポラは、ユダヤ人がその典型とされるが、離散の長い歴史のなかで、様々なタイプのディアスポラが世界各地に生まれ、現在も存在し、独自のコミュニティを形成している。

キングは、2000年におよぶ国外追放と再追放、およびイスラエルへの帰還の結果であるユダヤ人の移住、初期の植民地活動、アフリカへの商業移住、北アメリカやオーストラリアやドイツへの労働移民を行ってきたギリシャ人の移住（2008年時点、300万の子孫が米国在住）、100年におよぶ商業目的で移住したレバノン人の移住（2009年時点、270万人が米国在住）を行ってきた3つの対照的なディアスポラの状況を地図化した（キング 2011:34-35）。

ディアスポラ研究の第一人者ロビン・コーエンは、『グローバル・ディアスポラ』

(2012)において、ディアスポラ概念の研究の発展を振り返りながら、歴史上に生まれた多様なディアスポラを、犠牲者、労働、帝国、交易（ビジネス）、脱領土化ディアスポラとして、類型化し分類した。ディアスポラを論ずるには彼の不可欠の研究から、それぞれのディアスポラの形態とその歴史を紹介したあと、ディアスポラの共通の特徴を明らかにした。

## 1) ディアスポラ研究の発展

コーエンはディアスポラ研究が、4つの段階たどってきたという(2012:23-29)。第一にディアスポラという古典的用法は主としてユダヤ人の悲劇的な歴史的経験の研究に限られていたが、1960-70年代、以降、アフリカ人、アルメニア人、アイルランド人、パレスチナ人の離散の描写にも拡大されていく。

第二の1980年代以降、サフラン(Safran)が述べるように(1991)、ディアスポラという語が、「異なる種類のカテゴリー」を「隠喩的に指示」するものとしても用いられようになる。それは膨大な数となり、一層多様な集合体となっていく。

1990年代の第三の段階では、ディアスポラという概念はポストモダンな世界において、「ふるさとの地」と「エスニック・宗教的コミュニティ」の二つの主たる柱から脱構築され、彼らのアイデンティティは脱領土化されながら、構築されていくとする。

21世紀の変わり目になると、現在の統合の段階となる。ふるさとの地に対するより一層強い心の屈折が、強い言説として残り、かつ強く再確認されるようになってくる。コーエンは「犠牲者ディアスポラのふるさとの離別は、これら集団の民族的記憶の中にきわめて強力に生き残り、ふるさとの地の再建あるいはそこへの帰還すら、社会的動員における重要な要素となり、その民衆文化の鋳型となり、政治的態度を形成する」(コーエン 2012:29)とまとめている。これらの発展の具体的な側面は、共通の特徴を挙げたあと、再度検討する。

## 2) ディアスポラの主要類型

### ① 犠牲者ディアスポラ

ユダヤ人、アフリカ人、アルメニア人などが犠牲者ディアスポラの典型とみなされる。ユダヤ人は歴史上様々な災難（バビロン捕囚やドイツ人虐殺など）に襲われたが、経済的に豊かになり、学問的に成功しても、長年移住先で平和に暮らしていても、不安と不信を抱き続け、周囲に警戒心を抱いている点で被害者ディアスポラの典型として分類された。

アフリカ人は奴隷制度によって故郷を離散させられ、精神的外傷を受けたことや、アルメニア人はトルコによる大虐殺を受けたことをともに忘却せず、離散後も故郷を思い、連帯感を持ち続けている被害者ディアスポラであるとみなされている(コーエン 2012:91-131)。

## ② 労働ディアスポラ

労働ディアスポラは、大きな悲劇的事件からの離散によるのではなく、仕事、植民地に対する野心、あるいは商売への従事のために飛び出して行った人々で、帝国ディアスポラや交易ディアスポラとその要因は類似している。

労働ディアスポラとして代表的なものは、イギリス領やオランダ領、フランス領の熱帯プランテーションで1830年代から1920年ごろまで雇われた、主としてインド人の年季契約労働者である。

仕事を求めて海外に移住した集団はすべて労働ディアスポラというわけではなく、海外で働く労働者の間に、(a) (言語、宗教、同族結婚、文化的規範に関して) 長い年月維持されてきた集団の強い絆があること、(b) ふるさとの地に関する神話とふるさとの地との強いつながりを持っていること、(c) 移住先において社会的にのけ者扱いされていることが、時間の経過のなかでかなりはっきり見受けられる場合には労働ディアスポラとしてみなされる (コーエン 2012:133-136)。

年季契約労働者の大半 (約140万) はインドから集められ、15に及ぶイギリスの植民地に送られた (注1-6)。年季とは通常5年から7年で、現地で以前にアフリカ人奴隷が住んでいたプランテーション内の奴隷小屋に住まわされ、過酷な管理体制のもとに置かれ、自分たちのいる社会以外の世界と切り離されていた。そのため、現地住民や他の移民集団との緊張関係が絶えず存在した (コーエン 2012:139-145)。

インド人年季契約労働者が労働ディアスポラとして認められるのは、彼らの大多数がヒンドゥー教徒として、異教での家庭生活の再建、伝統的な宗教信仰の篤さ、『ラマヤーナ』を必須の聖典として維持していたことによって、インド本国の偉大な伝統に結び付いているからであるという (同 141-145)。

## ③ 帝国ディアスポラ

イギリスは17世紀以降、長期間かつ大規模に自らの植民地に人々を移民として送り出した。イギリス移民の大部分は、様々な理由はある、ブリテン諸島にいるより、新たなチャンス、土地と仕事がある場をもとめて移動した。このように、国家によって計画された植民ないし軍事目的のために海外に駆り出された者たちは、帝国ディアスポラとよばれた (同 148)。

帝国ディアスポラは、ふるさとの地とつながりを持ち続け、その社会的、政治的慣習を大事に模倣した。そして自らは帝国の偉大なる計画の一役を担っているのだという感覚を持っていた。それによって、自らは世界的使命を持つ「選ばれた民」であるという自画像を抱いていた (同 149)。

19世紀初頭から20世紀初頭にかけて、1,700万もの人がイギリスを離れていき、その80%が北アメリカを目指した。この移民人口がいかに多かったかは、1821年のイギリスの人口が2,100万人であった事実からわかる。彼らの大多数はアメリカや定

住植民地と称される、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ローデシア、南アフリカなどに移民した。イギリスからの出移民は、「イギリスならではの比類なき拡張運動」をうまく行うための主要な手段であったとみなされている（同 149-151）。

#### ④ 交易・ビジネスディアスポラ

交易ディアスポラないしビジネスディアスポラとは、現地生まれの人々や他の入移民集団と比べて、通商の分野で成功を収めた、あるいは成功したいという欲求の強いエスニック集団ないし企業家。植民地政府の許可を得て通商に携わることから、ブローカーマイノリティとも呼ばれる（同 174-176）。

植民地政府や支配集団は自らの経済発展のために、植民地で、交易ディアスポラに補助的役割を担わせ、利用した。彼らを定住社会や政府に忠誠心をもつとは思わず、一時的滞在者とみなした。交易ディアスポラも現地社会に吸収され、敵意の目でみられることを恐れ、それに対抗するために、強いエスニックな団結力（家族や宗族的連帯）をはぐくみ、彼らの目を専ら通商の分野や起業家精神の方向に集中させ、自律的で相互的な交易ネットワークを拡大することで、適応性を身に付けていった（同 201-204）。

代表的な交易ディアスポラは、東南アジアの中国人、西アフリカのレバノン人、東アフリカのインド人などである。彼らはシンガポール、フランス領インドシナ、ポルトガルのマカオ、オランダのバタビアなどのヨーロッパ列強がもつ植民地に移住し、活動することを奨励された。

交易ディアスポラの典型は中国の福建や広東出身の中国人商人である。支配的な漢民族と異なり、自らを社会的周辺部にいる存在と位置づけ、16世紀末ごろより、海運業によって彼らの地位向上を目指してきた。彼らは移住先での政治や経済の面での補助的役割には満足せず、通商分野での活動によって利益を得ることのできる制度に関心があった。一方、彼らのふるさと（郷）に対する愛着は驚くほど強かった。それは孝行という観念、先祖に対する祭礼、年老いた父母の世話、墓参りの実践などで培われてきた倫理的凝集力を作り出し、脆弱なマイノリティが生きていくためのネットワーク網の基盤を形成した（同 176-188）。その後の中国人交易ディアスポラは、シンガポールを除き、どこでもマイノリティの立場にあるが、目立つ集住地はアフリカ以外の全大陸に及ぶ。マレー半島、インドネシア（ジャワ、スマトラ）、フィリピン、ハワイ、カリブ海、メキシコ、ペルー、カルフォルニア、オーストラリアに及び総数約3,300万が居住している（同 185）。

中国人交易ディアスポラは歴史的に様々な階層からなる移民であるが、現在アメリカ西海岸のカルフォルニアに住む中国人は、極めて移動性の高い新たな交易ディアスポラとして知られている（同 186）。

彼らは家族生活を営む社会と別の社会で事業を起し、二つの社会を頻繁に移動する。たとえば、仕事やビジネスは台湾で展開し、教育を受け、政治的避難所としての家族の住

まいはロサンゼルスといった人たちである。彼らは、市場の国際化の中で、ふるさとの地とディアスポラを結ぶネットワークを最大限利用して、ますます移動性の高い交易ディアスポラとして活動している（同 188）。

レバノン人交易ディアスポラも、移住することで経済的な成功を収めようとする点で、中国人ディアスポラと類似している。彼らは17世紀から19世紀にかけ、エジプトやイタリアやフランスやイギリスなどの移住先の国々で個人経営の比較的自由的な商人や労働者として運命をともにしながら、急速に中東からヨーロッパの間の貿易、運輸、通信、金融などを掌握するネットワークを作り上げた（同 189-200）。

1990年の居住国別レバノン人ディアスポラは、フランス、ブラジル、西アフリカ、アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、湾岸諸国・サウジアラビア、アメリカなど世界各地に拡散し、その数は200万から300万にもおよぶ（同 195）。

レバノン人ディアスポラは、度重なる民族紛争、内戦、シリアによる支配、イスラエルの侵略などを経験しているにもかかわらず、想像の中のふるさとの地が、彼らの心のなかに強く維持され続けている。レバノン杉、ミントの香り、桑の実、ワイン、レバノン料理、文学や出版活動が望郷の念を掻き立てたり、レバノンの航空会社は実際にレバノン人をふるさとと結びつけている（同 197）。

## ⑤ 脱領土化ディアスポラ

脱領土的ディアスポラとは、伝統的な領土に基づくふるさとを失い、そのかわり、移動した複数の土地で、新しいアイデンティティを構築したエスニック集団をさす。従来の一方的な国際移動のパターンに基づかず、またトラウマを伴う事件にとらわれず、さまざまな原因から世界各地へと移動、離散するような「旅する文化」をもつ集団である。海外の一時的滞在地が新しい帰属の中心地となり、元来のふるさとに置き換わり、ふるさととのつながりが希薄化しているといえる（同 233-235）。

領土的ディアスポラの典型は、カリブ海地域に住むアフリカ人やインド人の子孫であるカリブ人である。これらの地域には、従来、西アフリカからの奴隷、白人植民者、インド人年季契約労働者、中東からの商人など世界各地から移民がやってきたことで知られている。

アフリカ系やインド系のカリブ人は、ふるさとに帰還することに興味を示さず、むしろ現地の他の民族との混交を進めたことで、彼らのアイデンティティに変形と差異をもたらし、新しいハイブリッドなアイデンティティを作り出していった点に特徴がある（同 246-248）。

一方、カリブ人は、ジャマイカからパナマのスエズ運河、中央アメリカのバナナプランテーション、その他ヨーロッパ各地に労働者として多数移民した（同 250）。アメリカ社

会でもアメリカ人に従事しない仕事に携わったり、様々な政治的活動を展開したり、著しい活動をしたことで知られている。

カリブ人は、皮膚の色から「黒い大西洋」というスティグマを与えられたが、ヨーロッパ、南北アメリカとの複雑な文化的・社会的混交によって形成された、トランスナショナルな通文化性を身に着け、離散した地域での生活と文化を本当のふるさとのように思い生活している（同 256-257, 266）。

### 3) ディアスポラの共通の特徴

コーエンは、これまでの事例研究を踏まえ、ディアスポラに共通する特徴を以下の9つに表としてまとめている（コーエン 2012:54）。

- ① 元来のふるさとの地から、しばしばトラウマを伴う、2ヶ所あるいはそれ以上の見知らない土地への離散。
- ② これとは別個にあるいはこれに付随して、仕事を求めたり、交易に進出したり、あるいはさらなる植民地的野心のためのふるさとの地からの拡散。
- ③ ふるさとの地についての集合的記憶や神話。これは、場所、歴史、苦難、達成がふくまれる。
- ④ 現実のあるいは想像上の祖先のふるさとの理想化と、その維持、再建、安全と繁栄、さらにはその創建への集合的献身。
- ⑤ 集団内の多数者がふるさとの地と想像上の関係しか持っていなかったり、そこを時々訪問したりすることだけで満足しているにすぎないとしても、集合的に是認されるふるさとの地への回帰運動のたびたびの発展。
- ⑥ 長期間にわたり維持されてきており、独自性の感覚、共通の歴史、共通の文化および宗教的な遺産の継承、共通の運命に対する確信に基礎づけられている、強いエスニック集団意識。
- ⑦ 受け入れの欠如あるいは当該集団に別の災厄が降りかかるかもしれない可能性を示唆する、ホスト社会との問題の多い関係。
- ⑧ ふるさとがますます痕跡にすぎなくなっていくとしても、他の定住先の国にいる同一エスニック集団に対する感情移入あるいは共同責任という感覚。
- ⑨ 多元主義に対する寛容性をもつホスト国における、きわだって創造的で豊かになる人生の可能性。

コーエンはディアスポラ研究の創成期の最も影響力のあったサフラン（1991）の議論を発展させ、それらに4つの新たな概念を付け加え、ディアスポラの共通の特徴をより正確

なものとした（同 54）。コーエンがこれまでのディアスポラ概念を拡大した点は以下のようである。

第一にディアスポラ概念に、「植民地のためあるいは自発的理由で離散する集団」であることを加えた。原型的ユダヤ人のディアスポラの伝統から離れてはいるが、労働ディアスポラ、交易ディアスポラ、帝国ディアスポラのすべてに、犠牲者ディアスポラと異なる側面があることを強調した（同 34-35）。

第二は「ディアスポラアイデンティティを保持することのもつ利点」を積極的に認識すべきとしている。エスニックな、国家的な、トランスナショナルなアイデンティティ間の緊張は、しばしば創造的で豊かなアイデンティティをもたらすからだと指摘する。その範例としてユダヤ人が、医学、技術、芸術、音楽、哲学、文学、科学、産業、商業における多くの発展を担った点を挙げることができる。ディアスポラとしての存在が、危険やトラウマよりも、トランスナショナルな存在とコスモポリタン意識を持つことの利点を強調している（同 35）。

第三には、ディアスポラがしばしば「集合的なアイデンティティを結集する」点である。具体的には、言語の絆、宗教、文化、共通の運命の感覚が、そのようなトランスナショナルな関係に染み込み、形式的な国籍や長期にわたる定住にはしばしば欠ける情緒的で親密な性質を醸し出す。他の国にいる同じエスニック集団と共同責任という感情で結ばれ、連帯するようになるという（同 35-36）。

第四にある種の限定された状況のもとでは、「排他的な領土に対する要求が歴史的にそれほど強くなされなくても、“ディアスポラ”という語が共同責任としてのトランスナショナルな絆を指示するために使われることがある」と述べる。彼らは何回も離散したり、その結果ふるさとが失われてしまった経験をもつ。それでも、現在のグローバル化時代において、心、日常品、大衆文化、共有される想像を通じて、一体化され再創造される可能性があることを重視している（同 36）。

しかし、コーエンがディアスポラの原型的な要因の中で、最も強調しておきたかった点は、元来のふるさとの地からのトラウマを伴う離散という状況、強制的に離散させられた集合的記憶、とりわけ、「ふるさとの地」への想いであったようである（同 29）。

## （6）近年の国際人口移動の進展ーグローバル移民の挑戦

カールズ&ミラー（2011）は、今日、世界のさまざまな出来事が国際移民と深いかわりをもつ「国際移民の時代」の到来とみなした（地域別国際移民数 2011:7）。本項では、国際移民の拡大の歴史を振り返りながら、国際移民の時代にみられる移民の様々な対応と挑戦を検討した。

## 1) 移住送出国と移住受け入れ国の時代的・地域的変遷

現代の国際移民の嚆矢はすでに述べたように、16世紀の世界のグローバリゼーションによるヨーロッパ勢力の拡大にあるが、19世紀半ばから第一次世界大戦までの間、北米とオセアニア地域には、ヨーロッパ人の大規模移民によって、しばしば先住民を犠牲にして、「古典的移民国家」が形成され、発展してきた。(カールズ&ミラー 2011:3)

1846年から1939年の間には、約5,900万人もの人々が、ヨーロッパから、主に南北アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカの主な入植地に移住している(同7)。現在もこの地域には新たな形態をとって、移民受入国として存在している(同6)。

国際移民の流れは、時代と地域によって著しく変動している。1980年代以降、これまでの移民送出国が移民受け入れ国に代わるという移民の動きに変化が現れた。ギリシャ、イタリア、スペインなどの南ヨーロッパ諸国や、ハンガリー、ポーランド、チェコなど中央ヨーロッパないし東ヨーロッパ諸国が移民受け入れ国となった(同9)。

中東や北アフリカ地域も、地域の政治的混乱が人口移動に影響を与えている。トルコ、ヨルダン、モロッコなどは移民労働力の供給地であるが、ペルシャ湾岸産油国は大量の短期滞在労働者を受け入れてきた(同9)。

アジアやラテンアメリカでは他地域への移民の流れと地域内での流れと複雑な移動がみられる。(別章)アフガニスタンからは大量の難民が生み出されてきたが、イランやパキスタンは受入国となっている(同9)。

東アジアの中国や韓国や日本や香港、台湾は現在では移民受入国に、東南アジアのフィリピン、ベトナム、インドネシアなどは、中東から他のアジア域内へと移住先を変更している(アジアからの移民の章参照)。

## 2) 国際移民時代における移民の挑戦

### ① 国家の規制と非合法移民の発生

人々は常にチャンスを求め、あるいは貧困、紛争、環境悪化から逃れるために国境を越えて移動しようとする。しかし国家は権力によって、国境を越えようとする国際移民を規制しようとする。それゆえ、規制を外れた多数の非合法移民=非正規移民や許可を必要とする難民・強制移民が絶えず、世界中で生まれている(カールズ&ミラー 2011:3-4)。

2006年アメリカでは3億人の人口中、1,200万人ほどが非合法に滞在しているという。同年難民と公的に認定された人々は約1,000万人にも上るといふ(カールズ&ミラー 2011:7)。

非合法移民とは、通常の犯罪者ではなく、移民管理の法律が違反しているという意味で非合法移民である。移民管理上、非合法移民になるのは、不法入国、許可された期間を過ぎても滞在し続ける超過滞在、労働許可を受けず就労する資格外活動が一般的なものであ

る。このように、移民管理上、非合法移民になるのは、不法入国、許可された期間を過ぎても滞在し続ける超過滞在、労働許可を受けず就労する資格外活動が一般的なものである法律を犯してまで、入国したり、滞在するのは、安い賃金で非熟練の労働に従事すれば、ホスト社会経済的需要を満たすなどの側面がある（樽本 2009:46-47）。

移民希望者のなかには、年々入国が厳しくなっている富裕国に入るために、越境を手助けする団体や個人に金銭を払っても実行しようとする。中には超国家犯罪組織の援助を受け、入国を果たすことがあるが、莫大な密航の手数料を取られたり、入国後も働かせられたり、人身取引の対象となったり、犯罪組織の餌食になることも多い（キング 2011:72-73）。

非合法移民は国家が移民規制を始めた19世紀からすでに現れ始め、1973年以降先進諸国が移民規制を強化するとともに、顕著に増大した。1990年代以降、国際移民のグローバル化の波に乗った非合法移民の数の増大は各国で政治問題化した。外国人労働者と非合法移民の関係を合衆国（大友篤 2002:686-688）とドイツ（山本健児 2002:682-686）を事例に付け加える。

問題は法律に反して入国、労働に従事し、物理的に越境を試みる非合法移民の側だけにあるのではなく、先進諸国への正規入国の方法が、家族合流か難民申請しかなくなったことである。そのため、さまざまな偽装工作を用いて、非合法に入国する移民が増大した理由でもある（樽本 2009:47）。

## ② 国際移民の形態の変化と定住化の課題

移民は労働移民、難民など様々な形態をとって移住するが、国家によって入国資格や滞在期間が定められる。高度な技能を持つ移住者は、定住化の道が容易に開かれている。

第二次大戦から1973年の石油危機まで、主な移民はより良い職や収入を求めて移動した労働移民である。だが、高学歴・高技能の労働移民を除き、どのタイプの労働移民も、実際、労働、住居、教育などの領域で差別され、社会の周辺に追いやられ、移民先の統合や定住を模索しなければならなかった。移民たちの生存への挑戦である。

アメリカでの労働市場は、大企業が市場を独占する部門と多数の中小企業が激しく競争を続ける競争的部門に分けられている。この中で、競争圧力により賃金・労働条件が劣悪なうえに、雇用が著しく不安定であった。移民たちはこのような経済部門に主に吸収されていった（小井土 2005:7）。

このような不平等な経済構造の中に生きながら、移民たちは戦後確立してきた社会保障制度や最低賃金・失業保険などの労働の諸権利や社会的権利の恩恵を受けるようになった。

これまであたかも商品のように扱われていた労働者にセーフティーネットが与えられた。特に競争セクターのような労働市場では、自国出身の労働者を一定以下の条件で働かせることができなくなった。移民労働者の存在は戦後における経済的不平等と社会的諸制度の間のギャップを緩和する役割を果たしたといえる（同 7）。

第二次大戦後の国際人口移動の波は1973年の石油ショックで一つの終わりを告げる。その結果、労働移民の処遇や認識の仕方、移民たちの意識に大きな変化が生じた。移民受入国は、移民の行動に各種の制限を設けるようになった。彼らは余剰となった労働移民を本国に帰還させようとした。だが、すでに受入国に滞在していた移民は、むしろ家族を本国から呼び寄せ、合流し始めた。このようなプロセスを経て、在住の移民は定住化の傾向を強め、彼らのエスニックコミュニティを形成するようになる（樽本 2009:38-39）。実際、移民家族の受け入れは、受け入れ国にとって、住宅、教育、健康保険、社会福祉の給付など社会的コストを要する問題であり、受け入れ国の市民の諸権利との差異が露呈することにもなるので、積極的になれない理由があった。人種差別や外国人忌避の問題も生じる可能性もあったからである。

現実には、家族の合流を抑制することは極めて困難なことであった。家族の合流が普遍的人権の一部と見做されているからである。また家族の受け入れを容認し、移民の民意や権利を認めることによって、移民の現地社会への統合を容易にするというメリットが指摘されるからである（樽本 2009:40-41）。

### ③ 移民の多様性：階層、地域、エスニシティによる相違

今後も、南北間の富の不平等の拡大が進行するにつれ、より良い生活水準を求める人々の移動は不可避とみられている。一方、地域によっては、政治的・民族的対立によって難民とならざるを得ない人々も生じてくる。

しかし移動する人々の間で、貧しい人たちではなく、比較的豊かな国の間での移民が増加している。貧しい国々の人々のなかでも、その国の経済発展によって、移動に必要な資源を獲得し、移民することを目指す者も生じている。斡旋業者の搾取を経験することはあっても、移動により、移住先で恩恵を受けることができれば、生活をよりよくできると考える。移住先での生活が厳しくても、本国の貧困・治安の悪化・独裁的な政権による希望の欠如といった状態から脱出することができる（小井土 2005a:6）。アメリカに住む、学歴ある東アジア出身の移民の中にはこのような移民が多く存在する。

小井土（2005）は、送り出し国の移民が一律に貧困であることが唯一の指標でないことを指摘している。実際、先進国に移民を送り出している国や地域が、アフリカなどの最貧国には限らず、むしろメキシコ、トルコ、フィリピンといった世界的には中所得国が多数の移民を送り出しているからである（同 7）。

送り出し国の中でも、地域的、階層的、エスニック集団別に移民の割合に差がみられる。メキシコの場合、伝統的な移民送り出し地域は、決して経済的に貧困でない中西部の高原地域である。同じ地域内でも、アメリカに移動したのは、極貧層ではなく、まず中間層から始まった（同 4）。

エスニック集団の差も見過ごせない。マレーシアで日本などに最初に向かったのは、多数派のマレー人の極貧層ではなく、マレー人優遇政策に不満をもっていた比較的裕福な華人系の若者であった（同 4）。国際的な移民現象を理解するには、従来の説明概念を越えた視角が必要となることを教えてくれる。

#### ④ 多元化する国際移民—上昇志向の国際移民

国際移民の新しい特徴は、もはや彼らが単純な移民労働者ではなく、各地にエスニックビジネスを展開するようになったこと、また高度な技術を持つ専門職として従来の産業を転換するような役割を果たしたことなどにより、移民たちが地位向上を目指していることがわかる。

ロサンゼルスやニューヨーク市の特定地域には、韓国系の移民たちが様々な商店を出したり、フロリダ州のマイアミでは、キューバからの亡命者とその家族がローカルのみならず、全国規模の企業を発展させている。ともに、自営業や専門事業主率の高いエスニックビジネスを展開している。

米国の統計によると、最も高い収入を得ているエスニック集団は、インド系、台湾系、キューバ系の集団である。彼らは高い教育レベルや専門能力などの人的資本を用いて、専門職や管理職の仕事に集中する傾向がある。彼らが労働市場で著しく上昇したのは、インド系の場合、アメリカ人の平均を超える高い学歴を身に付けたことにある（小井土 2005a:8-9）。

#### ⑤ 新たな高度技術移民の増大

近年、IT 革命などの産業構造の変化に伴い、新たな移民カテゴリーが急増するようになった。米国では、1990年代に、HI-B と呼ばれる新しい短期移民カテゴリーが設けられ、度重なる改正もあって、2000年には1年で30万人もの人々が入国就労を許可された。これは、高度な技術をもつ短期滞在専門職を3年以上の上限で企業が導入するもので、IT 産業やバイオ産業を中心に、インドなどから多数の技術移民がリクルートされた（小井土 2005a:11）。

日本でも、2000年の出入国管理計画のなかで、IT 革命への対応のために、短期移民の拡大の方針が打ち出され、インド等から多数の IT 技術者が増大した。

産業構造の転換の結果、新たな経済の牽引者として、IT 技術者を新しいタイプの移民として、各国も受け入れるようになった。このポスト産業社会の新しい移民は、これまでの

移民のイメージとは異なるものであり、移民の多元化を象徴するものである（小井土 2005a:10-12, 樽本 2009:50-51）。

## ⑥ 移民の女性化

第二次世界大戦後の経済成長期、移民の中心は男性であったが、80年代以降、女性の移民がその数と比重を急速に高めてきた。先進諸国におけるジェンダーの役割や再生産領域の変動が、「国際移民の女性化」や「移動の女性化」という現象を生じさせた。（小井土 2005a:12-23, 伊藤るり 2010:872-873, 樽本 2009:24-27, キング 2011:76-79, カースルズ&ミラー 2011:13-14, 小ヶ谷千穂 2023, 高畑幸 2020）。これまでの研究から、「移民の女性化」の流れを約3つに分けて論じる。

### 3) 移民集団の滞在の長期化：家族呼び寄せ：家族合流・結合への願い

第二次大戦後の好景気は、非熟練の男性独身による肉体労働移民の流れを引き起こした。ヨーロッパでは、このような国際移動は二国間協定によって管理されていた。彼らは短期契約の一時的な出稼ぎ労働者（ゲストワーカー）であった。雇用主にとっては、一種の労働力予備軍で、不景気時には帰ってもらうものであった。

1970から80年代、西ヨーロッパやアメリカは、労働移民の抑制・帰国促進の移民政策をとったが、政府にとって予想外であったのは、かなりの比率の労働移民が滞在し、結婚し、家族を形成し、永住者となり、ついには受入国の市民になったことである。あるいは本国から家族を呼び寄せた。二つの例をあげると、ドイツにおける移民マイノリティは、トルコ人、イタリア人、ユーゴスラビア人およびギリシャ人であり、フランスでは北アフリカの人々やポルトガル人である（キング 2011:40）。

家族合流を目的とする移民は、南北アメリカやオーストラリアへのヨーロッパ移民や東南アジアへの中国人移民（華僑）に代表されるように、1970年代前半の第一次石油ショック以降、多くの国の主要な移民形態になった。家族合流はEUに流入する非ヨーロッパ移民の60%にあたり、米国に流入する移民の70%に相当する（キング 2011:44）（注1-7）。

女性が家族とともに、ホスト社会に定住を始めたことは、これまで男性が労働移民として生産領域に受け入れられただけでなく、子を産み、養育するといった再生産活動自体が受入国に移動することにつながり、また、移民家族のホスト社会へ定住と統合の問題が生じてくる（小井土 2005a:12）。

ホスト社会に定住した女性たちは、マイノリティとして複雑な状況に置かれる。彼女たち非扶養者としての法的地位や低い技能・資格から雇用者によって不利な条件で働かされたり、育児や介護などの家族を維持しなければならないといった規範の中で生きなくてはならないという、厳しい状態に置かれてきた（樽本 2009:25, 上野 1996）。

#### 4) 女性の再生産領域への進出や特別な在留資格による出稼ぎ

1980年代、90年代以降、欧米諸国では女性の高学歴化と世帯外就労の拡大、新自由主義化の公共サービスの削減や市場化、長寿化、出生率の低下と高齢化という人口動態の急激な変化、それに伴う家族内性分業の変化の過程で、主として女性が担ってきた家族の再生産機能が弱まってきた。このような状況はアジア NIES（新興工業経済地域）の社会においてもみられる現象である（伊藤るり 2010:872）。

このような状況を打開するために、「人間のメンテナンス」としての家事労働や介護労働に代表される家族の再生産部門において、移住女性労働者への需要が増大した。実際、女性労働者の多くは、途上国からの移住家事・介護労働者である（小ヶ谷 2023）。

移住家事・介護労働者の出身地は、アジアではフィリピン、インドネシア、スリランカなど、西欧ではアフリカ、東欧、中南米諸国、北米では中南米、アジアなどである（伊藤るり 2010:873）。

推定でも、米国の家事労働者は約150万人（2008）、香港の移住家事労働者は22万人強（2005）、イタリアでは移住労働者63万6,000人の約半数が家事・介護であった（伊藤るり 2010:872）。

香港やシンガポール、台湾といった新興国・地域では、フィリピン人やインドネシア人が住み込みの家事労働者としてミドルクラスの家庭を支えていることはよく知られている（上野加代子 2011）。筆者も修士論文で香港の女性家事労働者を扱ったことがあり、彼女たちの日常生活を垣間見ることができた（酒見 2018）。

小ヶ谷は、「パリの高級住宅街では、通いで清掃やベビーシットングを行う、非正規滞在のフィリピン人女性が行き交い、ミラノの高齢者施設ではルーマニアやポーランドの女性たちがイタリア人高齢者を介護している。アメリカでも、かつて政府高官が非正規滞在の家事労働者を雇用したことで辞職に追い込まれたことがなるなど、先進国・新興国の家事・介護部門への移住女性労働者集中は、世界中でみられる」と、世界中で活動する移住女性労働者の姿を伝えている（小ヶ谷 2023:139）。

先進国の女性がわずかな支出で移住家事労働者を雇用して、家族生活を維持し、グローバル化の最先端で高度専門職に就く一方、移住家事労働者はしばしば学歴とみあわない「使用人」となり、送金を行い、移動の自由を失う。そして離れ離れの家族生活をやりくりしながら、越境的世帯活動を行っている。ここには生産領域のグローバル化と再生産領域のグローバル化の接点がみられる（伊藤るり 2010:872-873）。

これらの現象は、女性の持つ権利の国際的な格差をも生んでいる。先進国の女性の権利の拡張が、より権利をもたない途上国の女性たちの労働を生み出しているという指摘である。女性の国際移動の拡大が、女性という傷つきやすいジェンダーを見えにくい空間で利用することで、しばしば暴力的虐待や不当な搾取にさらされている現状がある（小井土 2005a:13）。

移住して働く女性たちの多くは、独身とは限らず、移住先でケアの担い手としては働きながら、故国に残した自らの子供たちの養育を親族の女性に託すという「ケアの連鎖」（グローバルケアチェーン）を作り出している。途上国の女性たちの移住労働が、家族の別離が結婚の安定性や子供の発達に及ぼす影響が懸念されている現実がある（キング 2011:76, パレーニャス 2001, 2002, 伊藤るり 2010:872-873）。

## （7）トランスナショナルな視角とトランスナショナルコミュニティの出現

国際移民研究において、トランスナショナル視角が近年急速に影響力を増している。この視角が注目した双方向的な人間や情報が作り出した緊密な社会組織を基盤とする越境的な社会空間が、国民社会的な枠組みでは捉えられない経済・政治・社会文化過程を生み出しているからである（小井土 2005b:381）。

国際移民現象は、これまで経済学的な視点から、発展途上国から先進国への移動をプッシュとプルの要因からとらえることが多かった。社会学的視点からみると、移動の階層が貧しい国や階層からのものとは限られないこと、親族、友人、同郷者といった社会的紐帯と深い関係があることが指摘されるようになった（小井土 2010:874）。

移民に関する伝統的な社会学的ないし人類学的関心は、移住者の定住化に伴う同化・適応の課題に集中していた。しかしながら、移民の適応や第二世代の研究が拡大する90年代、移民受け入れ社会で、移民が単に移植するだけのものではなく、送り出し国との頻繁で持続的な関係をもつ移民の双方向的な移動が起きていることが指摘されるようになった。

ロサンゼルス東部地区にはメキシコ特定地域の出身者が集住したり、エクアドルの山岳コミュニティから、ニューヨーク郊外に常に移動が繰り返されているといった事例がある（小井土 2005a:15）。そこには、送り出し国と受入国が一つのネットワークの一部を形成しているという、トランスナショナルな視角が急速に浮上してくる（小井土 2010:874, 2005a:15）。コーエンが提起した脱領域的なディアスポラに近い人々の活動が目につくようになった。

トランスナショナルな視角は、「現代社会において国境を越えて複数の場に生きる移民たちが、経済・社会・文化・政治的に相互に意識し合い、影響を与え合う一つの社会的場あるいは空間を作り出してきた」ことに焦点をあてている（小井土 2010:875）。このような研究の蓄積は国際移民という語に変えて、「トランスナショナルな移民（transnational migrants）」という概念を提起すべきだともいわれる（小井土 2005a:15-16）。

### 1) トランスナショナルな移民の越境的な社会空間の形成過程

トランスナショナルな移民による越境的な社会空間はどのようなプロセスを通じて形成され、再生産されていくのか。トランスナショナルなコミュニティを観察するのに、一つ

の比較モデルとして、7つのプロセスからなる小井土のモデルを紹介しておく（小井土 2005a:16）。

- ①恒常的に移民を送り出している地域では、一定の年齢になると先進国に向かって移動することを本人も当然視し、周囲からも期待されるようになる。移民への行動は、単なる個人の意思を越えて、「移民の文化」が内面化した結果であるとする。
- ②家族の中で一定の人々が北側で生活するのは当たり前になり、国境を越えたか家族内分業体制ができあがる（夫は出稼ぎ、女性は子供と畑を守る）。
- ③このような家族分業によって、家族のメンバーが交代で移動・周流する状態が生まれる。
- ④この過程で、次第に受入国には、特定の地域に移民コミュニティが形成され、徐々に食料品店や教会などのエスニックなインフラストラクチャーも設けられ、異質な世界での生活が可能になっていく。
- ⑤この結果、移動することに伴う、金銭的、時間的コストとリスクは低下し、より多くの人々が北をめざすことができるようになる。帰国によるリスクも低下し故郷への還流も増大する。
- ⑥ 間断のない人々の双方方向への移動は、正確な情報の流れを生み出す。国際電話、今日ではネットなどで情報の共有が可能となる。家族や共同体のメンバーは、故郷には長期間不在でも、共同体の一部として常にそこで意識される存在であり続ける（小井土 2005a:16）。

このような移民送り出し国（南）と移民受け入れ国（北）の間には、越境的なネットワークが作られ、その両側に二つの拠点があるという状況が生まれてくる。それはトランスナショナルな社会的場ないし空間（transnational social field/space）の形成であるとみなされる。後に実際に調査した群馬県のX市のフィリピン人コミュニティと比較しうる有効なモデルと考えられる。

## 2) トランスナショナルな社会的空間の形成の影響

トランスナショナルな国際移民の出現は、その周囲の社会や国家にどのような影響を及ぼしているのか、いくつかの側面にみてとれる。

### ① 経済的影響

第一にトランスナショナルな経済活動の経済的影響は、まず移民のもたらす送金である。ミクロ的にみれば、移民送り出し地域の家族にとって、これらの収入は家計の運営に不可欠なものになっている。送金は日々の消費支出の補填のみならず、住宅の改善、上下

水道の設置などの生活基盤の拡充、土地や家畜などの生産的な投資を進めていく上での前提とされている（小井土 2005b:384-385）。

第二に、移民たちの経済的な貢献は、世帯レベルの送金に限られない。彼らは移民先で多数の同郷者団体を組織している。これらの団体は、単に国内での親睦や相互扶助を越えて、出身地域の社会的ニーズに応えるために、上下水道や道路の整備、教会や学校施設の拡充など、様々な社会的インフラの構築に貢献している（同 2005b:385）。

第三に、移民の中で、企業家として成功した人たちのなかには、積極的に母国でのビジネスチャンスを見出して、さらに両側でのビジネスと積極的に結び付けて活動する人々もいる。移民企業家の活動は、インドの高度専門職移民が、自ら IT 企業を起こして、母国に投資するとか、中国系が太平洋を越えて、東南アジア—香港—北米といった複数の拠点を結びつけた越境的な移民企業活動を展開している。

第四に、このような移民の経済活動の影響は、マクロ的にみても、大きなインパクトを持ち始めている。すなわち、現在移民たちが出身国に送る資金は、多くの途上国にとって、きわめて重要な外貨収入源となっている。送金金額は、インド、フィリピン、ニカラグアでは、輸出総額のそれぞれ、13%、19%、50%以上に相当するという。世界的にも、移民による海外送金は、途上国の外貨獲得の大きな部分を占めている（小井土 2005a:17, 2005b:385）。

途上国政府は、この移民からの送金を恒常的な外貨収入源として、経済運営の際に計算にいれている。IMF などの国際金融機関も、送金による外貨収入をその国との融資条件にすることさえもあるという。個々の移民たちの送金や投資は、家計を支え、地域の経済を振興させるだけでなく、不安定な一次産品の輸出に代わって、マクロ経済を支える重要な支柱になっているのである（小井土 2005b:385）。

## ② 政治的影響

1980年代以降、次第に民主化が進むラテンアメリカ諸国出身の移民集団が、移民先で、自らの政治的影響力を行使し始めた。例えば、ニューヨーク市に多数居住するハイチ、グレナダ、ドミニカ、さらにフィリピンといった国々の出身者は、選挙資金を集め、特定の政党を支持し、また積極的に母国に残る親族・友人への投票を呼び掛けるといった方法で、母国の政治に影響力を拡大しつつある（小井土 2005b:386）。

第一に、権威主義的・独裁的政権を経験したことのある移民たちは、1980年代以降本国が民主化したことで、政治的発言や経済的支援を行えるほどの力を身に付けてきた。

第二に、移住先に滞在する過程で受け続ける差別と社会的排除の構造を認識し始めたことである。例えば、ハイチからの亡命者たちは、本国では高い出身階層に属し、黒人独立国として強い自意識をもっていたが、米国の主流社会は彼らを排除する傾向が強かった。このようなギャップが、移住者の母国への一体感を維持させ、ナショナルなアイデンティティを目覚めさせ、政治的な活動を活性化させることにつながった。

第三に、このような政治プロセスの越境化に対して、多くのラテンアメリカの移民送出国は、二重国籍を認め、海外での投票権を承認する動きが強まっている。これは母国へのコミットメントもあるが、同時に米国政治への影響力を期待していることも見逃せない。移民たちは国外に居ながら、本国の政治や政党に支持や資金援助をしたり、時には在外投票を通じて、影響を及ぼすことができる。彼らは受入国では政治的に、差別的な地位に置かれていることが多いが、海外から本国へ政治的な影響力を行使することで、自らの社会的・政治的プライドを満足させることができるという。その資金に基づく地域開発のプロジェクトの企画・運営に関わることで、そのコミュニティの実質上の政治的リーダーシップにしばしば影響を与えるようになっている（小井土 2005b:386）。

### ③ 文化・社会的影響

越境的な社会空間の発展は、国境を越えた経済的・政治的利害関係の在り方を変化させるだけでなく、越境者たちの文化や文化的象徴や社会的認識の在り方を組み替えつつある。例えば、メキシコ系の移民のある男性は、同郷者団体に積極的に参加し、故郷のために寄付をおこなっているが、さらに自らが乗らないロデオ用の馬に多額の費用をかけて飼育している。彼の意識のなかには、男性としての誇りと社会階層的な誇りを充足するという象徴的な意味があると解釈される。

あるメキシコ系女性移住者は、これまでの男性優位文化を忌避し、故郷への関係維持に消極的な意識が芽生えている。ジェンダー間の対立が越境的な空間構造のなかに展開している。ここには、ジェンダー役割や社会階層が媒介変数となり、アイデンティティの志向に変化が表れていることが示されている（小井土 2005b:387）。

異質な文化の接触による独自のアイデンティティの確認は、第二次世代の越境者の間にも生まれている。大都市下層階層に住むメキシコ系の人々の中に、子供たちを生まれ育った文化から一時切り離し、母国の文化を身に付けさせるために、故郷の祖父母に預けることがあるという。そこで子供たちがアメリカ最下層で育てられながら、故国での高い消費水準とアメリカ文化を身に付けていることを発見する。これらの経験を通じて、コミュニティのなかで独自のアイデンティティを発達させる。すでに米国に定着していたと思われた第二世代の階層意識が、越境的な空間で再認識され、再構築される状況を示している（小井土 2005b:387）。

### 3) トランスナショナリズムの展開とその未来

近年の境界を超える移民たちの移動は、グローバルなもので、二つ以上の社会と密接な関係を築く。多くの移民が定住化するにつれ、出発地と到着地を結ぶネットワークが発達し、トランスナショナルな社会が形成され、新たな形態の相互依存が生まれ、多くの人々の生活が急速に変容していく。

トランスナショナルな移民は人口、文化、経済構造を変革する可能性を持ち、ナショナルアイデンティティをめぐる問題と新たな文化の多様性を育むメリットもある（小井土 2005a:4-6）。なお、トランスナショナルな国際移民の人類学的研究の動向と、フィリピンにおけるトランスナショナルな研究の事例を第5章で再度検討する予定である。

## （8）近年の国際移民の動向とその特徴—まとめ

『国際移民の時代』で、カースルズとミラーは、近年の国際移民の特徴を6つに分けて論じている。国際移民の動向を大まかに理解するために有効なので紹介しておく（カースルズ&ミラー 2011:11-14）。すでに他章で触れたりした部分があるが、またより深く議論するための手がかりとしても挙げておきたい。

### 1) 移民のグローバル化

ますます多くの国が同時に移民の移動によって決定的な影響を受けるようになってきている傾向。移民受入国は、多種多様な経済的、社会的、文化的背景をもつ人々を受け入れている。

### 2) 移民の加速化

国際移民がすべての主たる地域で増加しているという事態。移民数の急速な増加は、各国による緊急な移民政策の必要性とその実施の困難さを加速させている。国際移民を阻止する政策の強化や、場合によっては本国送還という対策も求められる。

### 3) 移民の多様化

ほとんどの国家は労働移民、難民、定住者など様々な移民に対処しなければならなくなっている。移民の多様化は、移民政策の実施にとって大きな障害となる。

### 4) 移民の女性化

あらゆる地域で、あらゆるタイプの移住において、女性の役割が増大している。1960年代以降、労働移民のなかで、女性がマジョリティを占めるようになった。その事例として、アフリカのカーボヴェルデ共和国の女性がイタリアへ、フィリピン女性が中東や日本へ行く場合がみられる。難民の中にも多数の女性が含まれ、そのなかで一定の女性が人身売買のネットワークのなかで利用されてきた事例がある。（別項参照）

### 5) 移民の政治化

移民が国内の政治や国家の安全保障と深い関わり合いがあること。自国の移民政策の強化、出入国管理の徹底、円滑な国際協力によって、移民の保護と安全を確保する必要がある。

## 6) 移民過程変遷の普及

従来の移民送出地が移民通過地へ、さらに移民受け入れ地に変遷する際に生じる。ポーランド、スペイン、モロッコ、メキシコ、ドミニカ共和国、トルコ、韓国といった国々が通過移民の増加や、移民過程の段階的な変遷を経験している。

### (注1)

(注1-1) 国連の統計局によれば、2010年の国外移民の数は2億1,400万人であり、世界人口の3%に相当する。その数は着実に増加している。1965年に7,500万人から、1985年に1億500万人になり、2000年に1億7,500万になっている。それでも人口比の3%になっただけである。移民も増加しているが、まだ人口増加の比よりは穏やかであることを示す。国外移民の増加が穏やかなのは、統計のなかには、国内移住者が含まれないことがあげられる。また国連人口統計局は、2009年の国内移住者数を7億4,000万人と推計している。その数は国際移民の3.5倍に達する。中国をはじめ、中南米やアジア、アフリカでは、何百万人ももの貧しい農民がその国の大都市に引き付けられているからである (キング 2010:11-12)。

(注1-2) 国連ばかりでなく、統計局や人口統計の多くは一年を基準としている。しかしながら、中世ヨーロッパの収穫時の季節労働者から言説業や旅行業で働く今日の季節労働者に至るまで、移住者のイメージの一部であり続けた季節移住者が排除されてしまう。季節的ないし国境往復型の移住者が増えているだけに、移住と移動の境界が曖昧になっている (キング 2010:12)。 p. 3

(注1-3) 小井戸も同様に、現代世界において国境を越えて複数の場に生きる移民たちは、経済・社会・文化・政治的に相互に意識し合い影響を与え合う一つの社会的場 (越境的社会空間) を作り出していることを、国際移民の段階を特徴づけるものと考えている。(2005, 2010:874-875)。 p. 6

(注1-4) 1962年、アルジェリアの独立の際、推計で90万人の「ピエ・ノワール」と呼ばれるヨーロッパ入植者がフランスへの帰還を許可された。1974-79年にかけて、ポルトガルのアフリカ植民地からの軍事的撤収によって、80万と推測されるポルトガル出自の人々が本国に戻った。1950-58年の間、約30万のオランダ系インドネシア人がオランダに移住し、熱狂的に迎えられた (キング 2010:32-33)。 p. 10

(注1-5) 大友は1960年から1991年の期間における国際人口移動統計を整理し、出発地別年平均流出数を推計した一覧表を作成している。アフリカと南アジアからイギリス、ドイツ、合衆国、フランス、カナダへ、中国、中央アメリカ、南アメリカ

カからは合衆国、カナダ、オーストラリア、オランダへの流出者が目立っている（大友 2002:677）。p. 10

(注 1-6) 「インド人年季契約労働者とインド人人口（1980年および最新の推計）」  
（コーエン 2012:138）。

(注 1-7) 家族合流目的の移民を許可する政策は、未だ普遍的なものではない。日本を含め東南アジアでは家族合流は一般には許可されておらず、専門職ではなく国籍を有しない移民は、永住者ではなく、典型的な一時滞在とみなされている（キング 2011:45）。

## 第2章 アジアにおける国際移民の動向

### はじめに

本章では、世界に拡散するアジアからの国際移民の近年の動向を整理する。アジアからの国際移民の世界への流れのなかで、アジア地域地域内の移民の形態と特徴と増大を難民、女性労働者、非正規労働者、学生、高技能移民などを通じて具体的に述べる。また東南アジア各国の移住政策を政府の関与の仕方、女性労働者の増大、ホスト社会への影響などを取り上げる。特に、日本へのアジアから移民の動向、とりわけ研究対象とするフィリピン人移民の動向を主たる視野に入れていることは勿論のことである。

### (1) 世界における国際移民政策の変化とアジア移民の増大

世界の人口の57.7%を占めるアジアの国々に住む人たちが、国際移民の議論の中で大きく取り上げられるようになったのは、それほど昔のことではない(Hugo 2005:1)。

国連の推定によれば(2002)、現在は祖国を離れて居住している1億7,500万人の移民のうち、アジア生まれの人たちは5,000万人いる。その数はアジアの人口の1.4%に過ぎないが、国際移民の議論を展開するにあたり過少評価できない(Hugo 2005:3)。

過去2世紀の間、実質的に、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドが伝統的な移民受け入れ国であったことにより、国際移民プログラムは欧米に偏ったものであった。しかし、1970年代初頭より、人種や民族や出身地を基にした差別的な政策が取り除かれ、移住者の選択は主に技能や家族合流を基になされるようになった(Hugo 2005:5)。

今や、アジアからの移民は伝統的に移民を受け入れている国々における新たな定住者の半数を超えている。最近のOECDの研究によれば、21世紀初頭におけるOECDに加盟する国々における最大のアジア人コミュニティは、中国、フィリピン、インド、韓国、パキスタン、ベトナムである。彼らの総数は1,680万人を越えている。最大の受入国は米国で840万、カナダ200万、イギリス160万、オーストラリア120万である(注2-1)(Hugo 2005:5-7)。

### (2) アジアからの国際移民—三つの流れ

1970年代と80年代以降、アジア諸国からの国際移住が増加した。そこには代表的な3つの流れがあった。一つは北米およびオーストラリアへの定住移動、二つ目は西アジアの湾岸産油国への労働力移動、三つ目は1990年代以降のアジア地域内の労働力移動である。特に、大きな余剰労働力を抱える発展途上国から急成長する新興工業経済地域(NICs)への移民が増加した。一つ目は定住移動であるが、後者二つは、循環移動である(人口大辞典 2002:338, カースルズ&ミラー 2011:162-170)。まず、三つの流れを簡略化して述べる。

### 1) 北米・オーストラリアへの定住移動

伝統的な移民国家（アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド）は多くのアジア移民を抱えている。近年では、中国、インド、フィリピン、ベトナム、韓国、日本、タイなどが移民の供給源である。最大規模のアジアからの移民は、1965年の移民法改正以降の家族呼び寄せによる移動であるが、難民や技能労働者の移動も含まれていた。2000年時点で、アメリカでは、アジアからの移民が劇的に増え続け、700万以上になった。

アジアからオーストラリアへの移民は、戦後の白豪主義政策の廃止後進展し、1970年代終わりのインドシナ難民の移動によって、増大した。2005年におけるアジアからのオーストラリアへの移民供給国は、中国、インド、フィリピン、マレーシア、スリランカ、香港である。2005年の推計では、アジア生まれの人口を全人口の2,100万のうち約7%、147万人ほどである。（コーザー 2011:128-129, カースルズ&ミラー 2011:166-167）。

### 2) 西アジアへの循環移動

1973年および1979年から80年の石油ショックを背景としつつ、1970年代後半から1980年代初期に渡って、アジア諸国—パキスタン、インド、バングラディッシュ、タイ、フィリピン、韓国、インドネシアから、大量の出稼ぎ労働者が中東の石油産出国へ契約労働者として送り出された。

湾岸諸国に送り出された出稼ぎ労働者による送金額は、送り出し国の雇用や輸出額に翁影響を及ぼし、国内経済や景気の維持に大きな役割を果たした。送出国の景気を支えてきた出稼ぎ労働のブームに陰りが見え、大量の労働者が本国へ帰国すると、「ドバイ症候群」というような混乱した現象がおきた。

これらの経験はその後の新興工業諸国（NIES）や日本への再移動、つまりアジア域内移動に引き継がれている（人口大辞典 338, キング 2011:48-49, 吉田良生 2002:694-695, カースルズ&ミルズ 2011:168-170）（注 2-2）。

### 3) アジア地域内移動

90年代から、さらに今日まで、アジア域外ではなく、アジア域内に向かうアジア移民が増えている。1995年以降、アジア域内の就労目的の移住は毎年6%のペースで増えており、約260万人が毎年職を求めて自国を離れているという（カースルズ&ミラー 2011:165）。主な移民の出身国は、大量の余剰労働力を抱える貧しい国々である。特に中国とフィリピンが多く、さらにバングラディッシュ、インド、インドネシア、パキスタン、スリランカからの移住が続く。彼らの主たる移住先は、中国、台湾、韓国、日本などの経済的に発展した東アジアや、マレーシア、シンガポール、タイなどの東南アジアの新興工業国である（コーザー 2021:129-130）（注 2-3）。

移民の出入の国々の状況をより詳しく整理すると、アジア地域におけるすべての国家が出移民および入移民の両者ならびに移民の経路をも経験するが、移民入国が中心の国家はブルネイ、香港、日本、シンガポール、韓国、台湾である。大量の出国と入国を同時に経験しているのは、マレーシアとタイ。そして出移民を中心とする国家は、バングラディッシュ、カンボジア、中国、インド、インドネシア、ラオス、ネパール、パキスタン、フィリピン、スリランカ、ベトナムと分類することができる（カースルズ&ミラー 2011:165）（注 2-4）。

### （3）アジアからの国際移民—異なる地域への拡散の実情

アジアからの国際移民は、前項で述べたように、世界の三つの地域に、異なった形態の移住を行ってきた。本項では、三つの地域へ拡散したアジア移民の性格・動向をより詳細に検討する。

#### 1) アジアからの国際移民—南北間の定住移動

アジアからアジア地域外への移民の動向を、地域、活発化した理由、その規模を中心に考える。まず、アメリカ、オーストラリア、カナダ、ニュージーランドなど北米やオセアニアの国々への移民をとりあげよう。このような人口移動の現象を南北移動と述べる研究者もいる（カースルズ&ミラー 2011:166-168, 阿部隆 2002:691-697, Hugo 2004:37-41 2005）。

#### ① 米国への移住

近年、アジアから米国への大規模な移住が起こったのは、1965年にハート＝セラー法と呼ばれる改正移民法が成立した以降のことである。この法律によって、出身国割り当て制度と、アジア—太平洋地域への差別的移民規制が取り除かれ、家族呼び寄せが可能になった（カースルズ&ミラー 2011:166, 阿部 2002:692）。

年間移民数が西半球全体で12万人、東半球では一か国につき2万人までという制限で17万人と制限され、全体として29万人に引き上げられた（阿部隆 2002:992）。

1965年のアジア移民は1万7千人であったが、80年には25万人、90年代初頭には約35万人に達した。移民改正法が施行にともともない、さらに難民の受け入れや高技能労働者の受け入れが進んだためである（阿部 2002:692）。

米国における移民出身国の上位10か国の構成をみると、1981年から1996年では、第一位のメキシコ（24.5%）に続き、フィリピン、ベトナム、中国、インド、韓国を合わせて、22.7%、ドミニカ、エルサルバドル、ジャマイカ、キューバの中米諸国が10.8%を示し、近年では中南米やアジアの国々が上位を占めている（阿部 2002:692）。

## ② カナダへの移住

カナダも第二次世界大戦の戦中・戦後、戦争による疲弊からの回復のために、同じような文化をもつヨーロッパ各地から移民を受け入れてきた。しかし、1976年の新たな移民法制によって、移民の受け入れにおいて出身地や人種・民族での差別をなくした。そのため、1983年以降、アジアからの移民や難民を受け入れるようになった（カースルズ&ミラー 2011:167, 阿部 2002:693）。

1961年以前の移民のなかでアジアからの移民はわずか1.7%であったが、1991年から1996年の間に到着した約104万人の移民のうち、95%がアジアからの移民で占められている。入移民の出身国・地域（出生地）の上位10か国（地域）の構成に大きな変化がみられる。10か国のうち、アジアからの出身移民は、香港、中国、インド、フィリピン、スリランカ、台湾、ベトナムが7か国をしめている。香港と中国が一位と二位をしめ、19%を占めるのが特徴である（阿部 2002:693, カースルズ&ミラー 2011:167）。

## ③ オーストラリアへの移住

オーストラリアへの移民は、1970年代のウィットラム労働党政権によって、移民法や市民権法が改正され、1975年に「人種差別禁止法」が撤廃され、実質的に人種主義的な白豪主義が国家政策として終焉を迎えて以降、大幅に拡大した。オーストラリアへの永住移民の出生地別構成をみると、1960年代には、ヨーロッパから移民、とりわけイギリスとアイルランドから移民が圧倒的に多かった。1990年代に入ると、イギリスとアイルランドの比率が激減し、東南アジア、北東アジア、南アジアからの定住者や長期滞在の移民が比重を高めてきた（阿部 2002:696）。

上記表によると、1993年から1997年におけるオーストラリアへの永住移民数は、ニュージーランド（5万3千—13%）、イギリスとアイルランド（5万3千—13%）に続き、中国（2万—7%）、ベトナム（2万1千—5.1%）、香港（2万—4.8%）、フィリピン（1万7千—4.3%）で、総数で19万3千のうち、アジアからの移民は、家族的要因に基づき、8万6千人と44.7%を占めるようになった（阿部 2002:696）。オーストラリアへの移民供給国は、中国、インド、フィリピン、マレーシア、スリランカ、香港などである。1970年に、ベトナム戦争後生じた、インドシナ難民の受け入れは、大規模な移民受け入れの刺激となった（カースルズ&ミラー 2011:167）。

アジアから欧米やオセアニアへの移住の特徴は、家族呼び寄せを利用した大規模な移動である。また1970年、80年代のベトナムやインドシナからの難民、その後中国返還による香港からの避難民など、受入国側に寛容な態度がみられる。その後も、フィリピ

ン、インド、日本、韓国からの様々なタイプの移民が、比較的自由な受け入れ体制の北米やオセアニアをめざした。しかしながら、近年、アジアからの移民に対して、高度な技能を有する労働者やビジネス移民が求められるようになってきている（カースルズ&ミラー 2011:168）。

過去20年の間、アメリカ、カナダ、オーストラリアとニュージーランドは実質的多くの移民を引き受けてきた数少ない国々である。しかしながら、1996年代後半までに、これらの国の移民政策は、ヨーロッパ人に対して好意的であったが、アジアの人たちには必ずしも好意的でなかった。例えば、オーストラリアでは、1970年代初頭まで、人種、民族、出生地を基にした白豪主義という差別的な政策をとられてきたが、その後は技能と家族の合流を基にした移民の選択が行われるようになった。実際東南アジアからの移民が確実に増大した。この変化は、過去50年にわたるオーストラリア生まれの東南アジア人の数から明らかである（Hugo 2004:38）（注2-5）。

オーストラリアに見られたような東南アジアからの人口移動パターンは、若干の変化はみられたが、他の伝統的な移民受け入れ国でもおおむね同様なものであった。東南アジアからの南北の移動が急激に増大してきたことを示している。アメリカにおけるフィリピン人口は最大の東南アジアからの移民の事例であるが、両国間にはこれまで植民地としての結びつきを反映した長い移民の歴史を反映している。（注2-6）の表によって、フィリピンとベトナムが東南アジアの国々の中で、「北」の国々の中に最大のコミュニティを形成したことが確認できる（Hugo 2004:39-40）（注2-6）。

## 2) アジアからの国際移民—中東産油国への一時的契約労働者の出稼ぎ

### ① アラブ地域、南アジア、東南アジア、東アジアからの移民

アジアから中東への労働移民は、1973年の原油価格高騰後に、湾岸産油国（サウジアラビア、クウェート、アジア首長国連邦（UAE）、カタール、バーレーン、オマーン）やレバノン、ヨルダン、イスラエルなどの中東諸国向けに急激に増大した（キング 2011:48-49, 吉田 1998b:132, Hugo 2005:10, カースルズ&ミラー 2011:168）。

湾岸産油国では、石油価格の上昇とその資金を使って経済開発を目指していたが、深刻な労働者不足が生じていた。それまで産油国はエジプトやパレスチナなどの非産油国のアラブ地域から移民を受け入れていたが、受入国の多くでは教育水準が低かったため、アラブ系の労働者が学校教育や政府機関の中枢部にまで進出したため、彼らへ過度な依存が生じ、安全保障上の問題が生じていた。また湾岸地域の国民の多くは公職・公務部門に集中していたため、民間部門に就職することが少なく、労働力を絶えず必要としていた（吉田 1998b:131, カースルズ&ミラー 2011:169）。

そこでアラブに代わる労働力の供給地として、パキスタン、インド、バングラディッシュ、およびスリランカの南アジア4カ国が新たなく求人先となる（吉田 1998b:132）。これらの国々からの移民労働者数は、1976年の5万848人から81年の53万8761人へと、わずか5年間で10倍に急増した。しかし、国防上国籍の多様化を図る目的から、南アジア諸国に代わって、東南アジア・東アジアからの移民が登場した。その後、景気変動の波を受けながら、年間40万人ほどを受け入れている（吉田 1998a:694-695, 1998 b:131-132）（注 2-7）。

## ② 中東産油国における国際人口移動の特徴

中東産油国地域が、移民労働者の受け入れを継続している要因は、地域の労働力の不足にある。湾岸諸国の多くは、自国の労働者が全体として少なく、またその大半が公職や公務部門に集中しているため、外国からの民間の労働者を必要としている。中東産油国がアジアからの移住労働者を受け入れの背景には、地域が置かれた状況が大きな影響を与えていることが伺える。

第一は、産油国が受け入れた「ブロック・ビザ」という移住労働者の一括受け入れ制度である。発電所、空港、道路などの社会的インフラストラクチャーなどの大型プロジェクトの建設を受注した企業は、一括して労働者を募集・管理し、プロジェクトが終了すると企業が責任をもって送り返すものである。東南アジアや東アジアからの契約労働者の受け入れに用いられた制度であるが、これらを請け負うブローカーの力が増大したことが受け入れを発展させたという特徴がある。受け入れ国にとっても、この制度は、異教徒との接触を避けるために、労働者を一カ所に隔離・居住させることができたこと、契約が終了した移民労働者を確実に帰国させることができたというメリットがあった（吉田 1998a:16-17, 1998b:133, 2002:695）。

第二の特徴は、中東産油国は概して人口が少ないため、外国人労働者への依存が著しく高いことである。2000年時点で、サウジアラビアでも2,035万人、UAEで261万人、クウェートで191万人、カタールで57万人にすぎない人口である。それゆえ全労働者に占める外国人労働者への割合は、1996/97年時点、サウジアラビアで55%、UAEで90%、クウェートで79%、カタールで82%、バーレーンで53%、オマーンで61%である。一国の職業構造のあらゆる部門で、外国人に大きく依存する状況は、石油危機から50年過ぎた現在でも大きな変化はみられない（吉田 1998a:18-19, 1998b:133, 2002:695）。

第三の特徴は、産油国の外国人労働者の依存の持続と多様化である。中東湾岸地域の石油埋蔵量は依然として世界で最も豊かであり、今後もこの地域の石油収入が大幅に減る様子はない。

イスラム圏ゆえに、女性の社会的進出は宗教上制約があり、若年層も教育水準が上がるに従い、職業選択にもその嗜好が、事務職や管理職へと大きくシフトしている状況のなか

で、これらの国々が円滑に機能していくためには、地域の需要に応えるのに不可欠な労働力を継続して確保していかななくてはならない（吉田 2002:695）。

中東での移民の労働分野への期待は大きく、さまざまな職種に広がっている。これまで非熟練の建設労働者が大半を占めていたが、現在、半熟練や熟練した運転手、機械工、建築関係の人々や、専門職やその補助（技術者、看護師、医師）などの受け入れが増加している。設備を運転し、維持管理する専門家や技術者や、組織を経営する管理職の職種への需要が大きい（吉田 2002:694）。

中東への労働移民は、故国で都市失業者や地方貧困者というわけではなく、平均以上の教育を身につけているので、供給国の経済にとってはマイナスの影響をもたらす可能性もある（カースルズ&ミラー 2011:169）。

1985年以降、建設業だけでなく、多様な分野で働く労働者、たとえば家事労働、看護師、販売員などサービス業での雇用が高まっていく。それに伴い、スリランカやインドネシアからの女性労働者が際立ってくる。しかしながら、女性の家事労働者は、搾取や性的な虐待を受けやすく、送り出し国の保護も十分ではない状況が続き、問題を抱えていた（カースルズ&ミラー 2011:168-9）。

近年の湾岸諸国や中近東地域でも、女性が家事労働者や他のサービス業で必要な存在となってきたが、女性の移住労働を禁止する国々や推奨する国もあり、論議の的となっている。イランやネパールでは禁止令が撤廃されたとはいえ、パキスタンやバングラディッシュではまだ制限が残る。スリランカでは女性移民は積極的に奨励されている（カースルズ&ミラー 2011:169）。東南アジアや東アジアへ出かけた女性家事労働者も同様な問題を抱えている（キング 2011:48-49, カースルズ&ミラー 2011:168-170, 吉田良生 2002:694-695, 1998a:16-20, 1998b:133-136）（注 2-8）。

### 3) アジアからの国際移民—アジア地域内の移動

アジアは世界中に労働力を供給している。これまでアジア労働移民がアジア地域外へ移動してきたことを述べてきたが、1990年代初めから、アジア内部における労働移民が飛躍的に増大するようになる。それは1980年代なかば以降、東アジアや東南アジアが急速な経済成長とそれともなう出生率の低下によって、労働力の需要が高まったためである。バングラディッシュ、インドネシア、フィリピンに加え、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、韓国などの東・東南アジアの国々が新たな移民供給国として登場してきた当地域において、外国人労働者への依存は避けられない現象となっている（カースルズ&ミラー 2011:171）。

とはいえ、1980年当時、アジアからの移民の割合は、湾岸諸国への移民が90%を越えていたのに対し、まだわずか4%ほどで、労働力として貢献は依然として低いものであった。その後1989年には、中東諸国への割合は77.8%にまで減少し、アジア諸

国は15.8%に増加している。中東諸国は依然として最大の移民受入国であるが、アジア域内の移動が次第に増加しているという特徴がみられる（吉田 1998b:133-134）。

東アジアや東南アジアにおける国際移民の動向は、多様であり、移民受入国、移民送出国、受入国でもあり送出国でもある。余剰労働者の存在によって、3つのカテゴリーに区分できる。

移民送出国：インドネシア、パキスタン、バングラディッシュ、ベトナム、フィリピン、ミャンマー（中国とインドを除く）。1970年代まで、出生率の下落が起きない多くの東南アジアの多くの国々が含まれる。

移民受け入れ国：日本、台湾（24.6万人、1994）、韓国（6.6万人、1992）、香港（17万人、1992）、シンガポール（18万人、1993）

送出国・受入国：マレーシア（110.2万人、1992）、タイ（20万人、1993）、かつては移民送出国であったが、現在は近隣の労働力が余剰の国々（インドネシア、バングラディッシュ、ミャンマーなど）から移民を受け入れている。

（注 2-9）

移民受入国の多くは、出生率が急速に下落し、労働力が成長率をはるかに上回り、経済成長率を高水準で維持し、他のアジア諸国との経済格差が拡大している。厳しい移住規制がなされても、正規および非正規の労働者の流れが継続する。これらの地域における人口移動は歴史的に盛んで、また進学率や職業上の上昇志向は強く、職業構造の底辺部での外国人労働者への依存が高まっている。

アジアの国々は程度の差はあれ、移民受け入れ国でもあり、移民送出国でもある。急激な経済の成長と多国籍企業の進出によって、どこでも、技能労働者の不足を呈しているためである。

東南アジアにおいて、多数の労働移住者の行く先（マレーシア、タイ、シンガポール、ブルネイ）とその人数はここ20年のあいだに、テンポが加速してきた。また彼らのマジョリティが未熟練労働者であるが、経済不況や高い失業率のときでも、地元の人たちが避ける仕事に継続して雇用されている（Hugo 2004:49）（注 2-9）。

マレーシアとタイはシンガポールよりも多くの移民労働者を受け入れているが、シンガポールはアジアの中で、最も外国人労働者の割合が多く、労働力の28%、（マレーシア

で12%)を占めるようになっている。ブルネイは、人口が少ないために、中東のようにアジアからの移住労働者を多数雇用しており、人口の3分の1が外国人労働者である(Hugo 2004:49)。

このような移民受入国への転換は、ヨーロッパよりも急速で、アジア・東南アジアの国際人口移動の際立った特徴を示している(吉田 1998b:134-135, カースルズ&ミラー 2011:171, Hugo 2004:48-49 注2-9, 2-10 参照)。

#### **(4) 東南アジアにおける国際移民の増大—1970年代以降**

本項では、東南アジアの人口・移民研究の第一人者 Graeme Hugo の「International Migration in Southeast Asia」(2004, 2005) や『国際移民の時代』の著者、カースルズ&ミラーらの研究を中心に、近年にみられる東南アジアの国際人口移動の増大の背景とその特徴について検討する。まず、東南アジア諸国にみられる国際人口移動を促進するグローバルな要因と地域特有のローカルな要因を明らかにする(Hugo 2004:35-36)。

##### **1) 国際人口移動をもたらすグローバルな要因**

東南アジアの人々が国境を越えて移動する理由や状況を作り出した要因を4つほど挙げる。

###### **① 地球規模の交通・運輸革命の促進**

国際旅行のコストの著しい低下と国際移動の促進、ラジオ、テレビ、その他の大衆メディアの普及、東南アジアの人々の他の地域に対する知識の高まりなどがみられる。

###### **② 移住政策の変化**

伝統的な移民受入国が移民政策を変更。オーストラリアの白豪主義といった人種差別政策の廃止。移民の選択が、技能と家族のつながりをもとに行われるようになる。

###### **③ 労働力の余剰と欠乏の国への両極化**

世界における人口移動の開始と不均衡な進展。各国の労働力の成長の相違が原因。労働力の不足と労働力の余剰のギャップが増大する。そのような相違は最も低い出生率の国が最も急速な経済力をもつようになり、労働者の需要が高まっている。一方、出生率の高い国では労働力の余剰となるとう両極化が進行。また東南アジアにおける教育のレベルの向上によって、技能と資格をもった東南アジアの人々に、北への移動を促進させる。

###### **④ 国際的人口移動を促すグローバリゼーションの影響**

国際人口移動を促進させたものに、モノ、カネ、情報等の国際的な流れにみられるグローバリゼーションの影響がある。その一つに、グローバルな教育市場の発展は、奨学制度

の充実などを通じて、発展の遅れた国出身の学生に教育を与える、より発展した国々への留学を促す、きっかけを与えている。

## 2) 国際人口移動を促す東南アジア地域特有の事情

国際的な移民を増大させた東南アジア特有のグローバルな事情がいくつか存在する。例えばベトナムの再統一とその後の結果は、世界最大の難民の流れの一つを創り出した。また1973年のオイルショックは、多量の人口移動をアジアに生じさせた。インフラストラクチャーのプロジェクトの拡大のために、大量のアジアからの労働者の移動を中東にもたらした。結果として、多くに東南アジアの国々は、これらのプロジェクトで働く、未熟練労働者を大規模に送り出す地域となった (Hugo 2004:36)。

「アジアの奇跡」といわれるような、急速な経済成長を経験し始めたいくつかの東南アジアの国々は、国際移民の動きに影響を及ぼした。それはより経済的に発展した国々から、高度な技能をもつ技術者、管理職の移民を増加させた。またシンガポールなどの地域では、出生率が徐々に減少し、地位も低く、低賃金の肉体労働をしたがらなくなった地元住民の要望に応えるために、未熟練な労働者の受け入れが始まった。

このような変化は、東南アジア地域における国際的な人口移動の急速な増大をもたらした。その後30年、その移動はさらにその規模と複雑さを増大させた。10か国以上の国々から、高度なあるいは未熟練な労働者がアジア地域に移動したのである。他の項でも述べるが、そのなかで、女性の労働者が男性を凌駕するというような現象も生じた (Hugo 2004:37)。

### (5) 東南アジアにおける難民の人口移動

東南アジアを含む、アジア・太平洋地域は最近まで世界のどの地域よりも多くの難民を排出している。UNHCRによれば、2004年末には、アジア・太平洋地域には340万人の難民がおり、それは世界全体の難民920万人の33%に上るという (カーズルズ&ミラー 2011:183)。

1970年代と80年代に、アジアには、二つの難民を生じさせる大きな出来事が生じた。一つはかつてのインドシナの国々からの難民である。とくに1975年のベトナム再統一以後、ベトナム、ラオス、カンボジアからの難民流失が20年以上も続いた。

1990年代初頭までに、300万以上の人たちが近隣の国々に避難した。その結果、ベトナムでは、人口の2%以上が祖国を離れた。ラオスやカンボジアからも同様に、人口の流出が続いた (Hugo 2004:40-41, 国連難民高等弁務官事務所 2000:6-7, 79-103)。

多くは「ボートピープル」として、難破したり、溺死したり、海賊の襲撃の危険にさらされながら、混雑した小さなボートで長い航海に旅立ったのである。船中での非人道的な長期拘留などで、生命を失ったり、病気や負傷で苦しんだ人が無数にいたことも事実であ

る。インドシナ難民の脱出に伴う戦慄的な悲劇と、無残な人間の窮状に直面し、UNHCRの活動など国際的な連帯の精神が試されたのである（国連難民高等弁務官事務所 2000:102）。

これらのインドネシア難民のほとんどは当初、緊急的に近隣諸国に避難したが、その後50万人ほどは帰国したが、大多数が東南アジア以外の国に落ち着くことになった。全体で、200万人ないし250万以上の難民がUNHCRの援助で、アメリカ、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、イギリスなどの欧米を中心とした20か国第三国に定住地をみつけた。そのうち130万人がアメリカ一國に渡っている（Hugo 2004:42 国連難民高等弁務官事務所 2000:6-7, 89-103）。

1980年代は、大規模キャンプの時代であった。西欧諸国は明白な戦略上の利益から庇護をあたえてきたが、次第に、自国へインドネシア難民が大量に流れこむ事態に不安を抱き始めた。彼らの出国動機に疑いをもち始め、「難民」ではなく、「経済移民」とみなすようになった。このため、1989年からは、インドシナ難民「包括的行動計画」のもとで、出国を規制し、帰還を促す新しい措置が各国によってとられるようになった。実際、庇護の原則を掲げる欧米諸国にも、すでに大量の難民を受け入れる余裕がなくなってきた（国連難民高等弁務官事務所 2000:7, 79）。

第二のアジアでみられた大きな難民の流出は、1979年のソ連の軍事介入を直接の原因としたアフガニスタンからの事例である。総人口1,800万のうち、3分の1が本国を緊急に脱出した。圧倒的多数は隣国のパキスタン（1990年現在、330万）とイラン（310万）に避難した（カースルズ&ミラー 2011:184）。同時にインドシナ難民が発生した直後だったので、ヨーロッパ諸国は彼らに対して喜んで支援する状況ではなかったが、政治的、人道的、宗教的、文化的理由で、パキスタンとイランだけが、アフガニスタン難民の長期滞在を認めた。

1992年のソ連による軍事介入終了後、150万人ものアフガニスタン難民が本国に帰国したが、アフガニスタンはイスラム原理主義勢力タリバンの支配下にあり、また干ばつや国の荒廃のために、その他の人々の帰還は遅れた。

2001年の9・11同時多発テロ攻撃を引き起こした国際テロリスト集団アルカイダの中心地であるアフガニスタンを攻撃したアメリカを中心に、新たな国家づくりが進行し、130万人以上のアフガニスタン難民がパキスタンとイランから帰国することになった。しかしながら、アメリカ主導の軍隊とタリバンとの対立はさらに高まり、難民の帰国は遅れ、パキスタンとイランにはそれぞれ100万の難民が居続けている（カースルズ&ミラー 2011:184-185）。

東南アジアからの難民はそのほかに、少数だが重要な流れがみられる。主にビルマからの難民の流出である。圧倒的に優勢な仏教国政府による迫害によって、バングラディッシュに逃げ込んだムスリムのロヒンガ族の継続した避難行動である。1992年には30万人にも上った。ミャンマーとタイの国境を越えて、現在タイには50万人以上のロヒンガ

が避難生活を送っている。ミャンマー政府の攻撃が続いている中で、タイへの難民の移動は継続して行われている (Hugo 2004:43)。

そのほかに、インドネシアにも UNHCR (国連難民高等弁務官事務所) に認定された難民が、2002年現在、12万3千人もいる。彼らは、1999年のチモールの独立後も、インドネシア地区に、武力の威嚇のもとで、西チモールに止め置かれている難民である (Hugo 2004:43)。

東南アジアで、難民として取り上げられているその他の事例は、フィリピンのミンダナオ島南部から東マレーシアのサバ州に移動した20万人ほどのムスリム・フィリピン人である。彼らの移動は、1970年から80年にかけて、ムスレムのマイノリティ国家を設立するために戦うゲリラ組織モロ解放戦線の活動を阻止しようとするフィリピン政府との間に戦闘が続いた結果生じたものである (Hugo 2004:43-44)。

第3国に定住する多くの東南アジアの難民は、アジアと北アメリカやヨーロッパやオーストラリアの国々との間にネットワークを作り出した。すでにベトナムを離れた約50万もの難民たちが作り出したこれらのネットワークはその後、オーストラリアやカナダなどの移住政策である家族の合流によって入国してくる一般の移民たちの停泊地となっている点が重要である (Hugo 2004:44)。

## **(6) 東南アジアにおける海外契約労働者 (Overseas Contract Workers -OCW) の移動**

### **1) 主要な出身国と行き先**

現代の東南アジアの国々に影響を与える最大の国際的人口移動は、一時的な労働力の移動である。この種の移民の流れは長い歴史があるが、いまや移民の流れに新たな衝撃が生じた。すでに述べたように、1973年に起きたオイルショックとそれに伴う中東での大規模な労働力の需要拡大である。これらの需要に対応したのが、東南アジア、とりわけフィリピンであった。1975年から1994年にかけて、東南アジアの4つの主要な労働力を供給する国々の海外契約労働者(OCW)の需要先とその人数の正式な移動が示された。(不正規労働者を除く) (Hugo 2004:44-45) (注2-11)。

そこでは、フィリピン、インドネシア、タイからのOCWの移動が示されているが、OCWのアジア内の具体的な移動先が示されている。いまだに西アジアはその主要な移住の目的地であるが、日本、韓国、台湾、香港、シンガポール、マレーシア、ブルネイ、タイなど、目的地がアジア内に広く拡大しているのがわかる (Hugo 2004:44-47) (注2-12)。

### **2) 二つの労働移住システム**

最初のかつ最大の海外契約労働者のグループは未熟練ないし半熟練の労働者で、低賃金で雇われ、低い地位で、地元民には避けられるいわゆる3K(汚い、危険、困難)の仕事に従事する。アジアや中東などの急速に労働力不足が起きている地域で雇用されている。

彼らは主に、インドネシア、タイ、フィリピン、ミャンマー、ベトナム出身者である (Hugo 2004:45-46)。

アジアの国々は、香港を除き、永住移民として入国を認めていない。マレーシア、シンガポール、台湾、香港は未熟練労働者を受け入れているが、他の国は認めていない。例えば、マレーシアやシンガポールでは、家事労働者に対して、妊娠の検査、家族合流の禁止、雇用者の選択の自由ないなど、厳しい管理体制をとっている (吉田 1998b:134-135)。

第二の労働者のグループは前者に比べて、その数は少ないが、主に、シンガポール、マレーシア、フィリピン出身の高度な技能をもつ専門家である。高技能労働者は、急速に発展する労働力不足の新興工業国 (NICs) だけでなく、インドネシアなどの人口余剰の国でもその需要が高い。

近年、高技能労働者の移動は、アジア全体で加速している。特に医療従事者や介護労働者など高技能労働者の需要が増加する傾向がみられる (カースルズ&ミラー 2011:171)。

### 3) 女性労働者の増加

#### ① 移住労働者の女性化

過去50年の間、アジアからの労働移民においてみられる特徴的な現象は、女性労働者の増加である。それは中東などの移動が主であったが、東南アジア地域内部でも同様な現象が生じており、重要な傾向となっている (Hugo 2004:50-52) (注 2-13)。

例えば、2004年のインドネシア出身の正規移民労働者の81%が女性であるが、彼女たちはサウジアラビアとマレーシアに向かった。男女比でみると、マレーシアでは女性がほぼ半数を占めるが、サウジアラビアでは男性1に対して、女性1.2と圧倒的に女性が占めている (カースルズ&ミラー 2011:171)。

アジアからの女性移民労働者の増加はフィリピンで特に顕著である。フィリピンにおける移民の中に占める女性の割合は、1992年の50%から1998年には61%に、2006年には72%に達した。彼女たちは、家事労働者、エンターテイメント、レストランやホテルスタッフ、衣装や電子工場の流れ作業の組み立て行員など、「典型的な女性の仕事」に集中している (同 172-173)。今後の移住先国の人口の高齢化に伴い、介護労働への需要が移住を促進する課題となっていく可能性があり、実際そのような状況が生まれている。女性の移民は出身地の家族や地域に大きな変化を与えている。既婚女性の場合、子供たちを他人に預けなくてはならず、母親の長期不在は親族や家族の人間関係やジェンダーの役割に大きな影響を与えている。一方、家事労働に特化する女性の移民は、移民先の新興工業国に生きる専門職の共稼ぎ家族を支える、重要な役割を果たしている (同 172)。

#### 4) 結婚による女性の国境を越えた移動

女性の移民の方法の一つに結婚がある。アジア人女性の結婚移民は、第二次大戦後、1940年代のアメリカ軍人と結婚し、アメリカに渡った日本人女性「戦争花嫁」として始まった。その後も朝鮮戦争やベトナム戦争を経て、韓国やベトナム人女性が、アメリカ人の配偶者として海を渡った。(吉田 2000) 1980年代になると、ヨーロッパやオーストラリアへの「花嫁の通信販売」(mail order bride) さえも生まれている(カースルズ&ミラー 2011:172)。これらの事例はNicole Constableの*Romance on a Global Age*などの研究に詳しい(1992)。

1980年代、日本や台湾などでは、農村地域の深刻な嫁不足を打開するために、山形県の朝日町の事例のように、集団見合いなどアジアからの花嫁を求める方法をとった(宿谷京子 1988)。この方法は、アジアにおいて移民が定住を可能にさせる数少ない方法であった。

21世紀に入ること、韓国、台湾、中国などの多くの東アジア地域で、人口不足を解消する一つ的手段として、若い女性たちを結婚という形態で、移民させる現象が増加した(Constable 2005, Lucy Williams 2010)。

中国では、「一人っ子政策」によって、男女の不均衡が生じていたため、女性が不足していた。中国の農家では、ベトナムやラオスやミャンマーなどから花嫁を募集した。韓国では、少子化の影響で、2005年における結婚総数のうち14%が国際結婚であった。あっせん業者を通じて執り行われるこのような結婚の割合は、農村地域ではさらに高かった。

台湾では、2005年に行われたすべての結婚のうち、32%の花嫁が他国出身者で占められていた。中国、ベトナム、インドネシアから多数の花嫁がやってきた一方、地方で外国出身の花嫁の割合が高くなると、地元民にとっては、ナショナルアイデンティティの危機をもたらすという意見が生じた(カースルズ&ミラー 2011:172-173)。

東アジアや東南アジアの国境を超えた結婚移民の代表的な研究はNicole Constable (2005)の*Cross-Border Marriages-Gender and Mobility in Transnational Asia*があり、中国西南部、韓国、フィリピン、ベトナムにおける結婚移民の事例が紹介されている。またLucy Williams (2010)の*Global Marriage-Cross-Border Marriage in Global Context*, では、南アジアや東アジアにおける結婚移民の概略や難民との関わりについて論じている。

韓国への結婚移民の研究には、金(2009)、馬兪貞(2009, 2011)、具美善(2017)、徐阿貴(2018)など、台湾への結婚移民には、ウ・シンイン(2010)、夏(2009)や横田祥子(2005, 2008, 2021)の研究がある。中国人の日本への結婚移民については賽漢卓娜(2011)の優れたモノグラフがある。

近年の日本の農村社会に東南アジアや東アジアから結婚移住した「ムラの国際結婚」の研究がすすみ、新潟県南魚沼市を事例にした武田里子の『ムラの国際結婚再考』(2011)

や藤井・平井編の『外国人移住者と「地方的世界」』(2019)は、日本、韓国、台湾などの村落部における国際結婚や女性たちが置かれた立場や状況をよく伝えている。問題は、花嫁として入国したフィリピンやベトナム、タイ、中国などからの女性たちは、過度な孤立を経験することである(桑山紀彦 1995)。一方、地域の活性化につながったという事例もある(山口考子 2007)。フィリピン人の結婚移民は別の章で扱う。

### (7) 非正規(非合法)移民の増加と移民産業の隆盛

東南アジアにおける国際人口移動の他の重要な特徴は「移住労働の女性化」だけでなく、「非正規労働者の継続した存在」である。この現象は移民受入国側の労働者受け入れに対する規制と、それを乗り越えようとする送り出し国側が作り出した移民システムの狭間から生み出されたものであるといえる。

アジアの労働移民の展開の根幹に、「移民産業」存在があり、重要な役割を果たしていることを見逃してはならない。送り出し国と受け入れ国の双方に、移住斡旋業者と人材派遣業者がおり、実際の移民業務を行っている。ここ半世紀の間に、移民産業が急速に発展し、またその間に送り出し国と受け入れ国の間に強力なネットワークが形成されてきた(Hugo 2004:52)。

移住するプロセスで、移民はそれら業者から高額な費用を要求されることが通常である。さらにパスポートの取り上げなど様々な契約違反、低賃金、賃金未払などの不法行為、虐待などに遭遇するケースがあとを絶たない(カースルズ&ミラー 2011:173)。

移民産業の発展の裏には、送り出し国と受け入れ国の政府が公的な協定の締結を締結せず、移民を厳格に管理する意思がないことが挙げられる。もし最低賃金などの協定をしても、守られないこともあり、また賃金高騰の結果、解雇されてしまうことなどが生じ、移民の管理に関与することには、大きなリスクともなうことを認識しているからである(同 2011:173)。

アジアの各国政府は、海外に出かける移民の多くを短期的な労働移民とみなし、彼らの定住には積極的ではない。国民が永久的に失われることを望んでいないというのが本音である。外国からの住民に対して、本来的に市民権は与えられるべきではないという移民制限論が支配的な政策である(カースルズ&ミラー 2011:174-175)。

移民の雇用者側も、性急な労働需要を満たすため、あっせん業者から非熟練の移民労働者を、安価に雇用しようとする。結果として移民労働者を搾取したり、虐待するという状況を生み出してしまうことがよく報じられる。

移民労働者は、政府の出入国管理の狭間で、あっせん業者やさらには雇用者からも騙され、搾取され、虐待されるという不正行為を甘受せざるを得ない状況に遭遇することがある。彼らは当初は本国の家族の生活向上のために一定期間働くことを望んでいたが、より良い職場や賃金を求めて、契約終了後も、非合法移民(不法滞在者)として移民先で生き

る者が増大し続けていることも事実である（カースルズ&ミラー 2011:173-174）。しかし、どの程度までこのようなパターンが広がっているか明確ではない（Hugo 2004:52）。

### （8）学生の移動と専門技術者としての定住・帰還

東南アジア地域における一時的な国際労働力移動の爆発的増加は、観光、ビジネス、教育など他の移動の増加と結びついている。短期的な移動のタイプの中で重要なものは、アジア人留学生の増加である。

1960年代以降、多数のアジアのエリートたちは、専門技術を得るために北アメリカやヨーロッパ、オセアニアの大学に留学した。1998年から2003年にかけて、中国が47万1,000人、韓国が21万4,000人、インドが20万7,000人、日本が19万1,000人となっている。その後多くは、職をえて、現地に定住する傾向があった。特に博士号を取得した学生の多くは卒業後も、先進国にと留まる傾向が強い（カースルズ&ミラー 2011:182）。

オーストラリアを例にとると、1983年から2000年にかけて、オーストラリアで学ぶ留学生数は、1万3,674人から9万5,607人に増加した。そのうちの半数は東南アジア地域からの留学生である（Hugo 2004:55）。

東南アジアからの学生の移住と、その後の彼らの定着との間には明らかな関係がある。たとえば、オーストラリア政府は、そのためにオーストラリアの大学を卒業した多くの留学生に、永住権を得る資格があるという、明らかに積極的な移民受け入れ政策をとっている（Hugo 2004:55）。

このように、現地に留まる学生は多くの場合、高技能労働者の移民の先駆けとなっている。しかしながら、こうした現象は、「頭脳流出」とよばれ、送り出し国のアジアにとって、医療、科学技術、経営管理、高等教育など様々分野で人的資源の流出となり、アジアの将来の開発・発展に大きな障害があると指摘されている（カースルズ&ミラー 2011:180-181）。しかし、その後、東南アジアのグローバル化の波は、留学生の高度な技能や専門性を着目し、次に述べる高技能移民の本国への帰還という新たな流れを作り出している。

### （9）北から南への国際人口移動—高技能移民の帰還

現代の東南アジアにおいて、各国の急速な経済成長と再生は、ヨーロッパ、北米、オーストラリアなどからの、一時的ないし長期的に働く、熟練労働者や起業家の流入によって促進されてきた。さらに、アジア地域内の専門家や他の高度な技能労働者を生み出す教育システムを備えたインド、フィリピン、パキスタン、スリランカ、バングラディッシュなどの国々からもやってきた（Hugo 2004:52）。

より発展した国々（MDCs）からの専門家、企業家、技術者の流れが起きたのは、以下の二つの要素と関係する。第一に、多国籍企業がより発展したアジアの地域出身の専門家を

アジアに振り向けることで、多国籍企業による大規模な投資が可能になった。例えば、企業活動のために、1994年までに、70万ほどの日本人が東南アジアに居住していた。第二に、インドネシアのように、労働者の教育や訓練システムと労働市場に必要な技能とのミスマッチが急速に成長する経済運営において問題となったことが明らかになったことである。

たとえば、高い失業率、学歴のある者も就職できない状態であるにも関わらず、多数の国外に脱出した技術者、専門家、会計士、財政や経営の専門家を呼び戻さなくてはならなかった。結果として、MDC出身の高度な技能労働者を、東南アジアの経済を急速に成長させるために大量に受け入れる必要が出てきた (Hugo 2004:52-53)。

北から南への移民の移動の重要な側面は、かつての南から北への移動と反対の流れが生まれた。それは海外脱出者の帰還を意味するもので、「逆の頭脳流出」ともいえる。この現象は1980年代後半から1990年にかけて弾みがでてきた。結果として、本国に必要な労働力を供給し、本国の経済を急速に発展させるきっかけとなった。さらに本国の経済の動態は、1990年代初頭にいくつかのMDCsが経験した低成長と経済不況と対比できるものである。それゆえ、東南アジアのいくつかの国々では、特定の技能や専門的な経営技術をもった移民たちを、積極的に帰還させる政策を採用するようになった (Hugo 2004:53)。

オーストラリアでは、東南アジアからの帰還移民には、通常の祖国に帰るグループと、出身国と移住先を、双方でビジネスを遂行するためにシャトルするグループがいる (Hugo 2004:54)。

1980年代、90年代、アジア諸国で生じた海外への人口移動現象は、端的にいえば、非熟練労働者（低技能労働者）から、専門職、管理職、熟練労働者などの専門技能資格を有する人材への需要の変化であり、拡大である。

アジアの国々の事例をいくつか上げると、フィリピンの場合、自国を離れ、海外に移住した人々の40%が大学教育を受けた専門職である。職業別にみても、IT労働者の30%。医師の60%が他国へ移住している。スリランカの場合も、専門職の3分の1が海外へ移住している。北側先進諸国も、高度専門家の需要が増大している (カースルズ&ミラー 2011:180-181)。

一方、アジアの工業国の中には、自国の海外への専門技能職の帰還を求める動きが出ている。台湾では、以前は本国で職に恵まれず、国を離れた専門職や学生たち（自国出身のディアスポラ）を故国に呼び戻す制度が実施されるようになった。これらの制度は、国外居住者との関係を維持し、彼らを引き戻すことに成功しているという。これらの制度は頭脳流出を最小限に抑え、頭脳循環の促進を図る試みにつながっている (同 2011)。

## (10) 東南アジアにおける国際移住の現状と展望

これまで述べてきたように、近年のアジア移民は、1950年代の北米やオセアニアやヨーロッパへの定住者の移住に始まり、1970年代には中東湾岸地域からの労働需要に対応して、さらにその後、貧困層と富裕国との所得格差の拡大を背景に、アジア移民は地域内の発展した国々に向かった（カースルズ&ミラー 2011:136）。

本項では、まとめとして、近年、東南アジアの各国政府が国際移民に対してどのような対応をとってきたのか、移住の性格がどのように変わってきたのか、また、移民がホスト社会でどのようにみられ、受け入れられてきたのかを整理し考察する（Hugo 2004:56-66）。

### 1) 政府の移民政策への関与増大—送り出し国の期待と対応

ここ30年、国際的な移民の流れに影響を与えたものに、政府の移民への関与が増大したことが挙げられる。特に労働者送出国の政府が関心を寄せた問題の一つは、移民労働者からの海外送金である。東南アジアの3つの労働者送り出し国である、インドネシア、フィリピン、タイの送金額は毎年着実に増えている。例えば、フィリピンを例にとると、1994年までに移民が得た外貨収入はその国の貿易額の3分に1にも達するという。2001年には外貨収入が倍増した。しかしながら、労働移民は全国満遍なく集められたものではない。それゆえ送金のインパクトは、労働者が多く輩出された、最も貧しい特定の地域に大きいといえる（Hugo 2004:57）（注2-14）。

移民送り出し国と移民受け入れ国政府は双方ともに国際移民に注目するようになった。これまではどちらかという受入国側に関心があったが、東南アジア地域において顕著な特徴は、送り出し国が、国際移民を開始させ、奨励し、容易に実行できるような政策を作りだしたことである。フィリピンやインドネシアのような国では、労働力輸出が、その国の経済計画を作成するのに重要な部分となっているからである（同 57）。海外労働者数の増加とそれがもたらす利益を最大限にするために、移民送り出しを目指す各国政府は数々の政策を立案した。

第一は、政府の中に、労働移住担当官庁が設けられた。労働者に移住の流れを作り出し、募集を円滑に実践し、将来新しい市場で活躍できるように、可能性のある移民を発掘し、育成できるような組織である（同 57-59）。フィリピンでは、看護師が、卒業後、海外で働けるような基準の訓練センターを作った。インドネシア政府も同様な訓練制度を開始し、女性が中東で家事労働者として働けるようなコースを履修させ、出国ビザをとれるように支援した（同 61）。第二は送金を円滑に行うために、特別減税、海外先で利用可能な銀行の設立、週給の強制的送金など、特別なプログラムを作成した。第三には、労働者を供給し、保護し、支援サービスを行うために、受け入れ国と送出国の間に相互協定を締結した。第四に、移民終了後、本国に帰還する支援サービスを設けた、第五に特に、高度

な技能と富裕な資産をもつ海外居住者を本国に帰還させるプログラムを作り出した（同 59-60）。

また明らかに必要とされることは、海外在住の同胞、特に一時的労働移民を保護することである。非正規労働者の保護には問題が残るとはいえ、フィリピンは海外移民を保護するために、長い時間をかけて、世界で最も包括的な規則とインフラを設けた。インドネシアでは、海外で働く移住労働者の虐待や暴力の乱用の事例がある。とくにサウジアラビアで働く女性労働者の間で高い比率で発生していることが報告されている。いかなる地域への移住労働において、労働者の保護を優先・向上させることが緊急の課題となっている（同 60）。

## 2) 国際移住における女性の役割の増大と地位向上

国際移住の分野で、女性の役割や活動の場が増大していることは、特に注目すべき現象である（Hugo 2004:60-63, カースルズ&ミラー 2011:171-173）。アジアにおける女性の役割と地位は、教育の普及、家庭外の労働の場への参加の増大、避妊薬の利用の増加などと結びつき、急速かつ深刻な変化を経験している。そのなかでも、多くの東南アジアの女性が結婚のために他の国に移動したり、家事や娯楽や性産業で働くという事実は、彼女たちが虐待や搾取の罠にはまることをも意味している。

東南アジアの移住において人身売買が重大な問題となってきた。女性たちは、東南アジアや日本やオーストラリアのような発展した国々で、エンターテイナーや売春婦として雇用されている。タイとフィリピンが主要な供給国である。このうち危険なことは、東南アジアの女性に関する不正取引である。これはおおむね組織犯罪、さらには薬物販売とつながっている。日本だけでも15万人の外国人の性労働者（Sex workers）がおり、その大半はタイ人とフィリピン人である（Hugo 2004:60-61）。

主に女性からなるアジア諸国からの国際移動は、しばしば厳しい危険な環境に置かれることがあるが、その最も重要な傾向は、女性たちが経済的・社会的状況の向上の機会が与えられることであると思われる。女性たちの移動に伴う変化をいくつか挙げておこう。

国際移動は、女性たちを村落部から都市部へ、家族による生産様式から企業による生産様式へ、伝統的な状況から近代的な状況に置かれた生活の場に変える。それは伝統的で、父権的支配の社会からの離脱を含む。初めて、自らの労働で賃金を稼ぎ、その賃金を自由にすることができるようになる。家族と初めて離れた環境のなかで暮らすことによって、自らの出身村で維持していた伝統的な生活とは異なった、様々な経験と影響にさらされるようになる。村で生活していたときより、様々なバックグラウンドや経験をもつ人々と出会うようになることだろう（同 63）。

### 3) 国際移民のホスト社会への影響と移民たちの生活

ホスト社会は、国際労働移民の滞在が一時的かどうかに関心をもっている。国際移民の長期滞在が、ホスト「社会の結合」に強いインパクトがあるかという観点があるからである。異なった民族的、文化的、言語的、宗教的背景をもつ移民たちの流入が、既存の社会システムに脅威となるという意見は確かに根強い。とはいえ、移民の流入によって、移民の側や受け入れ側双方にどのような変化が起きるかは、移民の規模や性格、移民の特徴、永住の程度、移住者と受け入れ先双方の社会システムにかかっている (Hugo 2004:64)。

しかしながら、1950年代や60年代、ヨーロッパでは多くのゲストワーカーが、一時的な滞在の約束で徴募されてきたものの、ホスト社会に徐々に定着してしまったことを経験している。アジアにも同じようなことが起こるか定かではないが、実際、労働移民がますます定住化の傾向を示していることは確かである。特にマレーシアに行ったインドネシア人やフィリピン人にあてはまる。しかしこの場合、移民労働者と受入国のマレー人との間に強い、文化的民族的同質性があった。シンガポールでも、香港からの移民労働者や高度な資格をもつ他の国出身の労働者との間に妥協がみられたので、大きな亀裂は起こらなかったようである (同 64-65)。

何度も繰り返すが、移民受け入れ国の政府やホスト社会では、移民の滞在を一時的現象とみなしている。移住労働者の方も、ホスト社会の市民が日常的に利用する政府機関のサービスを受けることはなく、ホスト社会から距離をおいて暮らす傾向がある。しかしながら、ホスト社会の経済的成長と労働力不足が継続する状況下にあるため、ヨーロッパで起きたように、多くの移住労働者が、ホストの国や社会の希望や政策にもかかわらず、ホスト社会に定住していく傾向がみられる (同 65)。

他の地域と同じように、アジアの移住労働者はホスト社会の住民から、さまざま悪評を撒かれてきた。たとえば、マレーシアのインドネシア労働者は、その証拠は明確ではないにもかかわらず、犯罪人というレッテルを張られ、HIV-AIDSのウイルスを拡散していると非難もされてきた。一方、アジア地域における国際労働移住の過程で、ホスト社会への永住、家族の形成、ホスト社会のメンバーとの結婚など、移住労働者側からの厳しい揺さぶりがみられる。しかしながら、移住労働者が、従来彼らに与えられた労働市場以外の場で仕事を探すとなると、地元民との間に競争や摩擦が生じてくる。移民たちが健康や教育などのサービスを受けるときにも、地元住民との競争が生じ始める (Hugo 2004:65)。

### おわりに

過去50年の間、アジア全体を覆った大規模な変容のなかで、人口移動の増大が最も顕著な影響を与えてきた。国際移動がこの変容の重要な部分を担ってきたからである。国際移動の規模と空間的拡大とその性格は、アジア地域の急速な経済的変貌、グローバリゼー

ション、政治的変動、教育の普及などと密接な関係によって規定されてきた (Hugo 2004:66)。

具体的に、アジア地域の国際移動がもたらした変容の事例として、契約に基づく移住労働者が就く仕事の多くが、家事労働や娯楽、接客、縫製、電子機器の組み立てラインであるため、女性移民の割合が高くなったこと。高度な熟練技能を持った者や学生の移住が増加していること、非正規移民や難民、国内避難民も増えていることなどが挙げられる。

アジアからアジア以外の地域へ、さらにアジア内の他の地域への人々の移動は、今後もその規模と多様性において増大し続け、世界各地に影響を与え続けると思われる。東アジアや東南アジアの国々の経済成長が停滞する兆候をみせないため、この地域が多くの移民労働者の供給地として存続する可能性は高い (コーザー 2021)。

アジア地域からの労働供給は、需要と同じくらい急速なペースで進んでいる。世界最大の人口を有するインドでは、労働力の余剰が生じ、国際移住の増加が予想される。フィリピンやインドネシアでも人口が急速に増大しており、すでに、両国とも労働力の輸出を将来の経済戦略に組み込んでいる (同 130) (注 2-15)。

## (注 2)

(注 2-1) “Stocks of Asian-born persons in OECD nations around 2000.” Hugo 2005:5, “Traditional migration countries: Asian populations around 2001.” Hugo 2005:7, “Asian countries: estimates of stocks of migrant workers in other countries.” Hugo 2005:9.

(注 2-2) “Estimated stocks of Asian origin workers in the Middle East.” Hugo 2005:10.

(注 2-3) “Estimated stocks of foreign labor in Asian countries around 2001.” Hugo 2005:10.

(注 2-4) “Classification of Asian nations on the basis of their international labor migration situation.” Hugo 2005:8.

(注 2-5) “Population born in Southeast Asia: Australia” 1947-2001.

(注 2-6) “Average Annual Number of Immigrants to Developed Countries from East and Southeast Asia” 1960-94.

(注 2-7) 「アジア地域から中東産油国への契約労働者の移動」(吉田良生 1998b:132)

(注 2-8) “Estimated stock of Asian origin workers in the Middle East” Hugo 2005:10.

(注 2-9) “Classification of Southeast Asian Nation on the Basis of Their International Migration Situation in the Late 1990s” Hugo 2004:48.

- (注 2-10) “Estimated Stocks of Foreign Labor in Southeast Asian Countries Around 2000” .
- (注 2-11) “Average Annual Number of Migrant Workers Originating in the Major Labour Expecting Countries of Southeast Asia and Distribution by Region of Destination” 1975-94(Percentages).
- (注 2-12) “Southeast Asian Countries: Estimates of Stocks of Migrant Workers in Other Countries.”
- (注 2-13) “Selected Asian outmigration countries :proportion of International labor migrants who are women.”
- (注 2-14) “Women’ s Remittances Relative to Exports and Imports in US \$ Million: Main Southeast Asian Labor Exporting Countries” 1980-99.
- (注 2-16) “Australia: Sex ratios, settlers arrivals and long-term visitor arrivals from Asian origin countries” 1994-95 to 2003-2004 Hugo 2005:20.

### 第3章 日本における国際移民—大移民時代を迎える日本

#### はじめに

第二次世界大戦後、日本は高度経済成長政策によって著しい発展を果たし、先進国の仲間入りを果たした。だが、その後、長期にわたる経済不況ないし停滞が続き、さらに出生率の低下による人口減少と少子高齢化によって、人手不足が深刻化しており、政府や経済界は近年、外国人労働者の安定的な受け入れの方向に舵を切っているようだ。

総務省が2023年7月26日発表した人口動態調査によると、全都道府県で日本人の人口が減少する一方、外国人の人口は過去最多の298万人に達した。国立社会保障・人口問題研究所の推計では総人口の10.2%が外国人になる。政府が移民難民の受け入れの受け入れを推進し、規制緩和を続ける現状を鑑みれば、人口の1割を外国人が占める日がいずれやってくる可能性が高い（産経 飯山陽 2023年8月27日）。

岸田文雄首相は、2023年7月22日、政策提言組織「令和臨調」の対話集会で、「外国人と共棲する社会を考えていかねばならない」と強調している。また、政府は6月にも外国人労働者の永住につながる在留資格「特定技能2号」について、対象を2分野から11分野に広げると閣議決定し、経済界の要望を後押しし、人手不足を外国人人材で打開しようとしている（読売新聞 2023年6月17日）。

政府、経済界、メディア、専門家は、高齢化で人手不足で悩む日本には、経済と福祉の維持のために、外国人労働者が不可欠であると主張し、「移民こそ解決」論をとっているように思える。毛受敏浩は『人口亡国』（2023）で、日本が移民で生まれ変わると、移民受け入れを積極的に主張している。

しかし、外国人移民の受け入れは、欧米の移民受け入れ政策の経験とその後の結果から慎重に考えていかななくてはならない課題である。本項では日本の未来を考えていくにあたり、戦後日本における外国人労働者の受け入れの歴史と変化の動向を捉えていきたい。

#### （1）日本に入国するさまざまな国際移民

1980年代、1990年代と日本を含め、東アジアの韓国、香港、台湾、シンガポール、タイなどの国々では、急速な経済成長、出生率の低下、高齢化の状況が加速し、アジアの他の国々から移民（一時的契約労働者）を導入せざるを得ない事態に直面している。

本項では、比較的新しい、日本への移民（外国人労働者）の受け入れ状況を、法務省公表の『在留外国人統計』（2022）や吉永希久子の『移民と日本社会—テーマで読み解く実態と将来像』（2020）をベースに概観する。

#### 1) 現在の日本における移民（外国人）人口とその推移

日本において、移民とは、永住の意思や目的とは関係なく、「生まれた国から一時的なものを含め、他の国に移り住んだ人」を指す（吉永 2020:4）。日本において、移民人口を

明確にさす資料はないが、法務省発行の『在留外国人統計』（令和4年度 2022）をもとに、日本における在留外国人の人口動態とその推移を検証する。

### ① 外国人登録者数および在留外国人数

2022年末の外国人登録者数および在留外国人数の総数は、307万5,213人で、前年比11.4%増加で、初めて300万人台を超えた。2016年に100万人を超えたことは、驚きをもって迎えられたが、それから6年で3倍も増加したことになる。新型コロナウイルスの感染拡大にともなって、一時減少したが、増加傾向は続いている（注3-1）。

在留外国人の国籍・地域数は現在361国・地域（2021年度末）

|        |          |       |
|--------|----------|-------|
| 中国     | 761,563人 | 24.8% |
| ベトナム   | 489,312人 | 15.9% |
| 韓国     | 411,312人 | 13.4% |
| フィリピン  | 298,740人 | 9.7%  |
| ブラジル   | 209,430人 | 6.8%  |
| ネパール   | 139,393人 | 4.5%  |
| インドネシア | 98,865人  | 3.2%  |
| 米国     | 60,804人  | 2.0%  |
| 台湾     | 57,294人  | 1.9%  |
| タイ     | 56,701人  | 1.8%  |

国籍・地域別にみると以上の順である。2020年度から韓国に代わり、ベトナムが第2位になり、上位10ヵ国の中で、ベトナムだけが前年度より増加している（注3-2）。

### ② 在留資格別 国籍・地域別 在留外国人数

在留資格は30種類あり、その構成をみると、まず「特別永住者」と「中長期在留者」に大別される。中長期在留資格は、身分・地位に基づく居住資格（永住者、永住者の配偶者、定住者、日本の配偶者等、就労制限なし）、就労目的とし活動資格（外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能、技能実習）、原則就労できない文化活動、留学、研修、家族滞在、それに特別活動を加えたもので30種ある（注3-3）。

|              |          |       |
|--------------|----------|-------|
| 永住者          | 863,936人 | 28.1% |
| 技能実習         | 324,940人 | 10.6% |
| 技術・人文知識・国際業務 | 311,961人 | 10.1% |
| 留学           | 300,638人 | 9.8%  |
| 家族滞在         | 227,857人 | 7.4%  |
| 定住者          | 206,938人 | 6.7%  |
| 日本人の配偶者等     | 144,993人 | 4.7%  |
| 特定技能         | 130,923人 | 4.3%  |

2022年度末の在留外国人数の在留資格を多い順に挙げておくと、「永住者」が最も多く、次いで「技能実習」、高度専門職の「技術・人文知識・国際業務」、「留学」、「家族滞在」、「定住者」、「日本人の配偶者等」、「特定技能」と続く（注3-4）。

本項では、「特別永住者」、「永住者」、「定住者」、「日本人の配偶者等の在留資格を「在留資格一覧表」に基づき、検討する（注3-5）。

「特別永住者」とは、平成3年11月1日に施行された「入管特例法」によって付与された特別な在留資格で、戦後の平和条約によって日本国籍を失った者、およびその直系卑属で、主に韓国人、朝鮮人、台湾人をさす。永住者は288,980人で年々減少傾向を示している。韓国が260,605人で全体の90%を占めている。

「永住者（一般永住）」とは、法務大臣が永住を認めた者で、日本での生活を無期限にできるもので、就業にも制限はない。永住者は863,936人で、近年きわめて増加している。国籍別にみると、中国が314,354人で36.3%を占め、フィリピンが137,615人で15.9%、ブラジルが114,266人で13.2%を占める。この3カ国で65%以上を占めている。

「永住者」の人数は1997年に81,986人であったが、2022年に863,936人と激増した。「原則として引き続き20年以上、日本に在留していること」が永住の条件であったが、1998年から「10年以上」に緩和されたことが原因である。この条件緩和は入管法や法務省令には何等の規定はみられない。入管は「原則10年在留に関する特例」を設けて、高度人材などを永住させようとしているが、永住制度の幅広い見直しが検討されている（正論 2023:7:97-98）。

「定住者」とは、法務大臣が特別の理由を考慮して、一定期間指定して居住できる。国内に滞在する外国人、難民、日系人をさす。具体的には第三国定住難民、日系人とその配偶者日系三世、中国残留邦人などがこれにあたる。

「定住者」総数は206,938人で、継続して増加傾向にある。国籍・地域別でみると、ブラジルが最も多く7,0963人、フィリピン—57,961人、中国—26,950人と続く。上位3カ国で75.3%を占める。

「日本人の配偶者等」は144,993人である。若干の増減があったが、増加傾向がみられる。国籍・地域別についてみると、中国—25,960人、フィリピン—25,463人、ブラジル—16,402人、韓国—11,928人、アメリカ—11,863人を合わせて、全体の63.1%を占める。中国、韓国が減少し、フィリピン、ブラジル、アメリカが増加しているが、日本人配偶者の国籍はその他が一番多く、世界に拡散している。

国籍・地域別 在留資格別 在留外国人数をまとめると、総数順に国々の在留資格の特徴がみられる。それぞれの国の在留資格の多いものを挙げた（注3-6）。

|        |          |                  |
|--------|----------|------------------|
| 中国     | 761,563人 | 永住者、留学、日本人の配偶者等  |
| ベトナム   | 489,312人 | 技能実習、特定技能        |
| 韓国     | 411,312人 | 特別永住者            |
| フィリピン  | 298,740人 | 永住者、定住者、日本人の配偶者等 |
| ブラジル   | 209,430人 | 永住者、定住者          |
| ネパール   | 139,393人 | 留学               |
| インドネシア | 98,885人  | 技能実習、特定技能        |
| 米国     | 60,804人  | 永住者、日本人の配偶者等     |
| 台湾     | 57,294人  | 永住者              |
| タイ     | 56,701人  | 永住者              |

## 2) 日本の移民受け入れ方針の堅持と受け入れ国への転換

今日の日本では移民の受け入れが問題となっているが、明治以降の長い間、日本は自国民を他国へ送り出す、移民送出国であったことはよく知られている。近代化に伴う、農業従事者の失業、困窮対策として、また外貨獲得の方策として、政府の主導のもとで、積極的な移民送り出しが実施されてきた（吉永 2022:23）。

### ① 移民受け入れ受容の契機—ベトナム難民の受け入れ

戦後、日本で多くの外国人の受け入れが始まったのは、1970年代終わりから1980年代初頭にかけてである。これまで、戦前からの植民地出身者である韓国・朝鮮出身者が日本の在留外国人の多くを占めていたのに対し、新たな外国人（ニューカマー）の受け入れが始まった。

その転機となったのが、1975年以降の“ボートピープル”と呼ばれるベトナム難民の到着である。彼らは1976年に北ベトナムと南ベトナムが併合によって、母国を脱出

してきたインドシナ難民のことである。ベトナム難民が、日本における新来外国人やニューカマーといった移民受け入れの嚆矢である（吉永 2022:26）。

1980年代後半に入ると、外国人労働者の受け入れの要求が製造業で起こり、自動車関連ではブラジルなどからの日本国国籍を留保した合法的に働ける労働者がリクルートされるようになったが、一般の中小企業では、やむなく「不法」とされる外国人の労働力に頼ることになった。1990年の改正入管法が施行される時点で、11万弱の「不法残留者」が数えられる状態となった（宮島 2015:229）。

## ② 日本の移民政策の一貫性一定住化の阻止

第2次安倍政権以来、政府はたびたび「移民政策はとらない」と繰り返してきた。「移民性政策」という言葉で否定されるのは、「単純労働者の受け入れ」、「家族の帯同」、「期限を設けることない受け入れ」であり、最終目標は「定住化」の阻止としてまとめられる。「外国人材」（最近政府が好んで用いる表現）は受け入れるが、彼らの定住化を可能な限り阻止しようとするのが、政府の「外国人労働者政策」の一大方針なのである（高谷幸 2019:7-8）。とりわけ、単純労働者の受け入れと定住化が、社会問題と繋がるという認識を、西欧の外国人労働者の受け入れ経験から学んだことであった（高谷 前掲書 11-12）。

外国人の定住化の問題は、第2次世界大戦後の西欧諸国での「外国人労働者」の受け入れ、その後の定住化が彼らの権利獲得とつながっていた。すなわち、一時滞在の予定の移住労働者は、受け入れ終了後も、家族を呼び寄せ、定住化しするようになり、社会的権利や政治的権利を認めざるを得ない状態となった。またヨーロッパの受入国は重国籍を容認し、国籍取得の障壁を下げ、移民やその子供たちの政治共同体への編入を促す方向性が目立つようになったという背景があったからである（高谷 前掲書 8-10）。

### （2）日本に入国した国際移民—移民受け入れ国への本格的な方向転換

前項で述べたように、移民に関する政府の方針は戦後一貫して大規模な移民、とくに単純労働者の受け入れに否定的な姿勢を示してきた。しかしながら、市場のニーズがあるなか、「単純労働者」の受け入れを実際には無視することができなかった（高谷幸 2019:12）。

従来の方針の堅持と新たな社会のニーズの中で、1989年、出入国管理法の改正が行われ、現在の移民受け入れ制度の土台が作られた。具体的には、不法就労や非正規滞在に対する取り締まりの強化、専門・技術職の受け入れ範囲の拡大と制度の整備、日系ブラジル人やペルー人の受け入れ窓口となった定住者資格の創設、技能実習制度の前身となる「研修」の在留資格の創設である。

1990年、改正入管法が施行されると、移民が急増した。1985年から1990年にかけて、特に、中国人、ブラジル人、ペルー人の移民が急速に増大した。政府は、さまざまな窓口を用意して、移民の受け入れの拡大をはかることになる。2012年以降の在留

外国人の推移をみると、ベトナム、フィリピンの伸びが著しいほか、ネパールやインドネシアからの移民も増加している(注3-7)。

このように、1990年の入管法の改正後、「単純労働者の受け入れ」は拒否しつつも、実質的な移民を別の正当性を根拠に、徐々に外国人として、あるいは外国人材として受け入れてきた歴史がある。その流れを小井土彰宏と上林千恵子は、『社会学評論』(2018年68(4)468-4789)の特集「日本社会と国際移民—受け入れ論争30年後の現実」のなかで、簡潔に整理している。

本項では、日本に受け入れられた国際移民たちが、どのような分野で、どのような技能によって、日本滞在の資格を獲得し、日本で生活しているか、日本にやってくる4つの移民カテゴリー(専門職、単純労働者、福祉国家の担い手、難民)を取り上げ、日本移民研究の最新の成果と統計を利用しながら検討する。

## 1) 専門職移民(高度外国人材)としての受け入れ

日本政府は単純労働に従事する外国人労働者の受け入れを公式には認めていないが、専門的な知識、技能、技術をもった外国人、いわゆる高度外国人材(専門職移民)の受け入れの窓口は拡大してきた。平成24年5月、出入国在留管理上の受け入れを促進するため、「高度人材ポイント制」を導入したり(在留資格「特定活動」)、平成26年入管法改正により、高度人材に特化した在留資格「高度専門職」を新設したり、平成31年(令和元年)の入管法改正で、在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設など、矢継ぎ早に新たな外国人材受け入れのための政策が実施されてきた(注3-8)。

### ① 専門職移民とは何か

法務省『在留外国人統計』(2022)において、専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格を持つもの高技能労働者が、専門職移民にあたるといえよう。具体的には、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」、「経営・管理」、「企業内転勤」、「高度専門職」、「教育」、「教授」、「宗教」、「興行」、「医療」、「特定技能」、「研究」、「介護」、「芸術」、「報道」、「法律・会計業」などの幅広い資格が専門職移民とみなされる(注3-3, 在留資格一覧表参照)。

そのうち最も多い在留資格が「技術・人文知識・国際業務」で31万1961人である。「技術・人文知識・国際業務」に係る在留資格認定証明書交付状況 平成30年(出入国在留管理庁)によると、職務内容は技術開発(情報処理分野)16.5%、翻訳・通訳13.6%、設計10%、技術開発(情報処理分野以外)9.6%、海外業務8.4%、販売・営業6.4%などである。具体的には、IT関連職、機械工学等の技術者・研究開発者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者など多種多様であるが、いわゆるホワイトカラー職の業務についている人たちである。実際、日本の大学や大学院を卒業した留学生の受け皿として機能している。

二番目の多い在留資格は「特定技能」という資格で、13万923人である。この資格は、2019年から「特定技能1号・2号」として新設された（注3-9）。三番目に多かった「技能」とは、外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属の加工職人などがあげられ、2022年は3万9775人であり、二番目の地位を明け渡した。四番目が「経営・管理」である。その後、「高度専門職」、「企業内転勤」、「教授」、「介護」と続くが、「技術・人文知識・国際業務」、2015年に新設された「高度専門職」、2019年に新設された「特定技能」、2017年に新設された「介護」の伸びが著しい。

日本の企業で働く外国人専門職移民は、在留資格から見ると、「技術・人文知識・国際業務」と「特定技能」が多いが、それらの業務につく移民の出身地と最近の動向みると、「技術・人文・国際業務」は、中国（26.4%）、ベトナム（24.9%）、ネパール（8.2%）、韓国（7.3%）が代表的であるが、ベトナム、ネパールおよびインドネシアの伸びが著しい。「特定技能」は開始されたばかりの在留資格であるが、ベトナム（58.9%）、インドネシア（12.4%）、フィリピン（10.0%）、中国（6.7%）の順である。後続のネパールやタイを含め、どの国もこの業務への関心が高い（注3-10）。

日本における専門職移民は、現地（出身国）での生産や設計にあたるチームとの交渉役、海外と業務関係をもつ企業とのコミュニケーションに関わる知識や能力に期待されて雇用されている。吉永は、彼らの多くは、「定着志向の強いホワイトカラー職の外国人」であるのが現実である論じている（吉永 2020:33-34）。しかしながら、吉永は「技術・人文知識・国際業務」に従事している専門職移民を指しているようで、特定技能1号の場合、彼らの特定産業分野別にみると、実際には、飲食料品製造業が最も多く、増加が顕著な分野は電気・電子情報関連産業、介護、自動車整備などブルーカラーの職種が占めている。

## ② 企業主導の専門職受け入れ

専門職移民の受け入れ政策は、政府が受け入れ数や労働市場の状況に合わせて、コントロールするというより、企業の必要性が重視されている。日本のポイント制度はあくまでも企業がすでに採用を決めた移民に対して適用される。専門職の移民に関して、「誰をどの程度受け入れるか」の判断は、まず企業の裁量のもとで行われる。移民受け入れ制度における主導権は企業が握っている（吉永 2020:38-39）。

## ③ 高度人材獲得と定着の課題

日本は高いレベルの移民を積極的に受け入れるために、一定の条件を満たす移民に対する優遇政策を採用した。2012年、創設された「高度人材ポイント制度」で、ポイントの合計が70を超えれば高度人材として認められた。認められると、在留資格の更新まで

の期間が5年となるほか、配偶者の就労が認められ、永住権申請に必要となる居住年数が短縮されるなどの優遇処置を受けることができた（注3-11）。

しかし、当初、実際に利用する人が少なく、認定条件や優遇処置の見直しをしなければならなかったそのため、年収条件の引き下げ、学位取得で得られるポイント数の引き上げ、中小企業への配慮、親の帯同の要件の緩和、永住申請まで期間が3年に短縮などの改正が行われた結果、累計認定者も年々増加するようになる（注3-12）。

とはいえ高度人材職として認定を受けても、彼らが定住するとは限らない。総務省の調査によると、高度人材で、日本で長期滞在が見込まれるのは、自然科学分野を専攻している者より、人文科学や社会科学の分野の学位をもつ人であるという。

日本で、高度人材の獲得と定着がなぜ困難なのか。賃金の相対的な低さよりも、賃金以外の面での職に関する要因があることが指摘されている。例えば、昇進の見込みの低さ、転職の困難さ、職場でのコミュニケーション、男女不平等、ワークバランス、家族の生活や子供の教育など、現在の日本社会そのものが問題となっている（吉永 前掲書 37）。

高度人材職の人たちをさまざまな優遇策で積極的に受け入れても、上記の理由などから長期に定着するとは限らない。日本の企業や日常的な生活に何らかの変化が起きなければ、彼らに定住を促すことがかなり困難であることが伺える。

#### ④ 高技能移民予備軍としての外国人留学生

##### a) 外国人留学生の受け入れ—日本の場合

留学生は高度人材予備軍として、積極的な受け入れが行われてきた。政府は1983年に「留学生受け入れ10万人計画」によって、留学生アルバイト解禁、日本語学校の設立などが実施したが、その目的は国際交流や発展途上国の人材育成を意図していた。しかし、実際のところ、「日本への留学は働きながら勉強できる」ことが売り物であった。

1990年に「資格外活動届」を出すと、週28時間までアルバイトが可能となり、現在に至っている。コンビニのアルバイトに外国人留学生が増えて理由は、コンビニの勤務時間管理が柔軟で、融通が利き、働きやすいことがある。留学生にもコンビニ勤務が一種のステータスになっており、業界側も採用に力を入れている（正論 2023年7月号 pp. 100）。

2008年、グローバル戦略の一環として、「留学生受け入れ30万人計画」が打ち出され、高度人材獲得の側面が強く押し出されるようになる。当時の留学生数は、12万3829人であったが、在留資格審査が緩和された結果、2018年には、29万8980人へと急増し、その目標はほぼ達成された（眞住優助 2019:34）。

2019年には34万5,791人とピークを迎えたが、その後、新型コロナウイルス感染拡大防止のための出入国制限により、減少に転じ、2022年5月時点で23万1,146人となっている（注3-13）。

2022年度の「留学」の在留資格で滞在する人の国籍別内訳をみると、上位5カ国は、中国（103,882人）、ベトナム（37,405人）、ネパール（24,257人）、韓国（13,701人）、インドネシア（5,763人）である。近年、中国人留学生は全留学生の半数ほどを占めるが、近年、特に留学生としての増加が著しいのはベトナムとネパールである。今年も、ネパールを除き、いずれの国々も前年比減少している。特に中国とベトナムからの留学生が前年比でそれぞれ1万人以上減少している（注3-13）。

#### b) 国際移動としての留学—国際交流から優秀な人材の獲得競争

外国人留学生が増大した要因の一つに、日本を含め多くの先進諸国が実施してきた留生誘致政策がある。グローバル化に伴い、将来の高度人材予備軍としての留学生の門戸を開き、優秀な人材を獲得し、経済と社会に国際競争力をつける目的があった。外国人留学生は、高等教育を通じて、すでに受入国の制度や文化に慣れ親しんでいることから、採用する企業にとっても、雇用しやすいからである（土田久美子・竹中歩 2012:95）。

高度人材の獲得競争の激化の要因として、情報・科学技術のイノベーションの必要性である。そのために、異なる文化や国際的な経験をもつ優秀な人材を集めることが、それが社会や経済の活性化のカギになると考えられた。さらに各国の経済と社会の発展のために、留学生を通じて国境を超えた人的ネットワークが期待できることである。海外進出を図る企業にとって、国際的な事業を展開するうえで欠かせない資源とみなされた。また多くの先進諸国でみられる少子高齢化の状況下で、外国からの高度人材の誘致は、労働人口の補填ならびに社会全体の活性化につながるとみなされた（土田・竹中 前掲書 95-97）。

このような要因を背景に、多くの国々で、優秀な高度人材の予備軍としての学生を獲得する方策として、留学生への奨学金の給付制度を設けている。日本では「国費外国人留学生制度」がこれにあたる。すでに述べたように、1983年に発表された「留学生10万人計画」、2008年の「留学生30万人計画」はこのような流れのなかにある。

1990年代以降の日本の留学生政策は、他の先進国と同様、グローバル化の波に乗り遅れないように、外国人高度人材を積極的に受け入れ、彼らの定住就労をも視野に入れた政策を採るようになった。それと並行して、少子高齢化が進み、大学生の数が低下し続ける状況下で、財源確保のために留学生の獲得に力を入れ始めた大学も増えた。日本における留学生受け入れは、単なる「国際交流」から、日本の社会経済的利益、高度人材の受け入れという政策目標を達成へとその目的を転換してきた（土田・竹中 前掲書 99）。

#### c) 資格外活動としての留学生の労働力

外国人留学生は、「留学」という在留資格を保持する者で、教育機関で教育を受ける活動を許可されたもので、勤労活動は認められていない。しかし「資格外活動」許可を取得することで、原則週28時間以内の就労が認められている。この「資格外活動」の約8割

を留学生が占め、留学生の増加とともに、その重要性が着目されてきた。(矢澤明子 2022年6月22日 pp.1-6 大和総研)

「資格外活動」は外国人労働者総数が占める割合も高く、2021年現在、19.4%を占め、「専門的・技術的分野」や「技能実習」について3番目となっている。外国人留学生は、その日本語コミュニケーション能力からも、資格外活動が可能な労働力としてのその存在を評価されている。

21年10月の時点で、多くの産業のなかで、「資格外活動」に従事している外国人労働者が多いのは、宿泊業・飲食サービス業であることから、宿泊・飲食サービス業における留学生の貴重な労働力としての役割が注目されている(矢澤 前掲書 2022)。

宿泊業・飲食サービス業に多くの留学生が従事している要因は、「専門的・技術的分野」の在留資格では接客をメインとする業務を担うことができないため、「資格外活動」を許可されている外国人留学生がニーズに対応しているからである。

新型コロナ発覚以降、この業種への有効求人倍率は低かったが、21年9月以降人材不足に転じている。このように宿泊業・飲食サービス業において、人手不足感が生じてきた要因は、国内経済正常化とインバウンド復活への期待と考えられる(矢澤 2022:1-6)(注3-14)。

#### d) 外国人留学生の日本企業への就職

2019年、十分な日本語能力をもつ日本の大学・大学院卒業生は、「特定活動」の資格を与えられ、幅広い業務につくことができるようになった。日本で就職する留学生は年々増加している。留学生が本邦の企業等への就職を目的として行った在留資格変更許可申請数が増加を裏付けている。2019年の申請者は3万8,711人で、うち許可数は3万9,477人で前年と比べて増加し、過去最高を記録した。(注3-15)

2019年の許可状況を主な国籍・地域別で見ると、①中国—1万1,580人(37.4%)、②ベトナム—7,030人(22.7%)、③ネパール—3,591人(11.6%)、④韓国—1,663人(5.4%)、⑤台湾—1,259人(4.1%)の順で、アジア諸国で2万9,506人と全体の95.3%を占めている。

変更許可後の在留資格は「技術・人文知識・国際業務」が2万8,595人で、全体の92.4%を占める。就職先の業種は非製造業が3万5,475人(85.0%)と製造業が6,261人(15.0%)であるが、主要な就職先である非製造業では、卸売業・小売業及び職業紹介・労働者派遣業が一番多い。職務内容をみると、①翻訳・通訳(23.2%)、②海外取引業務(11.4%)、③法人営業(10.8%)、④情報処理・通信技術(7.0%)で、全体の52.4%を占めている。

政府は今年の8月25日、政府の諮問機関である「教育未来創造会議」で、あらたに2023年までに、日本からの海外への留学生を現在の22.2万人から50万人へ、海外からの留学生は現在の31.8万人から40万人に増やすと提言した。(伊東乾 2023)

実際の課題となるのは、優れた学生を集められるか、適切な教育がなされるか、留学生が喜んで就職するような待遇や労働環境があるのか、学生たちの定着を促す受け皿ができるかにかかっている。

実際、日本の大学院博士課程の入学者数は、2003年度をピークに、長期的に減少傾向にあり、2021年度は1万5000人である。博士号の取得者数は、欧米の大学と比べて見劣りする。各国最新年度（2021年）において、博士号取得者が最も多いのは、米国（9.2万人）、中国（6.6万人）、ドイツ（2.6万人）で、日本は1.5万人である。2000年度（中国は2005年）と最新年度と比較すると、2倍以上になっているのは、韓国、中国、米国で、日本は2006年をピークに減少傾向にある（注3-16）。

企業における博士号取得者も米国に比べて極めて少ない。日本では企業に就職しても、高度な技術や待遇が不十分で、若者たちから進学先として敬遠される傾向がみられる。企業側も積極的に高度人材の雇用をためらう環境がみられた。博士号保持者を採用する傾向は、産業によって異なるが、2019年以降、博士号保持者の採用は増加していない。2021年には、製造業の多くで、博士号保持者の採用の割合が減少している。非製造業部門でも博士号保持者の採用は減少している（「科学技術指標」2022:2）。

一方、日本の大学発ベンチャー企業の従業員に占める博士号保持者の割合は増加している。大学発ベンチャー企業全体での従業員に占める博士号保持者の割合は16%であるが、一般企業の研究者のうち、博士号保持者の割合が4%なので、ベンチャー企業での博士号保持者の割合の多さに気が付く（前掲書2022:3）。

経済界の危機感は強く、産業界における博士号人材の活用は今後の科学技術立国には不可欠であることは認識している。高度専門型のインターンや、高度経営人材の育成など文系も含めた幅広い専門分野の学生の採用などを志向している（日本経済新聞2023年9月5日）。実際のところ、日本文化に習熟し、日本語を話し、日本で就職活動を行って、「日本型雇用」の中にスムーズに入っていける外国人留学生は、日本における専門職移民の主要な供給源となっている。さらに他の業務での人手不足を背景に、労働力の供給源としての留学生への期待は分野を越えて拡大している（吉永2022:40-44）。

日本では、すでに述べたように、大学院の学生数が減少しているが、外国人留学生は着実に増加しており、大学院が外国人留学生なしでは成り立たない状態となっている。卒業後の就職先が不安定な、また受け入れ先が不十分な日本の大学院は公私立とも敬遠され、その狭間に外国人学生が入り込んでいる状態である。例えば、学位を得た中国人は母国での受け入れ体制が良いので、受け入れ体制を整えても、帰国する者も多いために、卒業後、外国人留学生の日本での定着は必ずしもスムーズでないという（伊東乾2023）。

#### e) アジアからの留学生の進路

眞住優助は、南・東南アジア人留学生の急増を背景に、日本学生機構の調査データをもとに、彼らの卒業後の進路パターンの分析を行った。特に留学生の多い、中国、ベトナム

ム、ネパールの学生を比較・分析した（2019）。全体としての特徴からみると、進路選択の前提として、その大多数が専門学校の卒業生であり、卒業後も、さらに進学するため、学生期間が長期化している。彼らの就職の割合はほぼ30%であるが、日本社会の変化が要因となって、日本での就職の割合は、近年急速に上昇している。

留学生の半分を占める中国人留学生の場合、多くが大学や大学院を経て、日本で就職している。その多くは学生時代にアルバイトの経験があり、その間に培った日本の言語・文化的知識に精通するようになる。日本企業に就職後、中国企業に対する営業や商談などを通じて、日中企業を橋渡しする重要な役割を担う。一方、ベトナムやネパールの学生は、ほとんどが専門学校卒業生で、かつ日本語能力は中国人学生より低く、企業に需要・就職率は若干低い。

しかしながら、ベトナム人とネパール人の就職率はこれまで若干低いものの、中国人の割合に接近し、その差が大きく縮まっている（眞住優助 2019:43）（注 3-17）。南・東南アジアからの大卒者が全体として少なく、市場での希少価値が関係しているかもしれない。国内人口の減少とともに、様々な分野で、留学生に対する新たな需要が増加している。訪日外国人旅行者の増加は、関連サービス業で外国人顧客と日本人従業員をつなぐ人材の需要を作り出している（眞住 前掲書 42-43）。

## 2) 単純労働者としての移民の受け入れ

### ① 単純労働移民へのニーズ

日本においても、単純労働分野の移民の入国が全く閉ざされたことはない。単純労働に従事する労働者へのニーズは、1980年代からすでに存在していた。そこには、2つのニーズがある。

#### a) 日本人が敬遠する勤め先で働く労働力へのニーズ

労働力人口の減少するなか、中小企業の労働力不足が深刻化している。賃金、労働時間、就労環境などの面で、労働条件が悪く、日本人労働者から敬遠される勤務先では、それを補うために、移民労働者に依存するようになった。人手不足の中小企業の約半数が移民労働者の受け入れに前向きである。

#### b) 雇用調整しやすい労働力へのニーズ

1990年代以降、雇用者における非正規雇用者の割合が増加している。非正規雇用者は、人件費が相対的に安価な、仕事量に合わせて柔軟に増減できる労働力として、企業による需要が高い。働く側にとっては、低賃金または不安定な雇用を意味するので、まず日本人から敬遠される。時間に関わらず、需要に合わせて働いてくれる人材としての移民労働者が必要となる（吉永 2020:46-47）。

## ② 単純労働移民受け入れの三つの窓口

日本において単純労働移民は「フロントドア」、「サイドドア」、「バックドア」と3つの入り口を通じれ受け入れがなされていることはよく知られている（宮島喬 2015, 小井土彰宏・上林千恵子 2018, 高谷幸 2019, 吉永希久子 2022）。「フロントドア」は単純労働者が移民として入ることができない、開かずのドアである。日系人や研修・技能実習生など、他の目的で作られた制度を利用して移民を受け入れている、「サイドドア」、「バックドア」からは違法な手段を用いて滞在し続け、結果として非合法的あるいは非正規な移民が受け入れられ、利用されている。後者の「サイドドア」と「バックドア」から入る移民は、前項での市場のニーズから必要とされる単純労働移民である。次に「サイドドア」と「バックドア」から入る単純移民を詳述する。

### a) サイドドアからの単純労働移民—その1) 定住者の在留資格

「サイドドア」となった制度は二つあって、そのうちの 하나가「定住者の在留資格」である。もう一つは「技能実習生制度」である。この二つの制度の本質は、企業側のメリットを重視したものである。

定住者の在留資格は、1989年の出入国管理法の改正によって、設置された特別な在留資格で、具体的には、それを受けたのは、難民や三世までの日系人、中国残留孤児などである。この資格を得ると、就労する職種に制限がないため、南米（特にブラジル）からの日系人の出稼ぎが増大した。そのことは国内で不足する単純労働の労働力を補充する形で機能した。

日系ブラジル人の多くは、日本の企業や自治体と現地ブローカーや旅行斡旋業者が作る一つのネットワークシステムを通じて、送り込まれた。また移住の特徴は非正規雇用者、それも派遣雇用や業務請負の形で就労する者が多かった。このようなシステムが利用されるのは、企業の生産に変動があり、必要な労働力が時期によって変化するので、企業にとって雇用を調節できるためにメリットがあった。

派遣雇用という就業形態は不安定であるが、出稼ぎを目的とした就労は日系人にもメリットもあった。年金を支払わなくてもよかったり、派遣業者があらゆる公的手続きをしてくれるからである。この結果、日系ブラジル人は、非正規雇用の単純労働職に集中することになる。

日系人は、「日系」であることを理由に滞在しているため、失業しても日本に滞在できる。これは失業者を日本社会が抱えることになり、社会保障の負担増につながるとみなされる。

また自由な労働者である日系人は、労働条件のよい職を求めて移動したりするため、企業にとって最適な労働力とはならない。そこで、企業や社会にとって、よりメリットのある二つ目の技能実習生制度が生まれてくる（吉永 前掲書 45-54）。

## b) サイドドアからの単純労働移民—その2) 外国人技能実習制度

### ① 技能実習制度とは何か

外国人技能実習制度は、我が国で培われた技能、技術または知識を開発途上地域等へ移転することによって、当該地域等の経済発展を担う「人づくり」を寄与する目的で、1993年に創設された制度である。この制度の目的や趣旨は一貫していて、技能実習法には、「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」と記されている（注3-18）。

外国人技能実習制度の内容は、技能実習生が、日本において企業や個人事業主等の実習実施者と雇用関係を結び、出身国において習得が困難な技能等の修得・習熟・熟達を図るものである。実習期間は5年、技能等の修得は、技能実習計画に基づいて行われる。令和4年末現在、技能実習生数は324,940人であり（法務省）、新型コロナ感染も収束しつつあることから、前年度276,123人よりかなり増加している（注3-19）。技能実習生の受け入れには、企業単独型と団体管理型の2つのタイプがある。第1の企業単独型は、日本の企業等が海外の現地法人、合弁企業や取引先の従業員を日本にある親会社で受け入れ、技術研修を伴うものが中心で、大企業によって実施されている。令和4年末では全体の1.7%である（令和4年末 法務省）。

第2の技能実習生受け入れ方式は、団体管理型と呼ばれる。この方式は、事業協同組合や商工会等の営利を目的としない団体（管理団体）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業（実習実施者）で技能実習を実施する方法である。実習生の受け入れの98.3%を占め、中小企業向けの技能実習生のほとんどである（令和4年末 法務省）。

技能実習は、上記の2つのタイプごとに、入国1年目から5年目まで、段階的に行われる。実習は、技能の習熟度によって、3つの段階に区分されて、それぞれ在留資格が与えられる。

- ① 入国1年目（技能等を修得）、在留資格「技能実習第1号イとロ」
- ② 入国2・3年目（技能等に習熟）、在留資格「技能実習第2号イとロ」
- ③ 入国4・5年目（技能等に熟達）、在留資格「技能実習第3号イとロ」

技能実習生の受け入れ数は、年々増加している。令和4年末現在、実習生の受け入れ人数の多い国は、ベトナム—17万6,346人（54.3%）、インドネシア—4万5,919人（14.1%）、フィリピン—2万9,140人（9.0%）、中国—2万8,802人（8.9%）となっている（法務省）。2010年には中国籍が

78.3%であったが、2018年には23.7%に減少している。一方、1990年代半ばまで、ほとんどいなかった2018年にはベトナム籍が2018年には50.1%になり、現在も受け入れ人数の半数を超えている。受け入れの拡大とともに、技能実習の国籍に著しい変化がみられる（吉永 前掲書 55-56）。

職種別にみると、令和3年末現在（外国人技能実習機構統計）、建設関係（20.8%）、食品製造業（19.5%）、機械・金属関係（14.9%）が合わせて、55%を占めている。職種は年々拡大しており、1993年時点で、17職種であったが、2019年には製造業を中心に81種が対象となっている（吉永:55）。2023年には、88職種161作業が移行対象職種・作業へと拡大している。内訳は、①農業関係（2種）、②漁業関係（2種）、③建設関係（22種）、④食品製造関係（11種）、⑤繊維・衣服関係（13種）、⑥機械・金属関係（16種）、⑦その他（令和4年末 法務省）である。

吉永によれば、技能実習生の特徴として、年齢が若いこと、女性の割合が相対的に高いことが挙げられる。2018年に認定された実習計画では、全体の69%が20代であり、43%が女性となっていることを指摘している（吉永 前掲書 54-56）。

## ② 技能実習生制度の課題

第一に労働者としての権利が十分守られてこなかったことである。最低賃金を下回る賃金や劣悪な労働条件で実習生が用いられたケースなどの問題が繰り返し指摘されてきた。これらの問題への対処として、2010年に、実習生は労働関連法規の対象となり、2016年には技能実習生法が制定され、実習生の人権侵害に対する罰則が規定され、送り出し機関の規制が強化された。しかしながら、長時間労働や割り増し賃金の不払いといった労働基準関連法違反が繰り返されているのが現状である。

第二に、技能実習制度では、実習生の賃金は日本人と同等額以上と規定されているが、実際彼らに支払われる賃金は、あくまでも最低賃金水準である。技能実習生の賃金を引き下げている要因の一つに、実習期間中、彼らが雇用先を移動する権利を持たないからである。このため、市場原理が働き、実習生の待遇は改善されにくい。

企業側にとって、実習生受け入れは、それに伴う費用を上回るメリットがある。そのメリットは安価な賃金だけではない。実習生は受け入れ機関を変更できないために、一定期間、定着して働いてくれる。人手不足に苦しむ企業には、基幹的な労働力を確保できることになる。日本の企業を支える貴重な労働力としてその重要性が増している。実際その受け入れ人数も年々増加していることから裏付けられる（吉永 前掲書 54-59）。

これまで、技能実習制度は、各種メディアでも多くの問題が指摘されてきた。就労ビザの外国人を単純労働に従事させると不法就労になるが、実際「技能実習」には、「単純労働、低賃金労働」といった批判が多かった。また来日後の失踪も2013年の年間3万5,616人が2021年には年間7万167人に増加している（正論 2023年7月号 pp. 99-100）。

2017年NHK取材班は、実習制度のもとで働く外国人労働者の就労の実態を報告している。「使い捨ての実態」、「人権を無視した奴隷制度」、「国際社会からの糾弾」などの事実は、外国人受け入れ制度の建前と矛盾を赤裸々に明らかにしている。（NHK取材班『外国人労働者を受け入れるか「安い労働力」から「戦力」へ』NHK出版新書 2017）。しかしながら、日本の少子化、労働力不足の現実の中で、海外からの労働者をどのようにしたら獲得できるか、アジアからの労働者の争奪戦が続いている。

### ③ 日系人と技能実習生の待遇の相違と収斂の方向—移民労働者の未来

すでに述べてように、日本の移民政策の特徴として「単純労働者は受け入れない」のは一貫した方針であったが、市場のニーズに対応して、名目的に労働者でない日系人や技能実習生が導入されてきたことは常識の範疇になっている。政府は外国人人材の受け入れを求めて、2019年4月に、入移管法改正を行い 新たな外国人人材受け入れのための在留資格を創設した。ブルーカラー労働者に対して、就労目的の在留資格（特定技能1号・特定技能2号）を設け、厳しすぎる条件とはいえ、家族移民を可能にする方向へ舵を切ったことは大きな転換であった（樋口直人 2019:23）。

日本では、日系人と技能実習生が事実上の非熟練労働者としての仕事を担ってきた（学生を除く）。しかし、この両者の待遇に大きな格差があった。今回の改正では、それを収斂し、新たな在留資格を作り出した。実習生は条件付きだが永住を視野入れた資格が創設され、日系人は在留期間が5年に制限されるという大きな変化が起きた。

日系人と技能実習生の相違と新たな改正（注3-20）では、これまで日系人は就労業種・職種に制限がなく、今では多くの日系人が永住資格をとっている。一方、技能実習生は就労業種・職種どころか、職場の変更すら許されず、在留期間も3年の1回きりであった。

それが今回の改正でどう変わったのかみていく。日系人の4世は扶養家族としての在留資格しかなかったが、就労可能なビザが新たに設けられた。しかし、「日本語能力」と「家族帯同不可」という、二世・三世にはなかった条件が付与され、在留期間も5年に制限されるようになった。

一方、技能実習生に対する政策は、在留期間の上限が3年だったのが5年に延長され、さらに特定技能1号と2号という在留資格が付与された。さらに将来的な永住も視野に入れた政策ともなっている。

これまで、日本の非熟練労働を担ってきた、日系人と技能実習生の立場が逆転するという現象が起きてしまった。それは、1990年の新入管法以降の労働者の受け入れに関して、日系人は失敗で、技能実習生は成功だったと政府は総括していることを反映しているとみている。それゆえ、日系人の在留資格要件として日本語能力試験は厳しく、実習生は就労経験があれば代替可という差となって表れている（樋口 前掲書 25-26）。

とはいえ、移民労働者は労働市場で常に不利な仕事をあてがわれる。今回も特定技能の対象となる14業種の多くは、人手不足が深刻な待遇の悪い業種である。生産性が高いとは言えないそのような職種や産業に、多くの移住労働者を縛り付けておくことで、彼ら期待通りの熟練した労働者となるかは今後の課題である。

移民労働者は、通常居住年数を重ねるにつれ、仕事を覚え、移住先の言語を覚え、待遇の良い仕事を得るようになっていく。多くの移民はより良い仕事を求めて転職していく。しかし、特定技能に体现される日本の移民政策は、通常な移民の潜在能力を正當に評価せず、人出不足の業種の中で移民を飼い殺ししまいかねない。労働生産性の低い産業でのOJTよりも、どの仕事についても役立つような汎用的な技能をきちんと身に付けてもらうのも、将来に向けた投資となると思われる（樋口 前掲書 27-28）。

#### ④ 外国人技能実習制度見直しへ

2020年に入り、日本は人口減少が加速化している。政府も異次元の少子化対策に取り組んでいるが、人口問題はすべての先進国の共通の課題であり、単純な問題ではない。日本以外の先進国のほとんどが少子化対策として、外国人を受け入れて定着を認める政策を採っているが、日本でも高度人材については定着を認めるようになってきた。

しかし1993年から開始された「外国人実習制度」は、途上国への国際貢献を名目として外国人実習生ないし研修生に、実質的には、人手不足が続く日本の中小企業で、単純労働者と位置付けられるような仕事に従事させてきた実態がある。また研修という建前のため、実習生は、職場の移動ができず、転職ができず、給与も各地域で最低賃金しか与えず、短期間のため給与の上昇もない状態だった。実習生も日本語が不自由なものが多く、制度や文化を理解できず、相談もできない状態に置かれたりしていることから、外国人労働者を搾取する制度ではないかという批判が、米国政府や国連から出されている（毛利敏浩 2023:2-3, 毛利敏浩「外国人の技能実習制度見直しへ」NHK 解説委員室 2023年7月11日）。

このような背景や内外からの様々な批判の中、現実の日本企業が置かれた立場を考慮し、政府は、今年に入り、批判の多い「技能実習制度」と「特定技能制度」を見直し、人材の確保、育成を掲げる新制度の創設を求める方向へ舵を切った（注3-21）。

外国人が日本の企業などと雇用契約を結び、出身国での修得は困難な技能の修得を図る「技能実習制度」と特定の産業分野で専門性・技能を有する外国人を雇用する「特定技能制度」について、出入国在留管理庁の「技能実習制度及び特定技能制度に関する有識者会

議」は、中間報告をまとめ、5月11日に関係閣僚会議に提出した。報告は、現行の技能実習制度を廃止し、人材確保と人材育成を目的とした新制度の創設を検討することや、技能実習生の転籍制限を緩和することなどを提言し、2023年秋をめどに最終報告を取りまとめる予定となっている。

検討された主要点は、現行の技能実習制度の目的は本来、人材育成を通じた国際貢献であり、労働力の需給調整の手段としてはならないという基本理念を掲げているにも関わらず、実情は「技能実習生が国内の企業とうの労働力として貢献しており、制度目的と運用実態の乖離が指摘されている」と言及。こうしたことを鑑みると、「今後も技能実習制度の目的に人材育成を通じた国際貢献のみを掲げたままで労働者を受け入れ続けることは望ましくない」との見方を示し、「現行の技能実習制度を廃止して、人材確保および人材育成を目的とする新たな制度の創設を検討すべき」と提言した。

特定技能制度については、深刻な人手不足に対応するために、引き続き活用していく方向での検討を提案。とくに円滑に特定技能1号へ移行できるような対象職種や分野の見直しが検討された。現行での移行は、技能実習を行っていた分野しか選択できないという要件が存在しており、両制度の対象職種分野に不整合が生じている現状から、「新たな制度から特定技能制度への移行が円滑なものになるよう、その対象職種や分野を一致させる方向で検討すべきとした。

人口減少が加速化する日本で、幅広い分野で、外国人に活躍してもらう必要がある。しかし現在の技能実習制度では、最長5年で帰国しなければならず、仕事に習熟し、日本語を覚えた人材を失うことになる。日本では外国人について長期に滞在してもらう認識が必要である。

共同通信が行った全国の自治体首長（47知事、1635市町村長、回答率94%）を対象にした人口減少問題に関するアンケートで、外国人材の受け入れ推進が必要かどうかという問いに、30%が「必要」、「どちらかといえば必要」が56%で、受け入れ容認が86%を占める。必要とする理由は「医療・介護人材の確保」、「一次産業の人手不足」「製造業の人出不足」など、労働力として期待する声が多かった（東京新聞 2023年9月17日）。

### c) バックドアからの単純労働移民—その3) 不法滞在者・非正規滞在者

単純労働のニーズを埋めるのは、「定住者」や「技能実習生」といった在留資格上で認められた者だけでなく、有効な在留資格を持たない「非正規滞在者」、「非正規移民」、「不法滞在者」などと呼ばれる単純労働者である（高谷幸 2018:531）。

世界においても、移民の10-15%が非正規滞在者によって占められており（近藤丈太郎 2017:140）、日本でも、2016年には6万3492人の「不法残留者」が存在しており、その後も微増傾向にある（在留外国人統 2022）。

世界に経済格差があり、移民をコントロールする法律がある以上、非正規滞在者は常に、どこにでも存在する。日本でも出入国管理および難民認定法を犯した者は「不法性」が問われる場合が多い。

外国人に労働をさせるには、労働に見合った在留資格を付与すべきであるが、日本では単純労働をするための在留資格はない。「日系人」や「技能実習生」も事実上の労働力として「サイドドア」から迎えられているが、日系人でも、技能実習生でもない彼らが、やむなく在留資格なしで、いわゆる「バックドア」から迎えられた外国人労働者、非正規滞在者となっている（近藤 前掲書 142）。

この項では、まず、令和5年1月1日現在の出入国在留管理庁の「本邦における不法残留者数」および令和5年度1月1日現在の『在留外国人統計』を利用して、我が国の不法残留者数とその傾向を述べる。次に、不法滞在者をめぐるカテゴリーの変遷とその帰結を考察する（高谷幸 2018）。最後に非正規滞在者の支援の立場から、日本における非正規滞在者の変遷と正規化をめぐる問題を紹介・検討する（近藤丈太郎 2017）。

#### ① 不法残留者数について

令和5年1月1日現在、本邦の不法残留者数は、7万491人で、前年度と比較して、3,732人増加している。性別で見ると、男性が4万3,267人（61.4%）、女性が2万7,224人（38.6%）を占める（注3-22）。

上位10ヵ国・地域について、不法残留者数の推移と割合をみると、ベトナム（13,708人・19.4%）が韓国に代わって1位に、2位が韓国（10,508人・14.9%）3位はタイ（9,549人・13.5%）、4位は中国（6,782人・9.6%）、5位はフィリピン（4,662人・6.6%）、6位はインドネシア（3,185人・4.5%）、7位は台湾（2,873人・4.1%）、8位はスリランカ（1,595人・2.3%）、9位はマレーシア（1,474人・2.1%）、10位はカンボジア（1,185人・1.7%）の順である。全体として減少傾向にあるが、上位10ヵ国・地域のうち、東南アジアのベトナム、タイ、スリランカ、カンボジアだけが増加している（注3-23）。

在留資格別に、不法残留者数の推移と割合をみると、2019年以降の総数に大きな変化はみられない。また在留資格の順位にもあまり変化はみられない。第1の短期滞在は4万6,590人（66.1%）、第2位が技能実習で7,985人（11.3%）、第3位が特定活動の6,215人（8.8%）、第4位が留学で2,465人（3.5%）、第5位は日本人の配偶者等で1,937人（2.7%）を占める。第1位から4位まで若干の増加がみられるが、日本の配偶者等だけが減少気味である（注3-24）。

## ② 不法滞在者カテゴリーの普及・拡大と移民政策への影響

海外からの移住者の来日が急増した1980年代、在留資格の有無にはそれほど関心がもたれなかったが、1990年の入管法の改定以来、外国人労働者のなかに、合法/不法という区分が持ち込まれた。高谷幸は、この時作られた「不法滞在者」というカテゴリーが、「犯罪者」としての意味ないイメージを帯びて広く浸透するようになるにつれ、非熟練移住労働者と「治安悪化」を結びつける発想につながっていったと指摘した。このような動きは、結果として、移民受け入れという移民政策の確立を妨げるものとなるのではないかと危惧し、「不法滞在者」のカテゴリーの普及が移民政策にどう影響したかを考察した（高谷 2018:531-545）。

1970年代以降、タイやフィリピンなどの東南アジアから、観光ビザや興行ビザで多くの女性たちが日本の歓楽街で働いていた。なかには有効在留資格もなく、合法/不法の区別なく、働きに来たにも関わらず、外国労働者という認識も薄かった（伊藤 1992:294）。1980年代以降は、南・東南・東アジアから男性が観光目的でやってきて、定められた期間が過ぎても帰国せず、日本で働いていた。人手不足に悩む中小零細企業の製造・建築の現場には欠かせない存在であった。彼らは先の女性たちと異なり、「外国人労働者」としてとらえられた。在留資格がなくても、オーバーステイという表現で受け入れられた彼らの存在は半ば公然のものであった（高谷 前掲書 534）。

外国人労働者急増への対応として1990年に、入管法が改定された。新しい規定に「不法就労助長罪」が設けられたが、問題は「不法就労」であり、犯罪とは別物の「単に入管法に違反している」という意味であった。「外国人労働者」の大半は、人手不足や市民社会からの批判を背景に、在留資格のない者を強制退去させることは不可能だった（高谷 前掲書 535）。

この入管法の改定に伴い、南米出身の日系移民が定住者として認められ、外国人技能実習制度が始まり、合法的な外国人労働者の受け入れが始まった。これに伴い、企業の中にはそれまで雇っていた「不法」就労者から日系人や技能実習生へと置き換えが始まり、それとともに不法残留者は減少していった。厚生労働省（1993年は労働省）の推計値によると、「不法残留者」数がピークに達する93年には、約61万人の「外国人労働者」のうち、約29.7万人（約49%）が「不法残留者」であったが、2006年には、約7万人（18%）まで減少した。実質的に合法的な「外国人労働者」が増加する中、非正規滞在者の割合が減少し、外国人労働者の典型ではなくなってきた（高谷 前掲書 536）。

入管は、「不法就労」を「刑事犯」とは異なると指摘していたが、警察は入管法改定以降、在留資格を持たない者と「犯罪」との結びつきを強調するようになる。当時の来日外国人の多くが、「不法滞在」であることに着目し、それ自体を「犯罪」・「治安上の問題」と位置付けるようと試みた（高谷 前掲書 537）。

その直後に起きた「9・11同時多発テロ」の影響もあって、「不法滞在者カテゴリー」は、「国際組織犯罪・テロ対策」の枠組みの中で、行政機構によって統一的に採用されるようになった。何より「不法滞在者」は「治安悪化」の元凶としてスケープゴートにされる必要があった。こうして「犯罪者」としての「不法滞在者」のカテゴリーが、政治・行政用語として広く用いられるようになってきたのである（高谷 前掲書 538-539）。

とはいえ、これまでの移民政策が続けられている間でも、移住労働者に対する需要がなくなるわけではなく、結果として、日本社会は、外国人技能実習制度や近年の「留学」を介した受け入れなど「サイドドア」政策への依存を深めてきた。しかし前者によく見られたように、「サイドドア」政策が、「不法就労」者の代替として導入された経緯を考えると、近年元技能実習生や留学生という「不法滞在者」が増加していることは皮肉な現象である（高谷 前掲書 544）。

### ③ 「特別在留許可」と APFS の活動—非正規滞在者の正規化をめぐる

かつて非正規滞在者が日本の各地で良く目につくようになった時代があった。1980年代後半から1990年代前半に、来日したニューカマー外国人が急増した時期である。すでに述べたように、そのピークを迎えた1993年、約61万人の外国人労働者のうち、不法残留者は29万8,646人を数えた。彼らはオーバーステイと呼ばれ、摘発するのは容易であるが、人材不足の労働市場のもとでは、実効的な取り締まりは行われてこなかった。（加藤丈一郎 2017:142, 高谷幸 2018:536）。

非正規滞在者は、在留資格を有していた人が在留資格外の仕事をしていることがばれ、在留資格を取り消されたり、国籍取得で血統主義をとる日本では、非正規滞在者の子供が自動的に非正規滞在者になる（加藤 前掲書 142）。

その後、非正規滞在者への取り締まりが強化されるなか、市民社会の対応として、非正規滞在者の正規化をめぐる運動が起きてきた。日本では、正規化は法務大臣の裁量である「特別在留許可」の付与という形でなされるが、当初、1980年代後半から、日本人女性と結婚した非正規滞在の外国人男性には、在留特別許可がおりるようになった（高谷幸 前掲書 541-542）（注 3-25）。

先進諸国では、「一般アムネ스티」が用いられてきたが、日本においてはこれまで、「一般アムネ스티」が取られてことはなく、法務大臣の裁量による「在留特別許可」によってのみ、正規化がなされてきた。「在留特別許可」は「一般アムネ스티」と違い、法務大臣の裁量によって正規化がなされるので、明らかにされない部分（ブラックボックス）が多く存在している（加藤 前掲書 143）。

1999年、非正規滞在の家族や単身者は、非正規滞在者の支援活動に取り組んでいる市民団体である特定非営利法人(Asian People's Friendship Society 以下 APFS)の支援を受けて、東京入国管理局に一斉に在留特別許可求め出頭した。同年12月には非正規滞在家族5家族を含む計21名が、1999年12月に5家族17名が、2000年7月に

7家族ほか25名が出頭した。結果として、10家族42名（うち子供は21名）に在留特別許可が認められた。（加藤 前掲書 143-144）。この結果、日本人との家族形成に基づかない場合でも、一定の基準に基づいた非正規滞在家族の正規化がおこなわれた。（高谷 幸 前掲書 541）

APFS や他の団体の取り組みもあり、その後、法務省入国管理局は、2000年公表の「第2次出入国管理基本計画」で、「不法滞在者と我が国社会のつながりに配慮した取り扱い」という項目を立てるなど、在留特別許可による正規化を利用するようになった。2006年10月には「在留特別許可に係るガイドライン」を公表し、2009年7月にはその改定がホームページで公開されるようになり、情報公開が一步進んだが、まだ十分とは言えないものであった（加藤 前掲書 144, 高谷 前掲書 542）。

APFS は、以上の状況に対抗すべく、2006年7月、「在留特別許可を求める非正規滞在家族連絡会」を結成した。政府の超過滞在者の「半減政策」によって強制送還数が増加する一方、このような運動を通じて、1年当たりの在留特別許可件数も増加した（加藤 前掲書 144）。2004年から08年の4年間には、在留特別許可の件数は約5万件にものぼった。その数は同時期に減少した超過滞在者が約10万であることから、決して少ない数ではない。高谷は「この事実こそ、非正規滞在者の多くが「犯罪」と結びつけられた「不法滞在者」ではなく、日本社会で「つながり」を築いてきた生活者だったことをしている」と指摘している。（高谷 前掲書 542）。一方、入国管理局に摘発され、退去強制令書が発布され、強制送還がされている家族も多く存在することも事実である（加藤 前掲書 144）。

#### ④ 不法滞在者の強制送還の課題

産経新聞2023年9月17日、不法滞在の外国人を強制送還する政府負担の増加に苦慮している問題が報道された。本来、帰国費用は自己負担だが、送還を拒否している場合は国が負担してきたからである。不法滞在者は祖国に素早く帰すべきだという意見は多いが、その費用を含め、不法滞在者の送還の在り方が問題になっている。

出入国在留管理庁（以下管理庁）によると、不法滞在や犯罪などで法務省が「退去強制令書」を発付した外国人は過去10年で約6万9,000人である。9割ほどは自ら帰国したが、拒否した場合は「送還忌避者」として強制的に帰国させるケースが出てくる。法務省は平成25年度から、同じ国同士送還忌避者をチャーター機に乗せる集団送還を8年間で計8回実施した。これまでフィリピン、タイ、ベトナムなど6か国の計339人が対象となった。

費用は8年間の累計で2億2,500万円にのぼり、個別に送還したケースを含めると10億円を超える。2020年末に送還忌避者として国内に残っている人は前年より約千人増え、累計で4,233人。最多はトルコ国籍のクルド人で約600人。全体の9割以上は入管施設への収容を一時的に解かれた「仮放免」の立場で、半数程度は難民申請中と

いう。ただ、仮放免者の中には、行方がわからなくなっている者も約1,400人おり、強制送還そのものが困難な状態になっていると報じている。

### 3) 福祉国家の担い手としての移民

#### ① 外国人看護師・介護福祉士候補生

近年、外国人労働者の受け入れが求められている分野に、介護などのケア労働があげられる。高齢化や女性の社会進出は、介護や育児、家事などに従事する労働者への需要を増大させた。しかし、こうした職は、賃金が低く、労働条件も良くないために、日本人には敬遠されがちなので、外国人労働者の受け入れ窓口が整備されてきた。

その一つが、EPA（経済連携協定）による外国人看護師・介護福祉士候補生の受け入れである。インドネシアから2008年、フィリピンから2009年、ベトナムから2014年に受け入れが開始された（フィリピンからの介護労働者については、第4章で後述 高畑幸 2018, 2019）。

看護候補生は、それぞれの国の看護師資格と実務経験が必要となる。介護福祉候補生は、実務経験は必要ないが、看護学校の卒業、高等教育学歴、介護士認定資格が必要となる。

しかし、EPAによる外国人看護師・介護福祉士候補生の受け入れには以下のような問題点が指摘された。

一つは受け入れ側の施設の費用・負担が大きかったこと。そのため、受け入れ先はある程度規模の大きな、資金面や人手に余裕がある施設に限定された。

二つ目は、国家試験の合格率の低さである。看護師候補生は3年、介護福祉士候補4年という在留期間内に国家試験に合格しなければならない。難解な医療用語を日本語で覚える必要がある。また働きながら、試験合格の勉強をしなければならない。しかし、勉強をサポートする体制は受け入れ側によって異なっていた。

その後、試験時間の延長、難解な表現の英語併記など、FPA候補者の試験のハードルは下げられたとはいえ、看護師候補者の国家試験の合格率は10%–20%であり、介護福祉士の候補者は、50%前後と看護師候補生よりも比較的高い。とくにベトナム出身者の合格率が高くなっている。

最後の問題は、彼らが厳しい国家試験に合格しても、日本に定着してくれないことである。2017年までに、介護福祉士資格合格者542名のうち、約3分の1の178人が帰国している。定着できなかった、あるいはしなかった介護福祉士合格者にとって、職場の人間関係などもあろうが、日本における介護福祉士の職への期待と現実に大きなギャップがあるということが伺える（吉永 2022:62-66）。

## ② 新たな介護労働者の獲得への制度変更

すでに述べたように、従来の介護福祉労働者の受け入れにおいて、国家試験の合格数は向上したが、定着率は高いとはいえなかった。その数も介護分野の人材不足に効果は十分とはいえなかった。そのため、政府は2017年から介護人材の獲得に向けて、各種資格や日本語能力や現場で経験などを加味した以下のような制度を新たに設けた（注3-26）。

### a) 技能実習制度の適用業種への「介護」の追加

介護での受け入れに、日本語能力試験の合格、前職条件として、介護施設での就労経験、看護学校の卒業などが付される。

### b) 特定技能職種（特定技能1号）として「介護」が認定

技能水準・日本語能力水準の日本語試験の合格、技能実習後に移行、EPA候補者の中で優れた成績を残したものなどが、最長5年の在留が可能。

### c) 新たな在留資格として「介護」の設立

介護福祉士の国家資格取得が必要条件。その中には、技能実習から特定技能に移行し、3年以上就労経験があると資格が獲得できる。在留資格は家族の帯同ができ、更新の制限なく、定住が可能となる。

介護労働者の不足が深刻化するなかで、政府は多様な制度を活用・新設しながら、海外からの受け入れの増加を目指している。その中で、技能実習生などの短期滞在から定住につながる制度が用意されたが、これらの新たな制度を利用して介護資格を得たものはまだ少ない（吉永 前掲書 66-68）。

## ③ ケア・家事労働者の受け入れ

ケア労働の受け入れは、ケアを家族ではなく、他者ないし移民に担ってもらうケアの外部化・家事労働の外部化が前提となっている。すでに、海外の多くの社会では、自国の女性の社会進出、少子高齢化、公的ケアの低下などによって、日常的な家事や子供の世話をする、幅広いケア労働が移民によって担われている（伊藤善典 2016）。

日本によるケア労働は、主に女性の奉公や女中などのように、江戸時代から存在したが（清水美知子 2004）、海外からの移民としての家事労働者に注目が集まったのは近年のことである（注3-27）。

### a) 外国人家事労働者の受け入れ—「国家戦略特区」と「家事支援外国人受け入れ事業」

出入国管理・難民認定法は、家事支援を目的とした外国人の入国は原則認めていない。しかし、2014年の6月、政府は「働く女性を支援するため、外国人労働者を家事労働でも受け入れる。まずは地域を絞って、規制を緩める国家戦略特区で試験的に導入するという政策を打ち出した。具体的には、「18歳以上、単身での入国」などの条件で、関西

圏（大阪、京都、兵庫の3府県）の特区内で、2014年秋に受け入れが始まった。掃除や洗濯などの家事負担を減らして、女性の就労を促すため、これまで慎重だった家事分野での受け入れに踏み出すことを明らかにした（青木 2014:3）。

家事支援の外国人労働者の受け入れは、安部内閣の目玉政策「1億総活躍社会」実現に向け、日本女性の社会進出を後押しする狙いから、2017年から実際に、国家戦略特区における「外国人家事支援事業」として開始された。その中で、介護分野と家事分野で外国人「人材」の活用が提起された。2017年、「家事支援外国人受け入れ事業」は神奈川県、大阪府、東京都、兵庫県において、2018年からは愛知県でも、さらに千葉市でも現在実施された。外国人労働者は、家事支援サービス企業（家事代行業・人材派遣業・清掃サービス）に雇われ、請負型家事代行者として採用・研修・就労が始まっている。業務内容は、炊事、洗濯、掃除、買い物、児童の日常生活上の世話などある。2023年2月現在、受け入れ企業は5都道府県と1市で21業者が活動している（注3-28）。

これまで、雇用主が外国人の外交官に限り、在留資格「特定活動」の「家事使用人」として帯同を認められてきた外国人家事労働者であったが、受け入れ事業によって、規制緩和がなされ、第三者管理協議会による管理下、家事支援サービス企業に雇用された外国人の入国・在留が可能になった。

経済戦略特区での制度導入後のサービス利用世帯は、2017年度は599世帯、20年度は5518世帯に急増。21年度、22年度も5,000世帯を維持している。政府は、満18歳以上、実務経験1年以上、必要最低限の日本語能力などの条件を満たした外国人は、これまでの3年から最長5年の滞在に延長する方針を固めた。事業の目的とする女性の活躍推進や家事支援ニーズへの対応がなされることになった（注3-29）。

## b) 家事労働の担い手としてのアジアからの結婚移民

もう一つは、当初「嫁飢饉」に喘いでいた地方農村部に嫁いだ、アジアからの結婚移民が家事労働の担い手として活動していることである。

1980代、日本の地方農村では、若い女性が農作業や伝統的な家族関係・人間関係を忌避し、都会での生活に憧れたため、地方農村の男性の未婚化・後継者不足が問題となった。その解決策として利用されたのが、行政主導で推進されたフィリピン女性との仲介型国際結婚である。このようなアジアから配偶者を受け入れる国際結婚は、当時、山形県、新潟県、秋田県、徳島県、高知県など日本各地へ瞬く間に広がった（賽漢卓椰 2011）。またアジアからの女性たち、とくにフィリピン人女性の中には「興行」という在留資格で、来日し、地方のパブなどで働くうち、日本人男性の配偶者となっている者も多い（国際結婚、結婚移民の詳細は別の章での記述がある）。

賽漢は、日本で最も多い、東北地方の都市近郊農村に生きる中国人結婚移民に焦点をあてる。彼女たちは出身地での不利な生得的地位をリセットするために、結婚して新たな場を求めて、上昇婚ともいべき国際結婚による移動を決断してきた。移動先において彼女

たちは都市と農村、男性と女性、日本人と外国人、マジョリティとマイノリティなどの諸関係に直面しながら、主体的に行動する「強い移民」になろうとした（賽漢卓椰 2011）。

農家の女性として、家事や育児など生活面における家事労働をこなしながら、農業労働や農業外労働に従事し、多岐にわたる役割を果たしていく。とにかく、彼女たちは重要な労働力であり、他の家族成員の役割の狭間を埋める補助役やわき役も果たす。農村女性は、家事・育児、自給のための農作業、さらに介護という「私的労働」に携わりながら、自家の農業労働や農外労働など公的な労働の担い手でもある（賽漢 前掲書 91）。

厳しい労働・生活環境のなかで、農家の嫁世代は自由裁量の小遣いや農業経営に関する関与を見る限り、現金収入の担い手として、農業労働力としても、重要な役割を果たしている。家事労働の分野での嫁と姑の分担も、農業労働の夫婦間の分担も、農家の家族的な役割分担であり、世代間や夫婦間の相互協力といった性格をもつものである。このような農家の家族関係の変化は、高度成長期に進行したと指摘されている（賽漢 前掲書 92）。

都市のサラリーマン世帯の女性に比べ、農家の女性は過重な負担がかかるが、家を継承させ、農業を続けていくためには、「嫁」となる女性が必要となる。一部日本の農村地域において、日本人女性に代わって、アジアの女性が「農家の嫁」として、生産力と再生産力の両面から期待され、迎えられているのである（賽漢 前掲書 92-93）。

李善姫が調査した、2009年から東北地方農村に嫁いだ韓国人結婚移民女性のほとんどは、40代という比較的高齢で来日した。韓国でキャリアウーマンをしているうちに婚期を逃したり、離婚後の貧困が結婚の動機となっている。移住先での生活で、従来から、最も大切なことは、後継者となる子供を産み育てるという外国人の嫁とママの役割であった。

今日ではそれに加えて、老父母や家族の介護に担い手として、あるいは老後の寂しさを分かち合える親密な関係として国際結婚を求める日本人男性が増えているとのことである。このような結婚生活の変化は、結婚移民女性の多様なニーズとつながっている（李善姫 2012:95）。

EPAで来日した介護福祉士候補生が職業としてケア労働に携わるのとは対照的に、農村地域に嫁いだ外国人女性は、農業労働の担い手としてだけでなく、家庭内で子供や夫や姑などの異なった世代のケア労働に携わっている。地域社会のなかで、極めて重要な役割を果たしていることは確かである（吉永 2022:68-72）。

#### 4) 難民—外部的要因で移動を余儀なくされた人々

これまで扱ってきた日本への移民たちは、本人と受け入れ社会双方のニーズを満たす形で日本に移動してきた。しかし、本項で取り扱う難民は、本人にとっても、受け入れ社会にとっても、思いがけない様々な理由によって、移動を余儀なくされたタイプの移民である。第1章ですでに難民の定義や種類を述べたように、「紛争・災害・組織的な人権侵害などにより、本国への送還が生命の危険をもたらす恐れのある人」で、難民の地位に関する

る条約に定められた人々（条約難民）および、受け入れ国に庇護を希望している庇護希望者の双方を広義の意味で難民として扱う（近藤 2009, 吉永 2022）。

本項では、日本における難民の受け入れ、認定、管理、保護、支援など難民に係る現状を、2022年度版の「入出国管理データ」（2022年度『在留外国人統計』）からまず明らかにしたのち、近年の日本の難民研究を基に（高松 2012, 浅川 2013, 吉永 2022, 工藤 2023）、国際機関を通じた外に向けての難民支援政策と、難民認定制度など内に向けての難民政策を対比し、今日の日本における難民に対する施策の在り方を明らかにする。

### ① 難民認定申請者数および難民認定者数

2021年の難民認定申請者数は2,413人で、4年前の2017年の申請者数19,629人と比べて、劇的な減少を示している（注3-30）。しかし、複数回申請者数は、1,248人と前年と比較して3倍ほど増加している。中でも、2回目申請者が大多数を占めている。

#### a) 難民認定申請者数

難民認定許可者数の国籍は50カ国にわたるが、主要な国籍は多い順にミャンマー（25.4%）、トルコ（21.1%）、カンボジア（18.2%）、スリランカ（6.5%）、パキスタン（3.7%）、バングラディッシュ、ネパール、インドなど、東南アジアと南アジアの国々が多い。上位5カ国からの申請者数は、申請者総数の約75%を占めており、申請者の多くが特定の国によって占められている。毎年増減と順位入れ替えがあるが、ミャンマーとカンボジアを除き、前年度と比較して、トルコ、スリランカ、パキスタン、バングラディッシュ、ネパール、インドの減少は著しい。平均して38.7%の減少である。（注3-31）。

難民認定申請者の申請時における在留状況をみると、正規在留者が1870人（申請者総数の約77%）、非正規在留者が543人（同約23%）である。正規在留者数は減っているが、その中で技能実習と特定活動（難民認定申請中）の割合は増加している。非正規在留者数は前年と比較して増加している（注3-32）。

#### b) 難民認定者及び人道配慮による在留許可者

難民認定手続きの結果、難民認定者は74名で、前年と比較して27人の増加。1位がミャンマーで32人、2位が中国で18人、その後、アフガニスタン、イラン、イエメンと続く（注3-33）。

難民とは認定されなかったものの人道的な配慮を理由に在留が認められ者は580人で、前年度44人、前々年度が44人だったので、大幅な増加である（注3-34）。我が国での在留が認められた者は、654人となる。

人道配慮者数のうち、本国情勢等を踏まえて在留を認められた者の数は525人であり、その国籍はミャンマーが498人、それ以外の10カ国の合計は27人で、ミャンマーが圧倒的である（注3-35）。上記のミャンマー人は、2021年5月28日、ミャンマーでクーデターが発生し、ミャンマーにおける情勢不安を理由に本邦の在留を希望する者で、緊急避難措置として、当該措置に係る在留資格「特定活動」での在留が認められた（p. 232）。

我が国における難民庇護の状況等においては、1978年以降の申請者数、難民（定住難民と条約難民、その他の庇護難民及びその他の庇護の合計の推移をみることができる。2021年の場合、申請者数2,412人、条約難民74人、その他の庇護580人、総計654人となる（注3-36）。

## ② 日本で難民認定者が少ない理由

難民認定手続きの結果、難民認定申請者に対して、難民として認定される者が極端に少ないことに気づく。高松（2012:189）や吉松（2022:75）らの研究者は日本の入管が、難民を狭義の定義でとらえ、災害や戦争や紛争を逃れてきたいわゆる広義の難民を含まず、難民の地位に関する条約を厳密に運用しているからだと指摘する。吉松は難民認定が行われた事例から、本人が政治的・宗教的・民族的理由で実際脅迫を受けたり、暴行を受けたりしたなどの経験がある場合や、抵抗運動に中心的に関わっていた場合などが認定の対象になっており、「迫害のおそれ」がその人個人についてあることなどが重視されているという（吉松 2022:76）。

工藤は、日本における難民認定の基準認定基準の不透明さ、国際的な基準との乖離、条約の限定的な解釈、難民認定制度の体制の不十分さなどをあげ、認定数の少なさを他国との比較している（2023:154-155）。工藤は2016年から2021年にかけての、日本における難民認定申請数、認定数、一時審査の不認定数、認定率を表にしているが、認定率の平均は0.4%である。

2021年を例にして、ヨーロッパ諸国と認定数と認定率を比較すると、認定数順にドイツ（38,918人、25.9%）、カナダ（33,801人、62.1%）、フランス（32,571人、17.5%）、アメリカ（20,590人、32.2%）、イギリス（13,703人、63.4%）、日本（74人 0.7%）である。その際立った認定率の低さは、2017年の状況に関するUNHCRの年次報告書において、1%を唯一下回った国として指摘されている（工藤 前掲書 154）。

## ③ 日本における難民受け入れの経緯

当初、移民の受け入れに消極的であった日本政府は、その後、先進国として、難民の受け入れに積極的にならざるをえなくなった。その背景には、元国連難民高等弁務官のアントニオ・グテーレスからの「少なすぎる」という要請（吉松 2022:74）や、国際社会の場

で、難民支援に対する消極姿勢が批判されるようになり、国際社会からの圧力が強くなったからである（浅川 2013:392）。

日本政府は、1981年から82年にかけて、国連の「難民の地位に関する条約（the 1951 convention Relating to the Status of Refugees）」と「難民の地位に関する議定書（the 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees）」に調印し、1982年には出入国管理令の改正によって「出入国管理及び難民認定法」（1982年体制）を制定するに至った。すでに述べたように、他の欧米先進諸国と比べ日本は難民の定住受入数が少なかったこともあり、難民への配慮が必要となっていた。

日本がこれまで難民の受け入れに消極的であったのは、日本社会の関心の低さにも問題があったという指摘もある。政府や入管庁が難民保護の必要性や、国際社会の一員としての義務だとする趣旨の啓発やキャンペーンを行ったこともなく、子どもたちが学校や書籍やメディア、地域社会での活動を通して移民問題について学ぶ機会も限られていた。ドイツ社会の難民受け入れ政策とは好対照であるという（工藤 2023:155）。

#### ④ 日本の難民政策の指向性：「外」に向けての難民政策

日本政府は、難民問題への取り組みを、「人間の安全保障」の理念から、重要な課題として取り組んできた。（高松 2012:181）。実際、難民問題に関して国際機関への資金拠出や海外でのODA案件の展開といった「外」への国際協力は比較的活発に行われてきた。例えば、日本の国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）に対する資金拠出率は、2010年と2011年には米国に続き第2位へと浮上した。（浅川 2013:377, 高松 2012:185）。この点から考えると、日本政府の国際機関を通じた難民支援は、比較的積極的なものと評価される。

日本の「外」に向けた政策はこれだけにとどまらない。難民認定の少なさに対する国際社会からのプレッシャーに対応して、2010年から、第三国定住制度の試験的運用を開始する。第三国定住とは、難民キャンプ等で一時的な庇護を受けていた難民を、第三国で受け入れる制度である。日本政府はタイの難民キャンプに滞在するミャンマー系難民を、毎年30人、3年間家族単位で受け入れることを決定した。実際には2010年に5家族27名、2011年4家族18名であった（吉永 2022:76-78, 高松 2012:185-187）。

日本政府は、すでに難民キャンプに滞在し、UNHCRによる難民認定された難民リストの提供を受け、国際機関との連携を図りながら、第三国定住制度を実施できた。

この実現によって、「人間の安全保障」の視点を重視しつつ、国際貢献と人道支援の視点から世界各地の難民・国内避難民へ支援の事例を対外的に示すことができた（高松 前掲書 186-187）。

しかし、第三国定住制度には、問題点も多く指摘されていた。日本への定住希望者の低調な応募、選考基準の厳しさ、住宅施設の不備、長時間の通学・通園時間、労働条件の不

透明さなど、第三国定住者が日本社会で生活していけるためのサポートの在り方が、課題として残されている（高松 前掲書 187）。

このような問題点がありつつも、第三国定住による難民受け入れは拡大している。2012年には、試験導入期間がさらに2年延長され、難民受け入れは継続している。受け入れ元も拡大され、マレーシアに一時滞在するビルマ系—難民やタイからのビルマ系難民の家族呼び寄せも認められている。これにより、2018年まで、44家族174人が来日している。今後も受け入れは拡大の方向に向かっている（吉永 前掲書 78-79）。

最後に、近年見られた新たな難民の受け入れの事例を挙げておく。難民申請の不認定にもかかわらず、帰国にともなう危険性から、長期間、難民申請を繰り返している難民にクルド人がいる。彼らの多くは埼玉県川口市や蕨市に500人ほどのコミュニティを築き、就労資格の得られない仮放免の状態生活している。これまで認定者が一人もいなかったが、2022年5月に、2014年に来日したクルド人男性が、クルド人として初めて難民認定を札幌高裁で受けた。彼らは2020年12月、就労を認める制度の構築など、最低限の生活維持を可能にする制度を求める要望を法務省に提出していた。適正な審査の必要性を訴えていた（工藤 前掲書 156-157）。

また、近年、特定の国籍・背景の一部難民に関して、新たな保護の取り組みがなされている。2022年2月のロシアによる侵攻から逃れるウクライナからの難民に対して、政府は積極的な受け入れの対応をしている。また2021年8月のタリバンによるカブール陥落後に日本に逃れたアフガニスタン難民にも集団的な難民認定が行われた。このような対応には評価される一方、すでに日本社会にいる難民申請者の認定手続きや待遇との間にまだまだ大きな格差があることが指摘されている。（工藤 前掲書 156-157）。

## ⑤ 「内」に向けての移民政策—「難民認定のありかた」

2011年、日本は難民条約加入30周年を迎えた。一般的に難民条約は、「難民の地位に関する条約」と「難民の地位に関する議定書」の総称である。前者に1981年10月に、後者には1982年1月に加入し、1982年に難民条約は発効している。（高松 前掲書 187-190）。

本項で考察する「難民認定制度」は、難民条約の加入に伴う国内法の整備の一つとして「出入国管理および難民認定法（入管法）」が定められたことで成立した。その認定は、法務省入国管理局が所管している。ここの難民条約に規定された難民とは、「条約難民」を意味している。難民条約第1条A（2）で定義された難民の条件は以下のようである。

- a) 人種、宗教、国籍若しくは特定の社会集団の構成員であること又は政治的意見を理由に、迫害をうけるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を要すること。
- b) 国籍国の外にいる者であること。

c) その国籍国の保護をうけることができない、又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者。

(高松 前掲書 188-189)

日本国内の難民認定申請数や認定者数にはここしばらく、大きな変動は見られない。難民認定申請者の認定および生活上の支援に関する規定が、難民条約締約国である日本においても、設けられておらず、伝統的な国際法の原則に従っているに過ぎないからである。日本国内の難民支援、とりわけ難民認定申請者に対する取り組みは消極的であるといつてよい(浅川 2013:378-380)。

## ⑥ 難民認定者と難民認定申請者の処遇と生活

難民はどのような形で在留資格を認定されるかによって、その後、どのような生活を送れるか決定されるといってもよい。第三国定住を含め、難民としての認定を受けると、定住者としての在留資格が与えられる。難民条約への加入後、日本政府はこれまでの移民制度の改革を余儀なくされ、難民認定者に対して、国籍による制限は徐々に撤廃される。生活保護の受給や家族の呼び寄せができるようになった。これまで外国人に対して制限があった、公営住宅や住宅金融公庫、国民年金、児童手当、家族手当が受給可能となり、さらに居住する自治体の健康保険への加入が認められるようになるなど、外国人移民の受け入れに新たな対応がみられた(吉永 前掲書 26-27)。一方、人道的配慮による在留が認められた場合、定住者または特定活動の在留資格が与えられるが認定者に認められた各種優遇処置はない(吉永 前掲書 79)。

申請段階にいる人の生活状況はより深刻である。申請段階における在留資格の有無によって、異なった待遇を受ける。在留資格のあるうちに難民申請をした者は、6ヶ月間の特定活動の在留資格が付され、認定申請の結果が出るまで更新される。資格がない場合、「仮放免許可」を受けるか、「仮滞在許可」のいずれかを受ける。「仮滞在許可」を受けると、一時的に退去強制手続きが停止され、適法に滞在できる。「仮放免許可」は一時的に収容を解かれた状態に位置づけられる(吉永 前掲書 80)。

仮滞在許可制度は、2004年5月の難民認定制度の見直しとなった入管難民法の改正によって(2005年5月施行)、難民申請者の法的地位の安定化を目指して創設された。(浅川 2013:395)(注 3-37)。しかし、在留資格のない難民認定申請者は、定められた居住地域内に移動が制限され、呼び出しに応じて出頭する義務がある。さらに就労が認められておらず、生計を立てるのは困難な状態にある。審査期間は通常でも1年を超え、異議申し立てなどが行われた場合、さらに長期化することもある。難民認定申請者にとって、この期間の生活は困窮状態に置かれやすい(吉永 前掲書 80-81)。

日本でも難民認定者に対する生活保障は実施されている。日本政府より業務委託された公益法人アジア福祉教育財団難民事業本部(RHQ)が、生活困窮者と認められた難民認定

申請者に対して、原則4カ月間、生活費、住居費、医療費からなる保護費を支給している（浅川 前掲書 396-400）。さらに、2003年には住居が確保できない人に対する緊急宿泊施設の提供などもなされている。しかしながら、2009年に難民認定申請者が急増したことで、保護費の不足が問題となり、保護費の支給対象者が限定されるようになった（吉永 前掲書 81）。

### （3）日本における国際移民の地域的分布と地域社会への影響

増大する外国人移民の総数及び、国籍や在留資格や性・年齢別の外国人の動向を把握することはできたが、彼らがどこに移動し、どのような影響を地域社会に与えてきたのか、外国人人口の地域的分布は検討してこなかった。彼らの移動後、また彼らが受け入れとど地域で、どのようなせいかつをし、どのような国際交流を進展しているのかなど、経済的な影響を越えた問題を考えるきっかけとなるものなので、興味深い。

本項では、「都道府県別外国人人口」に関する2022年末の『在留外国人統計』や2000年の国勢調査にみられる総務省統計局の統計を分析したあと、近年の地域的分布の動向に関する研究をいくつか紹介することによって、外国人移民の日本国内の地域分布から、彼らの活動と日本との関わりを知ることができる。（それぞれの研究は、論文発表当時の人口統計を利用している）

#### 1）都道府県別・在留資格別在留外国人数の推移

2022年末における都道府県別在留外国人数の推移から（注3-38）、在留人数の多い10都道府県を中心に、その構成比と推移を概略する。また対前年末増減率の高くなった県を挙げ、今後の研究の示唆としたい。さらに都道府県別在留資格別在留外国人数（注3-39）において、上位10都道府県毎にみられる中長期在留者中で、顕著な在留資格をそれぞれ取り上げたあと、前年度末増減率が極めて高い在留資格をあげ、近年の外国人の動向を探る。そのほか、2022年版の「在留外国人統計」のうち、専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格も参照した（注3-40）。介護の資格で入国した外国人の状態がわかる。

在留外国人の都道府県と構成比は以下のようなものであるが、中期滞在者の在留資格者数を多い順にすると、①永住者、②技能実習、③技術・人文知識・国際業務、④留学、⑤家族滞在、⑥定住者、⑦日本人の配偶者等、⑧特定技能、⑨特定活動である。前年と比較して著しく増加した在留資格は、特定技能、留学、家族滞在、技術・人文知識・国際業務、技能実習の順である。どの都道府県でも特定技能の在留資格の増加が著しいのは、2019年4月に新設されたことによる。そのほか、大きく伸びている介護の在留資格は2017年9月に新設されたことによる。一方、どの県でも、特定活動（注3-41）の減少が著しい。東京、愛知、大阪、神奈川、埼玉、千葉の主要都市圏では在留資格の種類が多さが目立つ

が、在留外国人が都市へ集中している状況を示す。それぞれの県で比較的多い在留資格を挙げる。

|      |          |       |          |
|------|----------|-------|----------|
| 東京都  | 596,148人 | 19.4% | ①③⑤⑥⑦⑧   |
| 愛知県  | 286,604人 | 9.3%  | ①②③⑤⑥⑦⑧  |
| 大阪府  | 272,449人 | 8.9%  | ①②③④⑤⑧   |
| 神奈川県 | 245,790人 | 8.0%  | ①②③④⑤⑥⑦⑧ |
| 埼玉県  | 212,624人 | 6.9%  | ①②③④⑤⑥⑦⑧ |
| 千葉県  | 182,189人 | 5.9%  | ①②③④⑤⑥⑦⑧ |
| 兵庫県  | 123,125人 | 4.0%  | ②④⑧      |
| 静岡県  | 106,345人 | 3.5%  | ①②④⑥⑧    |
| 福岡県  | 89,518人  | 2.9%  | ①②④⑧     |
| 茨城県  | 81,478人  | 2.6%  | ①②⑤⑧     |

## 2) 日本における外国人移民の地理的分布の研究

### ① 外国人の分布は地域社会に影響を与えるか—石川義孝の研究

日本における外国人移民の移動とその地域分布への関心の一つは、外国人の地域への拡散が、人口減少社会の日本の動向にどの程度影響を与えるかというものである。地理学者の石川は、全国に展開する外国人が拡大する地域格差や人口減少問題にどのような貢献するのかという点に関心を示した（石川 2014）。

2013年の時点で、外国人登録総数206.6万人のうち、19.7%が東京都に、38.9%が南関東の1都3県に集中している。東京圏が彼らの目的地である傾向がみられる。この期間において、日本人は全国で137.1万人の減少を示したが、外国人は9.3万人の増加を示したことは、日本人の減少分を補完してことになる（石川 前掲書 249-250）。

しかし、都道府県別にみると、日本人は8都府県で増加しているにすぎず、それ以外の39道府では減少を示している。外国人は29都道府県で増加しているが、多くは微増である。大きな増加は、東京、神奈川、愛知、埼玉、千葉の1都4県にすぎない。外国人の東京圏集中が顕著であり、人口減少を記録している諸県での補完はほとんど観察されていない。石川の研究では、外国人の目的地選択が国内の地域格差を是正する方向には展開しているとはいえない。

### ② 日本における外国人分布—高畑幸の研究

#### a) 主要な国籍—東南アジアや南アジアからの移民が増大

高畑の研究は2015年の発表なので、彼女の研究は2012-13年の人口統計を利用している。2013年末現在の在留外国人の主要10カ国の国籍は、

中国（64万9,078人）、韓国・朝鮮（48万1,249人）、フィリピン（20万9,183人）、ブラジル（18万1,317人）、ベトナム（7万2,258人）、米国（4万9,981人）、タイ（4万1,208人）、台湾（3万3,324人）、ネパール（3万1,537人）、インドネシア（2万7,214人）であったが、2022年末、その順位が、中国、ベトナム、韓国、フィリピン、ブラジル、ネパール、インドネシア、米国、台湾、タイに代わった。近年はベトナム人やネパール人、インドネシアなど、東南アジアや南アジアの人たちが増えている。ベトナムやネパール人は留学や技能実習の在留資格が多いが、在留資格として滞在期限および日本での活動に制限があるが、今後、彼らが就職したり、結婚したりして、定住化の可能性もある（高畑 2015:146-147）。

#### b) 日本国内での地域分布—4ヵ国の事例から

高畑は2013年の在留外国人統計をもとに、日本国内での外国人の分布図を作成した。一般的に外国人が多いのは、「北関東から東海道・山陽新幹線沿線」であるとしている。それに加え、甲信越地方にも外国人が多い都市があるが、東北や九州では仙台や福岡などの大都市に分布が集中している。全体として、「外国人の居住は都市的現象」であるが、農林水産業が主要産業となる地域では、局地的に技能実習生（特に中国人）が有期雇用の労働者として暮らしている（高畑 前掲書 148）。

まず、中国人、韓国・朝鮮人、フィリピン人、ブラジル人の主要4か国の地域的分布とその特徴を概略する。

b) - 1 中国人の分布は、外国人総数の分布図と似ている。また日本の自治体において、常に在留外国人の上位を占めている。ただし、東海地方（名古屋都市圏）への集住はさほど顕著ではない。例えば、東京の池袋駅周辺は、元留学生や帰国者らの「新華僑」による店が軒を連ね、「新たなチャイナタウン」として知られている。（高畑 前掲書 149）外国人集住都市会議のメンバー都市のなかでは、長野県の上田市と飯田市に多い。愛知県豊田市、三重県四日市市、鈴鹿市がつづく。（『外国人集住都市会議 おおいずみ 2022』, p.4）

b) - 2 韓国・朝鮮人の分布は、大阪を中心とした京阪神地方、山口と福岡の間（とくに下関）に多いのが特徴的である。他のエスニックグループの中で、韓国・朝鮮人だけがオールドカマーで、戦前から日本に定住してきた人たちが多く、彼らの間に世代の交代もあり、その数は減少してきた。一方、東京の新大久保駅周辺では、1990年代半ばより、ニューカマーの韓国人の起業が増え、「新たなコリアンタウン」が成長し、観光地化した。（高畑 前掲書 150）

b) - 3 フィリピン人の分布は中国人と同様に、外国人の一般的分布と一致しているが、人口規模が小さい。留学生は少ないが、永住者、日本人の配偶者、定住者（日系3世）、技能実習生（農業、造船業など）として居住する者がいる。特徴は、1980年代の終わりから、興行労働者として来日した人たちが、日本人と結婚して全国に定住していることである。そのため、フィリピン人は都市部のみならず、農山漁村の過疎地にも含めて散在している（高畑 前掲書 151）。

外国人集住都市会議に参加している都市の中では、フィリピン人は、群馬県太田市、長野県飯田市、静岡県浜松市、愛知県豊橋市と小牧市、三重県津市に多く居住している（『外国人集住都市会議おおいずみ2022』, p.4）。

b) - 4 ブラジル人の分布はさらに特徴的で、東海地方と長野県、北関東において集住化が顕著である。逆に、西日本では比較的少なく、九州ではほとんどいない。1990年の入管法改正により、日系3世が定住者資格を得られるようになり、日系ブラジル人の来日と定住が急増した。彼らは人材派遣会社を通じて自動車関連工場労働するものが、多かったため、東海地方の「自動車都市」への集住が著しかった（注3-42）。

多文化共生社会を実現するための課題に取り組むため、静岡県浜松市を中心として、「外国人集住都市会議」が2001年10月に結成された（高畑 前掲書 152）。ブラジル人は13の外国人集住都市会議のメンバーのうち、10都市でブラジル人居住者がトップを占めている（『外国人集住都市会議 おおいずみ2022』, p.4）。

まとめとして、主要4か国の外国人の地理的分布には地理的隔りがある。外国人総数をみると、都市部に外国人が集中しているが、韓国・朝鮮人は西日本、ブラジル人は東海地方中心、中国人とフィリピン人は北関東から太平洋ベルト地帯に居住が多い。ブラジル人は、外国人集住都市会議に参加する、自動車産業の関連事業を展開する自治体に集住する傾向がある。

### ③ 近年における外国人人口の地域分布—小池司朗の研究

小池は法務省の「在留外国人統計」をもとに、国籍別外国人人口の推移（1975—2020）から、外国人が一貫して増加してきた状況を確認したあと、令和2年（2020年）の国勢調査の人口等基本集計結果から、外国人人口の地域的分布の状況を明らかにしようとした（小池司朗 2022:419-430）

#### a) 外国人人口の人口構造—男女年齢分布・国籍分布～日本人との比較から

小池は日本人と外国人、および、中国人、韓国・朝鮮人、ベトナム人、フィリピン人、ブラジル人の男女年齢5歳階級別人口ピラミッドを作成し、対比した（注3-43）日本人と外国人の年齢構造を比較し、日本人の年3区分別人口割合（0～14歳、15～64歳、65歳以上）は12%、59%、29%であるのに対して、外国人はそれぞれ、

(8.0%、85.1%、6.8%)であり、外国人は年少人口と老年人口が極端に少ない年齢構造となっている(小池 前掲書 421-422)。

外国人の人口構造は、国籍によって大きく異なる。中国人は全外国人の年齢分布に近いが、韓国・朝鮮人は比較的高齢化しており、ベトナム人、フィリピン人、ブラジル人は15歳から64歳の年齢層に集中する傾向がある。フィリピン人は、女性人口が圧倒的に多いのに対して、ベトナム人とブラジル人は男性人口が多いという特徴がある(小池 前掲書 423)(注3-44)。

#### b) 都道府県別にみた分布—外国人の首都圏集中

2020年の国勢調査から、「都道府県別の全人口に占める外国人の割合」、「外国人人口割合」、「2015年—2020年の増減率」、「65歳以上の人口割合」が明らかにされた。(小池 前掲書 425)(注3-45)。

外国人は日本人と比較しても、東京圏をはじめとする三大都市圏に広く分布する傾向がある。全国人口に占める三大都市圏の人口シェアは、日本人52.3%に対して70.2%である。「都道府県別の外国人人口割合」をみても、三大都市圏で高く、非大都市圏で低い傾向が明瞭である(日本人 47.7%、外国人 29.8%)。非大都市圏のなかでは、群馬県(3.1%)、静岡県(2.5%)、滋賀県(2.5%)、三重県(2.9%)、岐阜県(2.7%)など、製造業が盛んな地域において、外国人人口割合が多い。

2015年~2020年における[日本人、外国人別の人口増減率]をみると、日本人で人口が増加した地域は、東京圏内の都県と福岡、沖縄など6都県だけであるが、外国人人口は全都道府県で増加した。特に中国・四国地域(鳥取・岡山・愛媛)と九州・沖縄地域(熊本・宮崎・鹿児島・佐賀・沖縄)で著しい。特に目立つのは熊本県で、最も少ないのが長崎県である(注3-45)。これらの地域は外国人人口が少ない地域であるが、この地域への海外からの関心が出てきていることは興味深いし、検討する価値があるのではないかとおもわれる。

#### c) 市区町村別にみた分布—外国人人口を必要とする日本の都市と農村

小池作成の全国市町村の総人口に占める外国人人口の割合を0.5%ごとに区切ったヒストグラム(棒状グラフ)によれば、外国人人口の割合が1.0%未満の市区町村数は866であり、全体の半数を占める。一方、外国人人口の割合が全国値(2.18%)を越える市区町村数は全体の約18%の316に過ぎないという(注3-46)。316市区町村を地図化したものから、外国人人口割合の高い地域は、東京圏の都心・近郊のほか、製造業の盛んな名古屋圏を中心とする地域や北関東の南部などに多く分布している。非大都市圏のなかでも、北海道や中国地方には比較的広く分布している(小池 前掲書 424-427)。

外国人人口の多い20市区町村では、東京都の特別区部に属する新宿区、豊島区、荒川区、港区、台東区のほか、人口規模の小さい町村もみられる（注3-47）。第1位の長野県川上村と3位の南牧村はいずれも国内有数のレタス産地であり、農作業の人手確保のために、技能実習制度を利用して、外国人実習生を積極的に受け入れている。2位の群馬県大泉町は早い時期から日系ブラジル人を自治体主導で受け入れてきたことはよく知られている（小池 前掲書 426-427）。

ここ数年、新型コロナの感染拡大によって、2020年以降は外国人の流入は停滞気味であったが、2022年度には300万を越え、再び増加傾向をたどるものと考えられる。

本項で、近年における外国人人口の地域分布の特徴をみてきたが、外国人人口は、日本人人口と比較しても、東京圏を中心とする大都市圏に集中する傾向が顕著であった。

2015-2020年においても、その傾向が強まっていることが明らかにされた。人口の東京圏一極集中は、単に日本人の国内移動の現象ではなく、国際人口移動の一部として、外国人人口分布の問題としても捉える必要がある。

年々人口減少が続く日本社会で、外国人人口が増大することによって、都市圏のみならず、どの地域社会も、その影響を真正面から受け、その対応に迫られている。そのために、外国人の地域分布の特徴と変化について、各種統計を活用しながら、その動向を観察していく必要がある。最終章で、群馬県のフィリピン人コミュニティを考察する際の基盤になると思われる。

## おわりに

移民受け入れ社会が考えるべきこととして、移民の受け入れは、少子化や人手不足などの問題への対応として、政府や企業が直接のかじ取りをとることで、拡大してきた。しかし、受入国の人々は、移民の受け入れを必ずしも肯定的にとらえていない場合がある。むしろ移民受け入れは、社会に対して何らかの問題をおこすのではないかという危惧もある。本項では、移民を受け入れない建前の日本が、実際は「移民受入」を様々な形で受け入れている現実をどのように考えたらいいか。あまり議論もせず、メリットのみを考えて、先行する状況をどう考えるかという点が問題でだと考える。

実際2017年実施された、「日本に住む外国人が増えたときの影響」に関する社会意識調査で、肯定的、否定的意見が複数みられた。日本人の増加する外国人への意識が垣間みられる（吉永 前掲書 19-20）。

- ①日本社会が活性化する
- ②異文化の影響で日本文化が損なわれる
- ③日本社会の治安・秩序が乱れる

- ④日本経済が活性化する
- ⑤日本人の働き口が奪われる
- ⑥生活保護などの社会保障費用が増える
- ⑦日本社会の文化が多様化する
- ⑧犯罪発生率が高くなる

これらの意見には、社会や経済や文化が活性化するとか、多様化するという肯定的なものがある。一方、「犯罪率が高くなる」、「治安秩序が乱れる」「社会保障費用がふえる」ことを危惧する人がかなり高い割合を示している。移民の増加で問題視されたのは、日本文化や雇用への影響ではなく、治安悪化や社会保障の負担増への懸念と考えられる。

2012年の内閣府の「治安に関する特別世論調査」によると、「外国人が来日すると犯罪が増えたとか、治安が悪くなったという意見よりも、増加したのは、「地域社会の連帯意識の希薄化」、「景気悪化」、「国民の規範意識の低下」であり、国内的な要因に目を向ける傾向があり、「外国人犯罪」を治安悪化の主要な要因とする見方は和らぎつつある（吉永 前掲書 133-134）。

しかし、この問題は必ずしも日本だけにみられることではなく、諸外国でも、増大する移民をテロや犯罪や社会保障増と結びつけるのはよくあることである。福祉国家として知られる北欧も、欧米社会も移民排斥を訴える政治勢力が力を得ている今日である。日本における外国人犯罪を論じた中島眞一郎は、来日外国人や不法滞在者による犯罪が増加傾向にあるという一般論を、1993年から20年間の間「来日外国人」による犯罪が、日本全体の犯罪の2%程度で推移しており、増加傾向はみられないことを検証した。近年の来日外国人の増加を考慮しても、「来日外国人」による犯罪は、相対的に低下しているとし、彼らが治安を脅かすほどの重大問題となっていないことを実証した（中島眞一郎 「外国人犯罪」と日本『人の移動事典』 2013:158-159 丸善出版）。

移民の流入によって、どのような影響が社会に生じるかについては、国家や国民が誰を滞在可能と認めるか、社会統合を目指すような制度を十分に整備できるか、企業がどのような待遇で用いるか、地域社会はどのような仕方で受け入れるかなどによって、異なった影響が生じてくる。ともあれ、移民排斥、移民忌避といった状態を生み出さないようにしなければならない。

最も重要なことは、移民たちの移住の意思決定に影響を与えるのは、受け入れ国政府、地方自治体、企業、地域社会などが、受け入れをどう考えるかにある。技能実習生や日系ブラジル人たちは、安価な労働力として使い捨て、彼らのキャリアの蓄積には役立たなかった。EPAによって来日した看護・介護福祉士候補生は、キャリア形成に困難な状況を生んだ。

移民受け入れがその社会にどのような影響を与えるかは複雑なプロセスである。さまざまなファクターを考慮に入れる必要があるが、受け入れ側の視点だけではなく、移住者の視点で、どうしたら社会に定着していけるのかという問いも真剣に考えなくてはならない。

### (注3)

(注3-1)「国籍・地域別 在留外国人数の推移」、在留外国人数の推移、令和5年3月24日 出入国在留管理庁 「令和4年末現在における在留外国人数について」

(注3-2) 国籍・地域別 在留外国人数の推移、国籍・地域別 在留外国人数の推移（上位5ヵ国・地域）、国籍・地域別 在留資格別 在留外国人の推移、国籍・地域別 在留外国人の構成比、令和4年末現在の在留外国人、出入国在留管理庁 2023/9/9

(注3-3) 詳細な在留資格の一覧表は 『在留外国人統計』2022年度版に掲示されている。pp. 15-16

(注3-4) 在留資格別 在留外国人数の推移

(注3-5) 在留資格別 在留外国人数の推移、在留資格別 在留外国人数の推移（主要在留資格）、在留資格別 在留外国人構成比、国籍・地域別在留資格別 在留外国人数

(注3-6) 国籍・地域別 在留資格別 在留外国人数、『正論』 2023・7

(注3-7) 国籍・地域別 在留外国人数の推移 2022

(注3-8)「専門的・技術的分野の外国人受け入れについて」令和2年1月 出入国在留管理庁「外国人労働者の受け入れ」、「専門的・技術的分野（就労資格）に係る新規入国者数」、「専門的・技術的分野（就労資格）に係る在留外国人数」、「在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る在留資格認定証明書交付状況」など。

(注3-9) 特定技能について、2019年入管法改正によって、国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野で、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れる目的で、新たに就労資格が設けられた。以下の2種類の特定技能1号と2号が解禁された。

#### 特定技能1号 14種

特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する業務に従事する外国人向けで、通算で上限5年の滞在が可能。①建設業 ②造船・船用工業 ③自動車整備業 ④航空業 ⑤宿泊業 ⑥介護 ⑦ビルクリーニング⑧農業 ⑨漁業 ⑩飲食料品製造業 ⑪外食業 ⑫素形材産業 ⑬産業機械製造業

#### 特定技能2号 2種

特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向け。滞在期限に限なし ①建設業 ②造船・船用工業 [2019年入管法改正を徹底解説]、(特定技能の外国人、人材採用・人材募集ドットコム 2023:9.8.21.05. (樋口直人 2019:26)。

- (注 3-10) 国籍・地域別 在留資格別 在留外国人数 (令和 4 年末)。
- (注 3-11) 「高度外国人材の受け入れ促進」、「高度人材ポイント制の認定件数 (累計) の推移」令和 2 年 1 月 出入国在留管理庁 「専門的・技術的分野の外国人受け入れについて」(注 3-12) 「高度人材ポイント制認定件数 (累計の推移)」同上、(吉永 2020:36)
- (注 3-13) 「2022 年度外国人留学生在籍状況調査結果」独立行政法人日本学生支援機構 pp.1-4、2020 年度 『在留外国人統計』 p.8。
- (注 3-14) (外国人労働者数の推移及び在留資格別構成比、外国人労働者比率 (在留資格別) 及び産業別雇用者に占める外国人労働者の割合)。
- (注 3-15) (「留学生の日本企業等への就職状況」『在留外国人統計』2020:247-260、出入国在留管理庁 2018:8-9)。
- (注 3-16) 「科学技術指標 2022:1-3」, 科学技術・学術政策研究所)。
- (注 3-17) 眞住優助 2019:43
- (注 3-18) 公益財団法人国際人材機構 「外国人技能実習生とは」、法務省出入国管理庁・厚生労働省 人材開発総括官、「外国人技能実習制度について」令和 5 年 7 月 24 日改定版)。
- (注 3-19) 在留資格別在留外国人数の推移 2022
- (注 3-20) 「入管法改定後の非熟練労働者の在留要件と在留期間」樋口直人 2019:26
- (注 3-21) 独立行政法人 労働政策研究・機構 『ビジネスレーバートレンド』  
「現行の技能実習制度を廃止して人材確保・育成を目的とする制度の創設などを提言—  
「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の中間報告 2023  
年 6 月号
- (注 3-22) 国籍・地域別 性別 不法残留者数の推移、国籍・地域別 不法残留者数の推移。
- (注 3-23) 国籍・地域別 性別不法残留者数の推移、国籍・地域別 不法残留者数の推移、国籍・地域別 不法残留者数の割合、国籍・地域別 在留資格別 不法残留者数。
- (注 3-24) (在留資格別 不法残留者数の推移、在留資格別 不法残留者数の推移、在留資格別 不法就労者の割合)。
- (注 3-25) 非正規滞在者救済のための正規化の方法 (近藤敦、2009, 2010)

#### ①一般アムネスティ

議会の法律・内閣の政令などにより、一定の申請期間のもと一斉に、一定の要件 (短期の滞在期間など) を満たす非正規滞在者を正規化し、在留資格を認める方式。非正規移民の追加流入を招くと、考慮されてこなかった。

#### ②在留特別許可

法務大臣などの所轄行政庁が、申請期間を設けることなく個別に、人道上の理由などの特別な事情に応じて裁量により、退去強制せずに在留資格を認める方式。定着性が認められ、かつ国籍国との関係が希薄になり、国籍国において生活することが困難になる。

### ③特別アムネスティ

一定の期間内に申請する大量の正規化の方式ではアムネスティの要素をもち、人道上の理由などの個別の事情を考慮して、在留を特別に許可する要素をもつので、上記の両者を折衷する方式（近藤敦 2010:167-199、2009:25）。

(注 3-26) 専門的・技術分野での就労を目的とする在留資格別在留外国人数の推移、  
2022年版『在留外国人統計』p. 10

(注 3-27) 家事労働とは、「一つもしくは複数の世帯において、または世帯のために遂行する業務（料理、洗濯、掃除にとどまらず、育児や介護等のケア労働も含む家庭内の多岐にわたる労働）」とし、雇用関係の枠内で家事労働に従事する者を家事労働者とする（青木 2014）。

(注 3-28) 読売新聞 2023年7月31日、「内閣府国家戦略特区、「外国人家事支援人材の活用について」地方創生推進事務局 2023

(注 3-29) 定松文 2020:59-60、内閣府国家戦略特区、地方創生推進事務局 2023  
3、読売新聞 2023年7月31日

(注 3-30) 難民認定申請者数 p. 234

(注 3-31) 国籍別難民認定申請者数の推移 p. 235

(注 3-32) 在留資格別 難民認定申請者数の推移 p. 235

(注 3-33) 国籍別難民認定者数の数値 p. 235

(注 3-34) 人道配慮数の推移 p. 238

(注 3-35) 人道配慮者数のうち本国情勢等を踏まえて在留を認められた者の数 p. 238

(注 3-36) 「定住難民」とは、インドシナ難民とその家族、および第三国定住難民（タイまたはマレーシアから受け入れたミャンマー難民）。「条約難民」とは、入管法の規定に基づき、難民として認定された者。「その他の庇護」とは、難民として認定しなかったものの人道的な配慮を理由に在留を認めた者。（p. 239）

(注 3-37) 入管難民法の改正によって、法制化された点は、60日ルールの撤廃（申請日の制限解除）、仮滞在許可の創設、不服申し立ての制度の見直しによる難民審査参与員制度の創設の3点である（浅川 2013:395 出入国在留管理庁 「難民認定制度に関する検討結果（最終報告）（平成14年6月1日）」）。

(注 3-38) 都道府県別在留外国人の推移 令和4年末

(注 3-39) 都道府県別在留資格別在留外国人 令和4年末

(注 3-40) 専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格別在留外国人数の推移  
『2022版 在留外国人統計』p. 10

(注 3-41) 在留資格「特定活動」出入国在留管理庁 法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動。該当例として、アマチュアスポーツ選手およびその家族、ワーキング・ホリデー、家事使用人、医療滞在およびその同伴者など 20 ほどの活動が指定されている。滞在期間は 5 年まで、3 月、6 月、1 年、3 年など。

(注 3-42) 令和 4 年 4 月 1 日現在、外国人集住都市会議会員都市会員都市は 13 都市。群馬県の伊勢崎市、太田市、大泉町、長野県上田市、飯田市、静岡県浜松市、愛知県豊橋市、豊田市、小牧市、三重県津市、四日市市、鈴鹿市、岡山県総社市である。

令和 5 年 1 月 27 日に、群馬県大泉町で外国人集住都市会議『おおいずみ 2022』が開催され、13 都市の市長が参加した。定住化及び多国籍化が進む外国人のライフステージ・ライフサイクルの変化に焦点をあて、多文化共生の課題を討議した。なお別紙 13 都市の外国人人口、外国人割合、国籍別割合を記した資料を添付した(外国人集住都市会議会員都市の外国人人口データ)。『外国人集住都市会議おおいずみ 2022』(2023)

(注 3-43) 日本人と外国人の人口ピラミッドおよび、外国人の国籍別人口ピラミッド (2020) 小池 2022:422-423)。

(注 3-44) 外国人の国籍別、年齢 3 区分別人口割合と性比 (2020) (小池 423)

(注 3-45) 都道府県別、全国人口に占める割合 (2020)・外国人人口割合 (2020)・2015-2020 年の増減率・65 歳以上人口割合 (2020) (小池 2022:425)

(注 3-46) 市区町村別 外国人人口割合の度数分布 (2020) 小池 426

(注 3-47) 外国人人口割合の高い 20 市区町村 (2000) 小池 427

## 第4章 フィリピン人の国際人口（労働）移動—日本を目指して

### はじめに

アジア随一の労働力輸出国であるフィリピンは、人口8,857万人（国勢調査2007）に対して、2009年には142万2,586人の労働者を海外へ送り出した。労働力輸出はフィリピン政府の労働政策の一部であり、停滞する国内経済に伴う余剰労働力の出口として、海外労働市場は重要な位置を占め続けている（高畑幸 2011:108）。

これまでの歴史的経緯から、欧米への定住移民として移動する人々のほか、近年では外国人の配偶者として移住するフィリピン人女性も増大している。しかし、1974年以降のフィリピン政府の「海外雇用政策」の目標は、フィリピン人の国際移動の中心をなしている海外フィリピン人労働者（Overseas Filipino Workers, OFWs）と呼ばれる人々に向けられている（高畑 2016:171）。

本章では世界最大の移民大国の一つであるフィリピン人の国際人口移動の現状を2部構成で明らかにする。前半部では、海外の向かうフィリピン人の滞在形態、海外就労者の総数・就労形態・地理的分布、国家事業としての海外雇用政策の展開、移民がもたらす送金のもつ経済的効果、海外フィリピン人の保護の問題を検討する。後半部では、さらに増大しつつあるフィリピン人の日本への移動の動向と特徴ならびに日本のフィリピン社会研究の現状についてふれる。

### （1）フィリピン人の国際人口移動—その1）世界への拡散

#### 1）海外をめざすフィリピン人と国家移民政策

国連の人口移動推計によると、2005—2010年にフィリピンから、1,230万人が流出したと推計されている。同時期の世界における人口流出国は、バングラディッシュ、インド、メキシコ、中国、パキスタンに次いで、フィリピンは世界第6位を占めている。1980年代は22位であったが、年々増大して現在に至るが、インドや中国やアメリカに隣接するメキシコに対して、東南アジアの一隅に位置するフィリピンは、世界において「移民大国」であることは明らかである（新田目夏実 2015:171）。

フィリピン在外国民政策において重要な位置を占める「海外フィリピン人委員会：CFO」によれば、2013年12月現在、約1,024万人のフィリピン人が、約221の国と地域に存在している。その数は、フィリピンの国内人口1億185万人の1割に相当する。フィリピンは、メキシコ移民の圧倒的多数がアメリカに向かっているのに対して、フィリピン人の国際移動の波は一国集中ではなく、世界に広く拡散しているのが特徴である（小ヶ谷 2016:206）（注4-1）（海外出稼ぎフィリピン人の分布（地域別））。

海外に在留するフィリピン人は、共和国法第8042号により一括してOF（Overseas Filipino—在外フィリピン人・海外フィリピン人）と呼ばれている。「Balikbayan—帰国した国民」などとも呼ばれてきた。そのうち、特に就労目的で海外に短期居住している者

は OFW (Overseas Filipino Workers-海外就労者・海外労働者) と呼ばれる (前掲書 171, 小ヶ谷 2016: 208-209)。海外フィリピン人を総じて「現代の英雄 (Bagong Bayani-New Hero)」と讃えたのは、コラソン・アキノ大統領で、その後、「Bagong Bayani」という言説も、広くフィリピン国内で流布している (小ヶ谷 前掲書 208-209)。

## 2) 海外フィリピン人 (Overseas Filipino -OP) の滞在形態とその分布

海外フィリピン人を滞在形態よりみると、以下の3つの形態をとっている。(新田目 2015:171-173, 小ヶ谷 2016:207)

### ① 「永住 (permanent)」—永住移民型」

その滞在が労働契約に依存しない移民 (immigrants) や合法的永住者 (permanent residents) をさす。永住移民型の海外移民は2013年時点486万9,766人。最大なのはアメリカで313万5,293人。このカテゴリーの64%を占める。次にカナダ62万6,668人、オーストラリア33万4,096人、日本16万3,532人 (2013年)。「永住移民」は、圧倒的にアメリカに集中し、これまで日本への永住移民は比較的新しい (小ヶ谷 2016:206-207)。

### ② 「一時的滞在 (temporary)—海外出稼ぎ型」

海外での滞在が雇用に関係しており、労働契約終了後、帰国することが想定されている人。2013年現在、420万7,018人。海外出稼ぎ型の雇用先で、最大なのはサウジアラビアで94万8,038人、ついでUAEの77万7,894人、マレーシア—31万9,123人、クウェート—19万1,787人、カタール—18万9,534人、香港—18万2,843人である。(小ヶ谷 2016:206-207)。

### ③ 「非正規滞在 (irregular)」型」

正規に登録されていないか、有効な滞在資格や雇用許可を持たない人、あるいは外国に超過滞在している人。2013年現在 116万1830人。マレーシアの多い (小ヶ谷 2016:207)

## 3) 海外フィリピン人の世界への展開

上記のような3つの滞在形態をとる海外フィリピン人の世界への拡散をより詳しく考察する。

①2012年末時点、海外フィリピン人 (OF) の主要な居住国とその分布をみると、10万人以上のフィリピン人が居住している国は13カ国ある。第1位が米国、第2位がサウジアラビア、第3位がアラブ首長国連邦 (UAE) で、日本は第7位である。地域的に

みると、北米、中東、ヨーロッパ、アジア、オセアニアの国々など世界に拡散している（新田目 2015:172）（注 4-2）。

2012年末の滞在形態の特徴をみると、永住者の多い移住先は、米国や伝統的な移民受入国であるカナダやオーストラリアや英国である。米国へ渡った OF は約 300 万で、全体の 88.6% に達する。彼らが米国への移住が多いのは、米国植民地であった歴史的経緯や 1965 年の米国移民法の改正などにより、移民がより容易になったことによる。とくにアメリカがフィリピンに残した最大の文化遺産と言われる「英語」により、多くのフィリピン人は母語と英語を話すバイリンガルであることなどが、アメリカをはじめとする英語圏の国々を生活の場とさせている（佐々木 2005:145-146）。日本への永住者の割合が高いのも興味ある課題である。かつて興行ビザ（エンターテイナー）で渡った女性たちが、その後国際結婚などの労働移民以外の方法で永住した者が多いと考えられる。

②海外短期雇用を目的とする一時的在外居住者（OFW）は、サウジアラビア、UAE、クウェート、カタールなどの中東諸国で、陸上雇用者として雇用された男性労働者がほとんどである。シンガポール、香港、台湾などがそれに続くが、その多くは女性の家事労働者である。中東諸国へのフィリピン人就業については、別の項に譲るが、アジア NIES 諸国への家事労働者の需要の増大は、1980年代後半から、これらの国々が著しい経済成長を成し遂げた結果、労働力不足が生じたためである。フィリピンの女性家事労働者はこれらの需要に応えてきた。フィリピン人が英語に堪能なこと、家族以外の者への家事労働が伝統的な文化となっていたことも、需要に応じることができた理由と考えられる（佐々木 2005:144）。

永住移民として北米やオセアニアに移住した人たちと比べ、アジア NIES 諸国で家事労働者として働く女性たちは、一定期間の契約期間働き帰国する。フィリピン人にとって、香港やシンガポールは「働く場」であり、決して「生活する場」ではなかった（佐々木 2005:147）。

2002年当時、来日したフィリピン人は120,812人であったが、そのうち「興行」の資格で入国した者（OFW）は74,729人で、61.8%に達する。「興行」で来日する OFW がいかに多かったかを知ることができる。

日本に来る OFW は、中東諸国やアジア NIES 諸国への就労は異なった様相を示している。OFW は圧倒的多数が、「興行」の資格で来日した女性たちである。彼女たちの「興行」資格での滞在期間は短くて、一回の来日で6カ月滞在するのが一般的であり、他の国々への就労は年単位であることと大変異なっている（佐々木 前掲書 144）（のちに、エンターテイナーの項でも扱う）。

③非正規居住者で目立つのは、マレーシアである。OFWのほとんどはフィリピン南部のミンダナオ出身者である。フィリピンからの独立を目指すイスラム勢力とフィリピン政府間の長い紛争状態にあったため、政情不安を逃れ、距離的にも、文化的にも近いマレーシア側に移住したものである（新田目 2015:173）。また、日本に「興行」の資格でやってきたOFW（エンターテイナー）は、短期間の就労を繰り返すうち、在留期間が過ぎたあとも帰国しないで、非正規滞在者となっている者が多い。それは、「興行」の資格の制度的問題と関わりがあるようである（佐々木 前掲書 144）。

移民法のある米国や労働力のニーズが高い中東諸国は、フィリピンからの移住者を労働移民として受け入れてきたが、それ以外の方法で永住する有効な方法は結婚である。1989年から2013年にかけて、国際結婚をしたフィリピン人約45万のうち、43%がアメリカ人、26%が日本人であることは注目される現象である（新田目 前掲書 170-173）。

## （2）海外フィリピン労働者の諸相

### 1）海外フィリピン人労働者の年間雇用数・派遣数の推移と雇用先

フィリピンでは、仕事の性質と採用方法が異なり、陸上雇用と海上雇用にまず分別される。政府による雇用・派遣事業が始まった1975年より2013年にかけて、陸上雇用と海上雇用は着実に増大している（小ヶ谷 2003:316）。

永住型の在外フィリピン人の居住先とは異なり、海外就労者の行く先は中東と東アジアである。2013年現在、陸上雇用された海外就労者の上位10カ国をみると、サウジアラビア、UAE、シンガポール、香港、カタール、クウェート、台湾などである（新田目 2015:174, 小ヶ谷 2003:316-317）。

### 2）海外フィリピン労働者の資格

マルコス時代の1974年以降、政府の海外雇用政策の一環として、またフィリピン人の国際移動の中心に置かれているのは海外フィリピン人労働者（Overseas Filipino Worker OFW）である。彼らを移動先の職種とそのために必要な資格・技能の点で整理すると、以下のように類型化される（小ヶ谷 2002:191, 2016:60-63）。

- ① フィリピンですでに一定期間にわたる教育とそれに基づく資格が必要なもの：看護・エンジニアなどいわゆる専門・技術職。海上労働者とよばれる船員は、船員学校や大学で複数年にわたる専門教育を受けているのでこの項目。男性が多い。
- ② 海外に行くために、便宜的に短期間で資格を取るもの：エンターテイナー：若年女性という特定のジェンダーと年齢に属する者にとってはアクセスしやすい。
- ③ 特別な資格・教育は必要とされないもの：家事労働などのサービス職・建設・工場労働などの職種。男女を問わず、幅広い層にアクセスしやすい。

### 3) 海外フィリピン労働者の職業の推移と性差（労働の女性化）

1982年から2013年にかけて、海外就労が就く職業は、時代を反映して、その変化に特徴がみられる（小ヶ谷 2003）。1982年当初は生産工程に従事する男性労働者が多かったが、その後減少したのは、石油ショックによる建設ブームが下火になり、単純な建設労働者の需要が減ったためである。

また2004年以降、専門・技術職であるダンサーや歌手などのエンターテイナーが激減したことがあげられる。その主要な受入国である日本が、2005年以降、受け入れ条件を厳しくしたことがあげられる。

その後、技術職である製造業労働者や、ビル工場などのメンテナンスに対する需要が回復したことや、看護師が重要な専門職として定着しつつある。また最も著しく増加した雇用先は、サービス業であり、とりわけ女性の家事労働への需要が増大している（注4-4）。

海外フィリピン就労者の職業と性差の関係について述べると、2010年現在、全フィリピン人女性労働者18万5千人のうち、9万4千人（51%）が女性家事労働者である。家事労働はほとんどが女性労働であるため、家事労働の増加に伴い、海外就労者に占める女性の割合がふえている（新田目 2015:176）。

小ヶ谷は、海外労働者の男女比を1975年から2001年にかけて検討し、特に家事労働者を中心として就労者の「女性化」が著しいとしてその特徴をあげている。とくに1995年以降、女性比率が60%以上を維持している（小ヶ谷 2003:316-317）（注4-5）。

海外男性就労者は、2010年現在、男性就労者の総計（15万4千人）のうち、9万7千人（63%）が生産工程に従事している。海上雇用につき、男女の割合はつかめなかったが、世界の船員の圧倒的多数が、男性船員であることは知られている。現在世界の船員の約4分の1がフィリピン人船員であるという（新田目 2015:176）。実際、海上雇用の総数は、1975年で2万3人であったが、2012年には36万7人と急拡大している（新田目:174）（注4-3）。

海上雇用といっても、狭義の操船業務だけではなく、厨房、ウェイター・ウェイトレス、その他客室業務を含んでいる。近年、豪華客船の就航にともない、ホテル部門で働く、女性も増えている。一方海上での勤務には、特有の問題も抱えている。労働者の孤独と倦怠、差別とセクハラ、性病の危険、海賊被害など思いもかけない問題も生じている（新田目 173, 176）。以上から、男女の海外フィリピン人就労者の職業と性差がはっきりとうかがえる（注4-6）（小ヶ谷 2003 : 316-317）。

### (3) 政府による海外フィリピン人の雇用に対する政策的展開

フィリピン政府は、「永住移民」と「出稼ぎ移民」に対しては、異なった移民政策をとっている。「出稼ぎ移民」に対しては、1974年以降「海外雇用政策」をとり、「永住移民」には1980年以降、「海外フィリピン人委員会」による取り込みが行われてきた。日本でも、フィリピンの海外労働者を論ずる研究者たちは、海外雇用の政策とその実施機関について、詳細に報告してきた（菊地京子 1991, 1992, 佐々木靖 2005, 知花いづみ 2012, 小ヶ谷千穂 2003, 2016, 新田目夏美 2015）。

#### 1) 海外雇用促進政策の誕生の背景と目的

今やフィリピン人にとって、移民は一つのライフスタイルであり、生活文化に根づいているようである。しかしながら、歴史的にみて、彼らが海外へ渡航するないし移民となる要因となったのは、1960年代から70年代の長期にわたる国内経済の低迷と人口増加があったからである。マルクス時代以来、国内産業の低迷、政治不安、失業問題、貧困問題が蔓延していたからである。フィリピン人を海外に送り出すプッシュ要因があった。

海外において、フィリピン人労働者の需要を一気に高めたのは、1973年のオイルショックである。オイルマネーを背景として、中東の産油国で突如始まった建設ブームは、近隣アラブ諸国やその他のアジア地域からの大量の技術者や出稼ぎ労働者を必要とした。フィリピン人はOCWとして、その一翼を担ったのである。この傾向は今でもOFWのサウジアラビアやUAEへの就労多さを物語っている。また近年この地域へ向かうOFWの中には、女性の家事労働者も多くなっている。ともあれ、中東産油国からの雇用需要のプル要因が大きかったことがあげられる（知花 2015:7, 佐々木 2005:144）。

フィリピンの「労働力輸出」の海外雇用政策が積極的に開始されたのは、1970年代のマルコス政権の時代であった。結果として、新たな雇用の促進と労働者の保護を目的とした1974年の新労働法（大統領令442号）が施行された。それに伴い、海外へのフィリピン人労働者の送り出しに関する様々な政府機関が設けられた。海外雇用促進政策は、経済的にも、増大する移民と彼らの送金をあてにした国家の経済政策の主要な柱となった。

#### 2) 海外フィリピン労働者（OFW）の送り出しに係る行政機関

海外雇用政策に係る主要な行政機関は「労働雇用省（Dept. of Labor and Employment : DOLE）」の管轄下にある「海外雇用庁（POEA）」と「海外労働者福祉庁（OWWA）」である。具体的には、POEAはOFWの渡航に関する管理業務、事前のオリエンテーションやセミナー、民間斡旋仲介業者の監督を行う。OWWAは、海外渡航の促進とOFWおよびその家族に対する保護・福祉・厚生関係業務を担う。渡航後、在外フィリピン人の保護は外務省とOWWAが担当する。永住移民として出国するフィリピン人に対するサービスを提供する公的機関として、「海外フィリピン人委員会（CFO）」が1980年設置された。

これらの上記の雇用に係る機関の業務については、知花いづみ（2015:5-6）、菊地京子（1991:663-678, 1992:170-188）、新田目夏美（2015:178-184）、小ヶ谷千穂（2003:319-322）らの研究に詳しい。

### ① 海外雇用庁 (POEA)

1982年に設立されたフィリピンの海外雇用政策において、中心的な役割を担うのが、EPOEAである。労働雇用省の管轄下に置かれ、OFWの海外雇用全般を管轄している。

POEAの主要な業務は、雇用契約手続き、斡旋機関を通じてOFWを雇う雇用主認定、労働基準認定、民間雇用斡旋機関の認可、斡旋機関に対する裁定、OFWへの雇用前と渡航前の2度のオリエンテーションの実施、OFWへの海外雇用許可証の発行、エンターテイナーへのアーティスト・レコード・ブックの発行などである。

エンターテイナーは、POEAやTESDA（技術教育・技能開発庁）などの認定を受けた民間斡旋業者の下で、ダンスや歌のトレーニングを受けたのち、TESDAの試験に合格しなければならない。また知識や能力証明、海外雇用経験、個人データが記載された「アーティスト・レコード・ブック」の発行を受けなければならない（小ヶ谷 2003:321）。

POEAが取り扱う海外雇用の形態は、民間斡旋機関を通じた雇用、知り合いなどを通じた直接雇用、POEAの斡旋部への直接申し込みの3つがある。

いずれの雇用形態も、雇用契約がPOEAの最低基準を満たしていなければならない。これらの諸条件満たした労働契約は、斡旋業者からPOEAに提出され、承認を受ける。契約が整うと、OFWは労働者の権利や勤務先の国や地域についてガイダンス、政府機関やNGOの渡航前オリエンテーションを受けることになる（小ヶ谷 2003:320）。

POEAのデータによれば、1997年の海外渡航者数新規雇用者のほぼ半数が民間斡旋機関を通じて渡航申し込みを行っている。2010年では、陸上労働者かつ新規雇用者の34万1966人の内、民間斡旋業者を通じた雇用は32万2198人で、ほとんどが民間斡旋業者に依頼している（知花 2012:5, 小ヶ谷 2003:320）。

民間斡旋業者は労働基準に則って、登録機関となっていなければならないが、場合によっては、法外な斡旋料を請求されたり、だまされたりするケースが後を絶たない（知花 2012:5-6, 小ヶ谷 2003:319-321）。

### ② 海外労働者福祉庁 (OWWA)

OWWAはコラソン・アキノ政権下の1987年に設立された、海外就労者とその家族への社会・福祉サービス提供業務を行う政府機関であり、POEAと同じ労働雇用省の管轄下にある。

OWWAの具体的な業務は、7つほどある。海外労働が渡航先で死亡や事故に遭遇した際の援助、帰国に関するアシスタント、空港でのアシスタント、医療サービス、法的アシスタント、帰国者の生計支援プログラムと再統合プログラムの実施である。

OWWAは、18カ国にFilipino Development Workers Centerを設置し、労働者に対するカウンセリングやシェルター活動、受け入れ先でのトラブルの処理や支援を行うNGOの斡旋などを行う。OFWは渡航時に、25ドルの拠出金を支払うが、それがOWWAのプロジェクトやサービスの重要な資金源になっている（小ヶ谷 2003:321-322, 知花 2012:6）。

### ③ フィリピン人委員会 (CFO)

永住移民を対象とする政府機関で、1980年に改組されて設立された。永住移民として渡航を希望する者や外国人の配偶者となる者などに対する出発前のオリエンテーションをはじめ、渡航に関する諸手続き全般の事務処理にあたる。また既に海外に在住しているフィリピン系移民の福祉・厚生を促進を図る任務にあっている（菊地 1991:663）。特に近年では、外国人配偶者としての海外移民が増加しているため、CFOの役割も増大している。行先別の語学や結婚・離婚に関する諸手続きの説明や重婚や偽装結婚対策も進められている（小ヶ谷 2003:322）。

### ④ 外務省

送り出し国におけるOFWの保護および支援を担当するのは外務省である。OFWの保護は外務省と労働雇用省の連携協力に基づいて実施され、主要受入国の大使館や領事館には、労働雇用省から派遣された書記官が駐在し、送り出し国におけるOFW支援を担当する（知花 2012:6）。

## （4）海外フィリピン人の送金の増加と経済効果

海外居住・海外就業は、雇用者家族の生計に寄与するだけでなく、現在フィリピン経済の一つの柱となっている。新労働法が施行され、海外収入の送金の義務化が規定された1974年以降、海外からの送金額が着実に増加し、特に1990年以降の増加率は著しい。2014年現在の送金額は、名目GDPの約8.4%である。この傾向は2000年から2014年まで平均8-10%の伸びである（新田目 2015:177）（注4-7）。

世界の国のなかで、送金額の多い国はインド、中国について第3位である。人口規模と比較しても、フィリピンの送金額がことの外大きい。

フィリピンの経済は赤字体質であるが、海外送金の増加によって、2003年から経常収支は黒字になった。海外就労者の増加は安定した送金額を期待できる状況である。また海外就労はフィリピン経済にとって、もはや欠くべからず外貨獲得産業になっている（新田目 2015:177）。

海外就労と送金は多くのOFWの家族の家計や福祉に貢献しているが、送金を受けられない人々の存在や貧困対策や失業対策が不十分であること、海外送金が消費に向かい、生産的投資の回っていないなどという複雑な問題がある。フィリピン人の消費動向からみると、現在の発展は小売・サービス業に偏っているという指摘がある。

少なくとも、海外就労は、フィリピン人海外就労者家族の地位向上にプラスであり、フィリピンの経済発展にも寄与し続けていることは確かである（新田目 2015:176-178）。

#### （5）海外フィリピン人の保護の問題

上記のように、制度的に労働者保護の仕組みは整ってきたが、海外でのフィリピン人就労者に対する搾取や人権侵害は続き、戦争・紛争・テロなどの危険に巻き込まれる可能性も高い。海外フィリピン人をどう守るかは、大きな課題である。

依然として渡航前の法外な斡旋料の要求、渡航後の契約変更や給料の未払いなど、悪徳業者はあとを絶たない。そういった意味で、労働者の保護のレベルの向上を目指すという方針は十分達成されていない。

これまで特に保護が必要であった海外フィリピン人は、搾取と人権侵害の的となったエンターテイナーたちであった。その後、国際世論の動向や日本政府の対応により、エンターテイナーは激減した。その代わって、保護されるべき労働者は、多数の女性の家事労働者である。家事労働者の多くは、雇用主の家に住み込んで働くため、無理な要求に抵抗することができないなど、脆弱な立場に置かれているため、時として搾取と人権侵害の対象となっている（新田目 前掲書 181）。

海外滞在のフィリピン人のなかで、最も弱い立場にいるのが、非正規滞在者である。制度的には POEA の許可なしに海外で就労はできないのだが、観光ビザによる出国と就業斡旋や偽造パスポートを使用するなどして、非正規労働者として滞在している。非正規であるため、雇用主に搾取されても、そのことを関係機関に訴えることができない。

フィリピンの場合、ミンダナオ島の紛争から逃れたフィリピン人がマレーシアのサバに居住している。マレーシアは難民条約に加入していないため、彼らは法的に保護されていない状態にある。摘発を恐れ、病気にかかっても病院にもかからない者が多いのは、彼らがおかれた脆弱な状況からである（新田目 前掲書 182）。

#### （6）フィリピン人の国際人口移動—その2）日本への出稼ぎと定住

1970年代以降、フィリピン人は日本への移住を開始した。これら来日するフィリピン人の多くは就労のために日本にやってくる OFW である。彼らの労働ないし移住の形態において、どのような特徴がみられるのであろうか。また契約を終えた FW は帰国するのか、何らかの方法で定住に向かうのか。日本はフィリピン人にとって、一時的に滞在する「働く場」なのか、長期滞在する「生活の場」となるのか。本項では、フィリピン人の日本への移住の歴史・形態・生活の特徴を、統計資料とこれまでの研究成果を利用しながら明らかにする。

始めに、日本への渡航が多い国々と比較して、近年の日本における在留外国人、とりわけフィリピン人出稼ぎ労働者の在留資格や動向を、法務省の『在留外国人統計』（2020 年）

か) を基に明らかにしていく。さらに、来日するフィリピン人の地域分布の在り方、興行ビザでやってくるエンターテイナーや国際結婚・結婚移民のその後の動向、介護・ケア労働者などに関する就労・生活形態の現状。出稼ぎと定住化への課題と動向について考察する。

### 1) 1970年代以降の日本におけるフィリピン人移民の歴史と特徴

先に述べたようにフィリピンはこれまで、国策として日本のみならず海外への出稼ぎを推奨し、多くの出稼ぎ労働者 OFW を世界に送り出してきた。1970年代、多数のフィリピン人が豊かな中東産油国に出稼ぎに行った。そして1970年代半ばには、フィリピン人の移民の流れに、新たな流れが生まれた。母国に近い、台湾、香港、シンガポール、日本などのアジア諸国へ移住労働者として出掛けるようになった。それまで、フィリピン人が地理的に隣接しているアジアの隣国である日本へは渡ってくることはほとんどなかった。

在日フィリピン人研究者バレスカスは、1970年代に入って、フィリピン人の日本への移住が特に顕著となった理由と特徴を2つあげた (バレスカス 2004)。一つはフィリピン人の移住が1970年代を過ぎて増大したこと、もう一つは来日したフィリピン人の多くが若い女性であったことに注目した。彼女のこの間を明らかにしてみよう。

#### ① 増大するフィリピン人移民

1970年から1998年の間に、多少のアップ&ダウンはあったが、フィリピン人の入国者数は、2万477人から12万9,053人へと大幅に増大した (バレスカス 前掲書 586) (注4-8)。外国人登録者数は、入国者数ほどではないが、同時期増加している。1980年5,547人、1990年4万9,029人、1998年10万5,308人である。外国人登録者数が特に増大したのは、1990年から94年、1997年から98年である (バレスカス 前掲書 585-587)。

#### ② 圧倒的な女性の多さと若さ

フィリピン人の入国者や外国人登録者が増えただけではなく、増加し続ける日本へのフィリピン人移民の大多数が女性なのである。フィリピン人女性の多さが統計上明らかになるのは、1980年以降のことである。それ以前は男性の方が多かった。1970年から1997年の男女比以下のようになる。1980年に女性が男性を越えたことになる。

| 年     | 女性      | 男性      |
|-------|---------|---------|
| 1970年 | 8789人   | 1万1688人 |
| 1980年 | 1万496人  | 1万294人  |
| 1990年 | 8万3336人 | 2万4956人 |
| 1997年 | 9万6061人 | 2万8815人 |

(587-588)

同時期に日本に入国したフィリピン人の年齢構成をみると、時代とともに変化する様子がわかる。1990年代に20-29歳が急増したが、1997年が50歳以上の年齢層が増加した。

| 年     | 30代以上 | 20歳から29歳 | 19歳以下 |
|-------|-------|----------|-------|
| 1970年 | 63%   | 22%      | 15%   |
| 1980年 | 48%   | 42%      | 10%   |
| 1990年 | 31%   | 61%      | 8%    |
| 1997年 | 52%   | 44%      | 3%    |

### ③ 在留資格別 入国者の変遷

1970年から1997年にかけてのフィリピン人の入国数を、短期/観光、興行、日本人の配偶者等の在留資格別に、その変遷をみてる（バレスカス:2004:590）（注4-9）。

|       | 観光    | 興行    | 長期の<br>在留資格 | 短期滞在  | 日本人の<br>配偶者等 | 研修   | 永住者  | 定住者  |
|-------|-------|-------|-------------|-------|--------------|------|------|------|
| 1970年 | 73.4% | —     | —           | —     | —            | —    | —    | —    |
| 1980年 | 32.2% | 30.5% | 26.8%       | —     | —            | —    | —    | —    |
| 1985年 | —     | 27.3% | —           | 62.5% | 4.2%         | —    | —    | —    |
| 1991年 | —     | 39.6% | —           | 33.0% | 17.4%        | 3/3% | 0.8% | 0.4% |
| 1997年 | —     | 25.4% | —           | 25.0% | 30.9%        | 4.0% | 4.7% | 3.5% |

在留資格の変遷で特徴的なのは、1970年では観光が多かったが、1980年代から90年代にかけ興行の資格が、1991年から日本人の配偶者等の資格が増加してことがめだつ。日本への入国数の全体のなかで、これらの資格に係る者は増大する女性たちである（バレスカス 前掲書 589-590）。

当時のフィリピン人の移動と受け入れには、広く見て、送り出し国と受入国を結びつけるプッシュとプルの構造的要因があった。受け入れ国日本には、家父長的な性格をおびた製造業や農業の停滞や、そこで起きている労働力不足と嫁不足があった。それに対応するために、日本は農業の女性労働力不足を解消するため外国人花嫁を、またサービス産業の労働力不足を解消するために、外国人エンターテイナーを、それぞれ輸入することにした（バレスカス 2004:609）。

## 2) なぜ日本に行くフィリピン人は女性が多いのか

### ① フィリピン女性が日本に向かう理由と背景

近年フィリピン人とくにフィリピン女性たちが日本に流入したのにはさまざまな理由がある。フィリピンは国内の経済不振、貧困、学歴に見合った職を得られない若年労働者の増加の問題を抱え、海外への労働力の送り出し政策を国策として推進してきたことはすでに述べた。

現在、国家及び国際経済秩序の維持のために女性がもつ特有の再生産能力が注目されるようになった。すでに先進工業国の女性たちは、家庭に縛られることを嫌い、その穴埋めとして、労働契約や婚姻契約による再生産労働の移動を促進させた。対照的に接客・娯楽産業に従事する性的労働者としての女性の移動は、メディアによる喧伝によって新たな産業によって支えられ、男性中印の企業文化と結びついた。女性による接待サービスが企業経営装置に取り込まれたり、男性の癒しの対象となるのがその一例である（バレスカス 2004:608）。

女性の移住労働は、特定の階級、エスニックグループ、国家、地域から別の場所への再生産労働の移動をもたらした。日本の場合、そのような女性たちを求めていたのは、労働力不足が深刻な製造業、農業、サービス業の分野であった。この部門での出生率は落ち、高齢化する人口を抱える地域は特に需要が高かった。日本の労働力はすでに建設業や農業などの職場から離れて行った現実があった（バレスカス 2004:608-609）。

### ② 日本人が好むフィリピン女性のメンタリティ

国家政策の喧伝、斡旋業者の勧誘、親族友人の勧めがあろうとも、フィリピン人女性は、幼い時から母国フィリピンでの社会化過程のなかで、多くは双系制社会のなかで、女性も生計維持のために働きに出ることは自然のこととして育てられてきた。サービス産業に従事することに文化的抵抗感がない。バレスカスはそのようなフィリピン人のメンタリティを以下のように記述している（バレスカス 2004:610）。

「彼女らは、海外就労は誇らしいものだと思える。それは幼いころから、「娘」として社会化されてきた結果である。彼女らは、家計を助け、兄弟たちを比べ結婚後も、実家との絆を維持するよう期待されたのである。そして彼女らは両親を助け、弟妹の学費を出してやり、自分の収入を犠牲にしてもでも実家へ送金するのである。フィリピンで育った

ならば、その社会化の過程で（セックスなしの）接待は幼い頃から慣れているはずだ。家に客が来れば、子どもたちは歌と踊りなど芸をみせてもてなすのが普通だからだ。

「フィリピン人はその社会化の過程で、客をあたたくもてなし、明るく振る舞う習慣をみにつけてきている。まったく知らない人にでもそうである。彼らはまた母国での濃密な家族関係を誇りに思い、それを維持するようとする。それに加えて、植地的メンタリティと政策により英語教育に熱心なので、国際的に競争力がある労働者たちである」。

バレスカスは、日本人男性がフィリピン人エンターテイナーや妻を好む理由として、明るさ、英語能力、とくに農村出身の女性にみられる固い家族の絆をあげている（バレスカス 前掲書 610）。それは彼女たちが社会化の過程で育んできたものである。彼女たちの家族や親兄弟を大切にするメンタリティは、かつての日本人のメンタリティでもあったように、それぞれの文化的・社会的価値観の類似性が確認できるようだ。

### ③ フィリピン人女性の移動を促進させる装置—移住産業の発展

フィリピン人女性が日本に移動するには、本人の意思やメンタリティという社会文化的要因だけではなく、彼女たちを日本に送り出した様々な媒介機関（家族、親族、企業、政府、仲介斡旋業者）の役割があって成り立つ。

すでにグローバルな生産体制に対応するように、フィリピンは新たな生産基地、安価な労働力の供給基地としての役割を果たしている。日本が女性エンターテイナーや花嫁を必要とすれば、政府と民間企業が彼女らの移住過程に手を貸す。そこで実際莫大な利益を得ている人たちがいる。組織的かつ国際的な女性の手配においては、暴力団の役割も大きかったようだ。民間企業のもならず、フィリピン政府も海外で働くフィリピン人労働者と超過滞在労働者からの送金により利益を得ている。結果として、移住労働はさまざまな産業を発展させた。例えば、国際電話、マスメディア、銀行、金融、保険、健康関連産業などである（バレスカス 2004:611-612）。

### 3) 近年の在日フィリピン人の滞在形態—近隣諸国との比較から

在日フィリピン人の在留資格には、「長期（永住）」と「短期（一時的滞在）」があり、前者には「永住者」や「日本人の配偶者等」が含まれる。後者は多数を占める「興行」、「定住者」、「留学」、「技能実習」などに分けられる。2001年の事例だが、在留タイプ別の在日フィリピン人の「長期」が65,647人に対して、短期が138,522人である（佐々木 2005:148）。短期の多さが目立つのは、彼らにとって日本は、「長く生活する場」というより、「稼ぐところ」、「働くこと」を意味しているといえよう。

近年の在留外国人統計である2020年度版（在留外国人統計 2020）を基に、在日フィリピン人の立ち位置を調べるために、在留者の総数と在留資格を他国出身者と比較しながら見ていく。とりあげる項目ないし在留資格は、国籍別・地域別の在留外国人数、永住者、定住者、留学、技能実習、日本人の配偶者等である。

① 2019年現在の国籍別・地域別の在留外国人数は、多い順に、中国、韓国、ベトナム、フィリピン、ブラジルと続いているが、全体総数293万人のうち、フィリピン出身者は構成比9.6%で28万2,798人を占めている。2012年の20万2,985人と比較してみると増加を続けていることがわかる。他出身者の在留外国人と比較すると、最も多い中国出身者は、81万3,675人、構成比27.7%。韓国・朝鮮出身者は、44万6,364人、構成比15.2%。ベトナムは、41万1,968人、構成比14%である。

② 2019年、永住者の総数には79万3,164人であるが、2015年以来一貫して増加している。中国は27万3,776人で一位であるが（構成比34.5%）、フィリピン人は13万1,933人で2位を占めている。これは全体の構成比で16.6%と前年比で1.7%増加している。以下の表が近年における永住者の国籍・地域別の推移である（在留外国人統計 2020:6）。在日フィリピン人は「永住者」資格を持つ者が多く、また年々増加傾向にあるのが特徴である。

#### 永住者の国籍・地域別推移（人）

| 在留資格  | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (H31, R1) | 構成比 (%) | 対年度末減率 (%) |
|-------|------------|------------|------------|------------|----------------|---------|------------|
| 総数    | 700,500    | 727,111    | 749,191    | 771,568    | 793,164        | 100     | 2.8        |
| 中国    | 225,605    | 238,438    | 248,873    | 260,963    | 273,776        | 34.5    | 4.9        |
| フィリピン | 120,390    | 124,477    | 127,396    | 129,707    | 131,933        | 16.6    | 1.7        |
| ブラジル  | 109,361    | 110,932    | 112,876    | 112,934    | 112            | 14.2    | ▲0.4       |
| 韓国    | 66,326     | 68,033     | 69,391     | 71,094     | 72,391         | 9.1     | 1.8        |
| ペルー   | 33,594     | 33,803     | 33,891     | 33,789     | 33,614         | 4.2     | ▲0.5       |
| その他   | 145,224    | 151,428    | 156,764    | 163,081    | 169,010        | 21.3    | 3.6        |

在留外国人統計 2020:6

③ 「定住者」という在留資格は「永住者」と違い、在留に期間が設けられている。2019年の定住者は全体で20万4,787人おり、そのうちフィリピン出身者は5万4,359人である。これは全体構成比の26.5%にあたる。また前年比で4.5%の増加しており、最も多いブラジル人に次ぐ数である（在留外国人統計 2020:4-7）。

#### 定住者の国籍・地域別の推移（人）

| 在留資格  | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (H31, R1) | 構成比 (%) | 対年度末減率 (%) |
|-------|------------|------------|------------|------------|----------------|---------|------------|
| 総数    | 161,532    | 168,830    | 179,834    | 19,834     | 204,784        | 100     | 6.7        |
| ブラジル  | 44,827     | 49,542     | 56,475     | 65,021     | 73,536         | 35.9    | 13.1       |
| フィリピン | 45,680     | 47,663     | 49,773     | 52,008     | 54,359         | 26.5    | 4.5        |
| 中国    | 26,626     | 27,140     | 28,033     | 28,282     | 28,822         | 14.1    | 1.9        |
| ペルー   | 10,492     | 10,345     | 10,406     | 10,647     | 10,936         | 5.3     | 2.7        |
| 韓国    | 74,413     | 7,348      | 7,291      | 7,289      | 7,208          | 3.5     | ▲1.1       |
| その他   | 264,494    | 26,792     | 27,856     | 28,767     | 29,926         | 14.6    | 4.0        |

在留外国人統計 2020:7

④「留学」の在留資格についてであるが、留学を経てそのまま現地で就職をする外国人もいるなかで、とりわけ日本において「留学」の在留資格で滞在するフィリピン人はそう多くはない。2019年の留学による在留外国人総数は34万5,791人であり、4年前にさかのぼる2015年の24万6,679人と比較すると増加の一途をたどってきた。国籍・地域別順位から、中国、ベトナム、ネパール、韓国、台湾と続くが、フィリピンはこのトップ順位には入っていない。（在留外国人統計 2020:8）

⑤「技能実習」という在留資格の数も年々増加している。2019年の在留外国人のうち、特別永住者を除いた中長期滞在者の中で、フィリピン人の在留資格として、永住者に次いで多いのが、この技能実習である。

「技能実習1号」は、ベトナム、中国、インドネシアに続いて、フィリピンは第4位、13,271人で（構成比7.8%）である。ベトナムが50%を超えるが、ミャンマーを含め、5カ国で90%を超える。「技能実習2号」も前年度に比べ、21.3%増加している。ベトナムが50%を超え、中国、フィリピン、インドネシアと続く。「技能実習3号」も「技能実習2号」とほぼ同じ状況である（在留外国人統計 2020:7-8）。

この技能実習生の実態は日本人が就きにくい職種、いわゆる農業や工場等の3K労働を指し、それに従事している者が多く、また最低賃金レベルで1日10時間以上の働かされる場合もあるという。3K労働に関わらず、製造、建設、教育、サービスなど技能実習生の職種は多岐にわたっている。（宮島 2022:3-4）今般大きな批判を浴び、その制度そのものの存続が検討されている。

⑥「日本人の配偶者等（日本人の配偶者又は子）」は在日フィリピン人を語る上で欠かせない在留資格である。2019年にこの資格で在留しているフィリピン人は

2万6699人（18.4%）で、中国の3万321人に次ぎ2番目に多い。（在留外国人統計 2020:7）この在留資格によって日本に滞在するフィリピン人が多いのは、地理的な要因だけではなく、海外に配偶者を求めざるを得ない嫁飢饉とよばれる、日本の農村部の結婚の状況を反映している（アジアからの結婚移民の項参照）。

「日本人の配偶者等」の在留資格が増加した別の理由は、「興行ビザ」によって、各地の風俗産業に就職したフィリピン人がその後、定住のために、日本人配偶者求めたという事情がある（宮島 2022:48-0）。

上記の在日フィリピン人の主要な滞在形態の動向を紹介したが、2019年度の在留外国人総数（293万3,139人）のなかで、在留フィリピン人どのような位置にあるのか、まとめてみた。

（表 4-1）在留フィリピン人 の主要在留資格（2019）

|          | 総数        | 割合     | 順位 |
|----------|-----------|--------|----|
| 在留フィリピン人 | 282,798 人 | —      | 4  |
| 永住者      | 131,933 人 | 16.60% | 2  |
| 定住者      | 54,359 人  | 26.50% | 2  |
| 日本人の配偶者等 | 26,699 人  | 18.40% | 2  |
| 技能実習1号   | 13,271 人  | 7.80%  | 4  |
| 技能実習2号   | 19,358 人  | 9.00%  | 3  |
| 技能実習3号   | 3,245 人   | 12.50% | 3  |
| 留学       | 統計なし      | —      | —  |

#### 4) 在日フィリピン人の地域的分布

在留フィリピン人は日本のどこで働き、生活しているのか。大都会か地方か、具体的にはどの県にどのくらいの割合で住んでいるのか、『在留外国人統計（2018）』をもとに検討してみた。すでに在留外国人の全体の地域分布の傾向は前章でふれたので、ここでは在留フィリピン人だけに焦点をあてる。

(表 4-2) 都道府県別の在留フィリピン人の順位(2018)

| 順位 | 都道府県 | 在日フィリピン人数 | 在留外国人に占めるフィリピン人の割合 (%) | 在留外国人数    |
|----|------|-----------|------------------------|-----------|
| 1  | 愛知県  | 37,348 人  | 14.31%                 | 260,952 人 |
| 2  | 東京都  | 33,862 人  | 5.96%                  | 567,789 人 |
| 3  | 神奈川県 | 22,629 人  | 10.34%                 | 218,946 人 |
| 4  | 埼玉県  | 20,410 人  | 11.29%                 | 180,762 人 |
| 5  | 千葉県  | 19,263 人  | 12.34%                 | 156,058 人 |
| 6  | 静岡県  | 16,859 人  | 18.23%                 | 92,459 人  |
| 7  | 岐阜県  | 12,823 人  | 23.23%                 | 55,205 人  |
| 8  | 茨城県  | 10,295 人  | 15.52%                 | 66,321 人  |
| 9  | 大阪府  | 8,471 人   | 3.54%                  | 239,113 人 |
| 10 | 群馬県  | 8,076 人   | 13.87%                 | 58,220 人  |

在日フィリピンが集中して居住する地域は、東京圏と中部・東海圏、および北関東地域である。一方、大都市圏にある東京都、大阪府のほか、福岡県、兵庫県、京都府も北海道に在日フィリピン人の割合が少ない。これらの地域のフィリピン人の割合は、外国人の中で3-5%程度にとどまっている。フィリピン人は、西日本の大都市にはそれほど多く居住していないが、下記の資料から、地方の都市には広く居住している。

(表 4-3) フィリピン人の割合の多い県の順位 (2018)

| 順位 | 都道府県 | 在日フィリピン人 | 在留外国人に占めるフィリピン人の割合 |
|----|------|----------|--------------------|
| 1  | 岐阜県  | 12,823 人 | 23.23%             |
| 2  | 秋田県  | 791 人    | 19.9%              |
| 3  | 福島県  | 2,757 人  | 19.43%             |
| 4  | 鹿児島県 | 2,018 人  | 19.13%             |
| 5  | 岩手県  | 1,334 人  | 18.56%             |
| 6  | 静岡県  | 16,859 人 | 18.2%              |
| 7  | 高知県  | 731 人    | 15.96%             |
| 7  | 茨城県  | 10,295 人 | 15.52%             |
| 8  | 香川県  | 1,875 人  | 14.88%             |
| 9  | 熊本県  | 2,286 人  | 14.68%             |
| 10 | 愛媛県  | 1,739 人  | 14.45%             |

他の国の外国人と比べて、在日フィリピン人が、比較的多く住む地域は、大都市圏だけでなく、岐阜や静岡などの東海地方はもとより、東北、四国、九州などの地方に広く分散居住している。そのことは、職場が全国的に分散していることを意味する。なかでもフィリピン人エンターテイナーは地方でも職を得てきたので、やがて結婚し、家庭や地域の根を下ろす。フィリピン人が人口密集地だけでなく、地方の過疎地にもかなり多く住んでいる理由の一つとも考えられる（佐々木 2005:155）。

佐々木は外国人登録者の多い韓国・朝鮮と中国人とフィリピン人がどの都道府県に多く登録しているか比較したが、前二者が1ヵ所の集住する傾向が強いのにに対して、フィリピン人はその傾向が強くないことを指摘した（2005:148）（注4-10）。

在日フィリピン人が各地に分散居住できるのは、かつての中国人がチャイナタウンを、日本人がリトル・東京を作ったのと異なり、ディアスポラ化した在日フィリピン人は、祖国を離れても、さまざまな文化や地域に溶け込み、生活できていることを示すものではないのだろうか。これはフィリピン人の定住化の問題とつながるので、再度とりあげるつもりである。

## （7）日本に移動・就労するフィリピン人女性たち

移動するフィリピン女性たちの多くは、単身で家庭内に住み込む家事労働者であるが、そのほかエンターテイナー（興行労働者）、看護師や介護士などの職を求めて、中東諸国、東南アジア、日本、北米やヨーロッパなど世界中に拡散している（小ヶ谷 2023:137）。

### 1）エンターテイナー（フィリピン人女性興行労働者）の移動と就労

日本では、1980年代から1990年代にかけ、「興行」という在留資格で来るエンターテイナーの数が増大したことは多くの人たちの注目を集めてきた。日本で就労するフィリピン人女性労働者は、エンターテイナー（歌手・ダンサー・俳優・芸術アミアミューズメント産業で働く者）としての就労が多い。その他、スナックやバーなどのサービス部門で働く者、性産業に従事する者、家事労働者、介護労働者、看護師など社会の労働力の維持といった、広く再生産労働と考えられ、地元の女性たちが嫌う職種に従事している（バレスカス 2004:609）。

エンターテイナーのような性・娯楽産業へ女性労働者の移動と就労は、再生産労働の国際分業の一形態とみなされている。家事・育児・介護という活動に加えて、エンターテイナーが提供する性・情愛サービスも再生産労働の一部とみなされるためである。社会的存在としての「人間」のメンテナンスをするために必要な活動を担う労働としての再生産労働が、より安価で雇用できる途上国の、主として女性労働者によって担われるようになったのが、再生産労働の国際分業の内実であるとみなされる（小ヶ谷 前掲書 138-140）。

フィリピンの女性エンターテイナーに関する学術的研究は極めて少ない。小ヶ谷千穂は「批判的移民研究に向けて—フィリピン人女性移民を通じて」（2013）において、エンターテイナーの研究が進展しなかった理由、移民研究がそこに立ち入らなかった理由を批判的に検討している。学術研究としては阿部亮吉 2011、バレスカス 1994、伊藤るり 1992、津崎克彦 2010、鈴木健 2009、鈴木伸枝 2007, 2009、Dawn 2005、パレーニャス（Parrenas 2011、高畑幸 2001, 2003、武田丈編著 2005 などがある。どちらかというところノンフィクションや現地報告のルポルタージュ風なものが多い。阿部亮吉 2007、家田荘子 1995、臼杵敬子 1988、白野慎也 2006、リサ・ゴウ/鄭瑛恵 1999、久田恵 1992、中島弘象 2017, 2023、レイベントーラ 2007、山谷哲夫 1985 などあげることができる。なおエンターテイナーであるフィリピン女性と日本人男性の間に生まれた国際婚外子についての研究や報告も多数あることを付け加えておきたい（園崎敏子 1999、堤かなえ 1997, 1999、今西富幸・上原康夫・高畑幸 1996、高畑 2001）。

### ① エンターテイナー前史：フィリピン人と日本人の出会い

移住労働者の女性化という流れのなかで、フィリピンから日本へのエンターテイナー（性興行労働者）の送付と受け入れは異彩を放つ。それは、学歴不問・容姿端麗で選ばれた10代後半から20代前半という若年女性が、女性性が商品化される、時として人身取引的な労働環境に置かれながら、半年間の契約労働を繰り返したからである。フィリピン人のエンターテイナーが来日する以前、日本とフィリピンはエンターテインメントの世界で出会う歴史があった。フィリピンは、戦後の日本のエンターテインメント業界に大きな影響を与えて来た。米国の植民地であった経験を生かし、ジャズ音楽やボクシングなどのエンターテインメントを日本に持ち込んだ。当時の日本のジャズ界はフィリピンが模範であった（鈴木伸枝 2007）。

1960年代から彼らが得意とする「音楽」や「踊り」を披露する目的で多くのミュージシャンが日本にやってきた。フィリピン人のプロフェッショナルな芸能人のバンドがナイトクラブやディスコでジャズやロックを演奏するようになる。1973年、マルコス大統領は自国の安定と経済の発展を目指して、日比友好通商航海条約を批准し、セックスツアーを中心とする観光産業を発展させた。フィリピンとの観光や通商の発展により、セックスツアーなどが話題になっていた。こうした観光と経済の交流によって、多くの日本人男性がフィリピン人女性との接点をもつようになった（鈴木 前掲書）。

### ② 「ジャパゆきさん」の流入とフィリピン・パブの隆盛

1979年、フィリピン人女性の入国が1万人を超えた。この年を入管が「ジャパゆき元年」と呼んだように、フィリピン女性エンターテイナーたちの大量入国の幕開けとなった。（鈴木伸枝 前掲書 2, 5）

80年代初頭、フィリピンだけではなく、アジア諸国から多くの女性たちが日本に流入した現象は、「ジャバゆきさん」現象と呼ばれた。アジアの若い女性たちが次々に日本の「性風俗」産業に参入する姿をさして「からゆきさん」をもじった造語が誕生したのである（伊藤るり 1992:293）。

1970年代後半から80年代初めにかけての日本では、経済発展に伴い、娯楽を求める風潮が広まり、国内各地の多くの繁華街にキャバレー、ディスコ、バーといった娯楽施設が次々と作られていった。この80年代初期に到来した「ディスコ時代」に求められたのがフィリピン人をはじめとする海外からのエンターテイナーであった。彼らは「歌手」や「ダンサー」として来日したが、かつてのようなプロではなかった（鈴木 前掲者 150）。特殊な技術をもたないフィリピン人が働く目的で来ることは困難だったので、興行の資格で入国し、全国各地の夜の繁華街にできたフィリピン・パブで、日本人男性に接客するホステスの仕事をさせられた。それでも毎年、数万規模の女性たちが入国した（中島 2018）。彼女らが集中的に参入する「性風俗」産業への就労は、暗に、労働という範疇を越えた周辺部に位置付けられた資格外の活動である。彼女らにとってその他の雇用機会が閉ざされていたので、致し方ないことであった。（伊藤るり 1992:295）

90年6月に施行される現行入管法が施行される80年代から87年にかけて、「不法就労摘発件数」の大多数を占めたのは、これら女性たちであった。87年、国籍別にみた場合、フィリピンとタイの女性の摘発が全体の9割を超えていた。89年の時点でも6、7割を超えていた。彼女らの活動は、ホステス、売春婦、ストリッパーが圧倒的に多く、87年まで全体の9割を超えていた。このようにして、エンターテイナーに関する否定的イメージが形成された。

87年に至るまで、「外国人労働者」の流入は、フィリピン、タイ、さらにその後、台湾、韓国、中国などの東アジア諸国からの女性が加わった。彼女たちの国籍と活動内容が多様化し、継続していった。こうしたアジアにおける女性の動きは、戦後世界の国際労働力移動の状況の中であって、特異な位置を占めていた。日本へのアジア人女性の流入の仕方が、欧米への男性先行の移動と異なり、女性先行の移動であったからである。そこには、アジアにおける日本経済のプレゼンスの増大にともない、アジアの女性たちも、自律的な経済機会の獲得を目指した移動を起こしたといえる（伊藤 1992:295-297）。

### ③ 興行ビザの厳格化とフィリピン女性エンターテイナーの衰退と存続

小ヶ谷が指摘するように、フィリピン女性エンターテイナーの存在が日本の移民研究者に正面から取り上げられないうちに、2004年の米国国務省人身売買報告書で、興行ビザが人身売買の温床になっていることが指摘され、それを受け、日本政府も在留資格「興行」ビザの発給条件を厳格化した（小ヶ谷 2013:129, 中島 2018:83）。

その後、「興行」ビザを用いて入国するフィリピン人女性の数は激減することになり、長年続いていたフィリピンから日本のフィリピン・パブへの出稼ぎの道は閉ざされた。若い労働力を確保できなくなったフィリピン・パブは全国各地から姿を消すことになった。だが興行ビザ規制後のフィリピン・パブ嬢の状況に詳しい中島は、名古屋市中区栄町の繁華街に、100軒近くのフィリピン人パブが今も活動していることを報告している

(2018)。この街のフィリピン・パブで働くフィリピン人女性たちの多くは、興行ビザが厳格化される以前に入国し、現在は「永住者」や「日本人の配偶者等」といった合法的資格で就労している。彼女たちはアルバイトとして店に勤め、自由に休めることも、やめることもできる。給料も平均して、一日1万円ほどになる。しかし、日本に定住しているフィリピン人女性だけでは、ホステスの年齢も上がり、パブ経営者にとって、旨味が少ない。(中島 2018:84-85)。

ブローカーたちは、若く、自分たちの言うことを聞くホステスを確保するために、「偽装結婚」という方法で若いフィリピン人女性を確保するようになった。ブローカーは契約期間4-5年、月給6万円、休日月に2日の条件でフィリピン女性と契約を結ぶ。条件はそれだけでなく、用意した日本人男性とフィリピンで偽装結婚させられ、「日本人の配偶者等」の在留資格を取得し、来日し、合法的に就労できるようになる。

日本のパブでは、タレントとよばれ、売り上げノルマや指名客の接待をし、できなければペナルティが課せられた。彼女たちは、集団で生活し、自由がない過酷な生活を強いられ、常に監視状態に置かれている。同じ店で働く通常のアバイトとは大きな待遇の差がある。

このような偽装結婚をしたフィリピン人女性の数は、名目上「日本人の配偶者等」であるため、目につかない。身体的、精神的に自由を拘束されている彼女たちはまさに人身取引の被害者であるが、摘発されれば犯罪者となってしまう。そんな辛い状況にあっても、声をあげられないのが実情である。

それでも、ブローカー偽装結婚をまでして契約を結び、女性たちが日本に行きたがるのは、彼女たちの貧しい暮らしを続ける家族を助けるために、そのような状態を脱却したい為である。正規ルートで渡航するには、語学、職歴、スキルなどが必要である。生活に困窮している家族は職業訓練校や語学校に行く資金もない。だが、外国に出なければ家族の生活は貧しいままで、一向に改善されない。違法な手段を使ってでも外国に出なくてはならず、日本行のチャンスを与えてくれるのは、搾取をするブローカーしかいなかったのである。

このような状況を作ったのは、彼女たちを搾取するブローカーだけではなく、フィリピン女性を夜の繁華街に大量に送り込んだ日本の移民政策にも原因がありそうだ。人身取引の原因となるとして門戸を閉ざした結果、目に見えないルートを通じて、日本の繁華街で今も必死で働くフィリピン人女性たちが後とを絶たない(中島 2018:84-87)。

#### ④ エンターテイナーへのまなざし

興行ビザで来日したフィリピンエンターテイナーは、日本において、フィリピンにおいてどのような立場やイメージとしてとらえられてきたのか。介護労働者のフィリピン女性とも同じようなイメージがもたれているのか、異なったイメージが作られていくのか考えるきっかけとしてみたい。

すでに述べたように、80年代大挙して来日した「ジャバゆきさん」と称される、アジアからの若い女性たちは、日本の性風俗産業に参入していった。それはフィリピン政府の海外雇用政策の一環でもある。入国管理局は「ホステルや売春婦やストリッパー」といった職業に就いていた多くのジャバゆきさんを「資格外就労」として摘発したりしながらも、正当な「外国人労働者」とは認めず、「風俗現象」としてのみ認識してきた。「性産業」の中で、搾取される被害者というイメージのなかにフィリピンエンターテイナーを閉じ込め、正式な職業や労働として正当化せず、「サイドドア」から入国を認めていた。

リサ・ゴウと鄭瑛恵は、『私という旅—ジェンダーとレイシズムを越えて』（1999）において、フィリピン人エンターテイナー像の固定化を鋭く批判した（高畑 2013）。彼女たちに対するイメージは、「かわいそうなフィリピン人」という憐みの対象であり、保護すべき女性たちとして日本社会で扱われていることを知る。

「ジャバゆき」像の固定化はフィリピン社会の側からも行われていることを指摘する。ゴウは「フィリピンのメディアは、ジャバゆきと他の移民女性の状況を、彼女たちの職業ゆえに単純に性的な烙印を押して、センセーショナルに報道しています。ジャバゆきイコール売春婦、というステレオタイプがあります。セックスワークといっても、幅が広く多種多様だということを知ろうとすれば、いくらでもわかるのに、ジャバゆきはすでに硬直したカテゴリーの中に閉じ込められています」と論じている。

さらに、「「売春婦」という言葉には、社会的道徳的にいろいろな意味を含んでいます。貧困、下品、ふしだら。海外にいるフィリピン人労働者の間ですら、香港で家政婦をしている者は、自分たちの方が世間体のいい仕事をしているからと、ジャバゆきを見下しています。お見合い花嫁でさえ、ジャバゆきより自分たちの方がましだと考えています。自分たちは合法的に結婚しているし、夫に操を守っているからと主張しています」（リサ・ゴウ/鄭瑛恵:85-86）。

フィリピンにいるフィリピン人も、単純にその職業、セックス・エンターテイナーという職業だから、在日フィリピン人女性を見下している。香港へ家政婦として出稼ぎに行った女性の方が、ジャバゆきよりはましだという言説を生んでいる。つまり、フィリピンにいるフィリピン人たちも、日本に行ったエンターテイナーをステレオタイプでとらえている。リサ・ゴウ/鄭瑛恵:118-119）。

著者は、日本人支援者が、しばしばフィリピン人を「憐れな被害者を助けるかわいそうなジャバゆき」と見做して、対応していることが気にかかる。二人は、「この言葉が、これら日本人の心に映るフィリピン女性が被害者となっているからです。・・・フィリピン

人女性は日本人と同等の知性と人生の判断力を持った人間として見られていないことに気づき、フィリピン人女性が従属的な立場に置かれていることを危惧している」と述べている（前掲書 162）。

#### ⑤ フィリピン人ないしフィリピン人女性への表象（イメージ）の形成と変化

日本のフィリピン研究の人類学者の清水展と東賢太郎は、メディアや歴史的資料を利用しながら、固定化しつつある日本人のフィリピン人イメージについて検討している。これらに関する情報や研究が少ないので、参考のために触れておきたい。

清水展は「日本におけるフィリピン・イメージ考」（1996）において、執筆当時のメディアで描かれたフィリピン女性（エンターテイナー）に始まり、戦中から戦後に至るまでの日本人研究者が提示してきたフィリピン人像や社会像について概観した。そこには一定のステレオタイプイメージが繰り返えされていることを知る。しかしそうしたフィリピン理解（誤解）が一貫していることは、それがフィリピンの実態なのか、我々の先入観なのか清水も確信はもてないし、多様な多民族社会から構成されるフィリピン社会の全体像を描くことの難しさを述べている。

東賢太郎は「表象・イメージ・現実—在・滞日フィリピン人女性表象の変遷から」（2009）において、80年代から現在に至る、在・滞日フィリピン人女性表象の変遷をたどりながら、送り出し国と受け入れ国に都合の良いイメージが投影されてきたことをさぐる。80年代から90年代にかけて、メディア等ではフィリピン人女性に対して「性暴力の被害者」や「男性を騙す・騙される」という多分にネガティブなステレオタイプが継続的にみられた。その後、90年代後半から現在まで、フィリピン人女性は国際結婚や介護労働など就労などを通じて、出稼ぎから定住・永住という日本社会で存在感を増し、滞在する外国人登録者数も上位に位置するようになった。彼女らは介護者として、母として、妻として、現実根付いたイメージが定着しつつあると結論づけられる。

日本の社会・経済的状況の変化によって、フィリピン人女性のイメージが変容し、定着してきたことは確かだが、そこに一貫して持続するのは、日本人男性との関係性（結婚・性愛）と社会の必要性（介護）である。そのようなイメージはフィリピン人女性を商品として送り出したり、受け入れたりする国々の思惑によって、新たな支配的なイメージが形成される。

かつては「かわいそう」、「ずるい」、「騙す・騙される」から、「明るい」、「愛情深い」、「勤勉」へと変遷したイメージには、日本人男性、日本人女性、フィリピン人女性、研究者、NGOなど多様な主体による、それぞれの思惑や欲望が投影されていることも指摘できるといえよう。

## ⑥ それでも行きたい日本へ—賛成か反対か

日本のフィリピーナを研究したフィリピン人研究者バスカレスの『フィリピン女性エンターテイナーの世界』(1994)は、現地の言葉を用いて、フィリピン人女性エンターテイナーたちに自らのことばで語らせた、一級の民族誌であり、数少ない研究書の一つである。

エンターテイナーは、通常6ヵ月契約で働き、帰国する。帰国者のなかには、パナロとよばれる成功者、日本人と結婚して日本に留まることを決めた女性、家族を支える収入源である日本を離れることを残念に思い、オーバーステイしてしまう女性、反対に強姦、セックスの強要、性的虐待、暴力行為、精神病、麻薬中毒、自殺、死亡など不幸な事件や事故に遭遇した女性たちも多い。でも彼女たちはなぜ日本に向かうのか。

1991年9月、福島で働く21歳のエンターテイメントが死亡した。これをきっかけにフィリピン政府は女性出稼ぎの条件付き禁止(23歳以上への年齢制限)を実施した。しかし出国できなくなった女性たちは家族の生活を考え、この処置に批判的であった。実際は技術や才能を身に付ければ日本行は許可されることを強調していたのだが、賛成派と反対派が対立する。派遣業者の厳しい認定条件、経営者からエンターテイナーを保護する処置、セックス活動につながる同伴の禁止、芸術活動家になったエンターテイナーたちがホステスとして働くことの禁止、業者に対し、生命保険、損害保険、医療保険のエンターテイナーターティナーへの義務付けなどの労働者保護の施策があっても、大半のエンターテイナーは反対する。そのプラスとマイナスを列挙して、日本行き自体が矛盾した問題を抱えているところが理解できると思う(バレスカス 1994:116-132)。

### ※出稼ぎ賛成派

- a) 新たな保護的な条件付けの禁止がなくても、これまで日本で働いて生活が向上したこと。仕事は地味で厳しく、給料は契約より安い、日本に行くたびに給料があがる。日本に行ったことで自分自身が向上した。
- b) 昔はあまり働かなかった。でも今では一家の大黒柱になった。家族を助きたい。
- c) 家族にあまりわがままを言わなくなった。・・お金の管理も覚えたり、外国に行くと沢山のお金をもつことになる。
- d) 家を改築した。もし結婚したら、私の部屋を下宿にできる。

学校を出たで、日本に行くまでは安い賃金の仕事ばかりだった若い女性が日本に行つて初めて、年齢のわりには高い給料を定期的に保証される。日本でのこのような体験をしたエンターテイナーは、良い感情をもつ。

安定した職と収入、家庭を助けることの喜び、一家の大黒柱として尊敬されているという心地よさ、エンターテイナーはこのような理由で日本を目指す。

家族にとって経済的に余裕ができた。家族も娘がいれば日本に行くように勧める。近所の人も、それら家族が家を改築したり、電化製品を取りそろえるのを見て、自分たちの娘に日本行きをせかす。政府の海外労働政策により、フィリピン人は外国行を安易に決断してきた。

### ※出稼ぎ反対・危惧派

条件付禁止のせいで、フィリピンに帰ったら失業するかもしれないと心配する女性。実際は国に帰っても、仕事に就こうとしない女性が多い。あまりに安い賃金と社会的に低いステータスの仕事に就きたくない（帰国後の心配）。

日本へのエンターテイナー派遣に対して反対の立場をとる人は、若い女性の外見が派手になり、物質的な価値観に毒されることを心配している。物質的な欲望や夢のために日本に行くことに危機感がもたれる。

エンターテイナーの多くが、男たちを楽しませることが夢の実現の手取り早い方法と考えがちになることを危惧している。もっと生産的で建設的な手段があるのではと心配される。

娘たちを日本に送り出した家族は、娘たちに依存した生活を送るようになる。自ら働こうとしない家族が多い。海外から届くものすべてに満足しているが、欲望に果てしがなくなり、もっとももっととせがむようになる。

大きな問題は、家族の問題である。長年離れ離れで暮らすことによる、家族の崩壊という精神的な問題もある。

労働者、とりわけ若い女性労働者を海外に送り出す政策は、送り出し国と受け入れ国に経済的メリットがあったが、上記のように、実際に受け入れと送り出しにかかわった女性やその家族は、日本行にはメリットとデメリットがあることをうかがわせる。

送り出し国のフィリピンは、労働者の海外派遣を一つの重要な政策としていたが、海外労働政策に対しても、以前から強い批判があった。政府の政策の最も重要な側面は貧困対策である。貧困の根本的な原因が解決されないかぎり、貧困は脱却できない。労働者海外派遣性政策は貧困の一時的対症療法にすぎず、海外での需要に左右される不安定さがあるという指摘がある。著者は、日本への女性エンターテイナーの派遣を許す政策は根本的な再検討をするときがくるのではないかと予測している。

## 2) 介護労働に従事するフィリピン人女性の移動と就労

### ① フィリピン人介護労働者の研究

エンターテイナーの大量雇用が収束した2000年初頭より、また2000年の介護保険導入後から現在まで、介護が行われる場所が家庭から、そしてその担い手が外国人へと

移り変わって変わってきた。その結果、介護現場で働く外国人の在留資格が多様化した（高畑 2019:11）（注 4-11）。

日本におけるフィリピン人介護者の研究は、静岡県立大学の高畑幸教授によって、2006年以来、現在まで精力的に続けられてきた。彼女の関心は多様で、その方法も参与観察、聞きとり、量的調査を用いながら、大阪においてホームヘルパー2級講座の開設支援、教材の翻訳や通訳、EPAのフィリピン人介護福祉士1期生の追跡調査、離島における結婚移民の介護の事例、結婚移民にとっての介護職参入の問題等を幅広く調査し、多くの成果を上げてきた

（高畑幸 2009a, 2009b, 2010, 2011a, 2011b, 2014, 2015, 2018a, 2018b, 2019, 2020）。フィリピン人介護者については、鈴木伸枝（2009）や小ヶ谷千穂（2019）などの研究も付記しておく。上記の研究を土台にして、どのようなカテゴリーのフィリピン人が、どのようなプロセスを得て日本にきて、どのようなルールのもとで生き、どのような思いで介護労働に関わっているか考えてみたい。

## ② フィリピン介護労働者流入の背景

日本において、介護福祉士や看護師などケア労働への関心は、再生産領域のグローバル化と国際商品化が始まった1980年代以降に顕著になってきた。送り出し国と受入国の生活・就労スタイルの変化や経済的理由など、さまざまな問題な絡み合う中で生み出されたケア労働者の移動現象である（高畑 2018b:70, 2020:32）（注 4-12）。

移民大国のフィリピンはいち早く1992年からカナダに住み込み型の介護者（ケアギバー）を送り出した。英語が公用語であるフィリピン人は、カナダのほか、米国、オーストラリア等英語圏の先進国への出稼ぎ・移民意欲は高い。アジアの先進国向け（台湾、シンガポールや香港）にケア労働人材の育成と資格認定のプロセスが出来上がり、多数の家事労働者が送り込まれた。フィリピン政府はそれらに続く第三のケア市場を開拓すべく、「明るくホスピタリティにあふれるフィリピン人はケアに向く」というキャッチフレーズで営業活動を展開した（高畑 2019:10, 15）。

一方、日本では、2000年以降、介護保険を利用できる施設や事業所が増え、介護職員の需要が高まった。しかし介護職員の給与は低いままで、介護事業所ごとの賃金の格差もあり、どこの介護施設でも、新卒人材の採用が難しく、非正規雇用の中高年女性に頼るしかなかった。介護現場の若者離れは将来の介護人材の枯渇を予想させた。このような状況の中で、次第に派遣会社は在日外国人を重要な介護人材としてみなし、ホームヘルパー2級講座の修了者を派遣人材として採用するようになった（高畑 2018b:69-20, 2019:15-16）。

2000年初め、このようなフィリピンと日本の介護に関する社会情勢を身近にとらえた在日フィリピン人女性（彼女たちの多くは、かつて興行ビザで来日し、日本人男性と結婚して定住している結婚移民）は、さまざまな経緯により、介護労働市場に参入するよう

になった。介護職外国人の中で、これら結婚移民の介護従事者の多さがとくにフィリピン人が突出している理由である（高畑 2020:46）。

### ③ フィリピン介護労働者の類型と専門職化への流れ

日本では、2000年以降、介護現場で働く外国人の受け入れが様々な形で進行した。フィリピンから来日し、介護労働に従事する人たちには、以下の6つほどの異なった類型がみられる（高畑 2018a:64-66, 2018b:70-76, 2019:35）それに家事労働者を加えて考察する。（高畑 2020:48）（注 4-13）。

#### a) 身分関係による定住者（結婚移民・在留資格・日本人の配偶者等、定住、永住）

在日韓国・朝鮮人、結婚移民や日系人等の就労活動に制限のない定住外国人をさす。いち早く、介護職についたのは、日本人との姻戚・血縁関係をもとに、在留資格「日本人の配偶者等」や「定住」を得た結婚移民や日系人、そして戦前から日本で暮らし在留資格「特別永住」をもつ在日韓国・朝鮮人等、活動の制限がない定住外国人である。いわゆる身分資格で滞在する人たちである（高畑 2019, 2020）。

多くの結婚移民の女性たちが日本で介護労働に従事したのは、彼女らを介護職集団として育てようとする会社や組織があったこと。彼女たち自身も自らの社会的評価を高めたかったこと、1990年代以降のグローバルなケア労働市場拡大の情報を得たことなどから、2000年介護保険導入以降、日本における外国人介護者の先兵となった。

2000年代前半、各地の自治体や民間の資格スクール等で、介護職へのエントリー資格となるホームヘルパー2級講座（2013年介護職員初任者研修）が開かれた。これは国籍・学歴不問の資格だったため、定住外国人も問題なく利用できたし、彼女たちが「手に届く資格」として魅力的であった（高畑 2009a, b, 2019:16）。

年齢的に中年を過ぎた結婚移民女性たちは、自らの事情から加齢・高齢化の問題もあった。すなわち、子どもたちの手前、夜の仕事も難しくなる。介護ならば、今後も長期的に顔用が見込めるし、若いフィリピン人女性に先輩として対応できると考えたのであろう。ホームヘルパー2級講座は彼女たちにとって、日本語を学び直す機会となり、日本で手にする初めてのライセンスであり、「何かをなしと遂げた証拠」となった。（高畑 2010, 2019, 鈴木 2009）。

高畑が聞き取り調査した際、研修を受けた理由として、自分がエンターテイナーとして来日したことを（日本で生まれた）子どもが恥ずかしがっているのを知り、「子どもに尊敬されたいという思いから介護の資格を取った」と話す人が何人かいたという。結婚移民にとって、介護職は社会的地位を得る手段ともなっていたことが伺える。また多くの職のある都市部で暮らすより、就職先が少なく、高齢化率の高い過疎地域（農村・離島）において、介護施設は外国人にとって、貴重な正規雇用の仕事であることから、長期にわたり

介護施設で働けることに安堵感を覚えるとフィリピン人介護者は述べている（高畑 2020:46-47）。

また EPA 介護福祉士候補生が働き、訓練する介護施設では、日本語もわかり、これまでの結婚生活で家族介護をした経験のある結婚移民の女性は、また同胞の先輩として、若いフィリピン人介護福祉士候補生を支える役割を果たす重要な役割を果たしている（高畑 2018a:70）。

#### b) 経済連携協定（EPA）による介護福祉士候補者（「特定活動」）

2008年以降の経済連携協定（EPA）による介護福祉士候補者（以下 EPA 候補者）は、官製の外国人介護労働者である。日本では、フィリピンやインドネシアやベトナムとの二国間協定・経済連携協定（EPA）に基づいて、2008年にインドネシア、2009年にフィリピン、2014年にベトナムから、EPA 候補者の受け入れが始まった。

彼らの在留資格は「特定活動」である。これは日本にとって、実質的な技能移民（のちに国家資格を取得すれば定住が可能になる）の受け入れとなる（高畑 2018a:65, 2020:49-50）。日本において、外国人が「労働者」として、公的に対人サービス労働に従事する契機となった。（高畑 2020:31）。

二国間協定のため、送り出しと受け入れ斡旋の窓口は各国で一本化され、フィリピンの場合は、「海外雇用庁」が送り出し、日本は厚生労働省管轄の「国際厚生事業団」が引き受ける。応募要件は、フィリピンの場合、フィリピンの看護学校（学士・4年）卒業が課せられている。各国の EPA 候補者も高学歴で、ジェンダーは女性が多いが男性も混在している（高畑 2018b:73）。

候補者たちは、在日前後に合計1年間の日本語研修を政府負担で受け、単身で来日する。来日前に労働契約を交わした介護施設で働きながら（ただし転職不可）日本語と介護福祉士試験の勉強を続ける。施設に着任してから3年間の就労・研修中の賃金は受け入れ側が負担する（高畑 2018b:73）。

彼らは3年間日本語と介護福祉士の勉強を続け、3年の実務経験を経て試験に合格すれば、介護福祉士として滞在延長（実質無期限）ができ、他の介護施設への転職及び家族呼び寄せが可能となる。

2018年現在 EPA 候補者の出身3か国で、2017年までの受け入れ累計数は2,777人にのぼる。そのうち、910人が介護福祉士試験に合格した。また同年から有資格者に限り、訪問介護ができるようになった（高畑 2018b:72-74, 2020:47-50）。

2009年から EPA 協定によりやってきたフィリピン人介護福祉士候補者は、介護卒で累計1789人、看護卒で累計546人であった（高畑 2020:50）。来日して、日本語能力がゼロの状態から、3年間働きながら勉強を続けて日本語による介護福祉士試験を受けるというハードルは高かった。

高畑は、2009年から2013年にかけて、フィリピンEPA候補者一期生190人のうち、49人の追跡調査の結果、来日して4年弱、国家試験の受験資格を得るまで日本に滞在していたものは28人、21人が受験前に中途帰国した。そのうち9人がアメリカやカナダやフランス等へ移住している。日本で受験した28人のうち、合格者は9人、不合格のうち5人が帰国、14人が再受験のために日本に残った（高畑 2018a:72）。その後の状況を見ても、中途帰国した女性たちは、海外移住という選択をするものが多い。フィリピン人介護労働者の需要が世界的な傾向であることが示されている（高畑 2011a, 2014, 2018a:70-73, 2018b:75, 2020:50-51）。

### c) 在留資格「介護」（介護福祉士を目指す留学生）

2017年は、介護分野で外国人の受け入れが、急に拡大した年である。この年、入管法の改正により、介護福祉士を目指す留学生のために在留資格「介護」が新設された。民間企業の仲介により、フィリピンで日本留学希望者を募集し、日本にある日本語学校や介護の専門学校が渡航費と学費を奨学金として提供して来日させる。勉強のかたわら、資格外労働が許される週28時間、アルバイトとして介護施設で働く。2010年代か半ばから増加したようである（高畑 2018a:65, 2018b:75）。

はじめは留学生として在留資格「留学」として、日本語学校および介護福祉士養成施設（専門学校、大学等）で学び、所定の単位を取得して卒業すると（2019年時点では国家試験免除）で介護福祉士資格を獲得できる。介護福祉士になれば、在留資格を「留学」から「介護」に変更でき、長期滞在（実質無制限）と家族呼び寄せが可能となる。2018年現在、この枠でのフィリピン人滞在者は20名である（高畑 2020:50）。

EPAでは大学卒者が日本の介護福祉士資格を取得すれば、長期滞在が可能としたが、ミドルスキル（専門学校卒業程度）の福祉職でもそれが可能となる。かつて「専門職」としてのハードルを上げてみたが、結局それをクリアできる人は限られていたので、やむなくなくハードルを下げた形である（高畑 2028b:75）。

高畑が2019年、インタビューした介護の留学生として来日中のフィリピン人女性（20代）の事例から、彼女の日本へ来る動機、日本での学習とアルバイト、卒業後のお礼奉公の様子が具体的にみることができる。彼女は母国で大学卒業後、安定した職業に就けなかったため、叔母がいる日本に行くことにする。仲介業者から提供されたパッケージに申し込み来日した。渡航費や学費は運営会社が奨学金として支払い、来日してからは指定された介護施設でアルバイトをしながら、日本語学校で学ぶ。卒業後は指定の介護施設で働くという（高畑 2020:50-51）。

#### d) 技能実習生（技能実習）として介護現場に係る

政府はさまざまな方法で、将来を見据え、外国人介護労働者を獲得しようと試みている。2017年11月の技能実習改正法で、技能実習生受け入れ可能職種に「介護」が追加された。2018年5月から「介護の技能実習生」が来日する（高畑 2018b:75）。

応募条件としては、18歳以上、単身での滞在、受け入れ施設から転職できない。日本語能力がN4程度、EPAと違って学歴の要件は明記されていない。入国から1年後には日本語N3程度が求められる。2018年の時点で、着任してから3年後、技能実習を終えた後、介護福祉士の試験に合格すれば引き続き、滞在できるようになる。基本的に実習期間は3年だが、条件により5年に延長可能である。家族呼び寄せも可能となる（高畑 2018b:65, 2020:51）。

2018年現在、介護の技能実習生は合計1823人いるが、そのうちフィリピン人は13人と少ない。ベトナム人（653人、構成比35.8%）が多く、フィリピン人は技能実習生の送り出しには積極的ではないようだ（高畑 2020:51）。今後、技能実習改正法は技能実習制度の根本的な見直しとなると思われる。技能実習は本来途上国への技能の移転が目的であるのだが、技能実習で入国し、介護福祉士試験に合格し、さらに滞在延長可能となれば、本来の目的とはかけ離れてきてしまう（高畑 2018b:75-76）。

#### e) 「特定技能1号」による介護職への就労

少子化の進展に伴い、人手不足が顕在化してきており、この流れに対応するため、2019年4月、在留資格「特定技能による介護人材」として、新たな在留資格「特定技能1号」が開始された。介護業界は高齢化の影響を最もダイレクトに受けているからである。特定技能には、1号と2号があるが、現行の専門的・技術的分野の在留資格は「介護」しかないため、特定技能「介護」と呼ぶ。特定技能「介護」は介護施設などの現場で一般の従業員を外国から受け入れるための制度である。「技能実習」のような教育を目的としたり、「EPA」や在留資格「介護」のように国家資格の取得・所持を要件としたり、就学・研修期間はない。あくまで介護現場の人材不足を補うための即戦力となる人材を求めている（「特定技能 Online」2023年11月2日）特定技能「介護」の資格取得要件は4つの方法がある。

第一は、来日前に「日本語能力試験」（国際交流基金日本語基礎テストまたは日本語能力試験N4以上および介護日本語評価試験）と技能試験（介護技能評価試験）の2種の試験に合格する必要がある（厚生労働省『介護分野における特定技能の在留資格に係る諸制度の運用関する方針』に係る運用要綱）。合格すれば、特定技能「介護」の在留資格で、最長5年の就労ができ、その間同じ介護職であれば、他の施設に転職が可能となる。この試験は2019年4月から2020年2月にフィリピンで11回実施され、相対的にこの枠組みで来日するフィリピン人が増えている（高畑 2020:51）。特定技能介護の資格を得る

には、上記の試験に合格するほか、下記のような要件をクリアすれば、「介護技能」と「日本語能力」の試験を得ずとも在留資格を得ることができる。

第二は、介護福祉士養成施設の修了者は、十分な介護技能と日本語能力を有する者として、上記試験が免除されている。

第三は、EPA 介護福祉士候補者として訪日し、厚生省の定める施設で4年間の就学：研修に適切に従事した人は、十分な介護技能・日本語能力を有するものとして上記の試験が免除される。

第四は、技能実習生として第二号技能実習を良好に修了した人は、十分な介護技能・日本語能力を有する者として上記の試験が免除される（「特定技能 online」2023:11:2）。

#### f) 新日系フィリピン人（日本人の配偶者等、定住、永住、日本国籍）とその母親の介護施設での雇用

新日系フィリピン人（以下新日系人）とは、日本人の父とフィリピン人の母のあいだに生まれた子どもたちである（高畑 2013, 2016）。1980年代後半から2005年にかけて、若いフィリピン人女性が、ダンサーやホステスなどのエンターテイナーとして日本各地で就労していた。

仕事を通じた付き合いから親密となったエンターテイナーと日本人客の間に多数の婚外子が生まれ、一説では2-3万にも上ったという（高畑 2018b:74）。当時は国際婚外子が日本国籍を得る方法は、胎児認知（出生前に役所に認知届をだす）のみであったが、2009年の改正国籍法の施行によって、国際婚外子が生後認知でも日本国籍を取得できるようになった。父親との連絡が付き、認知を受けた子どもたちはフィリピン国籍から日本国籍を取得できるようになった。2009年から2015年にかけて、3900人にも上る（高畑 2013, 2015, 2016, 2018b:74, 2019）。

旅費も生活費もない新日系人の母子に手を差し伸べたのは、関西地方や東海地方の病院や看護施設が多かった。多くは人道的見地から、また人手不足を補ってもらうことを条件に、母子に渡航費を貸し付けた。母親たちはすでに30-40代となっていたので、昼間の仕事を求め、日本語会話が可能なことから、介護職に適していると判断された。子どもが学校に馴染むと転校を嫌がるために定着する要因になったが、定住者の資格を得た母親たちには、職業選択の自由もあり、介護よりも簡単な工場労働等へ移っていく者もいた（高畑 2018b:74-75）。新日系フィリピン人については、高畑（2013, 2016）、橋本直子（2013）原めぐみ（2023）などの研究が必見である。

#### g) 外国人家事労働者

日本の再生産領域を支援するケア労働である家事労働についてみてみよう。現在、香港、シンガポール、台湾など東アジア・東南アジアの国々では、海外からフィリピンやインドネシアからの女性家事労働者が多数就労している。彼女たちの存在は、発展しつつあ

るアジアの中産階層の生活をささえ、今や欠かせない存在になっている。その点は日本の家事労働者の移動はまだ十分ではない。

2016年の「女性活躍」政策（女性の社会進出のための政策）に合わせて、東京、神奈川、大阪などに作られた国家戦略特区で、外国人家事労働者の受け入れの試みが始まった。1950年代から、在日外国人宅や外交官、多国籍企業の社員宅で、ひそかに働く、フィリピン人家事労働者がいたが、この政策の実施によって、日本人宅でも外国人家事労働者が働くことができる時代となった（高畑 2020:31）。

フィリピン人が家事労働者として選択されたのは、1990年代から始まる、東アジア諸国でのケア労働者の需要を目指す人材育成をしてきた経験や、国家を挙げて「英語が堪能で明るい女性労働者たちはケアに向く」というイメージ戦略が功を奏したことにもあ  
る。（高畑 2020:31）なお近年の日本の家事労働については、定松文の一連の研究に詳しい（2018, 2019, 2020）。

#### ④ 介護職の専門化への流れと女性介護労働者の置かれた立場

これまで述べてきたように、日本における外国人介護労働者は、日本の介護市場の拡大と介護人材の不足によって、多様な形式を用いてその受け入れを試みてきた。介護職で働くフィリピン人の在留資格は、2000年の介護保険導入時から身分資格（永住・日本人の配偶者等、定住者）、2009年の特定活動（EPA）、2017年からの技能実習および介護、2019年から特定技能の順に、日本の介護市場の門が次々に開かれてきた。どの介護職でもフィリピン人は働いている（高畑 2020:52-53）。

最初のフィリピン人介護労働者はフィリピン人の結婚移民であった。彼女たちはエンターテイナー時代の経験から対人サービスに慣れており、日本語会話もできたため、漢字の読み書きはできなくても、介護職に就きやすかった。一方、2008年に以降、新たな外国人介護人材が参入し、彼らとの待遇面での格差が生じるようになった。2018年、常勤者の介護職の平均月収は、介護福祉士資格保持者は30万3,460人に対し、無資格者は26万1,600人である。結婚移民は加齢・高齢化が進み、識字力・学力のスキルアップができにくい状態であるので、今後もその格差は続いていくと思われる（高畑 前掲書 53）。

2000年以降、日本において介護の専門職化が進み、それにともない介護職内に行くつかの差別が生じている。介護職の出願において、在日時の出身国の学歴が問われるようになる。大学、専門学校、ハイスクールなどの資格が必要になってくる。また女性特有の問題も差別につながっている。

日本においては、外国人女性介護労働者の「賃金労働」と「妊娠・出産・育児」という再生産労働が切り離され、「労働力のみを提供する存在」として想定され、「再生産活動を担う存在」としては想定されてこなかった。技能実習は最大5年間滞在できるが、「技能実習中に妊娠した場合はすぐに帰国する」という同意書を書かされた者もいた。一方、

EPAによる介護福祉候補者は産休・育休が取得可能である。同じ介護職でも、受け入れ枠組みがEPAか、技能実習かによって待遇面で大きな格差がみられる。(高畑 前掲書 54-55)。

日本における介護労働者への需要がますます高まり、今後、技能実習生の数と国籍も増加するにつれ、婚外子も多国籍化する可能性が高い。2020年4月現在、東南アジアを中心に16ヵ国から技能実習生が来日しており、技能実習生の間に婚外子が生まれる可能性は否定できない。国境を越えて若者が移動すれば、そこで労働のみならず、妊娠・出産・育児が生じるのは当然で、今後、日本で生まれる婚外子の国籍取得や在留資格認定も、移住労働者をめぐる課題の一つになろうと、高畑は指摘している(高畑 前掲書 55)。

#### ⑤ 日本におけるフィリピン介護者の生活と働き方—事例研究から

2000年の介護保険導入、さらには2004年の改正派遣労働法の施行によって、介護施設での労働者需要が増大し、派遣人材を確保したい派遣業者が先頭にたつて、各地の自治体にホームヘルパー養成の講座を開講したり、フィリピン人向けのスクールが開校した。そこには日本人に混じってフィリピン人結婚移民の人たちもいた。

##### a) フィリピン人介護者の就労実態—事例研究から

高畑はこの二つの論文(2018a:2018b)で、日本におけるフィリピン人介護者の就労実態と定着の課題を、1990年代から介護に従事する結婚移民と、2009年から受け入れが始まったEPA介護者に焦点を当てながら論じている。高畑の2018aの論文から、結婚移民の定着事例と困難事例をそれぞれ2事例、EPA介護福祉候補者の定着事例と困難事例を2018aと2018bから、それぞれ一事例ずつ紹介する。

それぞれのカテゴリーの介護者の定着と困難な事例を通じて、日本での今般の介護福祉士制度の問題点を個別的・具体的に明らかにしている(注4-14)。

#### ※結婚移民の定着事例 (高畑 2018a:68-69)

##### 定着事例1 (九州地方の女性Aさん、50代)

Aさんは80年代後半、日本人と結婚し、子育てをしながら舅と姑を在宅で介護し、見送った。子どもはすでに成人したので、それまでの介護経験を生かして、ホームヘルパー二級を取得し、訪問介護をへて、介護施設で働いている。同施設がEPA候補者を受け入れることになり、彼女がその研修担当となる。その後、彼女が担当して候補者は介護福祉士の試験に合格した。その間、Aさんが日本生活の先輩となり候補者たちを支えた。

##### 定着事例2 (九州地方の女性Bさん、50代)

Bさんは80年代後半、興行労働を経て日本人と結婚。過疎地に定住。子どもはすでに成人している。パブで働く女性の服飾の仕事やパブの経営をへて、2010年ホームヘル

パー二級の資格を得る。しばらく昼は介護、夜はパブの仕事をしていたが、2011年から特別養護老人ホームでフルタイムとして働くようになった。同じ施設にフィリピン人が6人勤務しており、Bさんはリーダー格である。「国から離れて暮らしているのに、周りから認めてほしいという気持ちが大きく、頑張っている」という。

## ※結婚移民の困難事例（高畑 前掲書 69-70）

### 困難事例1（中国地方の女性Cさん、50代）

Cさんも90年代、興行の仕事を経て日本人と結婚。夜にスナック勤務を続けていた。その後、友人の勧めでホームヘルパー二級資格を取得する。ホームヘルパーとして2年ほど在宅看護を続けていたが、利用者家族の懐疑的な態度、常に監視されている様子に不信感をもった。これまでのスナック仕事や食品会社の仕事はもくもくと仕事をすればよかったが、介護のように、日本人と密に連絡したり、協力するような経験はなかった。今は介護職をやめ、英会話の講師をしている。

### 困難事例2（中国地方の女性Dさん、40代）

Dさんは90年代初め、日本人男性との結婚をきっかけに来日し、英語会話講師をしていた。フィリピン人の友人に誘われて、ホームヘルパー二級の資格を取り、その後、老人健康保健施設で働いていた。しかし、利用者から「あなたはガイジンか。色が黒い。気持ちが悪い。ガングロだ」と差別的な言葉を投げかけられショックを受けた。そのような言葉を浴びせられたのは初めての経験だった。しばらく落ち込んでいたが、「乗り越えなければならぬ」と考え、介護職にとどまった。

たしかに介護は日本人と密な会話が必要だし、連絡も密にとらなくてはならないし、日本語の書き言葉にも慣れなければならないので、ストレスのたまる仕事である。一方、外国人になれない同僚や利用者から思いもかけない差別的な態度や発言にあうことも出会うこともある。職場や研修において、外国人に対する偏見をもたず、外国人が気持ちよく働ける環境づくりが大切かと思う。

過疎地においては、介護の仕事は数少ない安定的な仕事であり、社会保険にも加入できる職場でもあるので、これまでの結婚生活の経験を活かし、またフィリピン人のキャラクターを生かせるような生き方が望まれる。

## ※EPA 介護福祉士候補者の定着事例

### 定着事例1 九州地方の女性Eさん、20代

来日前、看護大学を卒業したばかりのEさんは、将来看護師として海外に行くことを考えていた。2008年当時、介護労働者として海外に就労することがブームになっていたのので、海外に早く行ける介護福祉士候補生として日本に行く道を選んだ。半年間の日本語研修を終え、2009年5月、九州の地方都市にある施設に着任した。その施設はすでに数

人のインドネシア人とフィリピン人の候補者がいて、日本語と介護福祉士試験対策に熱心であったし、勤務時間のうちに、指導者とともに勉強する時間があった。幸い2013年3月、Eさんは介護福祉士の試験に合格した。その後、婚約者と結婚し、夫を九州に呼び寄せ、夫とともに暮らしながら、当初着任した施設で働き続けている。

#### 定着事例2 西日本の過疎地で暮らす男性Fさん、30代(高畑 2018b:77-78)

Fさんは、海外出稼ぎに興味をもっていて、来日前、労働雇用省が認定した学校で半年間の介護研修を受けた。2009年EPA協定に基づき、介護福祉士候補者の募集に応募し、運よく西日本の施設から採用内定を得た。

その施設は、Fさんを含む2人のフィリピン人介護福祉士候補者に対して、週2回、勤務時間内に学習の機会を与え、手厚いサポートをした。Fさんは3年間、日本語と介護福祉士試験の勉強をして、2013年の試験に合格する。

今も同じ施設で働き、妻子も呼び寄せた。Fさんの日常生活は彼と同世代の日本人男性とあまり変わらない。違いがあるとすれば、弁当がフィリピン料理なのと、愛読書が英語ということくらいか。

Aさんは、現在勤務先の法人が新たにフィリピンから介護福祉士候補者を雇うときに、法人職員とマニラに行き、職場環境の説明をしたり、来日した後輩の面倒をみて、日本語や試験対策のアドバイスをしている。目下彼の関心は、「特定活動」の在留資格のため介護職を続けなければならないが、永住権を取得したいと考えている(高畑 2018a:72)。

### **※EPA介護福祉士候補者の困難事例**

#### 困難事例1 四国地方の女性Gさん、20代

Fさんは介護の経験はなかったが、介護職ならば海外に行きやすいので、親の勧めもあって介護研修を受けた。その後、EPAの候補者に応募し、四国の施設とマッチングが成立し、2009年、初めて来日した。日本語学習も介護の仕事も初めてである。赴任地が過疎地で、生まれ育ったマニラとは大違いであった。当時日本ではインターネット(Wi-Fi)も普及していなかった。孤独感からネットの世界に引きこもるようになり、2010年7月ついに堪え切れず、中途帰国となった。自分の無力さが情けない。思ったよりも手取りの給料が少なく、あまり家族に送金できなかったという。帰国後、婚約者とともにカナダに渡った。日本という「踏み石」を経てカナダへ渡るという多段階移動は、彼女だけではなく、複数の候補者がたどる道である(高畑 2018a:73-74)。

#### 困難事例2 関東地方の女性Hさん

Hさんは2010年5月、EPA候補者の2期生として来日した。しかし着任した施設で(特別養護老人ホーム)で、提出した卒業証書が偽造だとして、ホームページに経歴詐称と非難する内容を報じられた。彼女は2013年3月に退職したが、法人は経歴詐称で得

た給与は不当利益だと訴えた。彼女も EPA の支援団体の力を借りて、損害賠償請求を申し立てた。最終的には 2017 年、東京高裁は、法人の違法行為を認め、20 万円の賠償を命じた。その間、支援団体は彼女が働く施設を用意し、裁判を支援した。(高畑 2018a:73, 2018b:78-79)

## まとめ

EPA 候補者が来日して直面するのは、さまざまな制度上の問題である。契約した法人とミスマッチがあっても、問題がある施設でも、施設の移動は難しい。候補者は当初の受け入れ施設に 3 年間働かなくてはならない。H さんのように、結果的に小規模な支援団体が介入しなかったら、転職できなかっただろう。問題は国家資格取得と在留資格が一体化していること、「紐づけ」、「しぼり」になっていることがこのような悲劇を生みやすい(高畑 2018b:79-80)。

介護施設での労働条件の悪さ、意思疎通の不足、極度のホームシック等で、国家試験の前に中途帰国になる事例も多いようで、真にきめの細かいケアが必要と思われる(高畑 2018a:74)。

中途帰国や多段階移動の事例でみられたように、EPA 候補者は大卒で、英語も堪能である人がほとんどである。彼らは転職に慣れており動きは速い。彼女たちは日本よりも英語圏で働く方が言葉の壁がない分負担が少ないといえる。一方、日本の受け入れ施設で働く介護職員の多くは海外で暮らした経験もないので、フィリピン人の多段階移動などは想像もつかないかもしれない。日本語教育を急がず施設の研修担当と英国圏の先進国への移住を最終的に目指す候補者とは、越えられない思考の壁があるようだ(高畑 2018a:74-75)。

候補者の多くが赴任する過疎地では、外国人支援団体や支援する個人の数も少ない。また職場で出会う研修担当者や同僚のほとんどが地元民であり、英語を話せる人材が少ない。過疎地では若い人が少ないし、ましてや外国語を話す人はまれである。言葉の壁は思いのほか高く、彼女らと孤独を共有し、適切なアドバイスやケアができる人材がいないと、中途帰国という最悪の事態も生まれるかもしれない(高畑 2018a:74-75)。

E さんの受け入れ施設のように、EPA 候補者たちに研修担当者をつけたり、勤務時間内に勉強の時間を設ける施設もあれば、H さんのように勉強以前のパワハラで職場を去らねばならない場合もある。成功例を参考にした政策転換が求められる。

## ⑥ 結婚移民にとって介護職とは—在日フィリピン人結婚移民の介護労働参入への動機

2000 年以降、在日フィリピン女性の介護職へ参入が目立ってきたが、鈴木は 2005 年から継続的に彼女たちの介護現場への参入の動機を、また高畑は 2008 年にフィリピン人介護者への調査を実施した(鈴木 2009:9-11, 高畑 2020:16-28, 2018a:67-70)。その多くはフィリピン人女性たちの社会的位置づけ、他者に対する固定化するイメージを克服する試みであった。

フィリピン人女性たちの介護労働への参入のきっかけは、すでに述べたように、ホームヘルパー養成講座の受講に始まる。首都圏や東海地域に、通訳がついた医療実務経験者が説明する講座が開講され、急速に広がったこともあった。そのようにして、彼女たちの間に有資格者の介護従事者が増えていった。彼女たちが介護労働に注目した理由は、介護労働が、彼女らに経済的安定以上の変化をもたらしたことである。以下いくつかの理由をあげる(鈴木 2009:9-11)。

a) 結婚移民として在日したフィリピン人女性は、移民女性として生存権・労働権を含む市民権獲得を願った。自らに帰せられた負の表象や言葉の壁によって、これまで「二級市民」としての扱いを受けたと感じていたからである。ある女性はヘルパーに養成講座の修了式に「日本語で日本人と同じ資格をとることができました。これでやっと(日本人)と同じスタートラインに立てました」と感想を述べている。また腰痛で医者に通っているとき、職業を聞かれ「ヘルパーです」と答えたところ「偉いね」と言われたという。これまででない体験だった。

在日フィリピン人女性が体験する「二級市民扱い」は、帰国時や在日フィリピン大使館やフィリピン人コミュニティにおいても、かつてのエンターテイナーのときに向けられたまなざしと異なっていることを感じた。このような経験は彼女たちに大きな自信と新たなアイデンティティの構築に寄与しているといえる。

b) これらに関連して、自分たちが置かれてきた「ステレオタイプへの挑戦」として、「日本社会へ貢献できる介護という仕事」に就こうとした。介護労働に参入するフィリピン人女性たちの多くは「日本でのフィリピン人のイメージが悪いから改善したかった」という。

c) 教育熱の高いフィリピンで、納得がいくレベルの教育を受けられなかったことの挽回や自己の向上心を満たせるようなスキルアップへの願いに挑戦。日本語での資格取得、食品衛生管理者資格などの取得をめざした。「二級市民」からの脱却とも重なる。

d) 自らが中年を迎え、就労にも限度があることを悟り、少子高齢化の中で、需要が減ることがない介護を選んだ者がいる。本国の親や兄弟姉妹、前夫の子どもへの仕送りなどのために、やりくりができないことは主婦として屈辱であるため、社会的な名目もたち、安定した介護の仕事に就き、経済的自立したかった。しかし妻の経済的自立と介護労働に反対する夫もいるので困難な家庭もあったが、彼女たちは経済的主体になることに強い願望がみられた。

e) フィリピンにいる両親や他の年寄りの面倒を見たいが、日本に居てはできないので、その代わりに日本の老人の世話をすることで、自分の中にあるケアの欲求に応えたいというタイプ。トランスローカルな愛情移転ともいえる。

フィリピン人女性介護者は多様であり、複数の要因を持っている場合はあるが、上記のような比較的共通した動機をもって介護の仕事に参入している。

高畑らは2008年、在日フィリピン人介護者を対象とする調査を実施した。目的は「外国人が日本で介護職を就くことについて」である。対象者はホームヘルパー二級などの介護職資格を取得した、東京、名古屋、大阪にある派遣会社をつうじて、タガログ語および日本語の調査票を500部配布し、190部回収した。平均在日日数は12年、就労のため来日し、日本人と結婚したひとが78.0%であった。回答者は「日本人と結婚して安住し、配偶者とも同居しており永住権をもつ安定層」が多かった（高畑 2010:17）。

介護職への動機は、鈴木の研究と同様に、貢献意欲であった。「人に役立ちたい」（16.4%）、「社会的評価を上げたい」（15.9%）、「長く続けられる仕事をした」（13.8%）のように金銭的利得よりも、利他的貢献意欲や社会的評価があげられた。そのほか「フィリピンにいる家族にすすめられた」とか「家族の介護に役立てたい」という回答もあった。また、自由回答のなかには職場での差別や偏見がまだある様子もうかがえた（高畑 前掲書 16-21）。

### 3) 東アジアで増える結婚移民

国際移動のグローバル化に伴い、異なる国籍をもつ者同士の結婚が次第に増大している。近年の国際結婚・結婚移民の増加は、日本以外でも、台湾（ウ・シンイン 2020, 横田祥子 2005, 2008, 高畑幸 2023）や韓国（キング 2011, 李善姫 2014, 高畑 2023, 藤井勝・平井晶子編 2019）などの東アジア諸国で共通した現象である。その背景には、東アジア社会における少子高齢化や結婚仲介業の普及がある。

日本に着目すると、1980年代半ばから東北の農村地域で始まった日本人男性とフィリピン人女性や中国人女性の国際結婚、いわゆる「ムラの国際結婚」（日暮高則 1989, 賽漢卓椰 2011, 李善姫 2012a, b, 山口考子 2007, 武田里子 2011）と、日本の地方都市でみられるフィリピンのエンターテイナーと日本人男性との国際結婚が、アジアからの結婚移民の事例である（高畑 2003, 2015, 2016, 2023, Lieba Faier 2009, 佐竹・グノアイ 2006, 佐竹・金 2017, 吉田 2010/2020, 永野 2008, 定文 2002, Suzuki 2005, 鈴木 2010 など）。

#### ① ムラの国際結婚

ムラの国際結婚とは、1980年代半ばから数年間、過疎地域における農業の後継者の未婚・高齢化嫁対策として行われた、行政主導の国際結婚である。当時、農村では農家の

後継者が不足し、嫁飢饉とよばれる状況が生まれ、村の存続に関わる関心事となっていた（宿谷京子 1988）。

1986年の春、山形県西村山郡朝日村で、嫁不足を解決する手段として、村役場が中心となって、フィリピンから数人の花嫁を迎え入れたことがきっかけであった。さらに同様な問題を抱えていた他の東北地方や新潟県の村々でも、民間業者に委託し、中国や韓国から花嫁を求める見合い結婚が実施されるようになった。ここに「ムラの国際結婚」という新しい国際結婚の形態が生まれた（新田文輝 1995, 宿谷京子 1988, 高畑幸 2022:15）。

アジア人花嫁の誕生の背景とその実情について、宿谷京子は『アジアから来た花嫁一迎える側の論理』（1988）において、過疎化対策として始められたアジアからの花嫁の存在を、人権擁護の立場から説明している。ムラの国際結婚は、アジア人女性の犠牲の上に成り立っているのではないかと指摘した。一方、日本人女性と結婚できない婚期を逸した農村の跡継ぎ男性にとって、アジア人との結婚は、イエの存続だけでなく、村の存続をかけた問題であり、彼らにとっての人権問題でもあるといえる（新田 1995:102-103）。

佐藤隆夫も『農村と国際結婚』（1989）において、農村における斡旋業者を介させた国際結婚を、人権問題としてとらえた、法律家の分析を明らかにしている。

ムラの国際結婚は、文化や言語やライフスタイルの異なるため、外国人妻や国際結婚家族が抱える様々ストレスに対応する必要が出てきた。1990年代より、精神科医として、またNGOの活動家として山形県で、外国人花嫁のケアに当たってきた桑山紀彦は、『国際結婚とストレス：アジアからの花嫁と変貌するニッポンの家族』において（1995）、農村部に移住してきたフィリピンや韓国からの女性たちが、カルチャーショックや嫁不足問題、日本家族の在り方などに悩む状況を論じた。異文化をもつ女性移民たちが、日本に生きる新しい移民たちとどのように共生すべきか考察した（桑山紀彦 1995, 宮島喬・長谷川祥子 2000）。農村に適応するために、外国人花嫁自からが、積極的に地域の農村活動に参加し、ムラの国際化に貢献した事例が報告されている（山口考子 2007, 渡辺雅子 2002）。

なおムラの国際結婚についてはその後、武田里子の『ムラの国際結婚再考-結婚移住女性と農村の社会変容』（2011）と賽漢卓娜の「国際移動時代の国際結婚—日本の農村に嫁いだ中国人女性」（2011）などの優れた研究成果が出ている。

## ② 都市に生きる在日フィリピン人女性の定住戦略

同じ1980年代後半から、女性の歌手やダンサーの来日が増えた。2004年には約5万人のフィリピン女性のエンターテイナーが半年間有効の興行ビザで来日し、日本各地のいわゆる「フィリピン・バブ」で働いていた。各地のバブで働きながら、知り合った日

本人男性と結婚してその地に定住するというのが結婚移民の主な定住経路である。(高畑 2022:15, 吉田 2020)。

興行ビザで入国し、滞在を繰り返すフィリピン人女性のなかには、日本人男性と出会い、結婚することが、日本に滞在し続けるための戦略であったり、多少年上でも裕福ならば結婚するといった経済的打算であるものも多いと聞く。日本人男性が、結婚を真剣に考えなかったりした場合、また文化的葛藤や法的地位の不安定さ、家庭内暴力を受けるなどして、結婚が不幸な結果に至ることもある。子供が婚外子になり、戸籍を取得できなかったり、就学しない児童も生まれているといった、国際結婚が持つネガティブな側面をみる。(樽本 2009:27)。

興行ビザで来日し、その後母国で結婚式を挙げ、再び「日本人の配偶者等」の資格で生活する多くのフィリピン女性が介護人材として生きていく様はすでにとりあげた。彼女らの多くは、その後も定住化ないし、永住化の道を歩んでいくものが多い。

フィリピン人女性の滞在が長期化するにつれ、地域社会での彼女たちの活躍と定住の在り方について、彼女たちを対象とする研究も進められている。吉田正紀は、1997-98年にかけて、三島市で日本人男性とフィリピン人女性の国際結婚家族、9例にインタビューし、夫婦が二つの文化をどのように調整しているのか、言語、子供の教育、仕事、社会的活動、食事・料理、宗教、大衆文化、生活習慣、出会いを中心に報告している(2020)。

吉田は、フィリピン人女性のインタビューから、彼女たちのバイタリティ溢れる生活ぶりに驚く。彼らが、日本での日常生活をスムーズに遂行するために、言葉や食べ物や料理、付き合いなどの領域で、これまでの自己の生き方を変革し、実践しているが見て取れる。言い換えると、「自らを育んだ文化と全く異質の状況に置かれ、言語の習得と子供の教育、宗教的慣習の理解、食生活や付き合いなど、多くの領域で同化を求められている。だがそれは必ずしも女性側の一方的なものではなく、夫や子供たち側も、妻の言語や習慣や食生活に関心を抱き、歩み寄りがみられることである。日本人の夫も日本の文化の中だけで生きるのと違い、異なる文化への寛容さを発展させたり、理解を深めなくてはならなくなっている」(吉田 2020:228-229)と双方向的な文化の交流と理解の重要性を指摘している。

結論として、「国際結婚は、異なる文化への関心と寛容、および自文化からの離脱と再確認という二つのプロセスと考えられる。国際結婚にみられる個人レベルでの交流は、互いに他者を必要とする共生の精神によって、対立と確執を越えて新たな関係と状況を作り出す。このような国際結婚のもつポジティブな側面は、グローバル化する現代社会の状況のなかで、学ぶべき態度であり、個人や集団の対立と確執を和らげる指針となりえないだろうか」と論じ(2020:229)、三島市における日本人男性とフィリピン人女性の国際結婚の事例から、国際結婚のポジティブな側面を強調した。

結婚して日本に滞在するフィリピン人女性たちは、定住化するフィリピン人のなかで中核を占めるようになっている。彼らの活動が新たな日本におけるフィリピン人の生活領域を拡大している様子は次項で扱う。

## (8) 定住・永住・トランスナショナル化する在日フィリピン人—日本への人口移動の新展開

### 1) フィリピンから日本への新たな人口移動の背景 (法的要因)

日本に送り出されてきたフィリピン人たちの人口移動には、近年大きな変化・定住化が増大している。このような変化を引き起こす、フィリピン人たちの滞在状態を決定する法的制度が1990年代から整備されてきたからである。本章のまとめとして、またこれまでの在日フィリピン人社会の研究の動向を参考にしながら、フィリピン人の日本における就労と生活の流れと現在の状況を、8つほど時系列的に整理してみる(高畑 2012, 2015 ほか)。

① 1990年の入管法の改正により、戦前の日系人移民の子孫である「フィリピン日系人」が日本での長期滞在が可能となったため、徐々に増加した。高畑は(2013)は新旧日系人を区別し、彼らを旧日系人呼んだ。旧日系人の日本への帰還運動の研究をいち早く開始した大野(2007)によれば、日系人の在留資格が2世ならば「日本人の配偶者等」、3世ならば「定住者」となる。4世以下の定住者資格は認められないが、来日した2世が帰化すれば、3・4世も来日可能となる(高畑 2016:192)。

② 1996年の法務省入国管理局通達「日本人実子を扶養する外国人の取扱い」において、超過滞在中の外国人女性と日本人男性との間の婚外子が(胎児認知により)日本国籍を取得した場合は、外国人母は定住の資格を得るというもの。通達により、超過滞在中の外国人女性に定住の道が開かれた。それ以前は、多くの場合、母子ともに強制送還されていた(高畑 2012:63)。

③ フィリピン人の日本への人口移動の極めて大きな転換期となったのは、2005年3月の日本の法務省が行った法改正である。この法務省令により、これまで突出していた興行労働者(エンターテイナー)の受け入れが厳格化され、入国者は激減することになった。この改正は、フィリピン人を日本に送り出す仲介業者にとっても大打撃となり、新たにフィリピン人政府が発行する「芸能人手帳」のほか、2年間の芸能経験を示す証明書などが必要になった。そのため、興行資格で滞在するフィリピン人女性は、年間4—5万人はいたが、興行ビザ登録者数は2004年に5万691人であったが、2009年には7465人へと減少した(高畑 2011:108-109)。

④結婚移民の増大とフィリピン人の定住・永住化が促進していることが挙げられる。特に日本で暮らす在日フィリピン人の滞在年数が伸び、その結果、永住者の割合が増加している。彼らの多くが女性で、興行労働をへて日本人と結婚して定住し、日本人の家族の一員として暮らしてきた結婚移民の人たちである。興行ビザでの入国が困難になった現状では、日本人男性との結婚を目指す渡航熱の高まり、日比国際結婚数は急増した。日比国際結婚数は2004年に8,517件であったが、2006年には1万2,150件へと上昇したが、2007年9,379人、2008年7,455人、2009年5,911人へと減少した（厚生労働省 人口動態統計）。「出会いの場」であるフィリピン・パブの相次ぐ閉鎖が関係していると思われる（高畑 2011:110）。

⑤2006年の法務省による在留特別許可ガイドラインの策定である。その後2009年に改定された同ガイドラインでは、10年以上の滞在と子どもが日本の学校に通学しているのを条件に、超過滞在者に定住資格が与えられるようになった。対象となるのが、超過滞在の夫婦と子どもの世帯である。これで超過滞在の男性にも定住の道が開かれた。（高畑 2012:63）。

⑥次に、2009年1月の改正国籍法の施行によって、在フィリピンの婚外子とその母親の日本への“帰国”の道が開けた。彼女らは、1980年代後半から興行ビザで就労しているあいだに、親密となった日本人男性との間に設けた婚外子が、この国籍法の改正によって生後認知でも日本国籍が取得できるようになったからである。こうした理由で、1980年代生まれの日比婚外子を含む母親たち「新日系人母子世帯」ないし単身の「新日系人」たちが来日・就労できるようになった。彼女らは、支援団体のNPO法人や人材派遣会社によって、「就労支援」の形をとり、日本各地の介護施設や工場で働きは始めている（高畑 2011a:110）。

⑦これまで、日本におけるフィリピン人の労働形態の主流は、興行労働だったが、近年は工場労働・介護労働へ、さらに定住化、永住化に向かっていることである。2009年現在、在日フィリピン人21万1,716人のうち、8万4,407人（39.9%）が永住者となる。フィリピン人の在留資格の位置づけが労働者から定住・永住者になる（高畑 2019:33）（注 4-15）。

⑧日本で暮らすフィリピン人永住者の割合は増加してだけでなく、彼らの在日期间が延びるにつれ、加齢・高齢化が進んでことが問題となり始めている（巻末文献目録「5」 在日フィリピン人の加齢・高齢化参照）。しかしこれらの問題は後で再度ふれるが、高畑以外はまだあまり手についていない状況である。

## 2) 定住・永住化する在日フィリピン人の5類型

近年の在日フィリピンの定住・永住層の中には、時代的な経緯のなかで、さまざまなカテゴリーのフィリピン人が存在するようになってきた。長らく在日フィリピン社会を研究してきた高畑幸は、これら定着しているフィリピン人を5つの類型を提示した（高畑 2012:61-62, 2015:4-8）。彼らには、年齢構成、結婚や離婚の状況、出生数や認知の在り方、世帯構成、職業構成や居住地の地理的分散などに特異な特徴がみられる。本項ではそれぞれの類型を明らかにし、またそれらがどのように研究されてきたかを付け加える。さらに彼女が行った調査の中から、重要と思われる2つの課題、在日フィリピン人の高齢化の問題と新日系フィリピン人の生活の実態を、事例研究を通じて検討する。

### ① 結婚移民

結婚により安住した生活をおくるフィリピン人である。彼女たちは、1990年代前半から、半年間の興行労働を経て日本人男性と結婚し、定住・永住へとつながる女性たちが多かった。一時日比結婚は増加したが、2007年以降は減少している。彼女たちは在日フィリピン人の第一世代であり、最多年齢層は1970年前後の生まれで、現在は50代である。フィリピン国籍を保持する者が多いが、日本へ帰化するものも徐々に増加している。彼女たちは、来日した地が様々なこともあり、全国各地に分散居住している（本論文の第4章（7）3）東アジアの結婚移民および文献目録を参照）。

### ② 在日フィリピン人1.5世代

第一世代の女性たちが日本人と結婚（再婚）・定住後にフィリピンから呼び寄せる「連れ子」である。「子ども移民」ともいわれる。フィリピン国籍で、在留資格は定住または永住である。学習言語が固まる10歳前後で結婚移民とともに来日した場合、その後、日本での進学や就職に苦勞している。同様に分散居住（高畑幸・原めぐみ「在日フィリピン人の1.5世代—日本は定住地か、それとも通過点か」（2014）参照）。

### ③ 在日フィリピン人の第二世代

第一世代が日本への移住後に産んだ子どもたち。日本人が父親であることが多い。多くは日本国籍だが、フィリピン人男性の間に生まれ子や日本人との婚外子で日本国籍の取得をしていない子はフィリピン人国籍となる。第二世代から生まれた第三世代はほとんどが日本国籍。結婚移民と同様に、分散居住。

2015年6月にアキノ大統領が訪日したおり、フィリピン人政府より「フィリピン系日本人」二世である、女優の秋元才加（当時26）、大相撲力士の高安、バスケットボール日本代表の森ムチャ、柔道のフィリピン代表が招待され、表彰されたことでその存在が顕わになった（高畑 2016）。第二世代を含め、フィリピン系日本人の研究には高畑幸の

「日本人移民の子孫と国際婚外子—フィリピンから「帰還」する新旧日系人」(2003)や「フィリピン系日本人 10万人の不可視的マイノリティ」(2016)などがある。

#### ④ 日系フィリピン人

戦前のフィリピンへ渡った日本人移民の子孫。南米出身の日系人より遅れて、2000年代より、日系二世(在留資格は「日本人の配偶者等」と3世(定住者)が日本で長期滞在できるようになった。来日した二世がその後日本に帰化し、みずから「日本人」になることで、その孫世代(日系4世)まで日本に在留するケースが増えている。彼らは日本で家族単位での定住と職種を問わない就労が可能となった。彼らは次の新日系フィリピン人と同じように、人材派遣会社に雇われて、工場労働等を行うため、東海地方や北関東の工業都市に集住地を形成している。実際は自動車部品等の製造業に加え、焼津市の水産加工業や南九州土の鶏肉加工工場で働いている(高畑 2018, 2019a)。

フィリピンからの日系人の来日は2000年頃からとみられているが、一方20世紀初頭、日本人の南米への移住が始まったころ、ダバオやバギオへ日本から道路工事や農業での移民が相次いだ。フィリピン人と結婚した日本人移民も多く、終戦時には現地には数万の日系人が暮らしていた。しかし第二次世界大戦に突入し、日系人家族は取り残されることになった。戦後は反日感情もあり、日系人たちは、身元証明の書類を隠したりして、身分を隠さなくてはならなかった。しかし1990年の入管法の改正によって、再び日系社会が組織化され、肉親捜しや就籍の運動がおこり、2000年代から日系人が来日するようになった(大野 2008, 高畑 2022)。

日系フィリピン人に関する研究は大野俊の『ハポン—フィリピン人日系人の長い戦後』(1991)や「フィリピン日系人の市民権とアイデンティティの変遷—戦前期の二世誕生から近年の日本国籍『回復』運動まで」(2007)などがある。高畑幸(前掲書 2003)は、日系フィリピン人と新日系フィリピン人を対比して検討している。

#### ⑤ 新日系フィリピン人

新日系フィリピン人の多くは、1980年代以降、日本人男性とフィリピン人女性間に生まれた子どもたちで、幼少期をフィリピンで過ごした人々をさす。新日系人は、出生時、法的な婚姻関係にあり日本国籍を取得できたが、両親が離婚したため、幼少期からフィリピンの祖父母や親せきに育てられた子どもや、婚外子のためフィリピンの国籍となり、フィリピンで育った子どもたちである。とくに後者は2009年の改正国籍法の施行により、出生後の認知でも日本国籍を取得できるようになった。

これまでは生後認知の場合は日本国籍を取得できず、フィリピン人妊婦は帰国して出産しなくてはならなかった。帰国後日本人男性と音信不通となれば、結婚手続きも認知もできない。日本に再入国もできないため、母子ともにフィリピンで困窮の生活を強いられたケースが相次いだ(高畑 2016:158)。

新日系人として来日しているのは、10代後半以上で、自ら生計を立てる単身者か、中学生以下の子とその養育者となるフィリピン人母親世帯のいずれかである。来日前、新日系人母子世帯は経済的に困窮していたため、人材派遣会社からの渡航費の貸付を受け、来日後は派遣先の食品工場や介護施設で働くことが多い。彼女らを受け入れる企業や施設では、中年女性を必要とする職場のため、彼女らの受け入れを準備し、アパートを用意する。特に介護施設は過疎地にあることが多く、その施設のある学区では、フィリピン系の子どもが急増している。小規模だが集住している（高畑 2015:13）。

### 3) 在日フィリピン人の人口動態の変化

全体として、新日系フィリピン人を受け入れる地域の人口動態は、40代前半の女性の多さ、日本人との結婚による定住、日本人をルーツとする新旧日系人の増大など定住経緯の多様化、居住地の拡散など、結婚と労働形態がもたらす特異な現象がみられる（高畑 2012:62-63）。

1990年代と2010年代の女性の年齢構成をみると、1970年前後生まれの女性が大量に来日し、定住し、加齢を続けている状況がみられる。また日本在留の形態が、かつては日本人との配偶関係による「結婚移民」が多かったが、近年は血縁関係にある（連れ子の呼び寄せ、婚外子の国籍取得による）母子の「新日系フィリピン人」が増大している（高畑 2015:5-8）。

さらに近年日本人と離婚したフィリピン人や1.5世代がフィリピンから結婚相手を選び寄せたり、日系フィリピン人の親族集団が来日したり、かつての日比婚外子が生後認知で日本国籍を取得するなど、来日と定住の経緯が多様化している（高畑 2012:63）。

論文末尾の文献目録にあるように、フィリピン人社会の研究のなかで、介護人材の確保と関連して、新日系人フィリピン人の関心は高く、また彼女らに対する研究は高畑を中心として極めて多いことが指摘できる。

最後に、在日フィリピン人の加齢・高齢化の問題と、新日系人母子世帯の実態を、調査者(高畑)の事例研究から検討していく。

### 4) 在日フィリピン人の高齢化と高齢家族の夢と生活

日本社会の少子高齢化とともに、日本で暮らすニューカマーのフィリピン人にも、加齢と高齢化が確実に進行している。元は興行労働者であったが、その後日本人男性との結婚を契機として、日本での生活を続け、約20年がたち、彼女らの中高年化、離婚による母子家庭化、そして母子家庭の困窮が目立ってきた（高畑 2010:47-60）。

かつてはフィリピンの家族を養うために来日して働き、日本人と結婚して定住するが、働いて子どもを育て、やがて離婚して、気づくと自分だけが気力体力とも消耗し、歳をとってきている。彼女らこそが、日本とフィリピンの経済格差に翻弄された被害者ともいえる女性たちの群れともいえる（高畑 2010:48）。彼女たちの多くは困窮のため、在留を余儀

なくされ、日本で働きつづけなくてはならないが、日本で歳を重ね、日本社会の貧困層の一部となっていく可能性が高い。

在日フィリピン人の多くは、1990年前半、20から24歳ころにエンターテイナーとして来日し、定住・永住の在留資格をもち、日本人の配偶者として歳を重ねているが、離婚しても日本に留まることができる。離婚した母子家庭は、子どもを引き取りながら働き、あるいは生活保護に頼ったり、それでも、なかにはフィリピンに送金する者もいる。

高畑は、それほど困窮していない、滞在歴20年の40代のフィリピン人女性の事例2つと、困窮して生活保護を受けている60代の女性の事例を紹介する(2010)。

### ① Aさんの事例

1989年来日、調査当時(2009)、夫50歳、妻40歳。興行労働後、結婚して定住。飲食店アルバイト、介護職、在日外国人支援ボランティア等を経験。中部地方で暮らす。子どもはいない。

年齢を重ねるにつれ、Aさんはここで死ぬのか、フィリピンで死ぬのか考えている。年齢差もあるので、夫はもし日本に残るなら、日本国籍にした方が良いといっている。妻は日本での生活の方が長くなり、日本食にもなれ、風呂も入りたくなるが、フィリピンに帰っても、外国人になっているし、自らのアイデンティティに悩んでいる。二人は老後のことを真剣に考えている。

### ② Bさんの事例

1987年来日、調査当時(2009)、夫58歳、妻43歳。21歳の長男と15歳の長女がいる。高校卒業後、店員として働く。興行労働を経ずに、結婚して日本へ。義理の父母を看取る。現在介護施設の正社員として、西日本で暮らす。

年齢差のこともあり、夫をみとることがあるかもしれないが、介護の経験を活かし、老後は夫のおむつを替えてあげるなど、老後のことをよく話すようになっている。子供たちも成長し、現在は、「男は家の柱、女は家の光」をモットーに二人で生活をしている。でも介護の仕事が続けるのは疲れるし、死ぬんだったら自分の国フィリピンで死にたい。またフィリピンでレストランを開いてみたいという夢を追いながら。

### ③ Cさんの事例

1994年来日、調査当時(2007)、夫75歳、妻64歳。中部地方の公営住宅に在住。フィリピンで小学校卒業後、家事の手伝い。歓楽街で働くフィリピン人家族の子守のため、来日。2001年日本人と結婚。現在は無職で、夫も無年金のため、生活保護で暮らす。

2002年、夫が心筋梗塞にかかって入院してから、生活保護を受給しているため、介護保険でヘルパーが週5日来る。はじめ日本人のヘルパーさんが来てくれることに恐縮し

ていたが、それがもらえて本当にうれしいという。Cさんにとって、生活保護が最後のセーフネットであった。二人と年金や保険をかけるほどの生活もできず、貧しいままの生活をしてきた。今初めて、社会保障制度を利用し、家族以外の支援組織の助けを借りながら、安定した生活をしている。

3人のフィリピン人中高年の女性の事例をみてきたが、日本での滞在が長くなるにつれ、さまざまな問題に直面する。中年の二人は、日本での生活に適応が進む一方、今後の生活の場、死後のことなど考え始めている。現在は、疲れたといいながら、介護の仕事を続けている。一方60代をこえたCさんは、夫の介護をしながら、生活保護を受給しながら最低限の生活ができている。フィリピンに帰っても、同様な生活を送ることはできない。

夫が元気なうちは夫がセーフティネットとなり、家族が病気になれば生活保護がセーフティネットになる生活を維持するためには、自己の希望や都合でフィリピンに帰国することには制約があることがわかる。

## 5) 新日系フィリピン人母子家族の語り

高畑の「日本人移民の子孫と国際婚外子」(2003)と「人口減少地域におけるフィリピン人結婚移民と新日系人の定住」(2015)の2論文から、2名の新日系フィリピン人家族を選び、彼女の語りを紹介し、彼女らの日本での厳しいが、安定した生活ぶりを紹介する。

### ① 事例1— 東海地方の介護施設で働くビサヤ地方出身のDさん(36歳)

Dさんが働くH社は、2008年より調査時の2012年まで多数の新日系フィリピン人母子を受け入れてきた実績のある介護施設である。彼女は日本人男性との婚外子(2003年生まれ)をフィリピンで生み、育てていたが、生活は苦しく、2008年に新日系人支援団体の紹介でH社に雇われ来日する。その後、子どもは生後認知により、日本国籍を取得することができた。

彼女の生活にとって、子どもの存在感は大きい。他の施設への移動を考えていると、子どもは「ええー、転校するのはいや」とこの地域から動きにくいという。また母が介護の仕事をしていることに、子どもが誇りを持っていてくれることが支えだという。

同じような境遇のフィリピンからのお友達もいるので、学校も日本語指導員を雇ってくれているし、H社の社長も何かとフィリピン人世帯に親身になって関わってくれているのが嬉しいといい、つかの間の安定した生活をしている。

2000年の介護保険導入後、日本の介護産業は常時人手不足である。Dさんの来た地方都市にある介護老人保健施設でも、介護職員1人が担当できる利用者数は4人と決まっているので、日本人、外国人を問わず、介護職員が常に必要となっている。彼女たちも仕事さえあれば、日本国内の居住地にこだわりはない。そのうえ、フィリピンでは母子世帯

への社会保障はないが、日本に来れば、児童扶養手当や就学支援を受けることもできる。このような労使双方の利害の一致が、介護の資格がなくても、新日系フィリピン人母子がまとまって働くことができる背景となっている（高畑 9015:13-16）。

## ② 事例 2-1 東海地方の介護施設で働くマニラ出身の40代後半の女性Eさん

1990年代なかばから、興行労働者として何度か来日し、2000年に日本人男性と知り合い、婚外子を出産した。その後、日本人男性からの送金で生活していたが、いつしか送金も途絶えてしまった。その後、セブ島にある新日系人の支援団体を知り、そこを通じて地父親捜しと子供の生後認知が叶い、子どもは日本国籍を取得し、Gさんは定住資格を得た。

その後、人材派遣会社を紹介され、2009年来日し、東海地方の介護施設で働いている。他の母子のように、渡航費の貸付を受けており、2年間は給料天引きである。子どもは父親の姓と日本風の名で地元の小学校に通っている。フィリピンにいた頃の収入では出来なかったが、日本に居れば高校や大学に行かせる計画でいる。

Gのさまざまな語りから、日本人との人間関係の難しさ、フィリピン人との権力関係の中で、仕事の押し付けなどの差別に、言葉の壁もあるので、我慢の生活強いられてきたという。人間関係さえよかったら、給料が安くても我慢するのにとさえ嘆く。でも、別の施設に行かないかと誘われれば、施設の利用者への愛情もあるし、子どもを転校させるのが難しいので、今の仕事を続けると述べている。「日本人の友達も自宅に遊びにきます。ここでは私も頑張って、フィリピンへの一時帰国を楽しみに耐えることにしている」と語っている。

確かに辛くても介護の仕事をしていてよかったことは、日本人との関係が徐々に良くなることだという。介護職ということで、変な目で見られたりすることもなくなり、子どもも母の仕事に誇りを持つようになってきている気がするという。

そんなわけで、彼女にも介護の職に就いて、借金を返済し、子どもを育て、フィリピンへの仕送りができるまでの生活が送れることに自信を持ってきたようである。子ども手当や児童扶養手当も給付され、フィリピンでの生活に比べて、経済的に余裕ができてきたことに感謝している。将来は子どもを大学に進学させたりすることもできそうなこと、介護職につくことで社会的な評価が上がっていることに安堵感を感じている（高畑 2003:953-956）。

## 6) 高齢化を迎えた結婚移民と多世代居住の日系人のトランスナショナルな生き方

高齢化・単身化を迎えつつあるフィリピン人結婚移民と、来日時にすでに60歳代を越えた、多世代居住に特徴づけられる日系人家族のトランスナショナルな生活はどのようなものか。高畑幸（2022）の調査をもとに概略する。なお関連する高畑の別の結婚移民の研究（2020, 2023）には触れられなかったこととお断りしておく。

## ① 結婚移民を支える自助組織

高齢化した結婚移民を支えるのは、各地の国際センターや地元にはけられた自助組織である。高畑は、大阪府豊中市の「気持ち若いフィリピン人の会」と名古屋市の「フィリピン人高齢者の会」を紹介している（高畑 2022:16-18）が、ここでは前者のみを取り上げる。

1993年に設立された「とよなか国際交流協会」は、移民当事者のバイリンガル相談員を雇い、相談事業や日本語教室を運営してきた。同センターの40代後半で5人の孫を持つフィリピン人結婚移民の相談員は、かつては同センターで相談を受けていたが、今後中高年のフィリピン人の居場所を作るために、「とよなか国際交流協会」のなかに、「気持ち若いフィリピン人の会」を発足させた。月1回、20人ほどが集まって、生活習慣病や年金の勉強会、健康づくりのためのダンスなどを行っている。

高畑は2021年この活動に参加している2人の女性Aさん（60代）とBさん（50代）とインタビューした。Aさんは夫と離別したが、子ども3人と暮らしている。50歳になったころから、老後や年金のことを考え始めたという。若い頃はフィリピンに帰ることも考えたが、日本の方が衛生状態や医療保険制度が良いので、老後も日本で過ごそうと考えているという。

Bさんは夫と死別、子ども2人との生活。来日当初は家事と育児だけで忙しかったが、弁当工場パートをしながら、闘病生活を助ける夫を助けた。入院のことなどわからないことがあると、よく「とよなか国際交流協会」に相談に行った。中高年になって、やっと「自分の時間」ができ、「家の外との接点」を持つ余裕ができたので、再びフィリピン人コミュニティと再び出会うことができ、何よりの癒しと心強さをつながっているようだという。

中高年になった結婚移民の女性たちは、子育ても終わり、夫との別離もあり、老後に直面するようになると、自分たちと同じような境遇の人たちとの癒しと安心感をもとめて、家族を越えた場に出て行けるようになっている。

## ② 日系の高齢者を支える2. 3世の多世代同居と高齢者のトランスカルチュラルな生き方

日系人の高齢者のなかには、来日時すでに60歳以上の人々があり、彼女らは日本でもフィリピンでも多世代居住で、子どもや孫に囲まれて生活している。彼ら日系人はブラジル日系人と同様に、東海地方に多く暮らしており、派遣会社を通じて工場労働をしている者が多い。

フィリピン日系人が集住し、多世代居住の事例をみるために、彼らが特に多い住む浜松市港北区を訪ねる。2020年現在、外国人人口の40%を超えるフィリピン人が住んでいる。彼らがこの地域に多く住むのは、2008年リーマンショックの後、ブラジル人に

代わり、定住資格をもち、就労職制限のないフィリピン人が雇用されるようになったからである。

高畑は、港北区に住むフィリピン日系人のM家とI家を事例として取り上げた。M家は2世から5世まで約30人が県営H団地に住んでいる。I家は民間アパート2棟に、2世から5世まで約50人が住んでいる。ここではI家のみを取り上げる。

2世のCさん（女性、当時75歳）は、日本が冬の間はフィリピンで、夏になると来日する。高血圧のために、冬を日本で過ごすことに負担が多いからとのことである。I家の3世Dさんは、この地でフィリピン食材店を経営し、親族や近隣のフィリピンに販売している。また近くの畑でフィリピンの野菜を栽培したり、週末には西は豊橋、東は焼津まで、フィリピン人が多い団地を行商している。

I家の人々は2世から5世まで揃っており、フィリピンにいた頃と同様に親族が近接居住することで、子育てや高齢者、妊産婦や病人の世話を親族内で分担し、働ける者は働いて生活費を出し合い暮らしている。

フィリピン日系人の暮らし方は、日本の特定地域に現れる「フィリピンの親族集団の飛び地」であるといえる。母国でもまた親族の集住区があり、高齢となった2世や3世が、日比両国を往来しながら生活している。彼ら高齢者は親族集団の外の世界、特に日本社会との接点はすくなく、日本語の読み書きもできない。すでに高齢となったフィリピン日系人は、結婚移民の高齢化とは異なり、トランスナショナルな生活を送っているといえよう（高畑 2022:18-19）。

## 7) 高齢化する結婚移民と日系人の日本社会への関わり方：どこに自らの軸足を置くか

結婚移民と日系人のグループはどのような高齢化の道を進んでいるのか。定住化・永住化の過程で、彼女らが住む日本の地域社会にどのように関わっていくのか。二つのグループに社会参加の在り方に相違はあるのか。高畑はこれまでの調査経験から、フィリピン定住者は3つの「軸足」ないし「準拠集団」からなるという。すなわち「日本に軸足がある人々（職場、家族、親族、地域）」、「在日フィリピン人社会に軸足がある人々（自身の親族集団、フィリピン人が集まる教会）」、「日本の外国人社会に軸足のある人々（英語教師、国際交流で活躍する人々）」。

それぞれの個人がどのようなカテゴリーに含まれるかについては、以下のような属性および社会的環境条件によって左右されるという（2022:19-20）。

### ① 出身家族・結婚家族の階層と生活の安定性

来日後の結婚する日本人家族、特にに日本人配偶者等の階層、雇用の安定性、婚姻関係の安定性がよければ、日本での生活の質が決まる。フィリピンへの送金も、日本語学習の上達への時間的余裕も、ビジネスへの志向も生まれてくる。

## **② 子どもの有無とネットワークの拡大**

結婚家族の場合も、日系人家族の場合も、子どもを通じた「ママ友」などのネットワーク、PTA や地域活動を通じたつながりができやすい。子どもがいれば、PTA や学校行事を通じて、地域の日本人住民との接点も生まれてくる。

## **③ 宗教施設（カトリック教会）へのアクセスと関係性の増大**

結婚移民たちは、教会における活動で家庭から解放され、信徒仲間との社交関係を築くことができる。また地域を越えた信徒組織をベースにしたコミュニティができ、音楽や舞踊など各地の国際交流のイベントに参加できる。

## **④ 来日時の日本語学習機会の遭遇**

日本語学習は難しい。来日当初、日本語教室等に参加する機会があると、言語習得のみならず、ネイティブの日本語教師や地域住民ともつながりができ、さらには国際交流協会や行政との関わりがつかめるきっかけができる。

## **⑤ 参入時の日本の雇用環境や地域社会の状態の相違**

結婚移民は1990年代から定住しているが、彼らは単身で、日本の家族・親族の中に飛び込んできたので、家庭内や職場での意思疎通のために、日本語を修得し、日本社会に参入しなければならなかった。一方、2000年代に来日した日系人は、「外国人向けの労働市場」が出来上がっていて、派遣会社を通じて、日本語ができなくても、容易に仕事に就くことができた。そのため、日系人は職場で日本人と接触したり、日本語を学んだり、地域の日本人と係る必要性があまりなかった。

結婚移民は配偶者との離別・死別や子どもの独立によって、単身化や困窮化が進むと思われる。日系人は大家族の近接居住によって、孤立は避けられるかもしれないが、来日時すでに50から60代の人たちもおり、高齢化に伴う課題はいずれ表面化する可能性がある。

結婚移民と日系人は定住化と高齢化にともない、日本の福祉制度や介護サービス、それに伴い日本語の必要性など共通した問題生まれる。日本に定住して医療福祉サービスの利用者になるか、フィリピンと日本を往復する生活が続けられるか個々に対応していかなくてはならない。

## **おわりに**

フィリピン人は常に経済的な危機に対応して、さまざまなトランスナショナルな生活戦略をとる。そのため、経済的利益のあるところに自由に移動を繰り返す人々である。海外で暮らしながら、フィリピンに不動産投資するものもいれば、一年のうち10ヵ月海外で契約労働をし、残りはフィリピンでのんびり暮らすという還流型出稼ぎ移民のスタイルを

とる者もいる。経済的な危機が訪れたとき、フィリピンへの「帰国」とか「一時避難」もありうるし、それを回避するために地理的に隣接する日本とフィリピンの両国で暮らすというトランスナショナルな生活様式を選ぶものもある（高畑 2011a:108）。

彼らにとって、在日フィリピン人社会は、世界に広がるフィリピン人ネットワークの一部である。政府も海外移住希望者を対象に渡航前のセミナーを行ったり、渡航後も現地大使館や領事館を通じてフィリピン人コミュニティを把握している、投票や寄付を通じて本国の政治とつながりを感じている（高畑 2016:165）。

新日系フィリピン人には、フィリピンか日本かという相互排他的な堅苦しい選択はない。数世代にわたり国境を越えるトランスナショナルな生活戦略を作り上げた人々にとっては、日本は故郷に隣接する便利な移住地のうちのひとつでしかない。そのためにフィリピン人が親族や家族のネットワークを維持する大切さを高畑は以下のように要約している（高畑 2011a:119, 2016:165）。

「日本で働きつつ、フィリピンを「退避場」として確保しておくためには、常にフィリピンの出身家族との間にある心理的なパイプへ「カネ」という水を流し続けておく必要があるのだ。そうすることによって、いざというときに、出身家族は日本で育った子どもを預かってくれたり、大人たちを「帰省」させ、「心の不安を取り戻す」場所を提供してくれる。そのような場所を維持する必要があるが彼らにはある。こうした「移動による経済的困難からの退避」は、出移民や海外就労が珍しくないフィリピン人にとっては、「移住労働の生活様式」の一部となっている」と述べている。

在日フィリピン人の生活は常に厳しい。日本人と結婚して定住した人々にとっても、子育てや進学のコストが掛かっても、夫の収入が減っても、失職しても、母親は生活費を切り詰め、いつもアルバイトをして母国に送金しなくてはならない。それを見ていた女子高校生は、弟や妹の親代わりの生活をしていた（高畑 2011a:111-12）。

日本の配偶者の失職や母子家庭で深刻な生活苦に陥った世帯は生活保護を受給している。2008年に生活保護を受給している世帯数は2,841世帯であったが、うち2,382世帯が母子家庭であった。在日フィリピン人を世帯主とする生活保護受給件数は近年急増している。生活保護は彼女たちにとって「望みうるベストな生活水準を保障」するかもしれないが、生活保護を受給しながら、母国へ送金できない仕組みがある。そのため、生活保護を受給せず、非正規雇用で食品加工等の製造業で働くことを選ぶ女性も多い。日本で暮らすフィリピン人女性たちは母国へ送金することが規範的に求められているため、「二つの家族を支える」ことになる。母国とのつながりが殊の外重要なのである（高畑 前掲書 112）。

母国とのネットワークの存在と日本との経済格差は子どもの教育に影響をあたえることもある。日本人と結婚し、日本に生活拠点のあるフィリピン人女性の間で、子どもたちを教育コストの安いフィリピンの大学へ進学させるケースが出てきている。フィリピンの高

等教育は英語が教育言語となるため、子どもの将来も考えて送り出す。その間、フィリピンの親族に子どもの下宿を提供してもらい、日本から仕送りをする形態をとる。フィリピン人母と子がフィリピンへ生活の拠点を移すこともある。マニラの私立大学の学費やマニラの生活費は格安なので可能なのである。教育環境（英語習得目的）と経済的要因からこのようなグローバルな選択もある（高畑 前掲書 114-5）。

親族的ネットワークを利用した移住労働とそれに基づくトランスナショナルな社会的な場の形成した事例は、長坂格による「移住における親族ネットワーク：フィリピンからイタリアへの移住の事例研究（2003）」や「故郷で養育される移住者の子供達—フィリピンからイタリアの移住における家族（2001）」に詳しい。また在日フィリピン人にとって、日常的に重要なネットワークはカトリック教会や信徒と宗教的なネットワークである。大野絵里（2019）、川添航（2020）、中西尋子（2016）、野入直美（2019）、イバーラ・マテオ（2003）、Le May（2019）、松田良孝（2016）など最近の研究を主に挙げておく。

#### （注4）

（注4-1）海外出稼ぎフィリピン人の分布（地域別分布）

- ① 西アジア（中東） 230万8,087人
- ② 東・南アジア 84万1,228人
- ③ ヨーロッパ 28万6,371人

（小ヶ谷 2016:205-210）

（注4-2）（在外フィリピン人数 2000～2012年、10万人以上のフィリピン人が居住する国（2012年末）、新田目 2015:172）

（注4-3）（年間雇用数—派遣種別、雇用契約数別、上位10ヶ国—陸上雇用 2013年）（新田目 2015:174, 小ヶ谷 2003:316-317）。

（注4-4）（海外労働者職種別内訳変化）

（注4-5）（海外労働者の男女比の推移、小ヶ谷 2003:316-317）

（注4-6）（海外雇用者の職業—陸上雇用）（小ヶ谷 2003:316-317）

（注4-7）（送金額とGDP比率 新田目 2015:177）

（注4-8）（フィリピンから日本への入国者数（1970-98）（バレスカス 前掲書 586）

（注4-9）（日本におけるフィリピン人入国者の主な在留資格（1970-97）バレスカス:2004:590）

（注4-10）（出身地別都道府県別外国人登録者）

（注4-11）（日本におけるフィリピン人介護労働者の諸類型 高畑 2019:11）

（注4-12）（日本における外国人介護者を巡る動き（高畑作成）2018b:70、再生産領域の移住女性 高畑 2020:32）

（注4-13）（外国人介護人材受け入れの仕組み）（高畑 2020:48）

(注 4-14) (フィリピン人結婚移民と EPA による介護福祉士候補者の比較」 2018a : 66)

(注 4-15) (フィリピン人の在留資格別人数 (2018 年末現在) (高畑 2019:33)

## 第5章 在日フィリピン人社会の移民研究とトランスナショナルを志向する人類学的研究

### はじめに

本章では、前半部では在日フィリピン人社会の移民を中心として先行研究を検討する。1990年代以降、10年ごとの研究史の検討であるが、在日フィリピン人社会を検討する研究者にとっては、研究方法や研究テーマを幅広く学ぶことができし、筆者のフィールドワークの実践に不可欠のことを学ぶことができる。また彼らが置かれてきた社会経済状態と同時に日本が直面する少子化や労働力不足や日本の将来を考えさせられる。

後半部では、トランスナショナリズムを内包する移民研究と文化人類学的研究の理論的な課題を学ぶことができる。トランスナショナリズムの概念を整理したあと、越境するネットワークに基づくトランスナショナルなライフスタイルや家族中心主義の価値観に結ばれたトランスナショナル・ファミリーの事例を検討する。これらの先行研究は第6章のフィールドワークに適切な枠組みを与えている。

### (1) 在日フィリピン人社会の先行研究—移民研究を中心として

1980年代、フィリピン人が日本に大量に若者たちが流入した。周知のようにエンターテイナーとよばれた若い女性たちが、全国各地のスナックやクラブでホステスとして稼働し始めたことから、フィリピン人に対する新たな関心が生まれてきた。それゆえ、在日フィリピン人に関する研究は、彼女らが来日した、1980年代後半から存在する。しかしながら、彼女たちフィリピン人の研究は、エンターテイナーを中心とした、ノンフィクションやルポルタージュしかなかった。

フィリピンエンターテイナーなどの在日フィリピン人についての社会科学研究（主に、社会学、文化人類学、経済学、地理学、移民研究）の主要な対象となったのは、しばらく後のことであった。当時エンターテイナーの多くは、「在留資格」とはいえ、興行資格外の就労で、そのため、正式な労働者とはみなさず、日本の入管政策のサイドドアの一つであった。それゆえ、フィリピン人女性を「興行」というカテゴリーに押し込めてきてしまったことが、移民としてのフィリピン人エンターテイナーの実証的研究が進まなかった理由であると小ヶ谷千穂（2013）は、自己批判している。

在日フィリピン人の研究動向を初期の段階から丹念に追ってきたのは高畑幸である。今や在日フィリピン人研究の第一人者として、多分面にわたり、在日フィリピン社会の研究を強力に押し進めてきた研究者であると言って過言ではない。在日フィリピン人を対象とする先行研究の流れを明らかにしたものに、永田貴聖の『トランスナショナル・フィリピン人の民族誌』（2011:16-32）と高畑幸の一連の研究史がある。高畑は2002年、2012年、2022年と丁度10年おきに、在日フィリピン人研究史をまとめてきた。研究者、分野別、関心となったテーマ、出版物を網羅した研究目録は、筆者のような初心

者には大変貴重な資料であり、導きとなった。永田の研究はのちにトランスナショナルなフィリピン人の研究のところで言及するが、まず、在日フィリピン人に関する先行研究の流れと傾向を高畑の資料を中心にたどってみよう。

### 1) 在日フィリピン人研究史ー1990年代を中心に

高畑は、「在日フィリピン人研究史」(2002)において、在日フィリピン人研究が注目されなかったのは、研究対象となるフィリピン人が日本に定着し始めて20年弱という歴史的な浅さ、日本国内で集住しないこと、外国人登録原簿が公開されていないため、数的な調査が難しかったことなどがあげている(高畑 2002)。

まず、上記の研究史の内容を紹介し、在日フィリピン人社会の研究で、誰がどのような課題で研究しているか主要な研究を概略することにする。本論文では、これまでの在日フィリピン人に関する研究を網羅し、①フィリピン人研究者によるもの、②日本人研究者によるもの、③研究者以外の(ジャーナリストや当事者)によるものに分けて紹介している。詳細な文献目録は高畑(2002:92-96)を参照。

#### ① フィリピン人研究者によるもの

最も早い段階で在日フィリピン人の調査を試みたのはフィリピン国立大学のエレナ・サモンテで、心理学的方法で日本人男性とフィリピン女性のコミュニケーションと結婚について論じている(Elen Samonte 1986, 2001)。次に、フィリピン国立大学のランドルフ・ダヴィドは「日本におけるフィリピン労働者に関する研究」を社会学者の立場で論じている(Randolf David, 1991)。日本の大学に籍を置き、長期にわたり在日フィリピン人を研究してきたバレスカス、MRPは、『フィリピン女性エンターテイナーの世界』(明石書店 1994)を出版し、唯一日本で早くから注目されてきた研究者である。

珍しいのは日本にいる男性ホストに聞き取り調査を行ったジョセフ・セドfrey・サンジェゴがある(Santiago, Joseph et al, 2000)。日本人研究者と結婚し、在日フィリピン人研究を続けているメアリー・アンジェリン・ダアノイ(1995, 2000)は、国際結婚の研究に取り組んでいる。

#### ② 日本人研究者によるもの

フィリピン地域研究者、日本の社会学者、大学院生をはじめとする若手研究者の研究や出版活動をあげる。経済・開発学者の佐竹眞明は日比国際結婚問題に取り組んでいる(1995)。文化人類学者の清水展は、在日フィリピン人のイメージの研究を発表している(1996)。

若手の社会学者の堤要は日比国際児と出会いの特殊性を論じた(1997, 1999)。石井由香は首都圏のフィリピン人女性の組織化に関心をもった(1995)。鈴木則之と玉城里子は沖縄

のフィリピン人社会を研究し、オールドカマーとニューカマーの階層分化を指摘している(1996, 1997)。

高畑が触れなかった80-90年代の研究の中で、菊地京子は90年代初めより、フィリピン人の日本への国際移動について論じている(1991, 1992)。エンターテイナー・結婚移民関係には、伊藤るり(1992)、臼杵敬子(1988)、須崎寿子(1999)論文のほか、佐藤隆夫編著(1989)、山谷哲夫(1985)、田中宏編の『現代のエスプリ』(1986)、日暮高則(1998)、宿谷京子(1988)、桑山紀彦(1989)などの出版物がある。

### ③ 大学院生をはじめとする若手研究者

大学院生時代に在日フィリピン人社会を研究し始めた若手研究者は多い。医療社会学を専攻する平野(小原)裕子は、関東地方のフィリピン人労働者の精神的ストレスに関する数量調査を行っている(1999ほか)。ハワイ大学で文化人類学を専攻する鈴木伸枝は、首都圏のフィリピン人女性の文化活動を調査対象に、多くの英語論文を発表している(1998ほか)。

都市社会学研究に携わる水越紀子は、広島県内のフィリピン人女性の結婚に関する問題やフィリピン人のネットワークの形成を論じている(2000)。大学院留学生イバーラ・マテオは、東京都内のカトリック教会に集うフィリピン人を観察し、『折りたたみイスの共同体』を著した(1999)。大学院生の細田尚美は、日本のエンターテイナーに研究を進めている。

高畑幸は、これまで10年におよぶ名古屋と関西を中心にして、在日フィリピン人社会の調査活動を行ってきた。フィリピン人の職業移動、アイデンティティの継承、日比婚外子などのテーマを扱ってきた(1996, 1998, 1999, 2200, 2021など)。

### ④ 研究者以外

最初に在日フィリピン人のエスノグラフィーを著した石山永一郎は、名古屋市内のフィリピン集住区の出稼ぎ労働者の生活を描いた(『フィリピン出稼ぎ労働者』1989)。フィリピン人本人が書いたものには、レイ・ヴェントーラは不法就労の実態を描いた(『ぼくはいつも隠れていた フィリピン人学生不法就労記』1993)。リサ・ゴウ/鄭瑛恵は、日本人がフィリピン人に向けられている偏見について論じている(『私という旅 ジェンダーとレイシズムを越えて』1999)。中野フェシエリアキタは、大阪在住の主婦で、レイテ島で出会った日本人旅行者と結婚して来日、家事と子育て、母や姉の呼び寄せなど、彼女の結婚生活を率直に描いている(『日本に嫁いで11年』1999)。

高畑が触れなかったドキュメンタリーには、話題となった家田荘子(『恋したはずのフィリピーナたち』1995)や久田恵(『フィリピーナを愛した男たち』1992)、それに玉垣洋一(『フィリピーナと結婚すること』1995)、少し新しいものに、白野慎也(『フィリピーナはどこへ行った』2007)などがある。

上記の在日フィリピン人社会の研究から、この研究分野がまだ萌芽的であり、発展途上にある状態を示している。

## 2) 在日フィリピン人研究史—2000代以降を中心に

1990年の入管法の改正によって、フィリピン人は、定住・永住化が加速した。とくに1980年代後半より増加した結婚移民や日系人であれば、日本に長期に滞在できるようになった。それゆえ、研究対象が属性要因（日本人との結婚）によって定住した人たち向けられてきた。

1990年代より在日フィリピン人を対象とした研究は、フィリピン地域研究出身者による質的研究が多かった。貧困な世界から豊かな世界へ移動した女性たちの物語が語られた。一方、国勢調査データを用いた在日外国人の社会経済的地位の研究は、フィリピン人の貧困な状態を明らかにした(高畑 2012)。

ミクロな視点とマクロな視点の双方をみながら、2000年代の研究をレビューすることにする。そこには既存研究には見られない、明らかにされていない課題が多数現れ、文献目録にみられるように、研究の質と量は驚くほど拡大した。

### ① 多文化共生概念の批判：現状を追認する概念

近年の移民研究における恰好のテーマは「多文化共生」とか「異文化共生」なるもので、社会科学関係の研究雑誌には、目につかないほど時がないほどの売れ行きであった。しかし移民研究者の樋口直人(2009, 2010)は、従来の移民研究を南米日系人の共生論から批判した(高畑 2012:64)。彼は、「多文化再考」(2009)において、当時流行していた「多文化共生」概念は、文化主義的バイアスを含んだもので、政治的経済的な対立軸を、多文化共生の概念によって覆ってしまうものであると論じた。この概念が体制を変更せず、差異の維持を可能にする仕掛けがあることを見抜いた。その結果、「多文化共生」は体制側の政策目標として用意に採用されるようになったと指摘した。

### ② 外国人のなかでのフィリピン人の位置—国勢調査データの量的分析から

是川夕(2012)や大曲由起子ら(2011a, b)は国勢調査データを用いて、職業達成の困難さ、高校進学率の低さ、結婚移民の労働の在り方などから、在日外国人の社会経済状況の量的分析を行った。結果として在日の中でも、フィリピン人は特に困難を抱える人びとであることが判明した(高畑 2012:64-67)。

是川は(2012)は、在日外国人の中で、フィリピン人は、職業達成が難しく、加齢とともに貧困になるが、その理由は、主に人的資本(どのような能力を持っているか)の違いで説明できるという。親世代の階層的差は、子ども世代の教育達成へ影響を与え、階層格差を固定する可能性が高い。人的資本の乏しい移民は、上昇経路となる自営業の開業率が

大幅に低い。高校進学率も低く、その後の教育達成も低く、労働市場への参入もしづらくなっている。

フィリピン人は他の国籍の人にくらべ、教育による社会的地位の獲得の効果が薄い。高学歴でもホワイトカラーになることも難しい。また年齢上昇効果が大変低い。年齢上昇にともなった職業達成ができていない。在日外国人の中で、フィリピン人は困難層の人々を形成することになる。

大曲（2011a）は、2000年の国勢調査データの分析から、日本で過ごしたフィリピン人学生の高校と大学の進学率を算出している。2000年当時、15-19歳のフィリピン人は2360人いたにもかかわらず（平成13年版在留外国人統計）、高校に通っていたのは280人に過ぎない。ということは、残りの2080人は学校以外の場所（労働、家事手伝い）にいたことになる。是川（2012）も指摘するように、彼らの高校進学率は極めて低い。

大曲ほか（2011b）は、2000年の国勢調査データから、ジェンダーと世帯に注目し、彼らの経済状況を分析した。フィリピン人の多くは、日本人男性との結婚によって定住の割合が高いが、単身女性の多くは当時まだ許されていた性産業で働くエンターテイナーであった。フィリピン人女性は以上の二つの層に属していたが、結婚移民の主婦化が主流となり、のちに介護労働市場で雇用されるようになる。大曲らの調査によると、誰と結婚するかによって世帯形成の在り方が異なり、本国への仕送りなどの生活パターンも維持できる主婦は成功組となる。

是川や大曲のフィリピン人の量的研究は、在日外国人のなかで、特に困難を迎えているフィリピン人の立場を明らかにした功績が大きい。実際、高畑の多くの研究でも、年齢上昇にともなう困窮化、母子世帯を中心とする生活保護の受給と貧困化、第二世代の高校進学率の低さ、労働市場での上昇経路をつかめないフィリピン家族の状況がみてとれる。

しかし高畑は、是川らのデータが2000年当時のものであり、その後興行労働者は激減し、定住・で移住層が増加した。それゆえ、是川の「在日フィリピン人特に困難説」は10年前の事実としてとらえる必要があると述べている（2012:66）。その後、興行にかわり「介護」の仕事が厳しいながらも、過疎地では安定した職場となっていることはすでに述べた。安定してきた結婚移民の中には、家族に送金したり、フィリピンで不動産を購入したり、日比の経済格差を利用した新たな仕事へのモチベーションが生まれている者がいる。日本での相対的貧困生活を帰国後の生活に向けての投資と考える生き方もでてきた（高畑 2011）。高畑・原は「フィリピン人—「主婦」となった女性たちのビジネス」（2012）のなかで、主婦たちがビジネスへ挑戦している新しいフィリピン主婦像を描いている。

### ③ 在日フィリピン人を対象とする質的研究

高畑の「在日フィリピン人研究の課題—結婚移民の高齢化に控えて」（2012）では、フィリピン人女性が1980年代末に興行労働者の群れとして立ち現れ始め時から、日本人との結婚による定住、家族形成、子供の成長に伴い、以下の5つの位相で研究が蓄積されてきたことを指摘する。a) エスニックコミュニティ内部への着目、b) 国際結婚家族の問題、c) 地域社会との関係、d) 子育て・連れ子の呼び寄せと教育問題、e) 日比を往復するトランスナショナル性への着目である。上記の高畑が扱っている国際結婚家族、日系人、介護、高齢化、トランスナショナル化については、すでに、第4章（8）でも一部ふれている。ここではa)とd)について論ずる。

#### a) エスニックコミュニティ内部に着目

日本でフィリピン人が増加し始めた1990年代より、フィリピン人コミュニティの内部の理解をめざすフィリピン人のジャーナリストや研究者がいる。横浜の繁華街で暮らすジャーナリストレイ・ベントーラは（2007）、『横浜コトブキ・フィリピーノ』で、自ら不法就労者の時の友人とのその後の遭遇を描いた体験記を表した（高畑 2012:67）。

イバーラ・マテオ（2003）は、『折りたたみ椅子の共同体』において、東京都内のカトリック教会に毎週日曜日に集うフィリピン人の交流は、信者にとって日常を離れ、重要な情報交換と相互扶助の場となっている。一過性であるが、癒しと喜びを与えている様を描いている（高畑 2012:67）。宗教施設を介したフィリピン人の交流についての研究は、家族・親族・宗教のネットワークの文献目録にも触れてある。

高畑には東南アジアと日本のエスニック・メディアを比較した研究がある（2002）。日本のエスニック・メディア広告のフィリピン人読者層は、日本人と結婚した安定した主婦層で、国際電話、入管取次行政書士、服飾店などの広告が多い点を挙げ、職業斡旋会社の多い香港等と比較した興味ある研究であるが、論文となっていないので、入手が困難であるのは残念である。

またフィリピンの英語学校に出かけて英語を学習するプログラムもすでに実施されているようだが、2011年から日本の小学校では英語教育が導入され、英語指導助手や英語会話教室等の需要が出てきている。2000年以降、全国に分散居住しているフィリピン人が永住化するにつれ、介護への需要は増大しているが、社会的な評価の高い、英語教師としてのフィリピン人の活動と存在について、収入の面で魅力的でない理由をあげているが、より詳細な研究が望まれるところである（高畑 前掲書 67-68）。

#### d) 子育て/連れ子の呼び寄せと教育の問題

子供の教育に関する研究は、子どもの進路選択と関係があるため、興味ある課題である。

高畑取り上げた研究は、徳永智子(2008)、額賀美沙子(2012)、角替弘規・家上幸子・清水睦美(2011)、高畑幸(2011b)など近年の論文である。個々では徳永、額賀、高畑を紹介する。

徳永(2008)は、首都圏にある外国人の子ども向けの日本語教室において、生徒と母親に聞き取りを行った結果を示す。知見として、将来の展望や進路には、親戚の女性たち(フィリピンで家族自営業や欧米への移住)がロールモデルになっていること、母親に仕送り義務があり、欧米に親戚がない場合、日本に定住する覚悟をもっていることである。フィリピン系の女性は、身近で重要な親戚や日本人との結婚という来日経緯の過程から、自らの将来を考えているが、日本語を学び、日本の高校や大学に行くことだけを視野には入れてはいないトランスナショナルな視点をもっているようだ。

額賀(2012)の研究も、子どもを母国から呼び寄せるとき、国境をこえる「トランスナショナルな家族の再構築」を考えているようだ。首都圏に住む15歳から17歳のフィリピン人4人との聞き取りから、母親は子どもたちに母と一体化して高度な教育を期待するわりには、子どもの家庭学習には実質的に関与できず、戸惑っている子供たちが多い。高畑は子どもを抱える家族へ学校や地域社会が支援する必要性を説いている。

高畑(2011)は、10歳を超えてフィリピンからきて、20歳になる青年たち7人との聞き取りから、来日後、高校、大学へ進学するには、来日直後から学校の教員、家庭教師、支援グループとの付き合いなど、第三者との交流の機会を通じて、進路への動機づけ必要としている。とはいえ、徳永も指摘しているように、子どもたちの進路選択を国内だけに限定して考えることが難しい、トランスナショナルな文化を背負っていることを理解しなくてはならないという。

子どもたちの教育、将来の進路を決定するのは子たちであるので、上記のようなインフォーマントとの聞き取りやレポートを通じて、彼らに希望と認識を適切につかみ、を支援していく姿勢が必要とされる。

次の2010代では、高畑が触れなかった分野、この時期に発展した研究課題を含めて、研究の状況を明らかにしている。巻末に各章で参考文献として利用させてもらった。

### 3) 在日フィリピン人研究史—2010年代を中心に

高畑は「在日フィリピン人社会の現在—結婚移民の高齢化・単身化と日系人の多世代居住(2022)」の論文において、2010年代以降の日本における在日フィリピン人の活動と定住化の研究に焦点をあてる。彼女は、1990年代より来日し、定住したフィリピン結婚家族とその後來日した日系人家族の就労、高齢化、貧困化、単身化、相互扶助で結ばれた人々の居住スタイルに関する研究を紹介した。

高畑は1990年代から在日フィリピン人社会をつぶさに見てきた研究者で、今回は結婚移民と日系人に焦点をあて、彼らが今後、医療や福祉や看取り等の支援を受ける世代を

形成している様を明らかにし、高齢化にともなう結婚移民と日系人コミュニティの再編や相互扶助のあり方を探ろうと試みる。

日本における結婚移民と日系人の概要はすでに他のところですでに記述している。高齢化にともなう支援組織の利用と活性化、日系人2．3世の多世代居住と集住化、両グループの社会参加の在り方については第4章の（8）で概説したので、そちらを利用したい。

### ① 在日フィリピン人研究における高畑幸の介護研究の功績

フィリピン人女性たちの多くは、世界に移住する選択肢はあったものの、1980代から90年代後半には興行労働者（エンターテイナー）として来日し、2000年代以降は、結婚移民、新日系人を中心に、地域の介護現場で必要不可欠な存在となってきた。高畑の2010年代の研究は、定住化・永住化する5つの類型からなる在日フィリピン人のなかで、1980年代にやってきた結婚移民と称される人たちと、2000年以降、新日系人と称される婚外子とその母親たちに関心を持ち続けてきた。巻末の文献目録にもあるように、前者は介護への就労に携わり、また自ら高齢化に伴い介護の恩恵を受ける人たちである。2010代、自らの進路に悩みながら生きる子供たちともに来日し、介護の仕事に携わる母親たちが厳しい介護の仕事と生活に順応していく時期でもあった。このように、日比の必要性から生まれた介護の職に関する研究は、2006年以来現在まで、静岡県立大学の高畑幸を中心になされてきた。彼女の研究は、ホームヘルパー講座の開設や介護人材育成、EPAの介護福祉一期生の追跡調査、離島や過疎地域における結婚移民の介護労働参入の支援や調査、在日フィリピン人の介護労働への評価などの研究を現在まで継続的に発表してきた（巻末の介護の文献目録参照）。

### ② 在日フィリピン人社会に関する高畑幸の幅広い課題の研究

高畑は介護の問題だけでなく、戦前の日本人移民の子孫と国際婚外子を新旧フィリピン人と区別したり（2013）、名古屋と浜松でフィリピン人コミュニティの現状を調査したり、（2012, 2016）、貧困問題としてのシングルマザーと子供の人権を扱った研究（1996, 2001, 2011）を行ってきた。また、在日フィリピン人の1．5世代が抱える進路選択の課題（2014）、エスニック・メディアやエスニックビジネス、帰国後の投資や起業の問題を扱った研究（2002, 2011, 2012）、水産加工業で働くフィリピン人の研究（2018, 2019）、国際結婚と家族の問題（2003, 2023）、移民受入と地域的分布（2015）などがある。最後に介護の問題に関連して発生した、加齢と高齢化の問題にいち早く着目した。その業績は2018, 2010, 2011a, 2011b, 2012, 2015, 2020, 2022, 2023など多作である。

### ③ 小ヶ谷千穂の国際労働移動の女性化の研究

これまでのデータからも、日本に就労する国際移民は圧倒的に女性が多いことが明らかにされている。シンガポールや香港では、フィリピンの女性家事労働者が多数を占める。

日本ではこれまで興行ビザや介護ないし結婚を経由して来日するものが多かった。なぜ女性が多くを占めていたのか。

フィリピン研究者小ヶ谷千穂は『移動を生きる—フィリピン移住女性と複数モビリティ』(2016)において明らかなように、「フィリピンからの国際移動の女性化」、「出稼ぎ労働者の女性化」をテーマにした研究活動を2000年代から続けている。女性の海外での職種が再生産労働であるのはなぜか、移動という体験は男性と女性とはどう違うのか、著者は移住女性に焦点をあてながら、「人の国際移動」と「社会移動」という複数のモビリティ(移動)をジェンダーの視点からとらえようとする

(2001, 2002, 2003, 2007, 2013, 2016a, 2016b, 2016c, 2016d, 2019, 2023)。

移動する女性たちが、移住という体験から社会的にどのような上昇があるのか、職業の在り方(再生産労働)はそれを制限しているのではないかと問う。たとえば、海外就労の経験は、ジェンダー化した形でその後のキャリアに影響を与えるという。男性は国内職と海外職には連続性があり(建設労働や電気工事等)、海外就労の経験は個人の職歴を豊かにする。一歩王、女性は海外で家事労働等の「女性職(再生産労働)」に付くことが多く、国内職(事務職、看護師、靴製造等)とは異なる移動をする女性にとっては、職業的な下降移動ともなる『矛盾した移動』を強いられる。著者は、そこに職業移動と国際移動の「複数のモビリティ」があると主張する。

海外就労は、個人や世帯の生き残り戦略であると同時に、国家の生き残り戦略ないし政策でもある。そのなかで、移動する主体である(男女とも)個人は、空間的な移動をしながら社会的移動を同時に生きることになる。現在東アジア諸国では介護人材の高度化、需要の増大など状況が生まれているが、就労が「下降行動」とだけみなされないような状態が生まれるのかどうか気になるところである。

ともあれ、移住する本人が何を軸として移民を捉えているのか(第4章 47-50)、労働市場参入理由(第4章 34-36)は何か検討する機会でもある。

本項は、在日フィリピン社会研究を牽引してきた高畑幸の研究をスタートとして、2010年代の在日フィリピン人社会の移民・出稼ぎ労働者研究の近年の動向を私なりの判断でまとめてみた。

#### ④ 家族・親族及び宗教的ネットワークの研究

1980年代以降、多くのフィリピン人たちは、日本へ出稼ぎに来ると同時に、必要なときには故国に帰ったり、別の国に就労する際に、国境を越えたトランスナショナルな社会関係ないしネットワークを基盤に移動している。それゆえ、彼らにとって、日ごろの社会的宗教的ネットワークは最も大切で、維持していかななくてはならないものである。

フィリピンの村落や都市でフィールドワークを行った人類学者長坂格は『国境を越えるフィリピン人の民族誌』(2009)において、親族や家族や村落のネットワークを利用して、フィリピンの村から、イタリアやマニラ首都圏に出稼ぎないし移住した人たちを追っ

た(2001, 2003)。日本本土への移住を扱ってはいないが、フィリピン人のトランスナショナルな移動の人類学的研究に先駆的な役割を果たしている。

永田貴聖は『トランスナショナル・フィリピン人の民族誌』(2011)において、親族や教会のネットワークに注目しながら、日本と祖国を相互に移動し続けているトランスナショナルなフィリピン人を追っている(2011, 2018, 2020)。詳細は次項でとりあつかう。

フィリピン人の社会関係の維持・形成における宗教施設、カトリック教会は、孤立しがちな移民たちに癒しと情報を獲得できる極めて重要な役割を果たしている。茨城南部の教会に集うフィリピン人を調査した川添航(2020)、京都市の宗教施設やトランスナショナルなフィリピン人の宗教的ネットワークを研究した永田貴聖(2018, 2020)。教会を媒介としたつながりを研究した松田良孝(2016)、浜松のカトリック教会における外国人支援を扱った白波瀬・高橋の事例(2012)、そのほか、中西尋子の結婚移民とカトリック教会(2016)、カトリック教会の役割をいち早く紹介したイバーラ・マテオなどの研究(2003)が挙げられる。

## (2) 近年のトランスナショナリズムを内包する移民研究と文化人類学的研究

現在の移民現象や人類学の研究の発展ないしパラダイム転換が可能な、新時代に対応した新しい概念が必要とされている。それはグローバルな現代世界の課題をよりの確にとらえることができる概念でなくてはならない。

1990年なかば以降、欧米ではグローバル化した大規模な人の移動の研究、特に移民示す多角的帰属意識などの新しい社会・文化現象の研究において、「トランスナショナリズム」という概念が注目されている(上杉富之 2004)。

日本でも1990年代以降、多くの外国人が出稼ぎ移民として短期滞在しただけではなく、結婚や日系人の資格で定住する外国人が増大した。彼らは日本に滞在中、出身国の大谷兄弟や第三国に長期滞在しないし定住する親類縁者と多角的な関係を継続的に維持する傾向がある。このような現象はこれまで見られなかったことである(上杉 2004:28-29)。

アメリカ、イギリス、オーストラリアなどの移民受入国すでに日本で観察されるような現象が起きており、1990年代に入ると多くの研究者が「トランスナショナリズム」という概念によって、このような移民現象を対象化するようになった。

江淵一公は「越境の人類学—トランスナショナリズムとグローバリズム」(2000)において、「トランスナショナリズム」を「主に民間・非政府組織、個人ベースで国境を越えて展開するヒト・モノ・情報・金融・資本などのインフォーマルな交流・流動化の関係や過程」と定義し、「国・政府ベースで展開されるフォーマルなヒト・モノ・情報・金融・資本の流動化」である国際化と区別した(江淵 2000:303-304, 大谷裕文 2002:134-135)、アメリカの人類学者 K. カーニー (Kearny) は、トランスナショナリズムとグローバリゼーションは重複した概念であるが、トランスナショナリズムはより限定した概念であるという。グローバルなプロセスは主に特定な地域から分散し、グローバルな空間に展開

するが、トランスナショナルなプロセスは特定の国民国家に根差すが、一つないしそれ以上の国民国家に越境していく現象である。このように、トランスナショナルなるものは、一つないしそれ以上の国家の境界を越える人々の移動を述べるときに良く用いられる。同様にトランスナショナルな企業は、世界的規模で活動するが、一つの国家を中心に活動すると、グローバリゼーションとトランスナショナリズムを区別している (Annual Review of Anthropology 1995:548)。

本項はトランスナショナル・フィリピン人移民の研究を通じて、トランスナショナリズムの概念が、移民研究と文化人類学に研究にどのような新たな展開を見せているのか、いくつかの事例研究を通じて検討する。

### 1) トランスナショナルリズムの概念と人類学の移民研究への適用

上杉富之は「人類学からみたトランスナショナリズム研究」(2004)において、トランスナショナリズム研究の可能性を探るために、トランスナショナリズム研究の成立と展開を歴史的にたどり、あわせて人類学におけるトランスナショナリズム研究の現状と今後の課題を確認した。

#### ① トランスナショナリズム概念の成立の背景と定義

その結果、トランスナショナルな現象への関心は、少なくとも20世紀初頭にまでたどること、さらに1960-80年代の多国籍企業や国際的なNGOの活動の量的・質的増大にとともに、トランスナショナリズムの概念が成立したことを明らかにした。1990年代になって、人類学の移民研究と結びつくようになり、トランスナショナリズムの概念が、「多元的帰属意識」や「多元的ネットワーク」を中核にすえる概念へと転換することになった。その結果、上杉は、トランスナショナリズムを「複数の国の国境を越え、長期間継続して頻繁に見られる、移民の多元的帰属ないし多元的ネットワークをめぐる諸現象」と再定義した(2004:29-30)。

#### ② トランスナショナリズムの人類学的再定義の背景

トランスナショナリズム研究を人類学の分野に適用するには、どのような視点がおう必要とされるか、上杉はトランスナショナリズムの概念を人類学的な意味に再定義しようとした欧米の研究者の主張をいくつかとりあげ、そこに共通した意味を確認している(2004:18-20)。

- a) ニューハンプシャー大学とマンチェスター大学で、移民の比較的・歴史的研究、ディアスポラやトランスナショナリズムを研究したニナ・グリック・シラー (Glick Shiller) らは、カリブ海、ハイチ、フィリピンからのアメリカ移民を比較研究し、新しい移民の出現を明らかにした(1992a)。どの移民もそれぞれの出身国と移民先国

(アメリカ)の両者に帰属意識をもち、両者にまたがる国境を越えたネットワークを長期間にわたって維持している現象は、従来の移民の概念では捉えられない新しい現象であると考え、「トランスナショナリズム」という用語を充てた。トランスナショナリズムを「移民たちが出身国と移住先国の両者を結ぶ社会的な場を作る現象」と定義した(上杉 2004:18-19)。

- b) キューバ系アメリカ人社会学者の観点からトランスナショナリズム研究を行ったアレハンドロ・ポルテス Alejandro Portes (1999) らは、トランスナショナリズムを「国境を越えた、長期間継続する、規則的で持続した社会的接触に基づく生活形態や諸活動」と定義している(上杉 前掲書 19)。
- c) オックスフォード大学で、大規模なトランスナショナリズム・移民研究を推進した、スティーブン・ベルトヴェッツ (Steven Vertovec 1999) は、トランスナショナリズムを「国民国家の境界を越えて人や組織を結びつける多元的関係ないし、相互作用」と定義している(上杉 前掲書 19-20)。

上杉は上記の諸定義を整理し、人類学におけるトランスナショナリズムの概念の中核的要素を以下の4つの点にあるとした。一つ目は複数の国の国境を越える現象であること、二つ目は長期間継続する現象であること、三つ目は規則的ないし頻繁に見られる往復運動であること、四つ目は多元的意識ないしネットワークが形成されている点である。

これらの中核的な要素を反映させた上杉は、繰り返しになるが、トランスナショナリズムを「複数の国の国境を越え、長期間継続して頻繁にみられる、移民の多元的帰属意識ないし多元的ネットワークをめぐる諸現象」と定義した(上杉 前掲書 20)。

トランスナショナリズムの概念を実際に適用した人類学的・質的研究への事例を二つあげて検討する。「トランスナショナルなネットワークを生かしたフィリピンの新世代のライフスタイル」と「トランスナショナルなフィリピン家族の形成と教育意識」に関する研究を取り上げる。

## 2)越境し続けるネットワーク：新しい世代のトランスナショナル・フィリピン人のライフスタイル

### ① トランスナショナル・フィリピン人の国境を越えて広がるネットワークの形成

永田貴聖は、『トランスナショナル・フィリピン民族誌』(2011)において、多くのフィリピン人たちが、日本とフィリピンの間を移動し続け、日本人、フィリピン人双方と国境を越えたトランスナショナルな生活を実践しながら、新たな社会関係を構築していく過程を記述した。

トランスナショナルな生活を実践する新しい世代が来日する以前、フィリピン人社会がどのようにして形成され、社会的ネットワークがどのようにして拡大したのか、簡単に触れておく。

80年代、興行ビザをもち来日したフィリピン人女性は、歌手やダンサーやホステスなどエンターテイナーとしての仕事をしている間に、日本人男性と知り合い、結婚する者が多く生まれた。彼女たちはフィリピン人同士の集住地域を作ることなく、単独で日本人に囲まれて暮らし、日本社会に適応しながら、日本人との関係を築いてきた。同時に別々に暮らしながらも、カトリック教会を中心としたフィリピン人コミュニティに加わったり、繁華街で飲食店などを経営する者も現れた。またフィリピン人個人として、国家による管理と向かい合い、限定された権利を最大限に行使するために、自身の社会関係に、外国人支援を行う活動家や研究者など多くの日本人を介在させ、社会的なネットワークを構築・拡大してきた（永田 2011:3-6）。

### ② 国境を越えたトランスナショナル・フィリピン人のライフスタイルの研究

90年代以降、新しい世代のトランスナショナル・フィリピン人たちは、エンターテイナー時代から居住するフィリピン人既婚女性たちが中心となって築き上げた日本、フィリピンに跨る社会関係を媒介にして、日本に定着し、関係をさらに拡大している。彼らは合法的なビザを取得しており、また日本国籍を持っているが、定住というよりも、日本・フィリピン双方にいる親せきや家族と国境を越えた関係を継続させ、両国間を往来し、一定期間居住するというトランスナショナルな生活スタイルを送っている。

彼らの一部には、フィリピンの市民権を維持しながらも、日本の市民としての権利を行使している。また両国間を定期的に往復するだけではなく、時には日本に家族や親族などを呼び寄せ、国民国家の境界線を横断する社会関係を形成している（永田貴聖 2011:146）。

永田は、そのトランスナショナルなフィリピン人が、フィリピンと日本両国の境界線の狭間に置かれた様々な人々との関係を形成している様子を、著者自身もそれらに参加しながら、二人の若い男女が事例を「個人を中心とする民族誌」の手法によって描こうとした。

### ③ 「個人を中心とする民族誌」—その1) 父親が日本人、母親がフィリピン人の30代前半のフィリピン女性

#### a) Kさんの生い立ち

事例となるK子さんは、マニラの首都圏に生まれ育ち、3歳まで、両親と父方の祖父母家族と一緒に暮らしていたが、母は祖母との関係が悪く、母の実家で別居することになる。父は離婚せず、母と時々連絡を取り合ったり、仕送りをしていたようだ。そのため、幼い頃から貧しく、家事を手伝い、妹の世話をしたり、小遣い稼ぎをしていた。

K子は優秀で、マニラの有名な私立高校を出て、その後、国立大学の作業療法士のコースに進学する。大学生活はスムーズとはいかず、休学を何度も繰り返した。そのうち高校

時代からの友人と知り合い、未婚のまま出産する。このことを機会に、大学を中退し、日本で働くことを決意する。日本で暮らし、日本人の夫をもつ叔母のおかげで、妹と一緒に日本での生活を始める。11年前のことである。自分と家族を支えるためである。

#### **b) 日本での生活—その1) スナックはフィリピン人のネットワークの起点**

日本に到着してから、叔母のおかげで父と再会でき、また叔母の家に居候しながら、中国人のホステスが働くスナックで働き始める。働く場所はどこでもよかった。妹は叔母の夫の世話で工場の住み込み社員となった。その後Kさんはスナックの店を転々としたあと、現在は、日本人とフィリピン人夫婦が経営するスナックで、ホステス全員がフィリピン人の店に落ち着くようになり、一人暮らしを始める。

Kさんが働く店は小規模で、在留資格のある20代前半から40代前半までのフィリピン人女性がホステスとして働き、40代から60代のフィリピン好きの日本人男性が客としてやってくる。お酒とカラオケと他愛な噂話に楽しい時間を過ごしている。このような店には、他の店で働くフィリピン人女性やフィリピン人料理店で働くフィリピン人男性やバンドマンなどが集い、雑談と仕事の情報を交換し、複数のフィリピン人がつながるネットワークの起点ともなっている。筆者がKさんと出会ったのも、そのようなネットワークの中にある繁華街にあるフィリピン料理のレストランであった。

#### **c) 日本での生活—その2) 父との再会と両親の復縁**

日本に来てから、Kさんと妹は父親の住んでいる家に、月一回ほど行くようになった。掃除をしたり、料理をしたりするし、電話もよくするようになった。日本に来るときお世話になった行政書士の先生が、父は良い人で、Kさん姉妹のことを大変気にしていると言っていたこともあり、二人に父親と連絡するように言われていた。その後の頻繁な娘と父親の交流が両親の復縁につながった。

フィリピンでは、多くの母親や年長の女性が、家族の経済的な安定を求めて、海外に出稼ぎに行くことが多いが、家族が離散し、互いに孤独感を味わう生活を送る。移住そのものが、家族の離散と安定という矛盾した状況を生み出している現実がある。

#### **d) 日本での生活—その3) 夫と娘との呼び寄せ**

Kさんは日本に居るうち、年に二度約1カ月間、フィリピンに帰国し、夫や娘たちとの関係を維持してきた。Kさんの援助もあり、夫の家族が経済的に安定し、6年前正式に結婚した。その後、Kさんは夫と娘を日本に呼び寄せることにした。筆者は調査者でもあるが、家族の入国手続きや在留資格の取得についてアドバイスをしながら、常に近くで彼女をサポートしている。

その後、Kさんはホステルの仕事を辞め、両親が住んでいる近くの街で、夫、長女、妹の4人で暮らしている。Kさんと夫は妹の紹介で、同じ工場働いている。娘は中国人やブラジル人二世たちとともに、地元の公立学校に通っている（永田 2011:147-157）。

永田の本事例における、人類学的アプローチである「個人を中心とする民族誌」は、調査者とインフォーマントが密接な関係を保つことによって、インフォーマントの思考と行動を、より密度濃く、正確に知ることができることが伺える。

#### ④ 「個人を中心とする民族誌」—その2）母親が日本人男性と再婚したため、「定住者」の資格をもつ20代後半のフィリピン人男性

事例となるLさんは、母親が日本人男性と再婚したため、定住者の資格をもち、日本に居住している。Lさんは来日してから、現在まで、日本とフィリピンの間を、翻弄されながら行き来し、生活する間に形成している関係を、越境的なネットワークの事例として描く。

##### a) 母の来日と再婚、日本での定住

Lさんの幼い頃の記憶によると、彼が5歳の頃、母親は年に数回就労のために来日していた。当時日本人と結婚した母は、別居していたため、Lさんは、3つ年下の弟と母方の祖父母に預けられていた。当時、Lさんのフィリピン人の叔父は、日本人女性と結婚し、日本に住んでいた。母は伯父のついでで友人が経営するナイトクラブを紹介してもらい、ホステスとして働くようになった。

11歳のとき、Lさんと弟は母親に連れられて、短期滞在ビザで、はじめて来日した。母親が働いている間、二人は伯父夫婦のところへ預けられた。やがて、別居していた父親が病死したので、母は交際を続けていた日本人男性と再婚するを決意する。同時に、Lさん（当時17歳）と弟（当時14歳）を日本に引き取り、継父と一緒に暮らすことになった。

Lさんは、しばらく昼間は母の働くレストランで、夜は欧米人が集まるショットバーの掛け持ちで忙しく過ごした。当時に彼は、大学に進学する夢を持っていて、そのためにお金を貯めることだった。

##### b) フィリピンへの帰国、大学進学、Mさんとの出会いと結婚

日本に滞在して一年後、学費も用意でき、マニラにある某私立大学に進学するために帰国する。フィリピンでは大学を出ても、就職が難しいこともあり、勉学に動機付けがなかなかできなかった。そんなとき出会ったのが、妻となるMさんであった。1998年頃であった。

1999年7月、二人はマニラの市役所に婚姻届けと宣誓だけのシビル・マリッジをおこなった。Mさんはすでに大学を卒業し、数年間、フィリピン人向けの英語学校で働いて

いた。一方、Lさんは日本とフィリピンを半年の頻度で往来していた。日本に滞在しているときは就労し、フィリピンでは家族と過ごすという生活を続けていた。

2000年に、長女が生まれた。その後の2年間、Lさんはこれまでと同じように、日本とフィリピンを往来する生活を続けた。長女が成長するにつれ、将来の拠点をフィリピンに置くか、日本に置くかを真剣に考えていた。

#### c) Mさんの来日、出産、帰国

Mさんは、2002年、これでの英語講師のキャリアが活かせるか見極めるため、来日したが、就職活動はうまくいかなかった。しかし、日本で毎週通っていたカトリック教会の国際ミサで知り合ったフィリピン女性の紹介で、保育園の英語講師の職を得た。日本語ができなかったが、定住者の資格があったこと、フィリピン人であったことなどで職を得ることができたのはラッキーなことであった。

その後、夫婦と子どもはLさんの継父の紹介で借りた、両親と弟が住んでいる近くのアパートを借りて暮らした。カトリック教会にあるフィリピン人コミュニティに参加し、精力的に活動していた時代でもある。筆者とこの夫婦が出会ったのもこの頃である。

Mさんが英語教師の職を得て、数か月後、新しい命が授かったことを知る。新しい悩みでもあった。オフィスや官庁に勤める女性と違い、子どもを育てながら働くことは不可能な状況であった。二人は悩んだ末、Mさんと子どもはフィリピンに帰国し、Mさんの実家で暮らすことを決意せざるを得なかった。

#### d) 日本とフィリピンを越境して生きる人たちの人生の選択の難しさ

その後、Mさんは子どもを実家に預けて、再度来日した。Mさんは最後まで日本での定住を模索していたようだ。しかしLさんは日本での子どもの教育には積極的にはなれず、むしろ子どもたちはフィリピンで学校を卒業してほしかった。弟がいじめにあって、日本の学校を中退してしまった経験があったからでもある。

Lさんは以前のように、複数のアルバイトの掛け持ちはやめて、伯父の友人が経営する電気配線工事の会社の正規従業員として働き始めた。そしてフィリピンには年に一、二度帰国する生活を送ることになった。結局、Lさん一家は家族が離れ離れとなってしまった。

Lさんは人生の選択の難しさを次のように述べている。

「結局のところ、「ベスト」な選択がない。本当はフィリピンにいたいけど、フィリピンには仕事がない。日本には仕事がある。でも、家族全員で暮らすとお金もかかるし、子どもに満足な教育を受けさせられない。僕やMが二人とも日本に働いていたら、子どもが可哀想だし、本当に、良い選択肢がないとしか言いようがない」

さらに続けて、今考える夢と現実の狭間について語る。

「いま頑張って稼いで、お金を貯めて、近い将来、僕がずっとバイトしていたショットバーみたいな店を経営できらと思っている。Mは小さな英語学校を経営したいみたいだけど、お金が必要だね。いま僕は稼いだお金のほとんどをフィリピンに送っている。もちろん、長女を私立の小学校に入学させたいし、Mの実家にもお金を入れているから、そんなにすぐには貯まらない。だから、もうしばらくは日本で頑張るつもり」(永田 2011:166-167)。

#### e) 日本で就労するフィリピン人が求める安らぎの機会と関係

日本に滞在する多くのフィリピン人既婚女性とは異なり、日本人に囲まれて暮らしているとは言えないLさんやMさんは、どのような日本人と関係しているのだろうか。どのような夢や期待を抱いているのだろうか。Lさんにとって、日本人と係る機会は、アルバイト先や職場、時にはカトリック教会にやってくる筆者のような調査者やボランティアくらいである。Lさんが印象深く語るのは、アルバイトをしていたショットバーでの安らぎの経験である。

彼にとってショットバーは、小遣い稼ぎ以上の時間と人間関係があると見て取れる。

「ショットバーはホームみたいなものである。そこは、いろんな国の人が集まるし、昔から知っている人たちが集まる。外国人にしかわからない悩みなども話せる場である」という。最初日本語が話せなかった頃、日本人スタッフは日本語や日本の習慣を優しく教えてくれた。そこでは「本当に安らげるし、良い仲間ばかり」などと語る。人類学の用語でいう「お互いが自由で平等で癒されるコミュニタス」の場なのである。実際、Lさんの家族以外の関係は、このショットバーを中心に形成されるといっても過言ではない。

日本とフィリピンに離れて暮らす、Lさんそして、Mさんと子どもたちにとって、最も大きな安らぎの機会は、毎日行われる故郷の家族とのコミュニケーションにある。彼らは、必ず、一日に数時間、インターネットのチャットでお互いの日本とフィリピン双方で起こった個人的な出来事について会話している。情報通信の進歩が、距離という壁を越えて、トランスナショナルな家族としての関係を維持させている。さらに、双方は年に数回、日本とフィリピンの間を往来し、彼らの関係を強化させている(永田 2011:167-168)。

#### f) 新しい世代のトランスナショナル・フィリピン人たちの知恵とネットワークの拡大

事例でとりあげたKさんやMさん家族は、制約があるなかで、様々な機会や関係を利用して、日本とフィリピン両国間で生きる道を探ってきた。彼らは今後も、日本国籍、日本に居住する在留資格、発達して通信手段、親戚たちが築いてきた日本でのさまざまな関係、限定された権利を行使するために筆者などの日本人との関係などを利用して、越境するネットワークを拡大し続けていくことだろう(永田 2011:157-169)。

フィリピンの文化や生き方に関心をもつ人類学者と日本で生活するトランスナショナルなフィリピン人が、日常的な付き合いや調査の過程をつうじて、これまで見えなかったものが、互いに見えるようになる認識の在り方や生き方が双方に見いだせることになるのであれば、人類学研究にあらたな貢献と役割となるのではないかと思う。

### 3) フィリピン系ニューカマーにみられるトランスナショナルな家族の形成と教育意識

就労、結婚、教育機会を目的とした先進国への国際移動の増加に伴い、家族成員が異なる国に居住する現象がよく見られるようになった。家族成員が国境を越えて暮らしても経済的・社会的・情緒的紐帯が維持されている家族を「トランスナショナルな家族」と定義できよう。本項では、額賀美沙子（2012）が、フィリピン・ニューカマーの「トランスナショナル家族」の形成・実践を通じて、生起するさまざまな問題を克服・維持・継続している様子を考察してみよう。

#### ① トランスナショナルな家族の形成と子どもの生き方への影響

トランスナショナルなフィリピン系家族は、定住資格で入国し、父母ともにフィリピン系の日系人家族と、国際結婚によって母だけがフィリピン系の場合の二つの形態がある。これら調査対象の家族に共通してみられるのは、子どもたちを母国の親族に預け、親だけが先に日本に渡り、親子が日本とフィリピンの間で離れて暮らすという傾向である。すなわちそこに、トランスナショナルな家族の形成の特異な経緯がみられる（額賀 2012:10）。

額賀の中心的な関心は、家族の教育意識や社会的上昇への期待、別離によって生まれた親子の溝と葛藤、ホスト社会の文化や学校への適応、子どもの帰属感の喪失など、子どもたちの意識がトランスナショナルな家族の形成・再編におよぼす影響にある。

#### ② トランスナショナルな家族に生きる子どもたち

額賀は、国境を越えて維持されるトランスナショナルな家族の存在が、母親や本国の親族が期待する子どもたちの生き方にどのような影響を及ぼしているか、厚木市に住む15歳から17歳のフィリピン人ニューカマー4名との面接から探る（額賀 2012:10-11）。

この4名は、在留資格や家族のエスニック構成が異なっているが、階層的には親が全員共働きで、経済的に余裕がある家庭ではないことが共通している。また全員が過去5年以内に日本に呼び寄せられた子どもである。それ以前は日本で就労する親と離れ、母国の親族のもとに預けられていた。親との別離期間は5-13年と長期にわたっている。この4名を通じて、トランスナショナルな家族が（再）形成される過程と、家族の教育意識の在り方、家族の教育期待に対する子どもたちの受け止め方を知ることができる（額賀 2012:11）。

子どもたちにとって、家族とはまさにトランスナショナルな性格をもつものである。彼らにとっての家族とは、日本で一緒に暮らす親兄弟だけでなく、フィリピンに住む祖父母や親せきも、経済的・社会的・情緒的紐帯を同様に維持する家族とみなしている。ではトランスナショナル家族を日常生活の中で、どのように維持することが可能なのか。

### ③ フィリピン人家族の維持とトランスナショナルな実践

トランスナショナルな家族の維持を可能とするために、第一重要なことは「母国送金」である。この実践で、移住先の子どもたちは故国の祖父母や親せきを支え、遠く離れた地に住む人たちの間に強い結びつきを作り出す。子どもを母国から呼び寄せても、親は母国送金を継続し、トランスナショナルな家族が維持されている。日本に居る子どもたちそのことをよく心得ている。

第二は、「母国訪問」である。子どもを呼び寄せる前、親たちは年に何回か母国訪問をする。短期間でも継続的に直接的交流をもつことで、親子や親せきとの間の結びつきを確認できる。本調査で対象となった親子も、母国に一時帰国した際には、祖父母や親せきの家に宿泊し、買い物やお墓参りやイベントと一緒に出かけ、常に一緒に時間を過ごすという。また日本の食べ物や洋服や大量のお土産を親戚に手渡すことも、一時帰国の恒例の行事である（額賀 2012:13）。

第三は、「情報技術によるトランスナショナルな紐帯の強化」である。国際電話やインターネットなどを通じて、親も子も頻繁に本国の親戚とやり取りをしている。親以上に、子どもたちは、Facebookなどのソーシャルネットサービスを利用して、多くの友を世界にもつ。彼らは海の彼方にいる親族と距離はあっても、心理的には決して遠いところにはいない「家族」としての関係を築いている。子どもたちも、インターネットを通じて、国境を越えた家族の維持に貢献しているといえる（額賀 2012:13-14）。

### ④ 家族中心主義の規範—トランスナショナル家族の原動力

フィリピン人ニューカマーがトランスナショナルな家族を形成していく、原動力ともいえるもの、彼らが共通してもつ価値観や規範がある。家族を大切に、家族に貢献し、家族の結束を重視することといった「家族中心主義」なるのである。彼らが言及する家族とは、フィリピンにいる親族を含めた拡張したトランスナショナルな家族であり、自分のことより家族を優先するという言説ともいえるものが生まれる。送金やお土産やネットワークによる頻繁な交流は、フィリピン家族がなすべき義務であり、トランスナショナル実践を継続させ、越境的な家族を維持する原動力になっている（額賀 2012:14-15）。

### ⑤ トランスナショナル家族からの期待と抵抗

家族中心主義に支えられたトランスナショナルな家族ネットワークの中で、常に教育的価値の重要性を教え込まれ、できれば裕福な日本で、学歴を身に付け、高い収入を得てほ

しいという期待に囲まれている。そのため、学校で勉強を頑張り、将来いい仕事に就き、家族に恩返しをすることを、一緒に住む親だけでなく、母国の親族からも強く求められている。確かに、トランスナショナルな家族に紐帯は、高い教育期待を規範化し、子どもたちの学習に対する動機付けとなると考えられる（額賀 2012:15-16）。

子供たちは教育価値を重視するトランスナショナルが言説の中に生きていることを痛切に知っている。それゆえ、家族の期待には従順に従う。良い子であろうと努力する。勉強するのは自分のためだけではないと自己を鼓舞する。いずれ高校に進学し、収入の高い仕事について、親族のために、家族のために、母親のように送金をしたいと願っている子どももいる。

一方、物心ついたときから、親が側にいなかった子どもたちにとって、母国で育ててくれた祖母や叔母が「お母さん」であった。日本で生活するようになって、親子間の心理的距離が急に近くなるとは限らない。すぐには打ち解けられなかつたという子どももいた。高い教育期待をかけられることには不満を持つ子どももいた。日本人の父親にも畏怖の念があり、近寄りにくかつたし、頼りたくないという子どももいた。親との交流を避けようとする「静かな抵抗」を見せる子どももいた（額賀 2012:16-17）。

親と長い間離れて暮らしていた子どもたちは、親に対する疎外感を深めていく傾向があり、再形成されるトランスナショナルな家族において、学習の面で子どもが親を頼り、親が子どもを助けるといった関係を構築することが難しくなっている。

## おわりに

取り上げたフィリピン系ニューカマーの家族は、トランスナショナルな家族として形成・再編されていく。そのような家族の在り方が親子の関係をめぐり、子どもたちの心理的葛藤を生み出し、彼らの学習行動に影響を与える要因の一つとなっている。トランスナショナルな空間では、子どもたちは「日本で勉強をがんばる」と応えるしかない空気を生んでいる。「勉強を頑張りなさい」というメッセージを受け取ったといえ、家族から実質的な支援もない状態に対して、焦燥感を抱いたり、家族に対する疎外感も生まれてしまう。

トランスナショナル家族は、その形成過程において、親密な親子関係ができにくいという現実がある。子どもたちの学習意欲の向上には、トランスナショナルな家族の問題だけではなく、彼らを受け入れる日本の学校や地域社会が、子どもたちの学習意欲をくみ取り、家族に対する細やかな支援が必要であると考えられる。

## 第6章 滞日フィリピン人移民社会の人類学的研究—トランスナショナルな視点から

### はじめに

これまで先行研究において論じられてきた、フィリピン人のトランスナショナルな移動を踏まえ、日本の一地方であり、かつフィリピン出身者が比較的多く居住する群馬県のX市を中心にフィールドワークを行った。このフィールドワークでは、定住化しているフィリピン人が構築している「トランスナショナルなコミュニティ」という部分に焦点を当て、聞き取り調査を実施した。また、聞き取りに際して、フィリピン人が多くの場合カトリック教徒であるという特性から、毎週日曜日に教会で実施されるミサに集まる人々を中心に調査が行われた（注6-1）。

#### （1）調査地の概要

当初、このX市においてフィールドワークを行う予定ではなく、フィリピン本国において、海外への出稼ぎによって取り残された家族を対象に研究を行う予定であった。日本国内でのフィールドワークを行うことになったのは、2020年初頭から新型コロナウイルスが蔓延したためである。とりわけX市を選択する主な理由は、X市のカトリック教会の周辺にはフィリピン人が多く居住していることに加え、親しい大学の先生からX教会の神父を紹介してもらったことで、比較的容易にコミュニティに入るきっかけができたことにある。

X市は、群馬県のほぼ中央に位置しており、大きな山々に囲まれていることから、住人たちはしばしば、「すり鉢状の町」と表現しているのを耳にする。大きな川が流れていることや温泉の観光名所が多いことでも有名であること、水資源に豊富であり、緑が多い自然豊かな町としても知られている。

#### 1) 調査地の位置、人口、産業

X市は、東京都心から電車で乗り換え等も含めると2時間から3時間、自動車で関越自動車道を使った場合2時間半程度の移動時間を要する。北日本の玄関口とも言える谷川岳をはじめ、その他大きな山々を眺めることが出来る。

##### ① 群馬県全体の外国人人口

X市が位置する群馬県全体の人口は、令和4年10月時点で191万3,236人（群馬県2023）である。群馬県は地方都市でもなく、また都心から若干の距離が離れているにも関わらず、県内の在留外国人数は、6万5,326人を占めておりと47都道府県中、12番目に外国人人口が多い。令和4年12月末時点で、在留外国人が多い国籍地域別上位5か国は、ブラジル（1万2,667人）、ベトナム（1万1,909人）、さらに

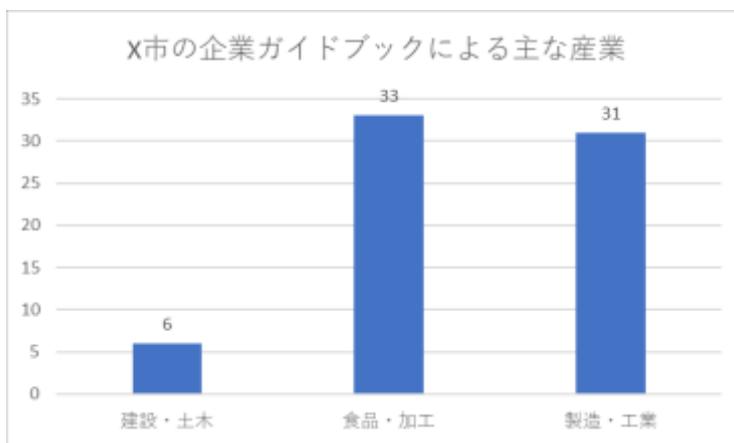
フィリピン（８，３３１人）、中国（６，６３４人）、ペルー（４，７０９人）と続いている。（群馬県 2022 外国人人口）

## ② 群馬県における主な産業

令和２年の国勢調査に基づく『就業状態基本集計結果』によると、群馬県における１５歳以上の就業者総数９４万９，９４５人のうち、製造業に携わる者が最も多く２３．２％であり、以下多い順に、その他２２．２％、卸売業・小売業１４．４％、医療・福祉１３．３％、建設業７．０％、宿泊・飲食サービス５．２％、農業４．５％、その他サービス５．２％という結果となっている。県全体産業として、製造業や卸売り・小売業、医療・福祉などが活発であることが伺える（群馬県 2022 『就業状態基本集計結果』）。

## ③ X市における産業

また、X市における産業は、市の産業を紹介する『企業ガイドブック』によると、紹介された７０社は、「建設・土木」（建設業、土木産業、インフラ等）、「食品・加工」（農業、食品製造、飲食店）、「製造・工業」（工業製品、自動車関係、コンピューター部品）の３つに分類されるが、X市では、「食品・加工」と「製造・工業」が市の産業として多いことが明らかとなった。



（酒見作成）

## 2) 調査地の在留外国人人口と就労者

### ① X市の総人口と在留外国人人口

今回調査地の対象としたX市の人口は、住民基本台帳に基づいた調査では、全体で約7万3，000人、約3万世帯である。（X市調査 令和5年8月末）この内、在留外国人数は、令和5年（2023年）の調査において、全体で1，066人となっており、X市人口全体の1．4％を占める。中でもフィリピン出身者は238人で、X市の外国人数としては最も多い。次に多いのがベトナムで163人となっており、近年は技能実習等によ

る人数が急速に伸びてきた影響が考えられる。それに次いで中国が141人となっている。

X市が行ったX市の国籍別人員調査によると、過去10年の外国人人口は毎年増加傾向にあり、2013年の外国人総数が531人であったのに対し、2023年には1066人と増加を辿ってきた（X市資料 2023）。

## ② 群馬県とX市の外国人労働者数

厚生労働省群馬労働局は県全体の外国人雇用状況の集計を行っている。令和2年から過去5年のデータによると、群馬県内の外国人労働者数は、平成27年が2万438人、平成28年に2万4,906人、平成29年に2万9,319人、平成30年に3万4,526人、令和元年に3万9,296人、令和2年に4万4,456人と年々増加傾向を示している。また、この調査では地域別に外国人労働者数の推移が示されており、X市については、平成27年に664人、平成28年に802人、平成29年に981人、平成30年に1220人、令和元年に1541人、令和2年に1554人と年々増加している。（厚生労働省群馬労働局 2021）

## 3) 現地調査期間と調査対象者

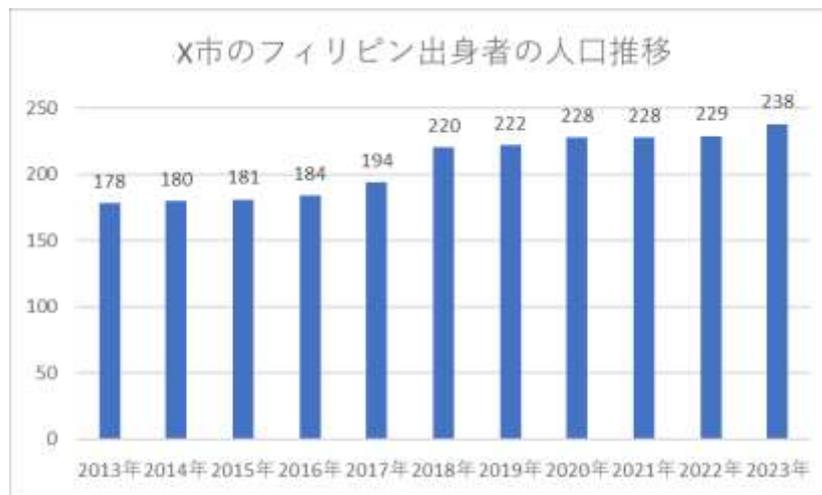
今回の現地調査は、2021年の12月から2023年の6月頃までの期間に行われた。調査対象者は、X市およびその周縁のカトリック信徒であるフィリピン人である。とりわけ、X市カトリック教会で毎週日曜日に行われるミサに参加している者、X市カトリック教会のメンバーではあるが都合により大きな行事が行われる時にのみ参加する者、また、この教会参加者との関わりを持つ周縁のフィリピン人を対象とした。

### (2) 調査地X市のフィリピン人社会

#### 1) 人口、年齢、性別、就労の状態

##### ① X市のフィリピン人の人口

X市の「国籍別人員調査」によると、2013年から2023年の過去10年間、X市の外国人人口は全体で531人から1,066人と約倍近くに増加しており、その中で、フィリピン出身者は過去10年間で178人から238人へと増加してきた。人口推移は以下表のようになっている。



(酒見作成)

## ② X市のフィリピン人の男女比

また、X市のフィリピン出身者の16歳以上の男女数は、2023年は男性人口が52人であるのに対し、女性人口は175人であり、男女比は不均衡である。このようなX市におけるフィリピン出身者の男女比の不均衡は、過去10年の調査でも変わらず、女性数が圧倒的に多い状況が続いている。これは、過去の先行研究からも明らかであるように、日本がフィリピン出身者の興行労働者、エンターテイナーを積極的に受け入れてきたことや、国際結婚による日本人の配偶者で日本人の夫とフィリピン出身の女性が多いことも起因していると考えられる。

## 2) X市X教会におけるフィリピン出身者

X市X教会では毎週日曜日の午前中にミサが行われている。このミサに参加する日本人やフィリピン人、その他外国人を含めた全体の人数は、多い時で60人、少ない時でも30人程度である。1年半近くのフィールドワークの期間、平均的に参加者の6割強はフィリピン出身者で占められていた。毎週日曜日、皆、大体決まった席に着き、早く来る者も遅刻してくる者も決まっている。フィリピン出身者の中には、めったに教会へ来ない者や、不定期でミサに参加するメンバーがいる。大きなイベントなどがある際には必ず顔を出すフィリピン出身のメンバー、X教会に通う日本人、その他外国人との交流が見受けられる。このX教会には“正式メンバー”という概念は存在していないが、フィリピン出身者は、推定で約60人存在している。

また、X教会に通うフィリピン出身者の殆どが、日本に10年以上の居住経験のある40代後半から70代前半と中年女性であるのが大きな特徴だ。彼女たちがこの地に訪れた理由には大きく分けて2つある。最も多かったのが興行（エンターテイナー）ビザによ

る来日であった。すでに述べられているが、これはフィリピン国内での経済的な困窮から脱するためや親兄弟（姉妹）などの家族を養うために、送金が必要だったからである。その次に多かった理由はお見合い結婚だ。これは日本の地方特有の問題であった、イエの跡継ぎとなる男性に結婚相手がいないといった花嫁不足の解消のために、ブローカー等の業者が日本の男性とフィリピンの女性を引き合わせ、結婚して来日した女性たちである。こうした経緯を経てX教会のフィリピン出身者たちに全員が日本人の夫と結婚している、或いは過去に結婚していた。

X教会に通うフィリピン出身者は必ずしもX市内に居住しているというわけではない。X市の主な周縁地域であるV群やZ市、Y市、Q市に居住している場合や、その他の地域の人口の少ない農村過疎地域から越境してX教会へ通っている場合もあり、必ずしも、X市のフィリピン出身者の人口数が、X教会と関係を持つフィリピン出身者であるだけではない。

### 3) X市X教会のフィリピン出身者の就労状況と特徴

調査対象としたX教会に通うフィリピン出身者、また、このコミュニティに関連したフィリピン出身者たちの就労状況は様々であるが、大半が夫や子供、義父母などの面倒を見る主婦である傍ら、何かしらのパートタイムの仕事をしている人たちが多く、中でも多かったのが食品加工工場の従業員であるが、教会に通ってはいないフィリピン出身者も多くが雇用されているという。その他、自動車部品工場、ホテル施設などのサービス業などで働く者も多かった。X教会のフィリピン出身者は結婚後のパートタイムの転職を1～3回経験している人が多いが、そのような職探しにはコミュニティを介して就労先を探す場合が多い。

X市教会に通うフィリピン出身者たちの特徴をまとめると以下の点である。

- ① X教会に通うフィリピン出身者たちは、時折見ず知らずのフィリピン出身の訪問者を除くと、全てが女性である。
- ② 年齢が40代から70代と偏りがある。
- ③ 彼女らが来日した理由は、“お見合い結婚”か“興行（エンターテイナー）による出稼ぎ”のどちらかに二分している。
- ④ 日本人の配偶者（夫）がいる、または、離婚や死別などの理由で過去にいた。X教会に通うフィリピン出身者は必ずしもX市に居住している訳ではない。
- ⑤ 主婦業の傍ら、パートタイム労働に従事している者が殆どである。

### (3) フィリピン人調査対象者の日常生活の事例

X市におけるフィリピン人たちの日常生活はさまざまである。夫や子ども、さらに義父母などの面倒を見る主婦業である傍ら、何かしらのパートなどの労働に従事しているパターンが多くみられた。パートで最も多かったのが工場勤務であり、食品加工の工場と、自動車部品の製造に携わっていた。また、次に多かったのがホテルなどのサービス業に従事している者であった。

共通して多かったのが、日本人の夫と日本語での会話を行い、子どもに対しても日本語で教育を行う、「日本に合わせた家庭生活」を行っているパターンである。彼女たちは、日本の生活様式に合わせ、料理や言語、習慣といった文化を受け入れる努力をし、献身的に夫の両親と接している。一方、夫の両親が保守的である場合や外国出身者に対し抵抗を感じる場合も少なくはなく、複雑な関係になる場合や、結婚生活の中で時間が経つにつれ、夫が相手の文化に理解を示さなくなったなど、異文化出身者である彼女たちの結婚が、家庭内での文化的対立に発展する場合もある。

これからは、X市のフィリピン人コミュニティにおけるインタビュー調査からフィリピン人家族の日常生活の事例と彼女たちの簡単なプロフィールを6つ取り上げる。

#### 1) アントワネットさんの事例：見合い結婚、食品工場勤務、熱心な教会活動

##### ープロフィール

アントワネットさんは、現在50代後半。教会へは毎週高い頻度で遅刻するが、出席は欠かさない。また、教会後のフィリピン人同士の集まりには必ず参加している。インタビューを行った日もカリンデリア（カリンデリアについては後述）の奥の席に座り、片手間にトランプカードで他の友人と遊びながら、現在までの半生を話してくれた。1993年に斡旋業者の仲立ちによる「お見合い結婚」で日本へやってきて以降、夫の実家であるX市外に住んでいる。夫との間に3人の娘がいる。

##### ー夫と私生活

「夫とはゼンゼン喧嘩しない。ワタシのほうが強いから。夫は自動車部品工場で働いてたけど数年前に退職して、ずっと毎日畑仕事してる」と話す。現在は、年金と貸アパートが主な家計の収入である。

アントワネットさん本人は平日、朝9時から5時まで食品加工工場で働いているという。「パートはギョーザ工場ね。フィリピン人いっぱいいるから楽しいし、最近は少なくなったけど、前は余った餃子を安く買えたから不満なかったよ」パートで得た収入をどのように使っているのか尋ねると、「今日のようなフィリピン人たちの集まりで使う。食事会や教会への献金、娘への小遣いとかいろいろね」とにかく人付き合いの良いアントワネットさんはあらゆるイベントに顔を出しているため、日頃のパート収入は必須なようだ。

##### ー家族

どのような家族構成なのか改めて聞いた。「娘が3人。一番上は30代で実家を離れて東京住んでる。二番目は専門学校を卒業して、実家にいながらアルバイトで暮らしている。三番目は高校を卒業したばかりで、現在看護学校に通っている。誰かしら家にいるから寂しくはないね」と話す。続けて話をきくと、かつては夫の両親が亡くなるまで同居していたそうで、アントワネットさん自身が両親の世話をしていたそうだ。現在は、夫と二人の娘と暮らし、また頻繁にフィリピンにも帰国している。フィリピンにいるキョウダイとも積極的にコンタクトをとって親族関係の維持をしているそうだ。

#### ―教会活動

X教会の中心メンバーの一人であり、毎週日曜日のミサに参加するが、前述の通り、必ず終わる間近に遅刻してやってくる。教会やフィリピン人にまつわるイベントには必ず参加しており、盛り上げ役の一人として活躍している。

## 2) スティシーさんの事例：エンターテイナー、夫のパブ経営、姉たちの呼び寄せ、フィリピン人コミュニティの中心人物

#### ―プロフィール

スティシーさんは、現在40代後半。後に記述する“カリンデリア”のオーナーである。彼女はカリンデリアの厨房で水仕事をしながら日本に来た経緯を話してくれた。

「1996年に“エンターテイナー（興行労働者）”として日本来たんだよ。最初は錦糸町のパブね。日本に来たのは両親が貧乏で兄弟が多かったからさ。地方だと新潟とかも行ったけど、後にパパ（夫）と東京で出会ってX市に来た」と語った。X市内に居住している現在、専業主婦である。20歳年上の日本人の夫と、2人の娘、1人の息子がいる。

#### ―夫と私生活

「パパ（夫）はX市外の繁華街でフィリピン・パブをもってるんだよ。ほかにもレストランや不動産とかね、いろいろやってる」と話す。夫は、フィリピン・パブを中心とした事業を行い、また地元の名士であることから、X市における他のフィリピン人と比較してスティシーさんは、金銭的に裕福である。また、スティシーさん自身、夫の事業を献身的にサポートしている。

「平日はね、お店（フィリピン・パブ）の人たちに夜食を食べさせてあげるためフィリピン料理作ってるんだよ」と、フィリピン・パブの黒服である日本人従業員と、フィリピン人のキャストのため、昼夜食事作りをしているそうだ。

また、交友関係も広いことからX市内外のフィリピン出身者コミュニティや、教会、町内における日本人とフィリピン人とのパイプ役としての顔をもっている。

#### ―家族

「3人の子どもたちには、何の不満もない。みんないい子」と家族のこととなると一つとして愚痴をこぼさないのがスティシーさんだ。

長女（24歳）は実家から近い郊外に住み、父親が営むフィリピン・パブなどのいくつかの飲食店を手伝っている。「一番上の子はね、家族で唯一タガログ語を話すんだよ。次女（22歳）はあんまり話せない。次女は専門学校を卒業して、歯科助手になって東京で働いてる。長女と次女の間の子（23歳）は、東京の大学出て、そのまま東京でIT関係の会社で働いてる。離れていると寂しいけどね」と語るステイシーさんは、家族が皆幸福であるのは、教会で毎週お祈りしているお陰だと固く信じている。

ステイシーさんは夫の両親と亡くなるまで同居していたが、他界して以降、現在は、夫と二人暮らしだ。ただ、彼女が他のフィリピン出身者と違うところは、自分の3人の姉をフィリピンから日本に呼び寄せ、住居の提供といった生活全般をサポートしているところにある。3人の姉たちは、フィリピン・パブの厨房で料理の手伝いをしたり、掃除やデコレーションなどフィリピンコミュニティでの裏方役として活躍している。

#### —教会活動

X教会の日曜日のミサには必ず参加する。献金、募金活動、教会におけるフィリピンコミュニティのまとめ役でもあり、日本人とも積極的に関わりを持っている。いわばフィリピン出身者へのコンタクトする際の窓口的な役割を果たしている、中心人物である。

### 3) ジョバンナさんの事例：大学卒、フィリピンで結婚、夫の死去、同棲、工場勤務

#### —プロフィール

ジョバンナさんは、現在50代前半。インタビューのお願いをすると、快く引き受けてくれた。教会のミサが終わると、皆が帰った後の人気のない教会の端の席で話をきかせてくれた。

「20代の頃、フィリピンにて大学を卒業してマニラで給料の良い保険会社のオフィスで働いていたんだよ」と話し始めた。いわゆるフィリピン国内のエリート層である。そんな彼女が来日した理由は、日本人の知人を介して日本人の夫と出会ったからである。「結婚することなんてあんまり考えてなかったんだけど、20代も後半になったときに、そろそろ結婚も考えようかな?と思った。ちょうどその時、最初の夫を知人から紹介されて結婚したんだよ」とどこか懐かしそうな表情で語った。

X市内に来たのは夫の仕事の都合であったため、結婚して現在までここに居住している。ジョバンナさん本人は、来日以来、スーパーの打ちを経て、現在は食品加工工場で早朝から夕方まで勤務している。

#### —家族

ジョバンナさんは、40代前後の頃に夫と別居した。原因は夫のギャンブル依存症である。長らく別居していたが、ジョバンナさんが40代後半の頃、夫は50代で急死したという。「夫が死んだと警察から連絡がきたときはびっくりした。まさかとは思ったけど、アパートで一人で死んでいたみたい。特に持病があったわけじゃなかったんだけどね」

ギャンブル依存症の夫のお金遣いが原因で、これまでアパート暮らしを強いられてきたが、貯金をして最近になって自宅も購入したという。現在、ジョバンナさんは元夫との間にいる20代の娘と暮らしている。

娘はY市の看護学校を卒業して以来、実家を離れ暮らし、週に1度顔を合わせする程度であったが、最近戻ってきた。

ジョバンナさんは、夫の死後、知人の紹介で知り合った日本人男性と半同棲をしており、内縁関係となっている。お互い伴侶を若くして亡くしているというのが共通項としてあるようだ。

#### —教会活動

ジョバンナさんは、月に一度、或いはふた月に一度のペースでしか教会に行かない。

「毎日仕事で朝早くて、日曜日くらいは家でゆっくりしたいんだよ。でも教会に行かない代わりにテレビでYouTubeのミサつけてるから」と話す。早朝勤務による疲労で教会へはいけませんが、信仰心の維持として教会でのミサに代わり、インターネットのライブで放映されているミサを自宅のリビングで流し、お祈りをしているそうだ。

教会に来ないからといって存在が薄いかということそうではない。謙虚な性格といざという時に頼りにされる、相談事をして口外しないなど、彼女に対する周囲からの信頼は絶大である。日曜日X教会のミサ終わった午後、あるいはフィリピン人コミュニティで集まりがあればやってくる。教会でも主要なメンバーとして扱われている。

#### 4) ルラさんの事例：見合い結婚、ミンダナオ島出身、病氣療養中、専業主婦

##### —プロフィール

ルラさんは、現在50代後半。くも膜下出血を患ってから体調がすぐれない時が多いそうだが、ステイシーさんのカリンデリアへは天気がいいとやって来る。インタビューの日も天気良かったが、秋ごろの寒さが身に染みる日であり、ルラさんはカリンデリアの席に腰掛けていたが、あまり身体の調子は良くない様子であった。1991年に、斡旋業者の仲介する「お見合い結婚」で日本にやってきた。

「パパとはお見合いで会ったんだけどね。専門学校出て、縫製工場で働いていたんだけど、最初はお見合いなんてする気はなくて、友達が業者を通して日本人とお見合いをするって言うから、それに付いていただけだったんだよ、最初は」続けて、ルラさんは話した。「日本人男性の写真の中からランダムに選んでいくんだけど、最初に手に取った写真の相手が、びっくりしたことに若くして死んでしまった自分の父親に顔がそっくりだったんだよ」と語った。それからとんとん拍子で結婚に至り、夫の出身地であるX市に移り住んだという。

フィリピン出身者の中では珍しくイスラム教徒の多いフィリピン・ミンダナオ島出身であるが、本人はカトリック信徒である。幼い頃、フィリピン人＝カトリック教徒と置いていたらしく、同じ学校のイスラム教徒の同級生はフィリピン人では無いと思っていたそう

だ。本人は数年前に病気を患って以降、食品加工工場でのパートをやめ、現在は専業主婦である。

#### —家族

ルラさんの夫は10歳年上の現在60代後半、現役トラック運転手である。成人し、就職した息子と大学生の息子の二人がいる。大学生の息子は、コロナの影響で大学へ行けず、精神的に行き詰まってしまい大学を辞めてしまった。「下の息子が一番心配だよ」とルラさんは、気を使っている。大学生であった息子は、現在はアルバイトをし始め、社会復帰へ奮闘している。X市内の自宅に夫と二人の息子との4人で暮らしている。元々夫の実家であったことから夫の両親が他界するまで同居していた。

#### —教会活動

教会には比較的多く出席する方であるが、前述の通り、病気をしたことから、体調のすぐれない日が多く、休むこともある。ルラさんは、アントワネットさんと仲が良く、彼女が教会の後に食事に誘うなど、フィリピン人コミュニティに積極的に顔を出している。

### 5) マドンナさんの事例：大学卒、エンターテイナー、離婚後マニラで再婚、夫と教会活動

#### —プロフィール

マドンナさんは、現在40代後半、現在専業主婦であるが、過去に他のフィリピン人と同じく食品加工工場で働いていた。「日本人、フィリピンにいっぱいいたよ。大学生の時バイト先の飲食店によく日本人来てた。日本人優しいし最初からいい印象だったよ」と話す。フィリピン国内で大学を卒業後、20代でフィリピン人と結婚し、長男をもうけるも離婚。その後はフィリピン国内でエンターテイナーとして働いていた。

#### —家族

前夫と離婚後は、フィリピンで出会った9歳年上の日本人の夫と再婚。夫がフィリピンのマニラに駐在員として滞在中、現地で出会ったのをきっかけに再婚へ至った。「パパ（夫）はお酒好きでいつも酔っぱらってるけど優しい」と語るマドンナさんの夫婦関係はいつも良好のようだ。前夫との息子は成人し東京で働いているが、現在の夫との間に結婚後に生まれた娘と息子がおり、専門学校生に通う娘と通信制の高校に通う息子の4人でX市に暮らしている。

#### —教会活動

毎週のミサには、日本人の夫と共に出席する。フィリピン人の中でも日本人の夫と出席するのは珍しいケースである。X市のフィリピン人コミュニティの中では、ステイシーさんと同様で年齢は若い方であるが、コミュニティの中心メンバーの一人となっている。

## 6) アニータさんの事例：エンターテイナー、夫の実家はプロテスタント教会、熱心なカトリック信徒、食品工場勤務

### —プロフィール

アニータさんは、現在50代前半。「最初は東京、東京がずっと長かった」と教会の駐車場で話しはじめた。20代の頃、「エンターテイナー」として来日し、東京で過ごしていた。結婚のした後にX市に移住してきた。熱心なカトリック教徒であり、教会行事には好んで参加する。現在は食品加工工場で他のフィリピン出身者同様、パートタイムの仕事をしている。

### —家族

「20代の時に結婚した。シュジン（主人）との間に高校生と中学生の2人の息子いるね」と自分の家族について嬉しそうに語る。X市は夫の実家であり、夫の母である義母とも暮らしている。アニータさんの特筆すべき点は、宗教にある。彼女の夫の実家はキリスト教であるが、カトリックではなくプロテスタントである。その上、夫の実家はプロテスタント教会を主宰しており、夫や義母と宗教信仰の点で溝があるようだ。義母との関係は宗教に始まり、外国人であることやフィリピン独自の文化である家族や同じコミュニティ同士の人との距離の近さに対して快く思っていないなど、軋轢があるという。「お義母さん、とても厳しい人。一緒に住むのがツライ」と語り、こうした一連の流れから、彼女と夫の関係は、良好であるが、義母との折り合いがつかなくなってしまう、X市の自宅のそばのアパートを借り別居し始めたという。

### —教会活動

カトリック信仰が人一倍強く、教会活動には積極的に参加する。日曜日に行われるミサの侍者（じしゃ）を行ったり、教会委員会の会議に積極的に参加している。また、家族と別居する以前は、自宅に居場所がなかったことから、平日の仕事帰りに家族が寝静まるまで教会の駐車場に車を止め過ごし、日曜日のミサが始まる2、3時間前から教会の駐車場に車を止め時間を潰していたという。

## （4）フィリピン人コミュニティを求めて—フィールドワーカーの実践

人類学者が調査研究を行う基本は、調査対象者やその社会にどのように受け入れられるにかかっている。そのため、さまざまな方法と戦略で彼らとラポートの関係（親密な関係）を作り出さそうと試みた。本項の焦点は、X市のカトリック教会とそのメンバーとの間にどのような関係を築こうとしたのか。コロナウイルス蔓延がきっかけでこのX市に足を踏み入れることとなったが、日本の一地方であるにもかかわらず、この教会のミサに参列する半分以上がフィリピン出身者で構成されており、彼女たちの存在は大きなものであった。フィールドワーカーとして、1年半におよぶフィリピン人コミュニティの参与観察潜入の物語から始める。

2021年の12月5日の日曜日、寒い冬の朝。朝五時に起床して自宅を出て車に乗り込んだ。一般道を40分、関越自動車を1時間半運転し、Xインターで降りるとインターからほど近い場所に目的地であるカトリックX教会は位置している。初のフィールドワーク、初めての場所ということで右も左も分からぬまま車を教会の駐車場に停めた。教会の敷地内にはだだっ広い駐車場と併設されている幼稚園のような建物、神父が住んでいるであろう司祭館があった。車から降りてみるとやはり自宅のある東京の温度より低く感じる。関東北部である群馬県X市は当然の事ながら東京よりも寒いのだ。

教会のミサは通常、午前10時から始まるが、初日ということもあり張り切って早く来すぎてしまった。サービスエリアなどで休憩もしたが8時過ぎには到着してしまい、誰一人いない教会の敷地を一人ウロウロしたり、車の中で時間を潰すことにした。午前、8時半になると一人のホームレスらしき恰好をした60代の男性が教会の外のベンチに腰掛けタバコを吸い始めた。この教会の信者であるのか定かではないが、宙を見つめながら次から次へとひっきりなしにタバコを吸っている。

9時前になると一台の乗用車が教会の駐車場に停まった。その車からは、80代であろう老夫婦と一匹の柴犬が降りてきた。老夫婦の夫は、足が悪いらしく車のドアを開けたまま外に身体を向けて車のシートに座ってぼーとしており、一方、妻は柴犬を放し飼いにし教会の周りを走らせていた。初日だったので確信はなかったが、おそらく一人一人がこうした教会のミサに出席する前後のこうした時間も彼らの一つの習慣なのであろう。

ミサが始まる15分前くらいになると教会の駐車場に次々と乗用車が入り、ミサに参加するため、教会の建物に向かって東南アジア系の外国人と日本人が次々に入っていく。日本の一地方にしてはミサにやって来る外国人の人数が多いように感じた。

私も教会に入ると、三人の老人が簡易テーブルとパイプ椅子を広げ、(日本人2人紳士、1人婦人)座っていて受付をしていた。コロナウイルスが蔓延しているからか、名前を聞かれ体温を測定された。ここでこの三人に、初めてこの場所を訪れたことや、簡単な挨拶とどうしてきたかの説明をした。

すると一枚の小さな紙切れを渡され、「カトリックX教会 244」と書かれていた。「これは何でしょうか」と尋ねると、「これは教会の会員番号です」と一人の老紳士が答えた。私自身カトリック教徒でもないのに、こうして教会の番号を与えられたのは、有難い反面、信徒でない後ろめたさや、そして今後入信しなければならないのかもしれないといった複雑な心境が頭をよぎった。フィールドに入り込むという意味ではその紙がメンバーと

見做された証であり、調査の入り口に立てたような感覚になったが、後にそれは今後受付を簡易的に済ますものであると分かり過度な深読みをしすぎたと反省した。

教会の「お御堂」(ホール)に入ると、45人ほどの人が椅子に腰かけて、ミサが始まるのを待っていた。後のインタビュー調査から、ミサの参加者のうち、地元の日本人が4割程度で、60～90代の高齢層、主婦、定年退職者などのさまざまであることがわかった。フィリピン出身者の存在感は強く6割を占めており、全員がX市またはその周辺に10年以上居住しているという。年齢層は40～70代の中年層の主婦であり、その殆どが日本人の配偶者である。X教会の外国人にはフィリピン人に加え、数人の20～30代の研修ビザ等による農業や工場労働者のベトナム人が参加していた。

日曜日の教会では、午前10時から約45分間のミサが行われる。ミサ後は司祭と信者、また信者同士での15分程度の雑談など交流があり、司祭は信者に頼まれたら個別にお祈りや告解等を行ったりしている。様子を伺っていると、教会へお祈りに来ているのもさることながら、ミサ終了後の司祭、日本人同士、日本人フィリピン人、またフィリピン人同士での交流が密であり活発に行われているところは一つの特徴である。

#### (5) フランス人神父から見たフィリピン出身者の特性と忠告

フランス人のアスラン神父と最初に会ったのは、X教会へ行った初日の2021年12月5日の日曜日のミサである。教会入口で受付を済まし教会の玄関でどうしていいかわからず、うろたえていると、一人の厚着をした紳士が私の後ろに立っていた。その紳士こそ、この教会の司祭であるアスラン神父である。神父は80代でフランス出身の西洋人であり、1960年代に日本へやってきたそうだ。

こちらが緊張気味に挨拶をすると、神父はにこやかに出迎えてくれ、教会入り口横の会議室に招いてくれた。椅子に腰かけ、自分がなぜここに来たのか私はくどくど説明し始めた。

再度、参与観察をするには長期の時間を要する為、今日だけでなく、1年以上という長期スパンで教会を通してフィリピン人を見ていきたいと思っているので、今後も継続的にミサへ参加させてもらえないかと尋ねると、神父は明るい表情で快諾してくれた。

神父の話によると、X市も人口減少と高齢化が激しく、教会へ通う新しい世代を求めているようだった。自分自身はカトリック教徒でもなく、日常的に信仰心も希薄な方である上、教会へ通う目的が参与観察、フィールドワークを行うことであるのだが、それでも歓迎してくれる様子であった。まさしく信仰者らしく寛容の精神である。逆に私が信者でない事は、教会の組織内部やその周縁で起こるあらゆる事象に対して客観視しやすいという

利点があるためこうした立場で受け入れてもらえるのは大変有難いことであった。自分がこうした立ち位置であることをメリットと捉えあくまで中立を意識しようと心掛けた。

最初にミサが始まる前に研究のいきさつなど雑談をしていると、神父は話の腰を折って神妙な面持ちで口を開けた。「実は今日はバタバタしてしましてね・・・昨日教会に通われているフィリピン人の女性の方がガンで亡くなられて、そのお葬式の準備で少し忙しいんです。」と暗い表情で話した。話を聞くと、明日はその亡くなられたフィリピン人女性の信者のお葬式が執り行われるらしい。不幸な出来事ではあるが、その葬式を見ることで、群馬県X市、カトリックX教会におけるフィリピン人コミュニティがどのような様相であるのか、また外国に居住するフィリピン人が一つの冠婚葬祭の場でどのような儀礼行動をするのか知ることができると考えた。

もちろん今回亡くなったフィリピン出身の女性は会ったこともなく、彼女のことはよく知らない。X教会に毎週欠かさず来ていた人なのか、またどのような立ち位置で他の周りのフィリピン人や日本人たちと関係を築いていたのかは今や他の人を介してしか知り得ないことだ。不謹慎な動機ではあるかもしれないが、教会に普段来ないフィリピン出身者たちも集まる可能性が高いと思い、今後の研究対象者に対する敬意も含め、明日のお葬式に参加させてもらえないか神父に尋ねた。すると神父は「ありがたいです。彼女たち（フィリピン出身者たち）も喜ぶますよ」と快くお葬式の参列を承諾してくれた。

その後、初日のミサを挟んで終わった11時ごろ、神父から司祭館へのご招待いただいたので神父と私は二人で昼食をとることになった。お御堂から司祭館へと移動する途中に幼稚園らしき建物があつたので、私がこの幼稚園の存在についてと神父に尋ねると、残念そうに「20年前に廃園になってしまいました。(X教会の教区である)埼玉教区と揉めたりと色々あってね。ここはひとつの地域社会との窓口になっていたのですがね」と話した。幼稚園もまた教会同様、X地域の一つの窓口となっていたようだ。

招待された司祭館は、第二次世界大戦時期、アメリカの進駐軍によってこの場所に移築された古い建物で断熱材は入っておらず、隙間風が身体を武者震いさせる。しばらくすると食事を作る担当の人がトレーに載せて司祭館まで持ってきてくれた。神父の食事準備はシスターや信者の婦人たちが手分けして担当をしているらしい。本日のメニューは、おひたしや煮物、サラダ、米、といった野菜中心の和食だった。アスラン神父は、フランスはノルマンディ、ル・アーヴル出身の生粋のフランス人だが、60年以上日本に住んでいることから、和食のほうが口に合うらしく、見ていると箸の使い方などもお手の物といったようだった。

神父は器用に箸を使いながら、私の今後の研究について「X市でこれからやっていけそうですか」と案じてくれ、神父なりに色々と気遣ってくれているようだった。神父は、比較的若い世代であるフィリピン出身者たちに対して教会を守ってくれている存在といった好印象を抱いているようだった。X教会も地方特有の現象である日本人信者の高齢化が進んでおり、多くの積極的活動はフィリピン出身の主婦たちに期待されており、日本人の高齢者層はそれを補助するといった役割になってきている。その教会へ来るフィリピン出身者の殆どは日本人との結婚によるものだと神父は語っていた。「調査をしてくれたらおそらくフィリピン人の方たちも喜ぶます」とも言ってくれ、協力的な姿勢で接してくれた。

神父曰く、フィリピン人のカトリック信仰には、フィリピン国内外にかかわらず、他国のカトリック教徒と違う部分があることを指摘した。それは、ミサが始まる前後にモノや場所に対して司祭（神父）の祈り（blessing）を求める事が往々にしてあるという。

例として、フィリピン人の場合、車を買った際に、神父が車に直接聖水をかけ、事故に遭わないよう祈りをささげてもらう。自宅を引っ越した際には、火事やその他トラブルに遭わないように、自宅の各部屋へ聖水をかけて祈りをささげて貰えるように、神父を直接自宅に招かれたりするとのことである。これはスペイン統治でキリスト教が広まる以前に存在したフィリピン土着の宗教と混合しているからではないかと神父は述べた。これは、世界的に見ても珍しく、フィリピン特有のものだそうだ。

また、ミサ終了後に信者は bless を得るため、神父が信者の頭に手を置いてもらうために集まったりする。フィリピン出身のカトリック教徒は“直（ぢか）”というのか“ダイレクト”に何かを求める傾向にあるようだ。神父は他に、フィリピンの文化的特徴として挙げていた、“気持ちと心”が第一優先とも関係しているように思える。こうした傾向から日本人の合理的な思考をフィリピン人たちに理解してもらえないことは極めて稀であり、意識すべき点だと忠告してくれた。

さらに食事をしながら先のミサ前に神父が話していた、明日執り行われるフィリピン出身の女性のお葬式について私は詳しく話を聞くことにした。今回亡くなられたのは、カトリック X 教会のフィリピン出身の信者の一人、ジーナさんである。乳癌を早期発見できず、様々なところに転移して、子宮がんも発症し、それは壮絶な闘病生活だったそうだ。年齢はまだ 40 代だったという。

ジーナさんには 1 人の娘と 4 人の息子がいるそうだ。前夫との子供である一番上の娘は先日、日本人と結婚したというが、4 人の息子は未だ全員小学生という。ここで神父は今後 X 教会のフィリピン人たちと関わっていく上での忠告を私にした。今回亡くなったジーナさんの夫が本当に夫（戸籍上）であるのか分からない、と神父は顔をしかめる。それは、フィリピンの制度として一度結婚すると書類上離婚することはできないことにも起因

しているそうだが、それだけではない。一般的にフィリピンで最初に結婚をし、出稼ぎをして現地（今回の場合は日本）で再婚するというケースが非常に多いと神父は話す。労働移住をするフィリピン人女性の家族関係は複雑であるがゆえ、それについて深く聞く際には非常に気を付けたほうがよいとのことであった。神父自身それを知らずに気づくのここへ来て2年もかかったそうだ。

今回も、前夫との間に娘が一人おり、日本人の夫との間に4人いるそうで、親戚関係なども複雑だという。何か事情を知っているような素振りを見せる神父ではあったが、顔を曇らせていた。また、神父の経験では、複雑なバックグラウンドをもつ滞日フィリピン人は教会（というよりも神父に）救いを求めていることが多いらしい。「日本やフランスでもあまり類を見ない家族関係なので、どこまでが家族、親族か境界がはっきりしていないし、神父という立場からどう対応して良いのか困るときがあるそうだ。このような場合は深く掘り下げようとせずにいると神父は私に正直な本音を打ち明けてくれた。神父は、日本人の夫妻と見受けられた場合には夫人と思われる人に対し「旦那さんですか？」と聞くことがあるそうだが、フィリピン出身者が男性と一緒にいた場合にその同じ質問はタブーであるということを肝に銘じているという。

以前のX市には、フィリピン人がホステスとして相手するクラブ（スナックやパブ）、いわゆる“フィリピン・パブ”が多くあり、男性客と女性従業員であるエンターテイナーとの間で結婚する例が多くあったそうだ。中には、結婚して日本に滞在できれば相手は誰でもよいといった形で結婚生活がスタートをするフィリピン人も少なくなかったと神父は話す。今回亡くなったジーナさんがパートナーとどういう出会い方をしたのかまでは神父も知らないそうだが、全体として教会に来るフィリピン人たちの接触の仕方には注意が必要なようだ。

#### （6）X教会で最初に出会ったフィリピン人女性たち

ミサ終了後は多くの信者、とりわけフィリピン人たちで玄関先や教会外の駐車場が立ち話をする人でごった返しており、また、祈り足りなかったからなのか、特別なご加護が欲しいのか、個人的に神父から祈りを貰おうとするフィリピン人たちが神父の周りに集まっている。初めてミサに参加した後、新鮮な目でそんなシチュエーションを見渡していると、一人フィリピン出身の70代女性が私に声をかけてきた。

この日、初めてX市にあるカトリックのX教会を訪ねたときから、調査はずでに始まっていた。幸い3人のフィリピン人女性が話しかけてくれた。

## 1) デイジーさんとの出会い—初めて話かけてくれた70代の女性

「アナタフィリピン人デスカ？」と私に尋ね、「いいえ、日本人です。」と答えると、「さっき自己紹介でフィリピン人と話したいって言ってたから・・・」と話しかけてくれたのだ。ミサが一通り終わると、解散の前にミサの進行役から「お知らせ」の時間があるのだが、ここで、教会の役員会のお知らせやイベントごと、寄付、新たな参加者の紹介などが行われる。御多分に漏れず、私も教会の新参者ということで、「自己紹介をしてください」と言われ壇上に上がり、大学の研究でフィリピン人と話すために東京からこの教会にやってきたことを告げた。それに興味を示して話しかけてくれたのだ。

彼女はデイジーさん68歳。3年前に数歳年上の日本人の夫を心臓発作で亡くしている未亡人である。彼女は教会の参列籍の一番前に座り、他のフィリピン出身者と分け隔てなく挨拶を交わし交流をしている社交的な人物の一人であった。

「あ、今ね、フィリピン人の間は結構大変で。一人のフィリピンの仲間が死んじゃってね。」とフィリピン出身者の一人であるジーナさんの葬式が執り行われることを話し、涙目で言葉を詰まらせた。

このように積極的に話しかけてきてくれたことには大変助かった。何かこうしたキッカケがないと、深い話に持っていくことは大変困難であるし、もし初日からあからさまにノート片手に録音機を近づけて、インタビューさせてくれと言おうものなら、相手を戸惑わせたり、警戒心を高めさせてしまい、結果、本音のストーリーを訊けなかつたりしてしまう。まず、このX教会では年齢、国籍、性別、居住地の枠を超えた28歳大学院生とX教会に通うフィリピン出身の主婦たちの“お友達”としての関係性を作ることを意識し、周りのフィリピン人をはじめ、多くの教会関係者と親しくなれるよう、時間をかけていくことにした。

デイジーさんは、どうやらタガログ語で「こっちに来て！」と他のフィリピン人たちに声をかけてくれたようで、何人かのフィリピン人たちを私の周りに集めてきてくれた。二人目に話したのは52歳のジョバンナさんだった。そして彼女は、私がなぜフィリピン人を対象とした研究をしようとしているのか、またどんな研究でなんの話を知りたいのか、と割と興味を示してくれた。私は極力ソフトに相手に警戒されないように話をしたつもりだが、やはり少々警戒気味に接せられていると感じた。

## 2) ジョバンナさんとの出会い—日本人しかいない職場で働く

ジョバンナさんは、20年以上日本で暮らしているらしく、他のフィリピン人に比べ流暢な日本語を喋るうえ、ルックスもあまりフィリピン人っぽくなく、最初私は彼女を日本人かと勘違いしたほどだ。日本人の夫との間に20代半ばの一人娘がいるという話もして

くれた。唐突だったが、私は「日本の生活で困ったこととかありますか？」と尋ねると、「やっぱり言葉かな、主人と育った環境も違うし」と家庭内での文化差に悩まされてきたといった様子を見せた。

続けて、「フィリピンにいる時に1か月くらい日本語の勉強や学校に行ったりしたんだけど、実際に生活して、外の日本人と話をしないと上達しなかったね。パートで周りに日本人しかいなかったから日本語がうまくなったと思う」と話した。

### 3) マリリンさんとの出会い—Z市からきた60代の女性、まとまりのあるX教会

ミサが終わりしばらく経ってもなお、教会の外には多くのフィリピン人が“たむろ”を続けている。次に話をしたのは外で他のフィリピン人たちと立ち話をしていた女性、マリリンさん（推定60代前半）だった。例によって、「なぜこの教会に来たのか」や「フィリピンに興味あるのはなんで？」といった話を聞かれた。一通り説明し彼女の話を読くと、興味深いことにマリリンさんは教会のあるX市の人ではなく、Z市に居住している人だそうだ。カトリック教会はZ市にもあり、もちろんX市よりも自宅から近いはずにも関わらずX教会に来たのには、今日はフィリピン人の一人が亡くなったという異例のミサがX教会であったことが理由らしい。彼女は加えて、Z市とY市、それからX市の教会の特徴とその違いを教えてくれた。

「Z市やY市の教会はフィリピン人たちのまとまりがないわね。教会のミサに参加してはすぐに派閥というか、決まった人と一緒になってすぐ解散してしまうといった感じ。だけど、X教会のフィリピン人たちは違う。皆まとまりがあって、一つのコミュニティとして完成しているとおもう」と語った。その理由の一つとしてX市はZ市やY市ほど都会ではないし、ある程度田舎であるがゆえの“ちょうどいい結束”ではないかと語った一方で、「Z市の教会も、中には優しくフレンドリーなフィリピン人も多い。日本語も上手な人もいるんだよ」としっかりフォローしていた。

多くのフィリピン人が教会の玄関口から各々、食事や帰宅の路につき掃けてきた頃、先ほど話しかけてくれたダイジーさんが、「お昼ご飯一緒に食べる？」と誘ってきてくれたが、神父と食べる予定だったので、丁重にお断りし、「また来週食事に誘ってください」とお願いをした。

## (7) アスラン神父が受け持つQ教会での出来事

### 1) Q教会でのミサと外国人参加者

X教会のミサが午前10時に始まりそれから約一時間、11時頃には終了する。神父は司祭館（神父が日ごろ暮らしている家）へ戻り、昼食と休憩をとるといふ。司祭の食事は信者のご婦人たちが交代で作っているらしく、その食事が終わると、13時過ぎにX教会

から車で45分ほど離れたQ教会へ移動する。神父はX教会とQ教会の司祭を兼務しており、14時からQ教会にてX教会同様、45分から1時間ほどミサを行う。ミサ終了後には、日本人信者、フィリピン人信者、ベトナム人信者たちとお茶を飲みながら日常生活の身の上話などに華を咲かせ、夕方16時頃にX教会の司祭館へと帰宅するのが大体の神父の日曜日のスケジュールだそうだ。

私をはじめミサへ出席した日は、どれほどフィリピン出身者がいるのか確かめる意味合いも含め、Q教会のミサへも行くことにした。

X教会から45分、神父の車に乗り込み、山道を走っていく。その道中、神父の身の上話を聞くことにした。神父は15人兄弟の真ん中で、男女共、皆職業もバラバラだそうだ。裕福な家庭に育ち、家には“女中”も多くおり、食事などの世話はすべてその人たちにしてもらっていたそうだ。一番元気で仲の良かった農業をしていた兄が早く亡くなった際はやはりつらかったという。

神父は18歳で家を出て、パリのソルボンヌ大学で神学を学んだそうだ。一時期大学を休学し、1968年に日本へ来日し、大学で勉強をした。その後、フランスへ帰国し、復学、ソルボンヌ大学を卒業している。滞日歴も長いことから、日本人や日本にいる外国人の様相、時代による移ろいを感じてきたという。日本人が昔に比べより内向きになり、うまく他者と関われなくなってきたのを司祭という職を通じて感じてきているそうだ。

話は盛り上がっていたが、いつの間にかQ教会に到着していた。同じ群馬ではあるものの、谷底に位置しているZ市と山間にあるQ市とは全く景色が違った。Q市はX市より北側（南魚沼方面）に位置し、標高がX市よりも高く、12月の今日は非常に寒い。地理的な要因からQ市の冬場大雪に見舞われることも多いようである。Q教会はQ市役所の近くにあり、片側一車線道路に面している。教会の裏側にはスーパーマーケットと大きな駐車場があり、以前は教会裏のスーパーマーケットと駐車場もがQ教会の敷地であったという。その広大な敷地に現在の倍以上の教会が過去には建てられていた。当時、新築したばかりの教会の建物が欠陥建築だったらしく、当時のアメリカ人神父や教区との混乱を経て、大部分を売却しスーパーマーケットが後に建ったという経緯があるという。現在のQ教会は小さく佇んでおり、外から見ると戸建てを増改築して建てられたような造りをしている。

Q教会に初めて入ると、中に4、5人の信者がまばらに座っていたり、給湯室のキッチンで水仕事をしている人やテーブルで書類仕事をしている人がいた。この日のQ教会には、日本人の農業に従事する中年から高齢女性信者が5人、フィリピン出身の主婦である

中年女性が3人、ベトナム出身の男性技能実習生である20代が2人来ていた。ミサが始まる前に様子を伺っていると日本人の中年女性1人とフィリピン出身の中年女性1人が、教会の雑務などを含め、運営を取り仕切っているようだった。私は皆に挨拶をしたが、取り仕切っているフィリピン出身の女性は部外者の私に対してかなりの警戒心を抱いているようだった。X教会とは雰囲気が全く違い、周りからの私に対する歓迎ムードはない。Q教会は少数部落で成り立っているためか、教会に通う人数も少なく、また部外者に対する風当たりが強いように感じた。

Q教会のミサは、X教会でのミサと大体同じ流れで行われている。ミサは小規模で地域の個人対個人の繋がりが強いのもあってか、15時にミサが終わると、その後ホールに皆で茶菓子を持ち寄り、1時間ばかり話をしてから帰る習慣があるという。そのお茶会には、神父、日本人数人、フィリピン人、ベトナム人、と多種多様なエスニックグループが集う。X教会ではミサ終了後に立ち話をして一通り様々な人と挨拶を交わし、特別仲が良い人と外へ昼食をとりに出かけるのとは違っていた。Q教会はそのお茶会に強制力はないが、教会内のホールにテーブルを広げ、少し話をしてから帰宅するのが暗黙のルールであり、また教会内の紐帯を作っているようだった。

神父はベトナム出身の若い技能実習生たちに気を配って、「元気ですか？ベトナムには帰らないの？」などと、優しく積極的に話しかけていた。チョコレート菓子を食べながらそれぞれが話に耳を傾ける。私も例外でなく、そのお茶会で自分がなぜQ教会へ来たか話をすることになった。

筆者は現在、大学院博士課程の学生であり、日本の地方都市である群馬県のX教会のフィリピン出身者たちがどのようなコミュニティを作り生活しているのか参与観察のためにやってきたことを告げると、マリアンヌさんというQ教会を取り仕切るフィリピン出身で60代の婦人は、「博士論文は一体どういう内容を書くのか？」と訊いてきた。

これまで修士論文で、香港におけるフィリピン人労働者について研究してきた話をし、博士論文で本当はフィリピンにおける労働移住によって残された家族の研究をしたかったが、コロナウイルスの蔓延などで出国できず実現しなかったと説明した。「フィリピンから日本に来た国際移民の話を書きたい」と大まかに話した。

## 2) アリアンヌさんの告白—差別と貧困と出稼ぎの連鎖

マリアンヌさんは結婚や出稼ぎでフィリピン国外へ出た移民たちがフィリピンに残った家族に送金することでどのようにフィリピン社会に影響を与え、格差が生まれているのかを話し始めた。

「元々のフィリピンのお金持ちと家族の誰かが（フィリピン）国外へ移住して送金しなければいけない貧乏人の格差は激しくて、特にお金持ちの学校なんか行くと、首から下げている（学校の）名札の裏にクレジットカードが入っているのよ。お金持ちの子息子女たちの大体は親からクレジットカードを持たされている。その学校の売店で好きなものをクレジットカードで購入するから、金銭感覚が狂っているよ。ほしい物は躊躇せず後で親が支払うからとカードを使う。それはたとえ小学生でもね。」と嫌悪感を抱いているような顔をして話していた。

また、フィリピンにおける過保護な学校の送り迎えに関してもマリアンヌさんはあきれ顔で吐露する。

「お金持ちの学校はその学校のゲートに入るまでの車列で大渋滞する。下手すれば1時間以上も学校に入るまでかかることがある。車もパジェロやランドクルーザーなど、大きな車を好むのよ。それにお嬢様は運転手が荷物持ちをするから自分で荷物をもたない、フィリピンはそんなソサエティなのよ」続けて、

「神父さん、これはひどいと思うよ。私はね、裕福な子が通う学校へ行く姪っ子に恵まれてることを感謝なさいと言ったら、『私たちは普通、他の子はヘリコプターで学校来たりする人もいるし』と言り返されたのよ」と少し興奮気味だった。

マリアンヌさん曰く、フィリピン出身の労働移民の多くが、兄弟姉妹を学校へ行かせるために出稼ぎに出るといふ。フィリピンに残る兄弟姉妹は裕福とはいかずとも、人より良い暮らしができ、出稼ぎの恩恵で高等教育も受けられるのが一般的だ。マリアンヌさんの友人の一人も、同じく兄弟姉妹の学費を稼ぐため、フィリピン国外へ出稼ぎに出て、学校を卒業させてあげたという。その兄弟姉妹は後に結婚をしたが、今度はその姪っ子と甥っ子のために働き続けているそうだ。より良い教育を受けさせるため、裕福な人々が通う学校に入れると、その教育環境にいる人たちの高いレベルでの生活水準が求められ、親族はずっと海外からフィリピンへ送金し続けなければならない。マリアンヌさんはこうした友人を見てきて、それは自分（出稼ぎをしている人側）のためにならないし、義務ではないからやめた方がいいと友人にアドバイスをしても「家族のためだ」と意見をはねのけられてしまい、聞き入れてもらえないそうだ。

こうした現象はやはり、最初に神父がフィリピン人の特性について言っていた「フィリピン人はなによりも気持ちを大事にする」というカトリック的な信仰と家族とのより強い結束からくるものと言える。ただ、マリアンヌさんが述べていた事で不思議だったのは、自分の兄弟姉妹に教育機会を与え、またその姪や甥をも大学などの高等教育を受けさせる。けれども自分の子供には大学にやらないという人が少なからず居るという。こうした

ケースは稀なのか、或いは一定数いるのだろうか疑問である。送金することによって優秀な人間を親族の中に作り上げ、後に“お相伴に預かる”ことを期待してのことなのだろうか。

マリアンヌさんは続けてこう話した。「結局、フィリピン人が海外に出稼ぎに行くのはお金のためだし、日本にいるのもお金のため、結婚もお金という要素が大きい。そんな人が以前Q市にもいっぱいいた。それに兄弟姉妹や甥や姪のためのお金を必要としている。」

マリアンヌさんが言うには、フィリピンから出稼ぎにやってきた人の生活状態は一般的に親の金銭教育によるところが大きいそうだ。親がお金を大事にしている貯金をする習慣があれば子供もそのようになるが、これまで貧しくその日暮らしをしてきたような人たちが、海外へ出て途端に大きなお金を手にすると一気に使うようになる。それゆえ労働移住歴を20年経ても貯金のないフィリピン出身者が時々いると話す。中にはクレジットカードの分割やリボなどに苦しむ人もいるそうだ。

マリアンヌさんは最後に、「まあ、日本にいるフィリピン人についてはそれくらいしか私が言えることはない」とあまり話したがらない雰囲気を出していた。それだけ聞ければ御の字である。お茶会は無事終了し、Q教会を後にした。日本の一地方におけるフィリピン出身者たちの事例としてQ教会も掘り下げてみると案外面白いのではないかと思っただが、フィリピン出身者が数量的に少ないことと、環境的なとっつきにくさから、以降はX教会のフィリピン出身者たちを中心に接触していこうと思う。

#### **(8) 日比アラカルトなお葬式—フィリピン人の葬式にみる宗教対立**

2021年12月6日月曜日葬式の当日は小雨が降っていた。葬式前日のフィールドワーク初日に教会へ行った際、その教会へ通うフィリピン出身者の一人であるジーナさんがガンにより逝去したことを聞き、私も葬式に参列することとなった。大変不幸なことではあるが、日本におけるフィリピン人たちが日本という外国の地で“葬式”という儀礼行動をどのように執り行うのか見る事ができればという動機が多少なりともあったのが正直なところだ。葬儀は12月6日月曜日、午前11時教会に集合、11時半に教会からほど近い葬儀会場、巷でいう「セレモニーホール」へ移動という流れだった。

X教会のミサ参列初日の翌日が葬式であるならばそのままX市に宿泊したいと思ったのだが、日本におけるフィリピン人たちの葬式文化がカジュアルな装いをするはずもないので、喪服を用立てなければならず、自宅に戻って喪服を取り、翌朝また車でX市の葬式へ戻ることにした。

フィリピン本国における葬儀というものがどういうものなのか、冠婚葬祭の慣習等を実際に見たこともなく、ましてや日本という異国の地でフィリピン出身者たちがどのような葬式スタイルで行うのか見当もつかず、私はとりあえず日本式の喪服で参加することにした。

午前11時に教会集合とのことだったが、車で直接葬儀会場へ行くことにした。葬儀会場に葬儀開始30分前に着くと、到着している人はまばらで、フィリピン人たちよりも教会関係や亡くなったジーナさんの親族等の日本人が目立っていた。

葬儀会場はX教会ではなく、セレモニーホールで行われ、座席配置も日本の一般的な葬式同様、左右に分かれ椅子が並べられており、真ん中に通路がある典型的な様式だった。私は会場入って左の後ろの方に座って周りを見渡していると、フィリピン人たち約50人が会場入りしてきた。参列したフィリピン人たちは全員女性である。会場入って左側の椅子には多くの教会関係者を含む日本人が座り、右側にはフィリピン人たちが座るといった具合に完全に分かれて座っていた。座席は決められているわけではなかったがある種のフィリピン人同士の結束力のようなものが伝わってくる。服装も日本同様の一般的な黒色の喪服で来ており、セレモニーホールでカトリックの司祭が行う葬式であるにもかかわらず一部の人は数珠を持って席に座っており、日本におけるフィリピン人たちの「アラカルト的宗教観」が見受けられた。

フィリピン人たちが座っていない左側に座り、あたりを見渡していると、ジーナさんの旦那さんらしき人が私の所にまで挨拶に来てくれた。旦那さんは深々と頭を下げると、生前にジーナさんとはどのような付き合いをしていたのか訊かれた。今までに見たこともない人がいれば当然出てくる質問だが、「教会でお世話になっている者です」とだけ答え簡単な挨拶を済ませた。

葬式は平日の月曜日に行われているにも関わらず多くの人が参列しているのに驚いた。出席していたのはジーナさんと同世代の40代から50代のフィリピン人たちが多く、家庭やパートなどそれぞれの事情があるであろうにも関わらず、休んで葬式に参列するというのは、やはり神父が言っていた「フィリピン人は“気持ち”を大事にする」というのが表れているのだろう。

日本の葬儀を行うセレモニーホールという日本独特の雰囲気の中に、教会から来たカトリック司祭が亡くなったジーナさんを送り出すという、特異な空間が出来上がったその裏にはジーナさん本人と夫、夫の両親との宗教的な問題があったという。

ジーナさんの夫、および夫両親は敬虔なる仏教徒であつたらしく、ジーナさん本人がカトリック教会に通うこと、また教会でのフィリピン人同士の集まりに参加していることに対して快く思っていなかったようだ。ジーナさんは亡くなる直前、教会での葬式を希望していたそうだが、夫と夫の両親が“仏教徒であるのにカトリック教会へは足を運びたくない”といったそうで妥協案としてセレモニーホールにX教会の司祭に来てもらい、葬式をすることに決めたようだ。神父は葬式の直前までセレモニーホールでカトリック的行事を行うのを快く思っていなかったようで、苦々しい顔をしていた。そうは言いつつも神父は粛々とジーナさんを送り出し、喪服に身を包んだフィリピン人たちも涙を流して見送った。

最後にジーナさんの義父、夫の父親にあたる人物が最後の挨拶で参列者に向けてマイクを取った。「彼女は皆に愛され、彼女がこれから極楽浄土で過ごせる事を願います。」

ジーナさんは死後の世界への道中で、天国か極楽浄土かどちらへ向かうのか道に迷っているかもしれない。

## (9) 滞日フィリピン人とトランスナショナルコミュニティの形成

### 1) フィリピン人教会メンバーのミサ後の交流空間と交流活動

毎週日曜日、午前中にX教会で行われるミサが終了し、帰路に就くため人々が玄関先に集まると必ず立ち話が始まる。仕事、国籍、年齢関係なく交流が行われるが、話もそこそこに早く帰ってしまう高齢の日本人に比べ、フィリピン人たちはこの時間を楽しみに待っていたかのように10分、20分と立ち話しに華を咲かせる。

その立ち話をしているのは大体メンバーが決まっている。特別な事情がない限り毎週欠かさず教会に来るフィリピン人もいるが、中には、不定期でミサに来るフィリピン人もいる。週によって顔を合わせるメンバーが当然ながら違うことになるが、フィリピン出身者たちは同胞意識からか、分け隔てなく一つの集合体となり、そのメンバーは毎週トランスフォームしながらも話の輪ができていくのだ。毎週の通常ミサに来るフィリピン人たちは30人程度だが、教会へ毎月支払う“寄付金袋”を持つフィリピン人を“教会のフィリピン人”とするならば60人程度存在していることになる。

この60人のフィリピン人は、40代から50代に集中しており、また全員が女性である。彼女たちは1980年代後半から90年代前半の日本のバブル好景気にやってきた人たちで、来日の理由は大まかに興行労働（エンターテイナー）とお見合い結婚の二つに分けられる。ただ、エンターテイナーであった人たちも、のちに何らかの理由で日本人と結

婚しエンターテイナーをやめた現在も日本に居住し続けている。長期間日本に居住し、日本人の配偶者を持ち、フィリピン出身のカトリック信者という彼女たちの共通項は、ミサ終了後の玄関先で集団意識を自然と芽生えさせたのではないだろうか。

教会のミサが日曜日ということもあり、ミサ後の立ち話が終わると、家族の事情や私用でそのまま帰宅するフィリピン人もいるが、おおよその人たちが立ち話の後に、お昼の食事に出かけたり、ショッピングに出かけたり、何かしらの交流活動を行う。

フィリピン人の中でも、教会委員会に参加していたり、寄付やボランティアといった何かしらの教会活動に携わるメンバーは、自然と日曜日のミサへやって来る頻度も高く、調査対象として接触することが容易であった。中でも、ステイシーさん、アントワネットさん、ルラさん、マドンナさん、ジョバンナさん、ダイジーさん、アニータさん、トモさん、レミットさんは、X教会のフィリピン人の中でもミサへの参列とアクティビティの参加率が高いことから主要なメンバーであると言える。以降はこれらの人たちを総じて“教会メンバー”と呼ぶこととする。

毎週のミサ後、教会メンバー全員が揃わなくとも、その週ごとに構成された人たちで、何かしらの交流活動が行われる。昼食を一緒に取るだけの時も場合によってはあるが、多くの場合で食事後に商業施設へ買い物にでかけることもあれば、教会メンバーの一人の家に集まり、お茶を飲みながらフィリピン料理を食べたり、誰かしらの相談話などを共有したりしている彼女らの社会的空間（トランスナショナル・コミュニティ）の一つが生まれる。

## 2) 限定的に出現する「カリンデリア」という社会空間

教会でのミサが終わると、フィリピン人たちは「カリンデリア」（タガログ語で小さなレストランを意味する）と称する、定期的に行われているイベント空間へと足を運ぶ。このイベントを主宰するのは、X教会のフィリピン人コミュニティの中心人物とも言えるステイシーさんである。教会から歩いて5分に位置する雑居ビルにこのカリンデリアは存在している。この中で行われるイベントはフィリピン人同士の交流を主とした食事会であり、教会関係者の間では“食べ放題”と呼ばれている。このカリンデリアの“食べ放題”では、ステイシーさんと彼女の3人の姉が6種類ほどのフィリピン料理を用意し、テーブルに並べられた料理を来た客がビュッフェ形式で皿に盛り、好きな座席に座りあらゆるメンバーと談笑をしながら食事をするというのが一つの流れとなっている。この一棟の雑居ビルはステイシーさんの夫の持ち物であり、以前は彼女の夫がここでフィリピン・パブを経営していたという。現在は、路面に面したパブであった1階もその上の階も空きテナントとなっており、ビル1棟をそのままカリンデリアの開催場所として利用している。

空きビルを利用しカリンドリアで“食べ放題”のイベントを開くステイシーさんとは一体どのような人物なのか。現在40代後半のステイシーさんは、フィリピンのルソン島出身、8人兄弟の一番末っ子である。幼少時代は大変貧しく、農業に従事する父とそれを市場で売る母の手伝いをしながら育ったそうだ。1996年に家族を養うため、興行（エンターテイナー）の仕事で日本のビザを取得し来日した。

最初は、東京の錦糸町にあるフィリピン・パブで働き、日本の文化的な差や家族を養うプレッシャーなどで心身ともに疲弊した時期もあったそうだが、フィリピンに残した家族のため、エンターテイナーとして仕事を頑張ったという。その後、働いていた店で20歳以上年上の現在の夫とで出会い結婚、夫の実家であるX市へ越してきたそうだ。

夫はX市やZ市で数軒フィリピン・パブや飲食店を営み、地主でもあったことから他のフィリピン人と比較して裕福な暮らしをしている。結婚後、彼女は専業主婦として夫を支え、また夫の両親世話をしたり、その後生まれた3人の娘と息子を育て上げた。

結婚後、夫の両親の面倒を見る上での衝突や文化的な孤独から最も自宅から近かったX教会のミサに足を運んだそうだ。すると、他にも同じような境遇のフィリピン人がおり、毎週通ううちに20年以上経過したという。このようにして彼女もX教会における主要な教会メンバーとなったのだ。

カリンドリアでの“食べ放題”が始まったきっかけは、X教会の献金集めのため、教会のホールにてフィリピン料理を皆に振る舞ったことから始まったそうだ。日本人の信者も教会での献金集めの食事会に参加していたそうだが、皆が集まって食事をする習慣があるフィリピン人たちに特別好評であったことから教会近くの空いている持ちビルを利用し、現在の“食べ放題”の形式でカリンドリアは始まった。

教会ミサ終了後、午後11時半過ぎ頃から食べ放題が行われるカリンドリアへと向かう。食べ放題は月に1度から2度のペースで決まってミサの後に行われる。食事を終え帰る際に千円をステイシーさんに支払うシステムであるが、私用などで一旦店を抜けた際でも再度来店すれば追加料金なしで食事に戻ることができる。カリンドリアは午前11時半ごろに始まるが、明確な営業終了時刻は決まっていない。ステイシーさんが電話を他の人から受ければ店を開けて客を待つこともある。大体19時から20時の間に店じまいをすることが多い。

週にもよるが、X教会に通うフィリピン人の中には、教会のミサには出席せず、カリンドリアへ直行し、食べ放題にのみにやって来るフィリピン人たちも少なくない。またX教会に通う人のみならず、他のY教会やN教会、また習慣的にどの教会へも通っていないフィリピン人たちも、各教会関係者や他のフィリピン人たちの口コミを通じてステイシーさんの“食べ放題”にやって来ている。日常的にカトリック教会に通わない、あるいは通え

ない、フィリピンパブや旅館・ホテルなどの深夜労働を伴うサービス業に従事しているフィリピン人など幅広い関係者にとって、このカリンデリアの“食べ放題”は、単に食事をする場というだけでなく、情報交換の場としての役割の方がより色濃く出ており、X市のフィリピン人にとっての精神的な拠り所となっている。

「食べ放題」の情報が広がっているのは口コミによるものだけではない。インターネットのソーシャルメディアツールであるフェイスブックのライブストリーミング機能を通じてX市やその周縁地域にとどまらず、フィリピン本国にその様子が届けられている。最初にこうした生放送を行ったのはステイシーさんの2歳上の姉、ブライドさんである。

ステイシーさんは8人の兄弟姉妹がいるが、そのうち、彼女より2歳上のブライドさん、4歳上のクッキーさん、7歳上のバンさんはステイシーさんによって日本に呼び寄せられ、10年以上X市に居住し生活をしている。彼女たち3人はステイシーさんのようにX教会へ通うことはなく、“教会メンバー”ではない。だが、ミサ後の「食べ放題」の料理を準備する担当であり、食べ放題に来る教会関係者やその他フィリピン人たちと「カリンデリア」で顔を合わせるため、教会に通わないが、皆と顔馴染でありコミュニティの一員となっている。彼女たち3人は日頃、ステイシーさんの夫が経営するフィリピン・パブで働いているが、接客のマネージャとしてフロアに出ているのはブライドさんだけである。クッキーさんとバンさんはパブの厨房におり、客や従業員に出す軽食を作ったり、皿洗いなどの裏方仕事をしている。このように自分の姉妹を長期で日本に呼び寄せ、仕事を与えているのは他のフィリピン出身者には見られないステイシーさんの特筆すべき点である。

教会のコミュニティに入っていないステイシーさんの姉の一人であるブライドさんは、ソーシャルメディアのライブストリーミングを通じて自分の親族や本国の友人、またフィリピン・パブに来る常連客に対し発信している。ライブストリーミング中継は食べ放題の料理が並べられている後ろのサイドボードにスマートフォンを立てかけてブライドさんのソーシャルメディアアカウントから発信されるが、それをまねて同じくスマートフォンでライブストリーミングをはじめると不定期であり、その生放送を見て興味を示し、フィリピン本国から親族を尋ねてきた一時滞在者がこの“カリンデリア”を訪れるケースもあった。

X教会およびその周辺のフィリピン人たちは、カリンデリアの空間で開催される、自国の味であるフィリピン料理を求めて“食べ放題”にやって来るわけだが、単に食事を求めてやって来るわけではない。日本のX市という異国の地で、限定的な時間の中で作られる祖国を疑似化した「フィリピン社会」を求めにやってきている要素が大きい。ここには、食事を通じ、教会関係の枠を超え、またソーシャルメディアのライブストリーミングを通じた、境界を超えたコミュニティが形成されている。

### 3) デイジーさんの帰国大騒動―越境しているフィリピン人コミュニティの存在

デイジーさんがフィリピンに一時帰国したのはまだ冬の寒さがいまだ抜けない2月中旬の話である。新型コロナウイルスの蔓延で国を跨いだ移動のみならず日本国内でも人の動きや接触が制限されており、当然のことながらX市のフィリピン出身者たちも日本とフィリピンの行き来が出来なくなり2年近くが過ぎようとしていた。未だ世間的に感染に対する緊張感が続いている中でのデイジーさんの帰国であった。

デイジーさんは現在70歳である。マニラ出身であり、高校卒業後フィリピン人の夫と結婚しフィリピン国内に居住していた。一人娘をもうけるもしばらくして夫は突然死してしまう。娘を養うため、デイジーさんはエンターテイナーとして日本への出稼ぎを決意する。こうして1978年に日本へやってきた。群馬県内の温泉地などのショーで歌と踊りを担当していたが、客であった日本人との再婚をきっかけにエンターテイナーをやめることとなった。再婚した夫は3年前の2018年に心臓発作で他界してしまったため、現在ではX市内で一人年金暮らしをしている。

デイジーさんはこれまで、自分の娘や親族に会いに行くため、フィリピンに頻繁に往復していたが、新型コロナウイルスの蔓延で長く帰国できずにいた。2年近くが過ぎ、風潮として少し落ち着いてきたのと、帰国者や永住者に対しPCR検査を行えばフィリピンへ行くことが出来るようになったことなどから今回一時帰国を決めたようだ。

群馬県X市からフィリピン行きの国際線に乗るには、成田空港まで行かなければならないが、距離が200キロ以上も離れており、重い荷物を持って電車で何度も乗り換えを繰り返しながら移動するには非常に負担がかかる。通常であれば、X市から成田空港行きの直行バスに乗るそうだが、コロナウイルスの蔓延でそのバスも休止していた。

コミュニティの中で誰かが困っている人がいる場合や年長者を助ける習慣のあるフィリピン出身者たちはデイジーさんの“フィリピン帰国事業”を誰が車で送り届けるか、携帯電話のグループメッセンジャーで議論を繰り返していた。そんな中、長距離運転を得意とする私に「X市のデイジーさんの自宅から成田空港まで送り届けてくれないか」とお鉢が回ってきたわけだ。参与観察をする上でこうしたフィールドワーク先での手助けを行うことはその場の生態を壊すことに繋がってしまうのではという疑問を抱いたが、ここで断って関係悪化しては今後のフィールドワークがうまくいかなくなってしまうという危機感の方が強く、X市のデイジーさんの自宅から成田空港までの200キロ以上の距離を私が送り届けることとなった。皆が敬遠する長距離運転を私が引き受けたことでデイジーさんは泣いて喜び、この話が広まった事で周りの信頼を得たのか、一気にフィリピン人たちと私の距離が縮まった。

デイジーさんの自宅はX市の中心からそう遠く離れておらず、20分もあれば到着する。私はデイジーさんの自宅に迎えに行く前日にX市に泊まり込み、朝3時に迎えに行くこととなった。2月のX市の早朝は地面に霜がつくほど寒く出発当日も極寒の朝であった。まだ朝日が出ていない山道を進み、デイジーさんの自宅の前に到着すると、彼女は3つのスーツケースと2つの段ボールを抱え自宅前の道路脇に立って待っていた。フィリピンの風習として、海外に住んでいる人が帰国の際に親族や隣近所にその国のお土産を買っていくのは当然の事らしく、強制というわけではないが、暗黙の了解として、また海外から帰国してくる者のメンツという意味でもお土産は重要であるという。ゆえにデイジーさんは周りへのお土産として箱いっぱいの日本のお菓子や衣類、化粧品などを抱えていた。

デイジーさんの大荷物は車のトランクだけでは収まらず後部座席をも浸食していたが、なんとか収まり、出発することができた。群馬県から成田空港のある千葉県までは高速道路である、関越自動車道を使って南下してから、また一旦埼玉方面に北上しなければならず、休憩も入れると約3時間半近くかかる。この道中にX市のフィリピン出身者たちの話を色々聞きだそうとしたが、早朝に出発したとあってか、デイジーさんは道中の殆どを後部座席で寝て過ごしており、話を聞くことはできなかった。

空港に到着し車を駐車場に止め、重い荷物をカートに乗せて駐車場から搭乗予定の航空会社のカウンターがあるターミナルへと向かう。余裕をもって3時間半前に到着したとあってチェックインカウンターが未だ開いておらず、開くまでベンチで座って待っていた。しばらくするとデイジーさんは「カウンターが開いたのでチェックインを済ませてくる」と私に言い残しカウンターへと向かっていった。

デイジーさんがカウンターへ向かってから40分以上が過ぎても戻って来ることはなかった。私はカウンターで荷物を預けた後のセキュリティゲートまで見届けようと思っていたが、一向にカウンターから戻って来る気配がなかったので探しに行った。すると乗る予定の航空会社カウンターでデイジーさんは係員に泣きじゃくりながら何か話をしていた。私は係員からこの状況に至った経緯を聞くと、コロナウイルスの影響で飛行機に搭乗する際に必要である“陰性証明書”に不備があったらしく足止めされていたのだ。

この陰性証明書には、精密な検査による証明書と簡易的な検査による証明書の二種類あり、2020年、航空会社に乗る際には精密な検査による証明書が求められていた。デイジーさんが持参したのは簡易検査による陰性証明書だったため、チェックインカウンターで書類不備として扱われ、搭乗出来ないとと言われてしまったという。同じ理由で足止めされている人が他にも二人カウンターの前で待機していた。

こうしたトラブルの際には、建設的に次のプランを考えたり、或いはルールに則って諦めたりするものだが、彼女は、“自分がなぜ今回フィリピンに一時帰国しなければならないのか”をカウンターで係員に熱弁しはじめ、泣きながら書類不備でも飛行機に乗せろと言いつつ出たのだ。困り果てた顔をしていた係員はできる限りの事をしてくれようとあちこち電話を掛けはじめた。その横でデイジーさんは手を合わせながら普段教会でするように小声で何かを唱えながら“お祈り”をしていたのだった。

カウンターの係員曰く、フィリピンの方はこうしたルールや規則に疎く、「書類不備でも乗せろ」と“ごねる”人が多いという。デイジーさんは、“お祈り”を一通り済ませスマートフォンを取り出し、あちこちに電話をかけ始めた。電話の相手はX教会のフィリピン人メンバーであり、足止めされフィリピンに一時帰国できない可能性があることを周りに話していた。デイジーさんがX教会の中心的存在であるステイシーさんに電話をかけた際、ステイシーさんは「何とかするからそのまま待っている」と電話を切り、数十分後に私たちの目の前のカウンターの電話が鳴った。係員がその電話を取ると「航空会社のフィリピン本社から特別に簡易検査による陰性証明書でも搭乗してよい」とのお達しが出たとのことで、出発時間も差し迫った直前に搭乗予定の飛行機に乗ることができ、フィリピンへの帰路に就いた。

私は空港からの帰り際にステイシーさんに電話をし、なぜデイジーさんに特別な措置が取られて帰国できたのかを聞いた。すると、ステイシーさんの姪は今回デイジーさんが搭乗した航空会社に勤めており、姪が上司に掛け合い、上司から担当者へと根回しをしてくれたそうだ。今回の書類不備による“特別な措置”で飛行機に乗れたのはデイジーさんのみであり、同じ理由で足止めをされていた他の乗客二人は予定の飛行機に搭乗できなかったそうだ。

この一連の出来事は、フィリピン出身者のネットワークの力が如実に表れている一件であった。X教会のフィリピン人たちの場合、誰か身内（この場合の身内は教会メンバーを指す）がトラブルに遭遇した際には誰かしらが助けるものという規定化されたものではない、教会の信仰に準じた行動と、X市という日本の一地方に居住するフィリピン出身者という仲間意識が自然と相互扶助の紐帯を作り上げられてきたのが読み取れる一例であった。

#### 4) フィリピン人コミュニティに距離をもつ—仲間意識の抑制

教会メンバーではあるものの、X教会でのクリスマスや「灰の水曜日」やカトリックの中でもフィリピン独自の文化である「サントニーニョの日」など、特別なイベントには参

加するも、毎週行われるミサには来ない人が数人いる。中でもジョバンナさんとトモさんは、気が向いた時に来たりするが、毎週定期的に来るわけではない。教会のミサに来なくとも、月に二回ほどステイシーさんが主宰しているカリンデリアでの“食べ放題”にジョバンナさんは参加するが、トモさんは来ても一通り挨拶をして、食事をテイクアウトしすぐに帰宅してしまう。

人付き合いを避けがちなトモさんだが、私の参与観察に対し手厚く相手をしてくれた。2021年12月25日、X教会で初めてクリスマスミサに出席した際、ミサの後にフィリピン人同士で何かしらの集まりがあるのかと期待したが、クリスマスは各自それぞれの家族の時間を過ごすのがフィリピン人の慣例であるらしく、午前中にミサが終わると足早に皆帰ってしまった。トモさんは予定の無い私に自宅でフィリピン料理を作ったので食べに来ないかと声をかけてくれた。

トモさんは現在52歳の女性で、マニラ近郊の小さな町で生まれた。大学で会計学を学ぶも実家が貧乏であったため、中退せざるを得なくなった。その後実家は破産し、お金に困りはてていたところ、イトコとその友達が日本へ出稼ぎに行く話を聞きつけ、仕事の内容もろくにきかずにエンターテイナーを日本に派遣する為の養成所に申し込みをした。エンターテイナー養成所に申し込んだ後は、簡単な日本語の勉強とダンスの練習のため数か月間、毎日そこへ通った。その後、日本語とダンスの所定の試験にクリアすると、ブルーカードと呼ばれる書類が養成所から発行され、その紙を持ってフィリピンにある日本大使館でビザの申請を行うという流れだったそうだ。

晴れて彼女は日本に来ることができ、フィリピン・パブで働くこととなったが、日本に到着後の最初の6カ月は“訓練費用”をフィリピンの養成所に納めなくてはならなかった。パブで用意された寮などの環境は良くなく、我慢の連続であったという。トモさんは、広島、鳥取、埼玉と転々と店を移動し働き、最後群馬の店に派遣された。その際にパブの客であった日本人男性との間に子どもができたことをきっかけに結婚したという。息子と娘に恵まれるも、経済観念の不一致により、子どもの成人を機に数年前に離婚した。現在はアパートを借り、自動車部品工場で正社員として働きながら生活をしているという。

トモさんからクリスマスの昼食に招待されたので、彼女のアパートに着いた。そのアパートの隣には、教会メンバーの一人であるアントワネットさんの大きな一軒家があった。トモさんはアントワネットさんが持っているアパートを借りて住んでいた。離婚を経て住居に困りアントワネットさんのアパートを借りたケースは過去にもあったらしく、ジョバンナさんも離婚をした際にアントワネットさんの貸し出しているアパートを借りて住んで

いたという。教会でのコミュニティは、各個人の身の上話を聞くといったような単なる世間話の集まりというだけではなく、日本で暮らしていく上で困難に直面した際の実務的な解決策を導き出すセーフティネットのような役割を果たしているといえる。

トモさんはクリスマスの食事にフィリピン風スパゲッティを出してくれた。バナナケチャップとひき肉がベースのソースで作られ、一般的なスパゲッティよりも甘い味だ。これはお祝い事などの行事には必ず出されるフィリピンの伝統料理であると彼女は説明した。

教会メンバーであるトモさんだが、普段、教会のミサに出席することをさけているという。仕事や家族の関係で多忙により欠席しているという訳ではなく、単にコミュニティに深入りしたくないという意識を持っているそうだ。離婚をした際には教会メンバーの協力を得て安い値段で住居に住まわせてもらったりと手助けをしてもらってはいるが、誰かに相談事をしたりした際には瞬く間に話が教会中のフィリピン人たちの間に広まり、居心地がよくないとい語った。困ったときに相談すれば、誰もが人が問題の解決策を出してくれるという反面、それによって事実ではないことまで広まってしまったりするケースを何度となく見てきたトモさんは教会の集まりを完全に脱退するといったことはないが、教会のミサやステイシーさんが行うカリンデリアでの“食べ放題”へ顔を出す頻度を減らしているそうだ。

親族関係で言えば、トモさんの姉は日本人の男性と結婚し、X市の隣町に住んでいるそうだが、実の姉とも距離を取っている。自分の兄弟姉妹が近隣に住んでいる際など日曜日に教会のミサへ一緒に赴き、カリンデリアで食事を取ったり自分のコミュニティや兄弟姉妹の入っているコミュニティに相互に交流したりするケースも他では見られたが、トモさんの場合、自分のプライベートな部分を知られるリスクを負いたくないという理由から自分の姉やそのコミュニティとも距離を取っている。これは、多くの場合が教会メンバー同士で携帯電話を通じて頻繁に連絡を取り、日曜日の教会のミサで顔を合わせるといった密な付き合い方をしている中でみられた、一つのレアケースに過ぎないがコミュニティに関わりつつも適度に距離を保つ一例としてみる事ができる。

## 5) 卓越した日本語能力、バランスの取れた付き合い、トランスナショナルな兄弟をもつ ジョバンナさん

ジョバンナさんは日曜日の教会でのミサに出席するのはひと月に一度程度である。彼女は勤めている食品加工工場での仕事がシフト制のため労働時間が安定せず、疲労から日曜日の朝のミサは休みがちである。教会の朝のミサは欠席しがちではあるが、2カ月に一度

ほど行われる、ステイシーさんが教会のミサ後のお昼に主宰している「カリンデリア」での“食べ放題”にはきちんとやって来る。

ある日曜日、ジョバンナさんが教会のミサに出席しているのを偶然見つけたため、私は世間話をしながらそのままステイシーさんのカリンデリアでの“食べ放題”へと一緒に向かうことにした。ジョバンナさんとの接触はあったもののタイミングが合わなかったことや、カリンデリアに来る人数が多すぎて話す機会がこれまでなかったことなどから、ゆっくり話したのはこの機会が初めてであった。私たちは、アドボヤシリガン、ディヌグアンといったフィリピン料理を食べながら話をするようになった。

ジョバンナさんは、ルソン島のパンパンガ出身で、20代後半の時に来日し、現在52歳である。フィリピンで大学を卒業した後、保険会社でオフィスワークをしていたそうだが、仕事上での付き合いのあった日本人の知人が、旅行でフィリピンを訪れた際に、日本人の友人を彼女に紹介したことがきっかけで結婚に至った。

フィリピンでオフィスワークをしており、給料も平均よりも良かったそうだが、仕事を辞め、夫の実家であるX市に引っ越した。娘も生まれたものの、夫はギャンブル依存症で経済的に非常に困ったという。日本語も分からないまま日本に来てしまったため、家計を支えるためのアルバイト一つ探すのに苦労したそう。初めての日本での仕事はスーパーのレジ打ちで、日本語で接客をしなくてはならない上、計算を間違えてはならないなど、強いプレッシャーがあったからこそ日本語習得を頑張れたと語る。

日本語を覚えなければならないという強迫観念からかなり早い段階で日常会話から文章まで読めるようになったそうだが、一方で、大学も卒業し給料の高いオフィスワークをしていたのにもかかわらず、外国人であるということから単純労働でしか働けないことに虚しさも感じたという。後に夫とは夫のギャンブルが原因で離婚することになり、その際、自宅を出なければならなくなったジョバンナさんは教会メンバーに相談、メンバーの一人であるアントワネットさんが貸しているアパートに引っ越せるよう手助けをしてくれたという。その後、食品加工工場で働いた貯金で、中古住宅を購入し、現在は看護師となった娘と二人で暮らしている。

ジョバンナさんには弟が二人いるが、第二人ともフィリピンには住んでおらず、ドバイとオーストラリアに永住権を取得して居住しているという。ドバイに住む下の弟は石油関係の仕事をしているそうだが携帯などでメッセージや電話などのやり取りをするものの地理的な要因で直接会うことは滅多にないそうだ。一方で、オーストラリアに住む上の弟とはより関係が深く、日本に頻繁に来日しジョバンナさんの自宅に宿泊することや、一緒に日本国内を旅行することもあるという。また、ジョバンナさんは姪や甥の高校の卒業や誕生日などのお祝い事の際には少額ながら送金することもあるそうだ。

ジョバンナさんの特徴として、日本語が堪能であることから食品加工工場の日本人の同僚ともうまくコミュニケーションを取り、X教会と関係はない、会社の日本人の同僚などをカリンデリアで行われる“食べ放題”に連れてくることもある。仕事の同僚、教会メンバー、その他フィリピンコミュニティや自身の親族とバランスよく関係を保っていけるのは、頻繁に教会のミサに来なくとも“食べ放題”には参加するという義理堅さや、日本人とも深い会話のできる高い日本語コミュニケーション能力に加え、日本に対する異文化理解が深いこと、親族への手厚い振る舞いなどが評価されているからである。周囲で彼女を悪く言う人はいない。

#### 6) 国境を越えた見合い結婚、カトリック教会への信頼、老後のケアのために帰国を望む ルラさん

教会メンバーの一人であるルラさんは、毎週日曜日に行われるX教会でのミサに出席しているが、夏場も近くなった2021年の6月頃から頻繁に欠席するようになった。ミサ後のカリンデリアで行われる“食べ放題”にも来ないことから、周りのフィリピン人たちから話をきいてみると、数年前にくも膜下出血を起こして倒れて以降、夏場は体調が優れない日が多いらしく、どうしてもミサも休みがちになってしまうということだった。夏の過酷の暑さが少し落ち着いた8月の終わりごろ、ルラさんは久しぶりに教会のミサへやってきた。

ルラさんはコレステロール値の高いものを食べてはならないと医者から言われているらしく、カリンデリアでの“食べ放題”に行っても食べられるものが少ないことから、ミサの後に皆が集まっているカリンデリアに行くのを躊躇していた。久しぶりに教会で顔を合わせたということもあり話の流れでカリンデリアの“食べ放題”へ一緒にいくことになった。ルラさんと私はカリンデリアに到着し席に座わったものの、ルラさんは食べ物に手を付けず、お茶だけしか飲まなかった。そのせいもあってかその日はよく過去の話をしてくれた。

現在58歳になるルラさんは、教会メンバーの中でも珍しく、イスラム教が多いミンダナオ島出身である。フィリピンはカトリックが大半を占めていることから、ルラさんは幼少期、フィリピン人は全員がカトリック教徒であるという思い込みから、ミンダナオ島に住んでいるイスラム教徒はフィリピン人では無いと思い、周りにそのことを話して笑われたこともあったそうだ。

ルラさんは11人兄弟の8番目であり、中学生の時に父親を病気で亡くしてから家庭は貧困に陥ってしまったという。高校に進学した際は困窮であったことから、コンパドラスゴと呼ばれるフィリピンのカトリック教会独自の非血縁親子関係である“儀礼親”に学費を出してもらったという。高校も日本でいう工業高校のようなところを出ており、そこで

はミシンなどを使った裁縫の勉強をしたそうだ。手に職をつけて生きていこうと考えたルラさんは、最初ミシンを使った縫製工場での職を得た。

最も仲の良かった同僚が、日本人男性とフィリピン人女性を専門に扱ったお見合い業者を通して日本人男性とお見合いをするとの話をきき、日本人とお見合いに興味を持った。考えた末の一週間後、ルラさんはお見合い業者に登録申し込みをした。お見合い業者はルラさんにランダムに日本人男性数人を紹介し、履歴書と写真を見せてくれたそうだ。最初一枚目の写真を見ると、中学の時に亡くなった自分の父親に顔がそっくりな男性が写っていたのに驚き、男性がフィリピンに来る時に会うアポイントを取ったという。

実際にその男性に会ってみると、互いに相手の言語が分からず、英語で身振り手振り会話をするなど言語的障壁はあったものの、自分の父親に顔や話し方などが似ていたことや、話してみて相性が良かったことから結婚に至ったという。日本に一度も来たことなかったルラさんは、初めて群馬に来た時に、元々日本に都会のイメージを抱いていただけに農村が多いことなどに驚いたという。

不安もあったが、お見合い業者から居住することになるX市にもカトリック教会があるとの話をきき、来日最初の日曜日に教会へ向かったという。すると日比お見合い結婚という同じ境遇であるフィリピン出身者も多く、フィリピン人コミュニティとの付き合いも増えていったという。

夫の両親の面倒を見る際に他のフィリピン人たちはどのように対応していったのかといった相談や、ルラさんは90年に長男、2000年に次男をもうけているが、子どもが病気をした際や教育などの問題に直面した際もフィリピン出身者である教会メンバーに相談し、また相談を受けるといった協力関係を築いていったそうだ。長年X市に居住しているが、自分の健康面や日本の物価高による不安から、老後は夫を連れてフィリピンに帰国するつもりだと語った。

ルラさんのケースはお見合い結婚から日本へ来日し、すぐにカトリック教会へ行ったが、その行為はカトリック信仰のためよりも、教会に通うことで、コミュニティに所属する知人や友人、同じ境遇にあるフィリピン人と知り合い、互いに助け合い、日本社会で生きる知恵を学んだという。

## 7) ステイシーさんの姪ジュディアーさんの国境を越えた高いビジネス志向

ステイシーさんの姪であるジュディアさんは27歳独身女性である。現在、フィリピンのルソン島の北部に居住し、ジューススタンドの経営やブランド物の転売で生計を立てている。以前は航空会社のスタッフとして勤務していたが、何かビジネスを始めたいと思い給料を貯蓄し、仕事を辞めた。彼女は4人の姉妹の末っ子で、全員がフィリピン国内に居住している。上にいる三人の姉は全員結婚しており、子育てをしながら働きに出ているという。

ジュディーさんが数か月に一度という頻度でX市を訪れるのは、ステイシーさんの下で働いている母親に会いに来る目的に加え、新たなビジネスチャンスを掴もうとしているからである。

ジュディーさんは、日本に来たときのスケジュールは多忙極めている。平日の日中、教会メンバーやその他のフィリピン出身者であるコミュニティの人たちにネイルや眉毛アートなどを行い、小遣いを稼いでいる。フェイスブックにて予約を受け付け、メッセージでやり取りをしている。日曜日にカレンダーで“食べ放題”が行われるときには、カレンダーの部屋の片隅で施術を行うこともある。

日にもよるが、1日に2件から3件のペースで施術を行っているという。また、その仕事を終えたあと時間がある際には、フランス製やイタリア製などのバッグや財布、アクセサリなどの中古品が並べられている、近所のリサイクルショップへと向かう。それで彼女は商品を写真に収め、フェイスブックに投稿、注文があれば購入するといった購入代行業をして手数料を稼いでいる。

日本のリサイクルショップに並べられているブランド品は偽物であることが極めて低いことや、状態の良い中古品が多いため、フェイスブックに投稿すると、フィリピン本国にいる友人や知人がジュディーさんの投稿に反応しすぐに売れるという。また、外国人である彼女が商品を購入することで免税になるのもビジネスにとって大きい。彼女は各商品におおよそ8%を上乗せして販売している。

夕方になると7時から開店するフィリピン・パブの料理を母親と一緒に手伝い、深夜3時に帰宅するのが彼女の生活のルーティーンである。日曜日には彼女はカレンダーに出向き、“食べ放題”とは別に、タピオカミルクティーなどを中心とした飲み物を来た客に販売したりしている。

彼女になぜそこまでしてお金を稼ぐのかを質問すると、フィリピンでは自分でビジネスを始めるにしても稼ぎが限られてしまうため、そのため母親や叔母であるステイシーさんを頼って“グレーな小遣い稼ぎ”に来るという。今後は、お金を貯め、カナダに渡り飲食店を経営したいという。その足掛かりとしてフィリピンから日本への出稼ぎに来ているそうだ。

親族がいる事により日本に来日し、またX教会のフィリピン人コミュニティを通じてコミュニティ内で小遣い稼ぎを完結させている一例である。彼女はフィリピンに居住し、また日本で“小遣い”を稼ぎ、そしてカナダに今後は居住し、そこからまた将来を考えたいといった国境に捉われた行動をしないと行ったトランスナショナルな生活を営んでいる。

## おわりに

本章は2021年末より、群馬県一地方（X市）を頻繁に訪問し、滞在する過程で出会ったフィリピン人と、彼らの日常生活やそれを支える宗教的社会的ネットワークを、聞き取りと参与観察という伝統的な文化人類学的手法でとらえようとしたものである。

調査地域におけるフィリピン人の人口・年齢・産業・就労形態を数量的に把握したあと、フィリピン人が毎週集まるカトリック教会を起点にして現地調査を行った。毎週日曜日の午前中に行われる宗教ミサへの参加と観察、教会の司祭との会話や他の教会への同行の経験、ミサ後のカリンデリアで行われる「食べ放題」と呼ばれる食事を介した交流空間への参加、帰国するフィリピン人女性が空港で遭遇した出来事に対する本国のネットワークの存在など、調査地域のフィリピン人が作り出す社会空間の形成に寄与する情報を取得するように試みた。また調査の内容の記述は、「厚い記述」となるように心がけた。

主たる調査対象者は50代前後のフィリピン人女性で、調査初期から支えてくれた人たちである。彼女たちは、見合い結婚やエンターテイナーを経験して来日し、その後、X教会を介して社会的・宗教的なつながりで結ばれている人たちである。

本調査の主要な目的は、境界を越えたトランスナショナルな空間とは何か、どのように形成されているかにある。その一つの事例として、幅広くフィリピン人が集結する「カリンデリア」と呼ばれる食を通じた空間をとりあげる。この空間は通常の人々のネットワークとうだけではなく、限定された時間内に形成されるが、空間を越えて作り出される共同体ともいえるものである。

“カリンデリア”（タガログ語で小さなレストランを意味する）と呼ばれる空間は、X教会の中心メンバーの一人が主宰者となって、不定期に日曜日のミサの後に開催され、さまざまな人々が結集する、食を媒介とした情報交換の役割を持った社会空間である。

カリンデリアに関する情報について、口コミだけでなく、インターネットやフェイスブックやソーシャルメディアによって、X市以外の地域やフィリピン本国にも届けられ、主宰者の姉がライブストリーミングを使ってこれらの情報を発信していることは、このコミュニティの特筆すべき特徴である。

カリンデリアに参加するフィリピン人は、自国の味を求めてやってくるだけではない。日本のX市という異国の地で、限定した時間に作り出される空間のなかで、祖国を疑似化したフィリピン国家の性質を持った社会空間を求めにやってくる側面がある。教会を主としたコミュニティである一方で、カリンデリアという食事の場を通じ、X教会という境界を越えたトランスナショナルなコミュニティが生まれているととらえることができよう。

すでに他の章で紹介しているように、彼女たちフィリピン人は通常、国境を越えたネットワークとコミュニティの中で生活している。本国への送金、家族の呼び寄せと交流、本国との往復行動、チャットやSNSなど様々な情報機器を利用した交流、他の国への移住や

本国への帰還も視野に入れた越境的ライフスタイルは活発な国際人口移動につながっているといえる。

**(注6)**

(注6-1) X市のX教会には、X市に住む住人に関わらず、主にその周縁である、V群、Z市、Y市、Q市の地域に居住する人々がX教会に集まり、ミサに参加している。V群を除くZ市、Y市、Q市にカトリック教会はそれぞれに存在しているが、司祭不在であることや、人間関係の複雑さによる煩わしさから自分の居住する地域から離れたX教会に赴き、そのコミュニティに自ら足を運んでいるパターンがある。

## 理論分析

世界で進行するグローバル化の中で、世界各地の人々は安住の地を求めて、国境を移動し続けている。日本へも世界各地から流入する外国らの就労者が増加し続けている。現在、日本に滞在する在留外国人数は、過去30年ほどの間に飛躍的に増大している。

1990年には約100万人であったが、2022年には300万人を越える程になった。(在留外国人統計、1990/2022)。2022年末の国籍地域別・在留外国人数をみると、多い国順に中国、ベトナム、韓国、フィリピン、ブラジル、ネパール、インドネシア、米国、台湾、タイの順となっている。ブラジルと米国を除いた上位8カ国はアジアの国々の出身者である。

本論文は世界、アジア、日本での移民の移動と就労の状況を概観したあと、日本に世界から流入する国際移民の中で、フィリピンからの移民を事例に、彼らが作り出す独自の「トランスナショナルな社会空間」を明らかにするのが目的である。

### (1) 増大する在留フィリピン人と定住・永住化

本論文で、日本において増大するアジアからのグローバル移民の中で、研究対象とするのは、滞日中のフィリピン人である。2022年末の在留外国人統計によると、在留フィリピン人の数は298,740人で、全在留外国人数のなかで4位(9.7%)を占める。彼らは大別して、さまざまな在留資格で就労する出稼ぎ労働者(中長期在留者)と長期的に滞在する定住・永住化しているフィリピン人からなる。

来日するフィリピン人、特に出稼ぎ労働者が増大したのは、1990年代以後の数度にわたる法的制度の整備によるものである(第4章(8)参照)。国内における就労者の需要の増大に対応する。従来の移民政策を転換するような法改正によって、「技能実習」、「技能・人文知識・国際業務」、「留学」、「特定技能」、「特定活動」などの在留資格で就労・滞在中長期在留者と、「永住者」、「家庭滞在」、「定住者」、「日本人の配偶者等」の在留資格をもつ長期に滞在可能な在留者が存在するようになった。2022年末現在、後者のカテゴリーの在留フィリピン人の割合は、全在留フィリピン人の75.3%を占めるようになっている。結果フィリピン人在留者の増加と定住・永住化につながっている。さらに現在では、彼らの高齢化も生じてきている。

研究対象となるフィリピン人は、長期的に日本に滞在する定住・永住化している人たちであるが、在日フィリピン人研究者高畑幸は、彼らを5つの類型に分類している(第4章(8))。彼らは、時代の経過とともに、1)結婚移民、2)在日フィリピン人の1.5世代、3)在日フィリピン人の第二世代、4)日系フィリピン人、5)新日系フィリピン人として、日本各地に滞在している。

## (2) トランスナショナル化する滞日フィリピン人社会の研究

本論文では、グローバル化しているフィリピン国際移民が移住先で生活をしながら、独自のトランスナショナルと呼べるような社会空間を形成していることに着目した、移民・人類学的研究を整理したあと（第1章（7）、第4章（8）、第5章（2））、群馬県X市における現地調査から、彼らが独自に作り出す社会空間が、従来の現存するネットワーク研究を越えた、テクノロジー化時代にこそ出来上がる独自の越境的な社会空間、「メタ・コミュニティ」なるものが、どのように生み出されているか検討する。

### 1) トランスナショナルリズムの概念を利用した移民社会の人類学的研究

第5章の（2）で述べたように、グローバル時代の社会で生まれたトランスナショナルリズムの概念によって、国際移民と彼らのコミュニティが理解可能であると主張する人類学者の一人上杉富之（2004）は、彼らの移民現象が、複数の国の国境を越える現象であること、長期間継続する現象であること、規則的ないし頻繁に見られる往復運動であること、多元的意識ないしネットワークが形成される点にあると主張した（第5章（2））。トランスナショナルな移民現象を理解するために、これらの概念を利用した2つの研究事例をあげておく。

- ① 永田貴聖は（2011）は、新しいフィリピン人世代が越境するネットワークを通じて、日本とフィリピンを往復したり、家族を呼び寄せたり、子どもを本国の祖父母や親せきに預けたり、フィリピンの大学に子どもを送り込んだり、国境を越えた新しい「トランスナショナルなライフスタイル」を送っている家族の事例を報告した（第5章(2)1）。
- ② 額賀美沙子（2012）は、フィリピンのニューカマーたちの家族が国境を越えて暮らしても、経済的・社会的・情緒的に強く結びついている「トランスナショナルな家族」が、どのように形成され、維持されているのか、さらに子どもたちにどのような影響を与えているのか考察した。家族中心主義の価値観によって結ばれた「トランスナショナルな家族」は、「母国送金」、「母国訪問」、「情報技術（インターネット・SNSなど）」によって、紐帯が強化され、継続して維持されている様子を報告している（第5章(2)2）。

### 2) トランスナショナルリズムの視点に基づく滞日フィリピン人移民社会の現地調査

本論文の第6章では、筆者は滞日フィリピン人が多く居住する、群馬県X市において約1年半の現地調査を行った。調査は彼らが定期的に集う地元のカトリック教会を起点にして行われた。

主たる調査対象者は、50代前後のフィリピン人女性で、見合い結婚やエンターテイナーとして日本へやってきて、その後X教会を介してつながりのある人たちである。X教会で出会ったフィリピン人女性との交流を通じて、トランスナショナルな志向をもつ、さまざまなイベントに参加したり、衝撃的な出来事に遭遇したり、人々の様々な想いを聞き取りすることができた。

具体的には、宗教ミサ後の交流空間と交流活動、限定的な時間に出現する「カリンデリア」と呼ばれる食を介した社会空間、あるメンバーの帰国時の大騒動とフィリピン人ネットワークの存在、教会司祭との会話や他教会への同行、葬儀に見る宗教対立、自らのケアのために老後には帰国予定の女性、頻繁に日本の家族を訪問し、働いて、将来はカナダにビジネスのために移住するという若い女性など、調査地域で出会う人々が作り出すトランスナショナルな社会空間の形成に係る情報を得ることができた(第6章(4)-(8))。

### **(3) X教会を中心とした滞日フィリピン人が作り出す、カリンデリアという社会空間とクラウド上の社会空間**

#### **1) 教会のミサ後の参加者の交流の在り方**

X教会のミサは、毎週日曜日の午前中執り行われる。通常30人ほどの参加者であるが、ミサが終わっても、年齢、国籍、仕事も異なるミサ参加者たちは、その場からすぐに帰ろうとはせず、しばし立ち話が続けられる。そこでは、同じ信仰者という同胞意識からなのか、分け隔てのない一つの集合体できたような話しの輪が毎週出来上がっている。

このような立ち話のあと、フィリピン人たちは、親しいメンバー同士、一緒に昼食に出かけ、ショッピングに赴き、誰かの家でお茶を飲み、フィリピン料理を食べ、相談事をするといった交流活動がみられ、それらの活動はフィリピン人女性たちの間につかの間の“フィリピン性”なる社会空間をもたらしている。(第6章(1)1)。

#### **2) 中国人・韓国人と異なるフィリピン人のコミュニティ形態**

フィリピン人同士のコミュニティは、中国人や韓国人の場合にみられるような、エスニックコミュニティの形態とは大きく異なり、ニューヨークにおけるチャイナタウン(クォン 1990)や、東京・新大久保におけるコリアンタウン(朴 2014)のように、国外の特定地域に作られている集約集中居住による形態がとられていない。この点がフィリピン人コミュニティの大きな特徴である。

中国人や韓国人は、代表例としてニューヨークや東京の一部エリアに、その国家を起想させるような、“中国性”や“韓国性”を街という形で国境を超越してコミュニティを維持させてきた。本研究のフィールドワークにおいて、中国人や韓国人と同様、多くのフィリピン人が、X市またはその周辺に居住していることが明らかとなったが、ひと区画に集中して居住し、“街”という形態がコミュニティとしてとられていないのは、X市のフィリピン人たちは日本人の配偶者として、X市に永住・定住している点が挙げられる。日本語

による日本の生活形態を配偶者のために営まなければならないことは、集約集中居住をおこなっていない、または、おこなえない代表的な理由として考えられる。

しかし、X市のフィリピン人にとって、集約集中居住の形態がとられていないからといってエスニックコミュニティが存在しないかという点、そうではない。大きくはカトリック教会がそれに代わるコミュニティとしてその役割を果たしているといえる。教会はフィリピン人同士が、自身の信仰心から祈りを捧げるために訪れるのもさることながら、同胞同士で集い、献金や冠婚葬祭などのイベントによる相互扶助のネットワークを構築している事象も忘れてはならない。教会でのミサは、副産物としてエスニックコミュニティを生み出し、フィリピン人の生活の中での精神的、実務的な拠り所として機能している。

X教会と同じく、カトリック教会を介したフィリピン人のコミュニティが形成されてきた事例は過去にも取り上げられている。過去のマテオ（2003）における研究では、フィリピン人のエスニックコミュニティは、教会の建物の周りに折りたたみ椅子を広げて行われており、時間と空間を限定して出現している点を強調している。今回の研究対象であるX教会もマテオ（2003）と同様の点がみられた。

教会がフィリピン人たちの集いの場として機能し、彼らの生活と生き方の潤いとなっていることは明らかであるが、今回の研究対象であるX教会は、フィリピン人にとってのエスニックコミュニティが限定的な時間と空間で作り出されているという、これまでの研究と同様の事象に加え、コミュニティとしての形態はさらに進化発展し、フィリピン人のエスニックコミュニティという社会空間が永続的に“クラウド上”という形で、存在していることを示唆したい。

### 3) 限定的に作り出される「カリンドリア」という社会空間

“カリンドリア”と呼ばれる空間は、X教会のメンバーの一人が中心となって、日曜日のミサの後に、不定期に開催する食を媒介とした社会空間である。カリンドリアへ足を運ぶのは教会メンバーだけでなく、X市周縁地域の様々なフィリピン人であり、時に違う国籍や属性の人をも巻き込んだ、情報交換を目的とした場とも言える社会的空間である。

章でも述べたように、カリンドリアに関する情報は、口コミだけではなく、スマートフォンなどのチャットやソーシャルメディアによって、X教会、また、X市以外の地域の人にも届けられる。カリンドリアの“食べ放題”に参加するフィリピン人は、自国の味を求めてやってくるだけでなく、コミュニティの場としてもやってきている。インターネットを通じ、様々な属性のフィリピン人がカリンドリアコミュニティへやって来る。

カリンデリアコミュニティは、①日本在住のフィリピン人に加え、②永住者で日本とフィリピンを往復するフィリピン人、③滞日フィリピン人の親族で日本訪問中、或いは訪問経験者でフィリピン在住者、④元滞日フィリピン人で現在はフィリピンに帰国したフィリピン在住者、⑤滞日フィリピン人の親族で日本への訪問経験の無いフィリピン在住者、など様々な属性のフィリピン人で構成されている。

①から③のカテゴリーのフィリピン人は来日した際にカリンデリアへやって来るが、帰国してしまった、または、来日経験の無い④と⑤のカテゴリーのフィリピン人はどのようにして、カリンデリアコミュニティの構成員となり得るのか。それらの人々がカリンデリアのコミュニティメンバーとなるのは、永続的なクラウド上のコミュニティが存在しているからである。

#### 4) 永続的に存在する「メタ・コミュニティ」というクラウド上の社会空間

日本人の配偶者として、永住・定住するフィリピン人、フィリピン本国から滞日しているながらも、自国であるフィリピンとの関係を切らずに一時帰国などの物理的、直接的関係や SNS やチャット等のインターネットを介した関係を維持しているフィリピン人は、X 教会において稀ではない。上述カテゴリーの④と⑤にあたる、帰国済み、または、来日経験の無いフィリピン人は、滞日フィリピン人の親族を通して、SNS やチャットを介し、カリンデリアのメンバーと親交が深められてきた。

X 教会のフィリピン人が、インターネットを介しての“つながり”を示した例は、X 教会メンバーであるデイジーさんの、フィリピンへの一時帰国に際して困難に直面し、X 教会のメンバーに助けを求め、ステイシーさんがフィリピン国内に住む姪にチャットと電話を通してコミュニケーションを取り解決へと導いた事例や、X 教会のミサの後に行われるカリンデリアにおいて、主宰者の姉が SNS のライブストリーミングを通じて、これらの催しの情報を X 教会のメンバーのみならず、近隣地域の枠を越えて、フィリピン本国にも向けて発信している事象はその代表例と言えるのではないだろうか。

“カリンデリアに集う”という 時間と空間に束縛された物理的なアクションの伴った、トランスナショナルコミュニティはこれまでの研究でも見られた。これに加え、X 教会では、物理的なネットワークを超えて、時間と空間の束縛から解放されたインターネット上という境界で隔たれていない“クラウド上”の枠組みによってコミュニティが存在していることが明らかとなった。X 教会やその他近隣地域、また日本とフィリピン本国という二国に渡る永続的な、“クラウド化”されたつながりは、トランスナショナルコミュニティを超越した、「メタ・コミュニティ」へと変貌を遂げたと言えるのではないだろうか。

#### (4) X市における滞日フィリピン人コミュニティの研究課題

今回のX市における滞日フィリピン人のコミュニティの研究では、これまで行われてきた、その他の在日フィリピン人コミュニティ研究と具体的な比較をすることはしていない。

X市とその周辺の例では、滞日フィリピン人たちが分散居住を行っていることが明らかとなったが、これまでの先行研究からは、在日フィリピン人たちがどのような居住形態をとってきているのか細かな言及はなされていない。今後、日本の他の地方において、X市同様、分散居住がおこなわれているのかを明確にする必要があると考える。また、本研究では主に、結婚ビザと興行ビザによる滞日フィリピン人のコミュニティを対象としたが、その他の在留資格と合わせて比較検証することで、X市における滞日フィリピン人コミュニティの位置づけが明確になると考えられる。

#### (5) X市における現地調査について

調査者として筆者は、研究対象者であるフィリピン人とのカトリック教会で出会いやその後のイベントへの参加、さまざまな機会でのカジュアルな会話などを通じて、親密な関係（レポート）を築くことができたことは、本研究の基盤となったと思う。

調査地のフィリピン人コミュニティにおいて、気楽に接し、情報を得ることができた何人かのキー・インフォーマントの皆さんには、さまざまな情報の提供と確認をして頂いた。また現地の市町村役場の協力を得て、フィリピン人だけではなく、現地に滞在している他の外国人の情報や統計なども収集することができた。とくに、協力してくれた、X教会司祭とカトリック信徒である多くのフィリピン人女性のご協力に感謝したい。

## 在日フィリピン人社会研究と移民研究 主要参考文献

### (1) 在日フィリピン人研究史

- 高畑幸 2002 「在日フィリピン人研究史」『市大社会学』3 : 87-96
- 2012 「在日フィリピン人研究の課題—結婚移民の高齢化を控えて」『理論と動態』5 : 60-78
- 2022 「在日フィリピン人社会の現在—結婚移民の高齢化・単身化と日系人の多世代居住」『西日本社会学会年報』19・20 : 13-22
- 永田貴聖 2011 『トランスナショナル・フィリピン人の民族誌』ナカニシヤ出版

### (2) 新日系フィリピン人

- 鈴木健 2009 「在日フィリピン人シングルマザーと子どもたちの「断絶」と「つながり」の連なりに寄り添う」『移民政策研究』1 : 124-139
- 高畑幸 2002 「アジア諸国におけるフィリピン人向けエスニックメディアの比較研究」津田守編『国際移民労働者をめぐる国家・市民社会・エスニシティの比較研究』文部科学省科学研究費助成研究（平成11年度～13年度文部省科学研究費補助金（基盤研究（A）（2））研究成果報告書、大阪外国語大学 20-30
- 2011 「意味ある投資を求めて—日本から帰国したフィリピン人による出身地域での起業」竹沢尚一郎編著 『移民のヨーロッパ 国際比較の視点から』明石書店 pp. 218-243
- 2015 「人口減少地域におけるフィリピン人結婚移民と新日系人の定住」『国際関係・比較文化研究』13 (2) : 235-253
- 2016 「フィリピン人系日本人 10万人の不可視的マイノリティ」佐々木てる編著『移民・ディアスポラ研究5 マルチ・エスニック・ジャパニーズ—〇〇系日本人の変革力』 pp. 154-167
- 2018 「東海地方における移住労働者のエスニシティ構成の「逆転現象」—静岡県焼津市の水産加工労働者の事例」『日本都市社会学年報』36 : 147-163
- 2019 「静岡県焼津市の水産加工業で働くフィリピン日系人—雇用と移住のプロセスを中心に」『移民政策研究』11 : 47-59

- 高畑幸・稲葉奈々子 2011 「在日フィリピン人女性にとっての貧困 国際結婚女性とシングルマザー」 移住連貧困プロジェクト編 『日本で暮らす移住者の貧困』 現代人文社 pp. 27-35
- 高畑幸・原めぐみ 2012 「フィリピン人—『主婦』となった女性たちのビジネス」 樋口直人編 『日本のエスニック・ビジネス』 世界思想社 pp. 159-187.
- 2014 「在日フィリピン人の1.5世代—日本は定住地か、それとも通過点か」 『国際関係・比較文化研究』 13 (1) : 21-39
- 堤かなめ 1997 「日比国際児問題の現状と背景」 『九州国際大学教養研究』 14 (1) : 33-51
- 1999 「日比国際問題の責任の所在をめぐって」 城・堤編 『はざまに生きる子どもたち—日比国際児の解決に向けて』 法律文化社
- 永田貴聖 2008 「在日フィリピン人の関係についての人類学的考察」 『Core Ethics』 4 : 457-464
- 額賀美紗子 2019 「フィリピン系移民第二世代の階層分化とエスニシティの日常的実践」 駒井洋監修 是川夕編著 『移民・ディアスポラ研究8 人口問題と移民—日本の人口・階層構造はどう変わるか』 明石書店 pp. 245-264
- 橋本直子 2013 「新日系フィリピン人の現状—日比の比較を通じて」 吉原和男編著 『現代における人の国際移動 アジアの中の日本』 慶応大学出版会 pp. 231-246
- 原めぐみ 2023 「フィリピン系2世が語る「家族/pamilya」」 樋口直人・稲葉奈々子編著 『ニューカマーの世代交代 日本における移民2世の時代』 明石書店 pp. 99-125

### (3) 新日系フィリピン人の子ども、教育、進学

- 高畑幸 2011 「在日フィリピン人の1.5世代—教育と労働が隣り合わせの若者たち」 『解放教育』 41 (10) : 54-63
- 田巻松雄、高畑幸、マリア・ロサリオ・ピケロ・バレスカス 2017 「フィリピンにルーツをもつ若者の進路選択に関する意識調査」 『宇都宮大学国際学部研究論集』 43 : 133-159
- 角替弘規ほか 2011 「フィリピン系ニューカマーの教育意識に関する一考察—大和市の国際結婚家庭の事例を中心に—」 『桐蔭論叢』 24 : 89-97

- 徳永智子 2008 「フィリピン系ニューカマー 生徒の進路意識と将来展望ー「重要な他者」と『来日経緯』に着目して」『異文化間教育』28 : 87-99
- 額賀美紗子 2017 「フィリピン系ニューカマー第二世代の親子関係と地位達成に関する一考察ーエスニシティとジェンダーの交錯に注目して」『和光大学現代人間学部紀要』9 : 85-103

#### (4) 日系フィリピン人

- 飯島真里子・大野俊 2010 「フィリピン日系『帰還』移民の生活・市民権・アイデンティティ：質問表による全国実態調査結果（概要）を中心に」『九州大学アジア総合政策センター紀要』4 : 25-54
- 大野俊 1991 『ハポニーフィリピン日系人の長い戦後』第三書館
- 2007 「フィリピン日系人の市民権とアイデンティティの変遷ー戦前期の二世誕生から近年の日本国籍『回復』運動まで」『移民研究年報』13 : 79-97
- 2008 「異民族結婚した移民一世とメスティーソ二世ーフィリピン日系人問題の起源を考察するー」足立伸子編著『ジャパニーズ・ディアスポラ』新泉社 pp. 134-157
- 高畑幸 2013 「日本人移民の子孫と国際婚外子」蘭信三編著 『帝国以後の人の移動ーポストコロニアリズムとグローバルリズムの交錯点』pp. 935-968

#### (5) 在日フィリピン人コミュニティ

- 阿部亮吾 2013 「フィリピン人の定住化と多文化共生ー名古屋市中区の事例から」
- 後藤美樹 1998 「神戸における「フィリピン人コミュニティ」の救援活動」『国際協力論集』5(3)89-10 (財) 滋賀県国際協会 2011 『在日フィリピン人事態調査事業報告書ーこれからの支援に向けて』
- 高畑幸 2012 「大都市の繁華街と移民女性ー名古屋市中区栄東区のフィリピン人コミュニティは何を変えたか」『社会学評論』62 (4) 504-520
- 2016 「浜松市におけるフィリピン人コミュニティの現状と課題ー日系人の増加を中心に」『国際関係・比較文化研究』14 (2) 419-431
- 坪田光平 2018 『外国人非集住地域のエスニック・コミュニティと多文化教育実践：フィリピン系ニューカマー親子のエスノグラフィー』東北大学出版会

- 三浦綾希子 2015 『ニューカマーの子どもと移民コミュニティー—第二世代のエスニックアイデンティティ』 勁草書房
- 吉原和男 編集代表 『人の移動事典』 丸善出版 pp. 240-241

## (6) 在日フィリピン人の加齢・高齢化

- 高畑幸 2008 「在日フィリピン人と加齢—名古屋の高齢者グループを手がかりにして」『国際開発研究フォーラム』 37 : 59-75
- 2010 「ニューカマー外国人の加齢・高齢化—在日フィリピン人の事例から『社会分析』 37:47-60
- 2011 「在日フィリピン人社会の現状分析—第一世代の加齢・高齢化と新日系人の流入を中心として」『部落解放研究』 17 : 67-83
- 2011 「興行から介護へ—在日フィリピン人、日系人、そして第二世代への経済的危機の影響」駒井洋監修 明石純一編著『移民・ディアスポラ研究 1 移住労働と世界的経済危機』明石書店 pp. 107-21
- 2012 「在日フィリピン人研究の課題—結婚移民の高齢化を控えて」『理論と動態』 5:60-78
- 2015 「人口減少地域におけるフィリピン人結婚移民と新日系人の定住」『国際文化・比較文化研究』 13 (2) : 235-253
- 2020 「在日フィリピン人の高齢化—再編される共同体と相互扶助」谷富夫・稲月正・高畑幸編著『社会再構築の挑戦 - 地域・多様性・未来』ミネルヴァ書房 pp. 247-63
- 2022 「在日フィリピン人社会の現在—結婚移民の高齢化・単身化と日系人の多世代居住」『西日本社会学会年報』 19/20 : 13-22
- 2023 「在日フィリピン人結婚移民の高齢化—老後の居場所をめぐって」『移民研究年報』 29 : 29-41

## (7) フィリピンからの国際労働力移動・移民政策

- 青木秀男 2013 「フィリピン海外出稼ぎ者の出身階層」吉原和男編集代表『人の移動事典』丸善出版 pp. 128-129
- 新田目夏実 2015 「フィリピンの移住政策—「移民大国」の現状と将来 吉成勝男・水上徹男・野呂芳昭編 『市民が提案するこれからの移民政策 NPO 法人 APFS の活動と世界の動向から』 pp. 170-186

- Asis, Maruja M.B. 1995, "Family Ties in an a World Without Borders", In *Philippine Sociological Review*, Vol. 42
- Abera-Mangahas 1987 Ma, Alcestis. *Filipino Overseas Migration: focus on 1975-1986*. Scalabrini Migration Center.
- Alcid, Mary Lou. 1988 "The Export of Filipino Brains and Brawn." In *Asia Women's Association*, Women from Across the Seas.
- Alegado, Dean 2003 "International labor migration, diaspora and emergence of transnational Filipino Communities," Tsuda Mamoru ed., *Filipino Diaspora: Demography, Social Networks, Empowerment and Culture*, Quezon City: Philippine Social Science Council and UNESCO.
- 石山永一郎 1989 『フィリピン出稼ぎ労働者 夢を追い日本に生きて』 柘植書房  
1990 「出稼ぎ外国人たちの生活と本音 彼らは日本に住みたいのか？」  
『別冊宝島 日本が多民族国家になる日』 JICC 出版局 pp. 60-67
- 小ヶ谷千穂 2002 「ジェンダー化された海外出稼ぎと「矛盾した移動」経験—フィリピンの事例から」『年報社会学論集』 関東社会学会 15 : 189-200, 16: 59-93  
2003 「フィリピンの海外雇用政策—その推移と「海外労働者の女性化」を中心に」 小井土彰宏編『講座グローバル化する日本と移民問題 第1期第3巻 移民政策の国際比較』 明石書店 pp. 314-356  
2016 「フィリピンの海外雇用政策と「女性化」『移動を生きる フィリピン移住女性と複数のモビリティ』 有信堂 pp. 171-203  
2016 「複数のモビリティ：職業移動と国際移動の観点から」『移動を生きる フィリピン移住女性と複数のモビリティ』 有信堂 pp. 59-73  
2016 「フィリピン社会と海外フィリピン人」『移動を生きる フィリピン移住女性の複数モビリティ』 有信堂 pp. 204-233
- 菊地京子 1991 「フィリピンからの国際労働力移動」 『社会科学討究』 106 : 661-683  
1992 「外国人労働者送り出し国の社会的メカニズム—フィリピンの場合」 伊豫谷登志翁編 『外国人労働者論—現状から理論へ』 弘文堂 pp. 169-201
- Gonzalez, J.L. 1998 *Philippine Labor Migration: Critical Dimensions of Public Policy*. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.

知花いづみ 2012 「フィリピンにおける人の移動と法制度」 山田美和編『東アジアにおける人の移動の法制度』調査研究報告書 アジア経済研究所  
pp. 1-16

Trinidad Osteria 1994 *The Filipino Female Labor Migration to Japan: Economic Causes and Consequences*. Manila: De La Salle University Press.

## (8) フィリピン人の日本への移動

Osteria, Trinidad 1994 *The Filipino Female Labor Migration to Japan: Economic Causes and Consequences*. Manila: De La Salle University Press.

佐々木精 2005 「来日フィリピン人の変遷と現状」『帝京国際文化』18:135-158

佐竹眞明 2006 「フィリピン人女性による日本への出稼ぎ」佐竹眞明/メアリー・アンジェリン・ダアノイ 『フィリピン—日本国際結婚 多文化共生と移住』JPCA pp. 9-30

Suzuki, Nobue 1997 “Brides, Entertainers Meditating Thirds: Refashioning Filipinas in Japanese Culture Spheres” a revised version of “Remaining Filipinas in Japanese Culture Space” Washington D.C. November 19-23, 1997

1998 “Of Love and the Marriage Market: Masculinity Politics and Filipina-Japanese Marriage in Japan” Paper presented at the panel “Men and Masculinities in Contemporary Japan: Beyond the White-Collar Salaryman Model” at 50<sup>th</sup> Annual Meeting of Association for Asian Studies, Washington D.C. March 26-29, 1998

2002 “Women Imagined, Women Imagine: Re/ Presentations of Filipinas in Japan Since the 1980s” , Filomeno Aguilar Jr. ed., *Filipinos in Global Migrations: at Home in The World?*, Quezon City: Philippine Migration Research Network.

Komai, Hiroshi 1995 *Migrant Workers to Japan*. London and New York: Kegan Paul International.

Kono, Shigemi 1991 “International Migration in Japan: A Demographic Sketch.” In *Regional Development Dialogue*, Vol. 12, No. 3.

- Douglas, Massey 1995 “The Singularities of international Migration of Women to Japan: Past Present and Future.” In *Foreign Workers in Japan: Gender, Civil Rights & Community*. Honolulu University of Hawaii Press.
- Ballescás, Ma. Rosario P. 1993 “The Various Context of Filipino Labor Migrant to Japan” *Tsukuba Journal of Sociology*, no.18  
1998 “Migration of Filipino Women to Japan: Continuities and Shifts” Paper presented at Roundtable discussion on Filipino Women Migrants, Institute of Philippine Culture, Ateneo de Manila University.
- マリア・ロサリオ・ピケロ・バレスカス 2004 「1970年代以降の日本におけるフィリピン人移民」池端雪穂・リディア・N・ユー・ホセ編『近代日本・フィリピン関係史』pp. 583-619
- Yu-Jose, Lydia N. 2002 “Filipinos in Japan and Okinawa 1880s-1972.” *Research Institute for the Languages and Cultures of Asia and Africa*, Tokyo University of Foreign Studies.

## (9) 興行とエンターテイナー

- 阿部亮吉 2007 「ダンシング・オン・ザ・ステージ「フィリピン・パブ」を地理学する」村井忠敬編著 『トランスナショナル・アイデンティティと多文化共生 グローバル化時代の日系人』pp. 433-455  
2011 『エスニシティの地理学—移民エスニック空間を問う』古今書院
- 家田荘子 1995 『恋したはずのフィリピーナたち』角川書店
- 伊藤るり 1992 「ジャバゆきさん」現象再考 — 80年代日本へのアジア女性流入」伊豫谷登士翁・梶田孝道『外国人労働者論—現状から理論へ』弘文堂 pp. 293-332
- 今西富幸・上原康夫・高畑幸 1996 『国際婚外子と子どもの人権—フロリダ、ダイスケ母子の軌跡』明石書店
- 白杵敬子 1986 「ジャバゆき現象」『朝日ジャーナル』11月26日  
1988 「ジャバゆき現象を視る」田中宏・三好亜矢子編著 『現代のエスプリ ジャバゆきさんの現在 外国人労働者をめぐる問題点』249至文堂 pp. 85-99
- 小ヶ谷千穂 2013 「批判的移民研究に向けて—フィリピン女性移民を通して」

- 伊豫谷登士翁編著 『移動という経験—日本における「移民」研究の課題』 有信堂光文社 pp. 117-134
- ゴウ・リサ/鄭瑛恵 1999 『私という旅：ジェンダーとレイシズムを越えて』 青土社
- 鈴木健 2009 「在日フィリピン人シングルマザーと子どもたちの『断絶』と「つながり」の連なりに寄り添う」『移民政策研究』1：124-139
- 鈴木伸枝 2007 「フィリピン人エンターテイナー小史」『アジア遊学』104：48-55
- 2009 「フィリピン人の移動・ケア労働・アイデンティティ 移動労働政策、ジェンダー化、自己実現のはざままで」『立命館言語文化研究』20（4）：3-17
- 園崎寿子 1999 「フィリピンエンターテイナーと日本人男性—聞き取り調査をもとに」城忠彰・堤かなめ編『はざまに生きる子どもたち—日比国際児の解決に向けて』 法律文化社
- 高畑幸 2001 「シングルマザーとして生きる—「フィリピン女性エンターテイナー」のその後—」鐘ヶ江晴彦編著『外国人労働者の人権と地域社会』 明石書店 pp. 212-234
- 武田丈編著 2005 『フィリピン女性エンターテイナーのライフヒストリー エンパワーメントとその支援』 関西学院大学出版会
- 田中宏編 1986 「参考文献」『現代のエスプリ』249：221-222 至文堂
- 玉垣洋一 1995 『フィリピーナと結婚すること—笑いと涙、恋愛と生活の秘密』 乃木坂出版
- Dawn, Dawn-Japan 2005 『フィリピン女性エンターテイナーの夢と現実 マニラ、そして東京で生きる』 明石書店
- 津崎克彦 2010 「フィリピン人エンターテイナーの就労はなぜ拡大したカー歓楽街のグローバリゼーション」五十嵐泰正編著『労働再編②越境する労働と<移民>』 大月書店
- Development Action for Women Network (DAWN), 2003 *Pains and Gains: A Study of Overseas Performing Artist In Japan—from Pre-Departure to Reintegration*, Manila: Development Action for Women Network.
- 中島弘象 2017 『フィリピンパブ嬢の社会学』 新潮新書
- 2018 「夜のフィリピン人女性を取り巻く労働環境 興行ビザ規制後のフィリピン人パブ嬢たち」駒井洋監修 津崎克彦編著『産業構造の変化と外国人労働者』 明石書店 pp. 83-87
- 中島弘象 2023 『フィリピンパブ嬢の経済学』 新潮新書
- 南部英夫監督 2005 『恋するトマト』(DVD) 大地康雄 脚本・主演
- 白野慎也 2006 『フィリピーナはどこへ行った』 情報センター出版局

- Ballescás, Maria Rosario Piquero 1993 *Filipina Entertainers in Japan: An Introduction*, Quezon City The foundation for Nationalist Studies.
- マリア・ロサリオ・ピケロ・バレスカス 1994 『フィリピン女性エンターテイナーの世界』津田守監訳 明石書店
- Parrenas, Rhacel Salazar 2011 *Illicit Flirtations: Labor, Migration, and Sex Trafficking in Tokyo*. Stanford University Press.
- 久田恵 1990 「ワタシ、ニッポンのパパさんと結婚してハッピーね」『別冊宝島 日本が多民族国家になる日』JICC 出版局 pp. 69-82
- 1992 『フィリピーナを愛した男たち』文春文庫
- 日名子暁 1990 「ジャバゆきさんの逆襲」『別冊宝島 日本が多民族国家になる日』JICC 出版局 pp. 83-91
- 山谷哲夫 1985 『じゃばゆきさん』情報センター出版局
- レイ・ベントウーラ 2007 『横浜コトブキ・フィリピーナ』森本麻衣子訳 現代書館

#### (10) フィリピン人ないしフィリピン女性へのイメージ (表象)

- 東賢太朗 2009 「表象・イメージ・現実—在・滞日フィリピン女性表象の変遷から」『宮崎公立大学人文学部紀要』17 (1) : 1-8
- 清水展 1996 「日本におけるフィリピン・イメージ考」『比較社会文化』2:15-26  
九州大学学術情報リポジトリ
- メアリー・アンジェリン・ダアノイ 2006 「日本におけるフィリピン女性：固定観念を崩す」佐竹・ダノアイ 『フィリピン—日本国際結婚 多文化共生と移住』JPCA pp. 81-101

#### (11) 国際結婚・結婚移民

- 安藤純子 2009 「農村部における外国人配布者と地域社会—山形県戸沢村を事例として」『GEMC journal: グローバル時代の男女共同参画と多文化共生』1 : 26-41
- 今藤元 2004 『奥様はフィリピーナ』彩図社
- ウ・シンイン 2010 「台湾における結婚移民女性に関する動向と支援策」『東京大学大学院教育学研究科紀要』50 : 23-33

- 金賢美 2009 「誰のための統合なのか 韓国における結婚移民女性政策と家父的発想」『アジア・太平洋人権レビュー 2009』現代人文社 pp. 86-98
- 桑山紀彦 1989 『国際結婚とストレス—アジアからの花嫁と変容するニッポンの家族』明石書店
- Cahill, Desmond 1990 *Intermarriages in International Contexts*. Quezon City; Scalabrini Migration Center.
- 賽漢卓椰 2011 『国際移動時代の国際結婚 日本農村に嫁いだ中国人女性』勁草書房
- 佐竹眞明・ダアノイ 2006 『フィリピン—日本国際結婚移住と多文化共生』めこん
- 佐竹眞明 2009 「フィリピン・日本結婚のありようとこじれ 日本男性の変化と離婚を中心に」『アジア・太平洋人権レビュー 2009』現代人文社 pp. 32-44
- 佐竹眞明・金愛慶編著 2017 『国際結婚と多文化共生』明石書店
- 佐藤隆夫編著 1989 『農村と国際結婚』日本評論社
- 定松文 2002 「国際結婚にみる家族の問題 フィリピン人女性と日本人男性の結婚・離婚をめぐる」宮島喬・加納弘勝編著 『国際社会2 変容する日本社会と文化』東京大学出版会 pp. 41-68
- 宿谷京子 1988 『アジアからの花嫁』明石書店
- Suzuki, Nobue 2000 “Between Two Shores: Transnational Projects and Filipina Wives in/from Japan” *Women’s Studies International Forum*. 23:431-444
- Suzuki, Nobue 2005 “Tripartite Desires: Filipina-Japanese Marriages and Fantasies of Transnational Traversal” In Constable (ed.) *Cross-Border Marriages: Gender and Mobility in Transnational Asia*. Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- 鈴木伸枝 2010 「日比結婚—コロニアル・グローバル・ナショナルの時空で」『比較家族史研究』24: 1-19
- 高谷幸・稲葉奈々子 2011 「在日フィリピン人女性にとっての貧困—国際結婚女性とシングルマザー」移住連貧困プロジェクト編 『日本で暮らす移住者の貧困』現代人文社 pp. 27-35
- 高畑幸 2003 「国際結婚と家族—在日フィリピン人による出産と子育ての相互扶助」講座 グローバル化する日本と移民問題 第II期 第4巻 石井由香編著『移民の居住と生活』明石書店 pp. 255-291
- 2023 「グローバル化と家族の変容」『国際社会学 改定版』有斐閣 pp. 82-98

- 武田里子 2009 「国際結婚をめぐる自治体施策と地域社会の変化」『アジア・太平洋人権レビュー 2009』現代人文社 pp.68-77
- 2011 『ムラの国際結婚再考』めこん
- Tomoko Nakamatsu 2002 “Marriage, Migration and the International Marriage Business in Japan,” Ph.D. dissertation, Murdoch University.
- 2003 International Marriage through Introduction Agencies; Social and Legal Realities of “Asian” Wives of Japanese Men  
Nicola Piper and Mina Roces eds. *Wife or Worker?: Asian Women and Migration* The United States of America: Rowman & Littlefield Publishers, INC.
- 永野善子 2008 「格差社会のなかの海外出稼ぎと国際結婚—在日フィリピン人の事例」神奈川大学人文学研究所編 『在日外国人と日本社会のグローバル化—神奈川県横浜市を中心に』 pp.85-109.
- 永田貴聖 2013 「在日フィリピン人と国際結婚」吉原和男編集代表 『人の移動事典』丸善出版 pp.242-243
- 中野フェシェリアキタ 1999 『日本に嫁いで11年』文芸社
- Nicole Constable 1992 *Romance on a Global Stage -Pen Pals, Virtual Ethnography, and “maid order” Marriage*. California University Press.
- Nicole Constable (ed.), 2005 *Cross-Border Marriages: Gender and Mobility in Transnational Asia*, Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- 新田文輝 1995 「最近の日本における国際結婚—接近と交換理論を中心とした試論」『吉備国際大学社会学部紀要』595-109
- 1997 「海を渡った日本女性—戦争花嫁再考」『吉備国際大学社会学部紀要』7:165-175
- 日暮高則 1989 『「むら」と「おれ」の国際結婚学 1989』情報企画出版
- 藤井勝・平井晶子編 2019 『外国人移住者と「地方的世界」東アジアにみる国際結婚の構造と機能』昭和堂
- 山口考子 2007 「過疎の農村を蘇らせた外国人花嫁」毛受敏浩・鈴木江里子編著 『「多文化パワー」社会—多文化共生を超えて』明石書店 pp.88-105
- 横田祥子 2005 「台湾・東南アジア系移民の今日と多文化主義の行方」『アジア遊学』81
- 2008 「グローバル・ハイパガミー?—台湾に嫁いだベトナム人女性の事例から」『異文化コミュニケーション』20:79-110

- 横田祥子 2021 『家族を生み出す：台湾をめぐる国際結婚の民族誌』春風社
- 吉田正紀 2020 「在日フィリピン人女性家族の国際結婚—静岡県三島市の事例から」  
『見知らぬ文化の衝撃—文化人類学に生きて』東信堂 pp. 209-230
- 李善姫 2012a 「ジェンダーと多文化の狭間で—東北農村の結婚移民女性をめぐる諸  
問題」『GEMC Journal』 7 : 88-103
- 2012b 「グローバル化時代の仲介型結婚移民」李善姫・中村文子・菱山宏輔編  
『移動の時代を生きる 人・権力・コミュニティ』東信堂 pp. 3-42
- Lieba Faier 2009 *Intimate Encounters - Filipina Women and the Remaking of  
Rural Japan* University of California Press.
- Lucy Williams 2010 *Global Migration -Cross-Border Marriage Migration in  
Global Context* Palgrave Macmillan.
- 夏曉鵬 (Hsia, Hsiao-Chuan) 2009 「台湾における移民運動の発展」『アジア・太平  
洋人権レビュー』現代人文社 pp. 99-112
- 馬 兪貞 2009 「韓国の都市と農村における国際結婚の比較研究—全羅南道における二  
つの地域を中心に」『立命館国際研究』23 (3) : 201-223
- 渡辺雅子 2002 「ニューカマー外国人の増大と日本社会の文化変容—農村の外国人妻  
と地域社会の変容を中心に」、宮島喬・加納弘勝編著 『国際社会 2  
変容する日本社会と文化』東京大学出版会 pp. 15-39

## (12) 介護、ケア労働

- 安里和晃 2009 「ケアの確保をめぐって引き起こされる人の国際移動」  
『現代思想』37 (2) : 91-105
- 小ヶ谷千穂 2019 「フィリピンと日本から考える「人間のメンテナンス」—移住ケア  
労働に日本が求めるものは」『現代思想』47 (5) : 101-111
- 高畑幸 2009a 「在日フィリピン人の介護人材育成—教育を担う人材派遣会社」  
『現代社会学』10 : 85-100
- 2009b 「在日フィリピン人介護者—一足先にやってきた「外国人介護労働  
者」」 『現代思想』37 (2) : 106-155
- 2010 「在日フィリピン人の介護労働参入—資格取得動機と職場で人間関係を  
中心に」『フォーラム現代社会学』9 : 20-30
- 2011a 「興行から介護へ—在日フィリピン人、日系人、そして第二世代への  
経済的影響」明石純一編著『移住労働と世界的経済危機』pp. 107-121
- 2011b 「外国人ケア労働者をケアするのは誰か—経済連携協定より受け入れた  
フィリピン人介護士候補者をめぐって」『社会分析』38 : 43-60

- 2014 「過疎地・地方都市で働く外国人介護者—経済連携協定によるフィリピン人介護福祉士候補者 49 人の追跡調査から」『日本都市社会学年報』32 : 133-148
- 2015 「人口減少地域におけるフィリピン人結婚移民と新日系人の定住」『国際関係・比較研究』13 (2) : 1-19
- 2016 「沖縄・先島諸島のフィリピン人女性たち—島の結婚移民として」『移民研究』11 : 37-54
- 2018a 「日本におけるフィリピン人介護者の働き方—結婚移民と EPA による介護福祉候補者を中心に」『女性労働研究』62 : 63-78
- 2018b 「介護の専門職化と外国人労働者—日系人から結婚移民、介護福祉士まで」駒井洋監修・津崎克彦編著 『産業構造の変化と外国人労働者』明石書店 pp. 66-82
- 2019a 「在日フィリピン人と介護労働—社会的評価獲得の手段として」『比較家族史研究』33 : 8-31
- 2019b 「離島におけるフィリピン人結婚移民の定住と職業生活—1990年代に来日した女性たちの介護職への従事」『移民研究』15:15-26
- 2020 「興行と介護の移住女性労働者—在日フィリピン人の経験から」『日本労働社会学会年報』31 : 30-57
- 鈴木伸枝 2009 「フィリピン人の移動・ケア労働・アイデンティティ 移動労働政策、ジェンダー化、自己実現のはざままで」『立命館言語文化研究』20 (4) : 3-17
- 久場嬉子編著 2007 『介護・家事労働者の国際移動—エスニシティ・ジェンダー・カ労働の交差』日本評論社

### (13) 女性家事労働者

- 青木千賀子 2014 「外国人家事労働者の受け入れに関するジェンダー政策としての課題」『日本大学国際関係学部生活科学研究所報告』37 : 3-12
- 伊藤善典 2016 「外国人労働者はなぜ増加したのか？」『大原社会問題研究所雑誌』No. 690 : 50-66
- 伊藤るり・足立眞理子編 2008 『国際移動と〈連鎖するジェンダー〉—再生産領域のグローバル化』作品社

- 2013 「再生産領域のグローバル化」編集代表 吉原和男『人の移動事典』丸善出版 pp. 872-873
- 上野加代子 2011 『国境を越えるアジアの家事労働者』世界思想社
- 酒見薫 2018 「多民族都市香港における民族対立と協調への志向—外国人家事労働者の事例から」『大学院論集』28 : 1-19 日本大学大学院国際関係研究科
- 定松文 2018 「家事労働とジェンダー再生産労働の外部化と」沈黙“する外国人家事労働者”駒井洋監修 津崎克彦編著 『産業構造の変化と外国人労働者』明石書店 pp. 142-163
- 2019 「〈女性〉〈移民〉に有償家事労働を担わせるとき—再生産領域の国際分業としての国家戦略特区の家事労働者」『現代思想』47 (5) : 92-100
- 2020 「「国家戦略特区」と「外国人家事支援人材」」『経済社会とジェンダー』3 : 59-74
- 2018 「家事労働とジェンダー再生産労働の外部化と」沈黙“する外国人家事労働者”駒井洋監修 津崎克彦編著 『産業構造の変化と外国人労働者』明石書店 pp. 142-163
- 2019 「〈女性〉〈移民〉に有償家事労働を担わせるとき—再生産領域の国際分業としての国家戦略特区の家事労働者」『現代思想』47 (5) : 92-100
- 2020 「「国家戦略特区」と「外国人家事支援人材」」『経済社会とジェンダー』3 : 59-74
- 清水美知子 2004 『〈女中〉イメージの家庭文化史』世界思想社
- Nicole Constable 2007 *Maid to Order in Hong Kong : Stories of Migrant Workers*. Ithaca, N.Y. : Cornell University Press.
- 濱口桂一郎 2023 『家政婦の歴史』文春新書
- ラセル・S・パレーニャス 2007 「女はいつもホームにある グローバリゼーションにおけるフィリピン女性家事労働者の国際移動」伊豫谷登士翁編『移動から場所を問う—現代移民研究の課題』有信堂光文社
- 2002 「グローバリゼーションの使用人—ケア労働の国際的移動」『現代思想』30 (6) : 158-181
- Rhacel Salazar Parrenas 2001, 2015 *Servants of Globalization—Migration and Domestic Work* second ed. Stanford University Press

#### (14) フィリピンにおけるトランスナショナル移民の人類学的研究

- アンジェロ・イシ 2007 「「在日」になったブラジル人のトランスナショナルな模索」  
『現代思想』 35:7:106-115
- 上杉富之 2004 「人類学からみたトランスナショナリズム研究」『日本常民文化紀  
要』 24:1-43
- 江渕(淵)一公 1998 「トランスナショナリズムの研究—文化人類学・異文化間教  
育学の視角」 江渕一公編著『トランスナショナリズムの研  
究』明石書店 pp.21-78
- 江渕一公 2000 「越境の人類学—トランスナショナリズムとグローバリズム」  
江渕一公『文化人類学』日本放送教育振興会 pp.298-324
- 大谷裕史 2002 「トランスナショナリズム」綾部恒雄編 『文化人類学最新述語  
100』弘文堂 pp.134-135
- Okamura, J 1998 “Immigration the Filipino American Diaspora: Transnational  
Relations”, *Identities and Communities*. New York: Garland  
Publishing, Inc.
- Kearny, M. 1995 “The Local and The Global: The Anthropology of Globalization  
and Transnationalism” *Annual Review of Anthropology* Annual  
Review Inc. pp.547-65
- 工藤正子 2016 「トランスナショナルな家族形成における差異の交錯—夫の国パキス  
タンに子と移住した日本人女性の事例から」河合優子編 『交錯する  
多文化社会』ナカニシヤ出版 pp.28-53
- Glick Schiller, N et al 1995 “From Immigrant to Transmigrant: Theorizing  
Transnational Migration” *Anthropological Quarterly*  
68(1)
- Guarnizo, L.E. and M.P. Smith 1999 “The Location of Transnationalism.” In  
*transnationalism from Below*. Smith, M.P. and L.E. Guarinzo  
(eds.), New Brunswick, New Jersey: Transaction Publishers.
- 小井土彰宏 2005a 「国際移民の社会学」梶田孝道編『新・国際社会学』名古屋大学  
出版会 pp.2-23
- 2005b 「グローバル化と越境的社会空間の編成—移民研究におけるトラン  
スナショナルな視角の諸問題」『社会学評論』56(2):381-399
- 2010 「国際移民と越境的空間」日本社会学会社会学事典刊行委員会編  
『社会学事典』丸善株式会社 pp.874-875

- ダアノイ・メアリー・アンジェリン 2009 「トランスナショナルな母親たちの物語—家族とジェンダーの概念における固定性と柔軟性」『アジア・太平洋人権レビュー2009』現代人文社 pp. 46-56
- 長坂 格 2009 『国境を越えるフィリピン村人の民族誌』明石書店
- 永田貴聖 2007 「フィリピン人は国境を越える：トランスナショナルな実践と国家権力の狭間で」『現代思想』6：116-130
- 2011 『トランスナショナル・フィリピン人の民族誌』ナカニシヤ出版
- 額賀美沙子 2012 「トランスナショナルな家族の再編と教育意識—フィリピン系ニューカマーを事例に」『和光大学現代人間学部紀要』5：7-22
- 原めぐみ 2011 「越境する若者たち、望郷する若者たち—新日系フィリピン人の生活史からの考察」『グローバル人間学紀要』4：5-25
- 長谷部美佳 2012 「県営いちょう団地にみる多文化家族の動き—トランスナショナルなコミュニティ」川村千鶴子編著 『3. 11後の多文化家族』明石書店 pp. 123-138
- Phizacklea, Annie 2003 “Transnationalism, Gender and Global Workers” in M. Morokvasic-Muller, U. Erel & K. Shinozaki (eds.), *Crossing Borders and Shifting Boundaries Vol. 1: Gender on the Move* (International Women’s University 2000), Opladen: Leske+Budrich.

## (15) 国際移動とジェンダー

- Oishi, Nana 2005 *Women in Motion: Globalization, State Policies, And Migration in Asia*, Stanford University Press.
- 小ヶ谷千穂 2001 「「移住労働者の女性化」のもう一つの現実—フィリピン農村部送り出し世帯の事例から」伊豫谷登士翁編著『叢書 現代の経済・社会とジェンダー 第5巻 経済のグローバリゼーションとジェンダー』明石書店 pp. 161-186
- 2007 「国際移動とジェンダー フィリピンの事例から」宇田川妙子・中谷文美編著『ジェンダー人類学を読む—地域別・テーマ別基本文献レビュー—』pp. 240-259
- 2016a 『移動を生きる フィリピン移住女性と複数モビリティ』有斐閣
- 2023 「人の国際移動とジェンダー」宮島喬・佐藤成基・小ヶ谷千穂編著『国際社会学 改訂版』有斐閣 pp. 136-151

(16) 家族・親族および宗教的ネットワーク

- イバーラ・C・マテオ 2003 『「滞日」互助網—折りたたみ椅子の共同体』  
フリープレス社
- 大野絵里 2019 「外国人非集住地域におけるフィリピン女性ネットワーク—  
分断がもたらす噂に着目して」『国際ジェンダー学会誌』  
17: 88-106
- 川添航 2020 「在留外国人の社会関係形成・維持における宗教施設の役割：茨城県  
南部におけるフィリピン人を事例に」『地理学評論』93 (3) : 221-38
- Gurak, D.T. and F. Caces. 1992 “Migration Networks and the Shaping of  
Migration Systems.” *In International Migration Systems:  
A Global Approach.* Kritz, M.M. et al (eds.), New York:  
Oxford University Press
- 白波瀬達也・高橋典史 2012 「日本におけるカトリック教会とニューカマー—カト  
リック浜松教会における外国人支援を事例に一」三木英・櫻井義  
秀編『日本に生きる移民たちの宗教生活—ニューカマーのもたら  
す宗教的多元化』、ミネルヴァ書房 pp. 55-86
- 寺田勇文・吉原和男 2013 「日本におけるフィリピンキリスト教会とコミュニティ」  
編者代表吉原和男『人の移動事典』丸善出版 pp. 246-247
- Trager, Lilian, 1988, *The City Connection: Migration and Family  
Interdependence in the Philippines*, Ann Arbor: The  
University of Michigan Press.
- 中西尋子 2016 「結婚移民のフィリピン女性の増加とカトリック教会」  
『移民研究』11:69-80
- 長坂格 2001 「故郷で養育される移住者の子供達—フィリピンからイタリアへの移  
住における家族ネットワーク」[『民族学研究』66 (1) : 26-47
- 2003 「移住における親族ネットワーク—フィリピンからイタリアへの移  
住の事例研究」 岩崎信彦・C・ビーチ・宮島喬 ・R・グッドマン・  
油井静光編著 『海外における日本人、日本の中の外国人—グローバ  
ルな移民流動とエスノスケープ』 pp. 60-75
- 2009 『国境を越えるフィリピン村人の民族誌』明石書店
- 永田貴聖 2011 「越境し続けるネットワーク—新しい世代のトランスナショナル・フ  
ィリピン人たち」永田貴聖『トランスナショナル・フィリピン人の  
民族誌』ナカニシヤ出版 pp. 145-169

- 2018 「宗教関係施設に通じたフィリピン人移住たちのネットワーク—京都市・希望の家を事例に」高橋典史・白波瀬達也・星野壮編『現代日本の宗教と多文化共生—移民と地域社会の関係性を探る—』明石書店 pp. 155-179
- 永田貴聖 2020 「2つのトランスナショナル—フィリピン人移民研究の視点から—」『移民研究年報』26 : 51-64
- 野入直美 2019 「島嶼地域におけるフィリピン人女性たちのネットワークとリーダーシップ」『移民研究』15 : 27-38
- Ballescás, Ma. Rosario P. 1996 “The Expanding Ds and the Filipino Women in Japan.” *In International Female Migration and Japan: Networking, Settlement and Human Rights.* Tokyo: International Peace Research Institute, Meiji Gakuin University.
- 松田良孝 2016 「沖縄県石垣島にみられるフィリピン人ネットワークの態様：カトリック信仰を核に構築されたつながり」『移民研究』11:55-67
- Le May, Alec 2019 「構造的リフォームによる国際化—山越カトリック教会の事例」『文学部紀要』33 (1) : 73-104

## (17) 留学

- 伊東乾 2023 「東大大学院に殺到する超エリート中国人留学生、その理由と日本の事情」(2023年9月5日) JB Press
- 土田久美子・竹中歩 2012 「日本留学は学生の「人間開発」に寄与するか 留学生の選択プロセス」大西仁・吉原直樹監修 李善姫・中村文子・菱山宏輔編著 『移動の時代を生きる 人・権力・コミュニティ』東信堂 pp. 91-119
- 眞住優助 2019 「日本における南・東南アジア人留学生の進路」『現代思想』47(5)34-46

## (18) 移民政策・移民受け入れ

- NHK 取材班 2017 『外国人労働者を受け入れるか、「安い労働力」から「戦力」へ』NHK 出版新書

- 大石奈々 2018 「高度人材・専門人材をめぐる受け入れ政策の陥穽」『社会学評論』68 (4) : 549-566
- 上林千恵子 2012 「外国人労働者の権利と労働問題 労働者受け入れとしての技能実習制度」宮島喬・吉村真子編著 『移民・マイノリティと変容する世界』法政大学出版局 99. 17-46
- 2015 『外国人労働者受け入れと日本社会 技能実習制度の展開とジレンマ』東大出版会
- 2017 「高度外国人受け入れ政策の限界と可能性ー日本型雇用システムと企業の役割期待」小井土彰宏編 『移民受け入れの国際社会学』
- 小井土彰宏・上林千恵子 2018 「特集 日本社会と国際移民ー受け入れ論 30年後の現実によせて」『社会学評論』68 (4) : 468-478
- 小井土彰宏編 2017 『移民受け入れの国際社会学 選別メカニズムの比較分析』名古屋大学出版会
- 駒井洋 1997 『外国人労働者定住の道』明石書店
- 近藤敦 2009 「移民と移民政策」川村千鶴子・近藤敦・中本博皓編 『移民政策へのアプローチーライフサイクルと多文化共生』 pp. 20-27
- 2009 「なぜ移民政策なのかー移民の概念、入管政策、多文化共生政策の課題、移民政策学会の意義」『移民政策研究』1 : 6-17
- 2010 「一般アムネスティ・特別在留許可・特別アムネスティ」近藤敦・塩原良和 鈴木江里子編 『非正規滞在者と在留特別許可ー移住たちの過去・現在・未来』日本評論社 pp. 167-199
- 高谷幸編 2019 『移民政策とは何か 日本の現実から考える』人文書院
- 高谷幸 2019 「序章 移民社会の現実をふまえて」同上所収 pp. 7-22
- 中室牧子 2012 「高技能労働者の国際移動」大西仁・吉原直樹監修 『移動時代を生きる 人・権力・コミュニティ』東信堂 pp121-150
- 樋口直人 2019 「労働ー人材への投資なき愚」高谷幸編 2019 所収 pp. 23-79
- 増田正人 2012 「在日外国人労働者の海外送金の現状と課題」宮島喬・吉村真子編著 『移民・マイノリティと変容する世界』法政大学出版局 pp. 71-96
- 宮島喬 2015 「移民政策におけるヨーロッパと日本ー比較から何を読み取れるか」『移民政策研究』7 : 226-235
- 2022 『「移民国家」としての日本』岩波新書
- 毛受敏浩 2023 『人口亡国 移民で生まれ変わるニッポン』朝日新書
- 山本健児・阿部隆・吉田良生 2002 「受入国を中心とする国際人口移動の動向」『人口大事典』培風館 pp. 688-697
- 吉田良生 1998a 「中東における国際労働力移動」『統計』49 (3) : 14-20

吉田良生 2002 「20世紀後半の国際人口移動の特質」『人口大事典』培風館  
pp. 702-706

### (19) 不法滞在者、非正規移民

加藤丈太郎 2017 「日本における滞在者—APFSの活動を通して考える」  
『移民政策研究』9: 140-152

鈴木江里子 2007 「外国人選別政策の展開—進行する選別的排除」  
小井土彰宏編『移民受入の国際社会学』名古屋大学出版会  
pp. 310-336

高谷幸 2017 『追放と抵抗のポリティックス 戦後日本の境界と非正規移民』  
ナカニシヤ出版

2018 「「外国人労働者」から「不法滞在者」へ—1990年代以降の日本  
における非正規滞在者をめぐるカテゴリーの変遷とその帰結」  
『社会学評論』68(4): 531-548

中島眞一郎 2013 「外国人犯罪」と日本『人の移動事典』丸善出版 pp. 158-159

山本健児・大友篤 2002 「外国人労働者と非合法移動」『人口大事典』pp. 682-688

レイ・ベントウーラ 1993 『ぼくはいつも隠れていた フィリピン学生不法就労記』  
松本剛士訳 草思社

### (20) 難民

浅川聖 2013 「日本の「内」への難民政策の特徴—難民認定申請者に対する「管理」  
と「保護」を中心に」横浜国際経済法学 21(3): 337-409

石南國 2002 「国際人口移動と難民」『人口大事典』培風館 pp. 34-35

石川えり 2009 「難民政策の推移—NGOから見た10年間」『移民政策研究』1:  
55-70

大塚友美 2002 『国際人口移動と難民』『人口大事典』培風館 pp. 142-148

国連難民高等弁務官事務所 2000 『世界難民白書 人道行動の50  
年史』時事通信社

工藤晴子 2023 難民受け入れと「難民問題」 宮島喬、佐藤成基、小ヶ谷千穂編  
『国際社会学』(改定版) 有斐閣 pp. 152-166

高松香奈 2012 「難民政策の二重性」 李善姫、中村文子、菱山宏輔編『移動の時代  
を生きる—一人・権力・コミュニティ』東信堂 pp. 177-208

- 山岡健次郎 2013 「難民移動の系譜学—「余計者」から「保護すべき対象」へ」  
伊豫谷登士翁編 『移動という経験 日本における「移民」研究の  
課題』有信堂 pp. 71-96

## (21) 国際人口移動・移民問題一般

- 伊豫谷登士翁 2001 『グローバリゼーションと移民』有信堂
- 大塚友美 2002 「国際人口移動」『人口大事典』培風館 pp. 669-673
- 梶田孝道編 2005 『新・国際社会学』名古屋大学出版会
- 梶田孝道・宮島喬編 2002 『国際社会 国際化する日本社会』東京大学出版会
- 河野稠果 2006 「世界人口の動向と国際人口論」吉田良生・河野稠果編著  
『国際人口移動の新時代』原書房 pp. 1-14
- カースルズ&ミラー 2011 『国際移民の時代 第4版』名古屋大学出版会
- カリド・コーザー 2021 是川夕監訳 平井和也訳『移民をどう考えるか』勁草書房
- 清水昌人 2002 「日本人を中心とする国際人口移動」『人口大事典』培風館 pp. 697-  
717
- 樽本英樹 2009 『よくわかる国際社会学』ミネルヴァ書房
- Douglas, M. & Roberts, Glenda S. 2003 *Japan and Global Migration -Foreign  
Workers and the Advent of a Multicultural Society*. University of  
Hawai'i Press.
- 手塚和彰 2002 「移民送出国から移民受入国へ」『人口大事典』培風館 pp. 929-933
- Nakaya, T., and Dorling, D 2005 “Geographical inequalities of mortality by  
income in two developed island countries: A cross-national  
comparison of Britain and Japan.” *Social Science and  
Medicine* 60.
- 朴正義 2014 『大久保コリアンタウンの人たち』国書刊行会
- Hugo, Graeme 2004 “International Migration in Southeast Asias since World  
War II” *International migration in Southeast Asia* ed. by  
Aris Ananta & Evi Nurvidya Arifin Institute of  
Southeast Asia Studies, Singapore. pp. 71-93
- 2005 “Migration in the Asia-Pacific region” *Global Commission  
on International Migration* pp. 1-61
- ピーター・クォン 1990 芳賀健一・矢野裕子訳 『チャイナタウン・イン・ニューヨ  
ーク』筑摩書房
- ブライアン・キーラー 2010 濱田久美子訳 『よくわかる国際移民 グローバル化

人間的側面』明石書店

- 別冊環 20 2014 『なぜ今、移民問題か』藤原書店『正論』正論編集部 2023 : 7  
「国民置き去りの“移民”政策 Youは何の資格で日本に？」 pp. 90-  
95 「コンビニに外国人が増えたワケ」 pp. 96-103
- 宮島喬・佐藤成基・小ヶ谷千穂編 2023 『国際社会学 改訂版』有斐閣
- 吉永希久子 2022 『移民と日本社会—データで読み解く実態と将来像』 中公新書
- ラッセル・キング 2011 竹沢尚一郎・稲葉奈々子・高畑幸共訳 『移住・移民の世界  
地図』丸善出版
- 2022年版 『在留外国人統計』 公益財団法人 入管協会 2023年

## (22) 日本への移民の地域的分布

- 石川義孝編著 2007 『人口減少と地域 地理学的アプローチ』京都大学学術出版会
- 石川義孝 2014 「日本の国際人口移動—人口減少問題の解決策となりうるか？」  
『人口問題研究』70 (3) : 244-263
- 2018 『流入外国人と日本：人口減少への処方箋』海青社
- 2018 「日本の国際人口移動」『人口学事典』日本人口学会編 丸善出版  
pp. 300-303
- 石川義孝編 2018 『地図でみる日本の外国人 (改訂版)』ナカニシヤ出版
- 小池司朗 2022 「近年における外国人人口の地域分布」『人口問題研究』78 (3) :  
419-430  
総務省統計局 統計局ホームページ/8. 都道府県別外国人人口「8  
都道府県別外国人人口 1-2」第5表 都道府県別 在留資格別  
在留外国人数 (令和4年末)
- 清水晶人 2002 「在留外国人の地域的分布・構造・動態」『統計年鑑』pp. 17-19
- 中川雅貴 2017 「外国人集住地区の分布と特性に関する分析」『日本人口学会大会』
- 2018 「外国人集住地区の分布とその変化について—国政調査基本単位区レ  
ベルのデータを用いた分析」 『国際的・地域的視野から見た少子  
化・高齢化の新潮流に対応した人口分析・将来推計とその応用に関  
する研究』平成29年度総括研究法報告書 (研究代表 石井太)  
pp. 167-179
- 高畑幸 2015 「人口減少時代の日本における「移民受け入れ」とは一政策の変遷と定  
住外国人の居住分布—」『国際関係・比較文化研究』(静岡県立大学国際  
関係学部) 14 (1) : 141-157

Liaw, K-L., and Ishikawa, Y. 2007. "Destination choice of the 1995-2000 immigrants to Japan: Salient features and multivariate explanation." *Environment and Planning A, forthcoming*

### (23) ディアスポラ

- Amrith, Sunil S. 2011 *Migration and Diaspora in Modern Asia* Cambridge University Press
- Safran, William 1991 "Diaspora in Modern Societies: Myths of Homeland and Return Diaspora" : *A Journal of Transnational Studies*, Vol. 1 No. 1 pp. 83-99
- 浜邦彦・早尾貴紀編 2008 『ディアスポラと社会変容』 国際書院
- ロビン・コーヘン著 2012 『新版グローバル・ディアスポラ』 明石書店

### (24) 群馬県参考資料

[https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13\\_00033.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00033.html) 『令和4年末現在における在留外国人数について』 出入国在留管理庁 2023年3月

<https://www.pref.gunma.jp/site/houdou/26480.html#:~:text=%E4%BB%A4%E5%92%8C%E5%B9%B412%E6%9C%88%E6%9C%AB%E6%99%82%E7%82%B9%E3%81%AE%E7%9C%8C%E5%86%85%E5%A4%96%E5%9B%BD,%25%EF%BC%89%E6%B8%9B%E5%B0%91%E3%81%97%E3%81%A6%E3%81%84%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82> 『令和3年12月末時点の外国人住民数』 群馬県 ぐんま暮らし・外国人活躍推進課 2022年2月

『令和4年群馬県移動人口調査結果（年報）【令和3年10月～令和4年9月】』 群馬県統計課 2023年2月

## 謝 辞

本論文を書くにあたり、学部時代から懇切丁寧なご指導を下さった、指導教授である渡邊武一郎先生、および長年にわたり副指導教授を務めて下さった吉田正紀先生、副指導教授を引き継いで下さった小川直人先生に感謝を申し上げます。

フィールドワーク先として渡航予定であったフィリピンに加え、その後、新型コロナウイルスの影響によりフィリピンへ入国出来なくなった際にも、受入れ先を探し、熱心に取り次いで下さった高橋章先生、結果として渡航が叶わなかったが受け入れ先として準備をして下さった、デ・ラサール大学の Renato DeCastro 先生、新たなフィールドワーク先として受け入れて下さった、オリヴィエ・シュガレ神父とインフォーマントである教会に通うフィリピン人女性たち、教会関係者の皆様のご厚意に謝意を表す。

また、博士論文の査読審査を引き受けて下さった石岡丈昇先生（日本大学 文理学部）から、本論の内容から今後の研究に至るまで、丁寧なご助言を頂き、今後の重要な指針となったことに感謝申し上げたい。

論文の製本、仕上げに際し特別ご尽力いただいた、日本大学国際関係学部教務課の齋藤みどり課長、松崎裕幸さんをはじめとする大学職員の方々に感謝を申し上げます。

最後に、私の研究生活に理解を示し、身に余るほどの経済的援助と精神的サポートをしてくれた父と母に感謝の念を捧げたい。